

# JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

MARCH 2018 **175**

## 第18回JAPANドラッグストアショー特集

## 第34回 ブロック総会 開催報告

## 協会活動

- ・第7回JACDS上場企業トップ意見交換会
- ・2月度月次活動報告

## 協会からのお知らせ

「コンシェルジュマスター研修」ご案内  
登録販売者試験受験対策支援  
健康サポート薬局研修案内  
介護情報提供員募集について  
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内  
各種アドバイザー募集案内  
ダブルライセンス認定制度実施  
日本ヘルスケア協会ご案内  
薬剤師賠償責任保険  
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

## 行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、環境省、東京都、  
一般用医薬品セルフメディケーション振興財団

# 日本チェーンドラッグストア協会

## 協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

### 1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

### 2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

### 3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

### 4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

### 5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

第18回ジャパンドラッグストアショーの開催が目前に迫りました。多くの出展社様とともに素晴らしい開催にしたいと思っております。2月のブロック総会前に行われた支部長会で、千葉から遠いところの県からも薬務課の方がドラッグストアショーに参加いただいたと聞きました。そして、今回も支部長訪問の折りのご招待状によって参加の意向であることが分かりましたので、受付での対応をしっかりとするようにしました。官庁・団体受付に名刺を出していただいたら会場全体の説明そして心臓部であるテーマブースのご説明をさせていただきます。わざわざ、時間を作ってください、お越しいただいた気持ちに少しでも感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。

地方行政とのパイプが少しでも太くなっていき、協力して地域の健康づくりができることを切に希望します。そうしたことのできる第18回ジャパンドラッグストアショーにしていきたいと思っております。

**JACDS****日本チェーンドラッグストア協会 会報****CONTENTS**

No.175

2018.3

- 第18回JAPANDラッグストアショー特集
  - ・第18回JAPANDラッグストアショーの見どころ
  - ・同時開催案内
    - ☆各種セミナーご案内
- 第34回ブロック総会 開催報告
  - ・主催者挨拶
  - ・ブロック別 開催概要
  - ・各委員長からの挨拶
  - ・第10回支部長会 開催報告
  - ・ドラッグストア業界の現状と課題への対応
- 協会活動
  - ・上場企業トップ意見交換会 開催報告
  - ・2月度月次活動報告
- 協会からのお知らせ
  - 「コンシェルジュマスター研修」ご案内
  - 登録販売者試験受験対策支援
  - 健康サポート薬局研修案内
  - 介護情報提供員募集について
  - 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
  - 各種アドバイザー募集案内
  - ダブルライセンス認定制度実施
  - 日本ヘルスケア協会ご案内
  - 薬剤師賠償責任保険
  - 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金
- 行政・団体からのお知らせ
  - 厚生労働省、経済産業省、農林水産省、環境省、東京都、
  - 公益財団法人一般用医薬品セルフメディケーション振興財団

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

2018年

# ドラッグストアショーの見どころ

## 人に、地域につながるドラッグストア

### ～くらしを豊かにするセルフメディケーション～

ドラッグストア業界の成長を支えた背景に、「安さ」と「品揃え」を2軸としたビジネスモデルであったが、ここ数年鈍化成長となり、これまでと同じ手法では成長しない時代に突入した。JACDSではこれからの社会や需要構造変化に対応するため、業界として取り組む新たな社会的役割・機能を明確にした業態進化を図り、地域と生活者に寄り添った健康問題のプラットフォームにシフトする「街の健康ハブステーション構想」を打ち出した。地域生活の「不安」や「不満」を抱えた生活者への対応と新しい需要創造への対応。一方で高齢社会における健康、医療、介護などの生活ケアニーズがさらに高まることが期待できる社会ニーズの中で、ドラッグストアがどのような役割と機能を持ち進化を遂げるかが、業界や企業に課せられた大きな課題である。

ドラッグストア業界は、これまでの受動的対応から能動的対応へシフトし進化することが不可欠。新しい店づくりは、地域社会と環境に適応した売場、売り方、役割・機能、サービスと生活者視点に立った販売体制と情報提供を持ち得た店づくり・人材育成を実現し、地域生活者から自分に必要な店として高い支持を受ける対応が急務である。

実現にあたり、さまざまな課題に対応し生活者に寄り添ったセルフメディケーションの普及啓発を図り、心豊かな暮らしづくりに貢献するのが、ドラッグストアの役割と考える。

物販を主としたビジネスモデルでなく、地域行政や協力関係団体・企業と連携を図り、地域と生活に密着した新たな店舗運営を実現しなければならない。

#### 協会 テーマブース 4ホール

重要な推進課題である、生活者が求める「街の健康ハブステーション構想」実現と人材育成を行う「コンシェルジュマスター制度」導入や新マーケットを創造する「食と健康」、ドラッグストアが実践する「業界支援事業・地域高齢者支援提案」などの最新状況紹介。また「2017年度ドラッグストア実態調査」発表や「協会の教育活動・委員会活動」などの取り組みを紹介します。

#### 新商品 コレクションブース 8ホール

業界関係者のみならず、一般生活者にも注目度が高い出展社の自信作である新商品を一同に集めた「新商品コレクションブース」。今回は、前回以上に最新の新商品が展示され、ブース内では業界関係者並びに一般来場者別に展示商品の好感度投票を実施し、業界関係者には16日（金）のレセプションパーティで投票結果を発表・表彰します。

#### 業界と一般向けの 特別セミナー開催 4ホール

特別セミナーは、国際展示場4ホールのセミナールームにて開催します。特別セミナーは、業界や企業が取り組む課題や店舗運営、仕事・知識に役立つ業界関係者向けの「ビジネスセミナー」と一般来場者を対象とした「ヘルス&ビューティケアセミナー」があります。両セミナー共に、最新の情報が得られ今後の展望や知識が広がるなど、大好評のセミナーです。

★16日・17日・18日の「ヘルス&ビューティケアセミナー」に、JACDS認定のアドバイザーが参加しますと、ポイントが付きます。

# 第 18 回 JAPAN ドラッグストアショー 特別セミナープログラム

※3月17日(土)、18日(日)に開催の「朝日健康医療EXTRAフォーラム」については38ページをご参照ください。

## ■4ホール 特別セミナー会場 <薬剤師学術セミナー(3/16~18)・ビジネスセミナー(3/16)、ヘルス&ビューティケアセミナー(3/17・18)>

※運営上の都合により、セミナータイトル、開催日時は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

3月16日(金)		3月17日(土)		3月18日(日)	
セミナールーム A	セミナールーム B	セミナールーム A	セミナールーム B	セミナールーム A	セミナールーム B
<p>11:30~13:00 (90分)                      第2回 JACDS 薬剤師学術セミナー セッション1                      - スポンサーセッション -                      フレイル予防を考える                      ~消化酵素の可能性~                      協力: シオノギヘルスケア株式会社                      主催: 日本チェーンドラッグストア協会 (一社) 日本薬業研修センター</p>		<p>11:00~12:30 (90分)                      よく知って「やっぱり安心、家庭薬」                      主催: 日本家庭薬協会</p>	<p>11:30~12:15 (45分)                      お出かけ女史のススメ ~キレイになって、ワクワクお出かけ~                      協力: 花王株式会社</p>	<p>11:30~13:00 (90分)                      第2回 JACDS 薬剤師学術セミナー セッション5                      - スポンサーセッション -                      ジェネリック医薬品の品質と製剤工夫                      協力: 株式会社井製薬                      主催: 日本チェーンドラッグストア協会 (一社) 日本薬業研修センター</p>	<p>11:30~12:15 (45分)                      伸ばそう! 健康寿命「毎日の生活に、プラスαの新習慣を」                      協力: アサヒグループ食品株式会社</p>
	<p>13:00~15:30 (150分)                      標準EDI(流通BMS) 推進特別セミナー                      標準EDI(流通BMS) 普及推進に向けた取り組み ~なぜ流通BMSを今導入すべきなのか~                      主催: 日本チェーンドラッグストア協会 業界標準化推進委員会</p>	<p>12:30~13:15 (45分)                      ウソ? ホント?? 痛みと鎮痛薬の都市伝説 ~頭痛を上手にケアして快適ライフ~                      協力: 第一三共ヘルスケア株式会社</p>	<p>12:30~13:15 (45分)                      わたしにもできる 地域包括ケア                      協力: 千葉市保健福祉局 地域包括ケア推進課</p>	<p>12:30~13:15 (45分)                      女はつらいよ!? ~女性のライフステージと身体の不調~                      協力: 武田コンシューマーヘルスケア株式会社</p>	
<p>14:00~15:30 (90分)                      第2回 JACDS 薬剤師学術セミナー セッション2                      日本医療機能評価機構 特別講演会                      薬局ヒヤリ・ハット 事例収集・分析事業の成果                      協力: (公財) 日本医療機能評価機構                      主催: 日本チェーンドラッグストア協会 (一社) 日本薬業研修センター</p>		<p>13:30~15:00 (90分)                      第2回 JACDS 薬剤師学術セミナー セッション4                      厚生労働省特別講演会 平成30年度 調剤報酬改定のポイント                      協力: 厚生労働省                      主催: 日本チェーンドラッグストア協会 (一社) 日本薬業研修センター</p>	<p>13:30~14:15 (45分)                      正しくしまっておく ~上手な衣類収納と衣替え~                      協力: 白元アース株式会社</p>	<p>13:30~15:00 (90分)                      第2回 JACDS 薬剤師学術セミナー セッション6                      - スポンサーセッション -                      知って得する 漢方製剤の活用                      協力: 株式会社ロート製薬                      主催: 日本チェーンドラッグストア協会 (一社) 日本薬業研修センター</p>	<p>13:30~14:15 (45分)                      毎日の歯みがきが歯と歯ぐきの健康を守る ~歯周病とセルフケアのポイント~                      協力: ライオン株式会社</p>
<p>15:40~17:10 (90分)                      第2回 JACDS 薬剤師学術セミナー セッション3                      - スポンサーセッション -                      糖尿病療養指導について 薬局従事者へ期待すること                      協力: テルモ株式会社                      主催: 日本チェーンドラッグストア協会 (一社) 日本薬業研修センター</p>		<p>15:30~16:15 (45分)                      自宅で実践! 知っておきたい 年代別「にぎびケア」                      協力: ロート製薬株式会社</p>	<p>14:30~15:15 (45分)                      災害から家族を守る防災対策                      協力: 防災コミュニケーションネットワーク</p>	<p>14:30~15:15 (45分)                      2018年春夏トレンド「透明感」引き出す 美肌メイクのポイント                      協力: 資生堂ジャパン株式会社</p>	

## ■8ホール 特設ルーム

日程	開始時間	テーマ
3月16日(金)	13:00~14:00 (60分)	セルフメディケーションアワード受賞者発表・記念シンポジウム 主催: 日本チェーンドラッグストア協会
	15:00~15:40 (40分)	電子タグ(RFID)を活用した10兆円産業化への挑戦 ~経済産業省×ドラッグストア 流通革新・高効率運営を目指す共同宣言~ 主催: 日本チェーンドラッグストア協会

# ヘルス&ビューティ情報ステーション2018

## 「デジタルセルフメディケーション」ゾーン

先進の健康ソリューションを体験できるゾーンです。「あっ！」と驚く体験を通して、デジタル時代のセルフメディケーションを考えていただきます。

### あなたの内臓脂肪、はかります！「花王 内臓脂肪みえる化ステーション」体験コーナー

健康の重要なバロメーターであり、あなたの生活を映す鏡でもある内臓脂肪。花王が大阪大学と共同開発した計測技術による専用の医療機器で、内臓脂肪を測定します。

※心臓ペースメーカーなどの体内機器を装着している方、妊娠中またはその可能性がある方、未成年の方は測定できません。※予定数に達したところで終了になります。



協力：花王株式会社

### 「健康測定＋スマートフォンヘルスケア健康管理アプリ」体験コーナー

血圧計や体重体組成計での測定体験と、それらの測定機器と連動するスマートフォンアプリ『OMRON connect』の紹介を行います。測定や記録の簡単さ、グラフ化によるわかりやすさで、これからの時代の健康管理を体験いただきます。また併せて、脳・心血管疾患の発症ゼロ（ゼロイベント）のコンセプトも紹介する予定です。

協力：オムロンヘルスケア株式会社

### 「今あなたが必要と類推される栄養素をオーダーメイドに提供する〈healthServer〉」体験コーナー

healthServer（ヘルスサーバー）は、本体に内蔵した生体センサーで体調情報を取得し、あわせてスマートフォンの専用アプリに行動情報と食事情報を入力します。それらの情報を元に、healthServerが、今必要と思われる栄養素を類推し、サプリメントを提供します。 協力：ドリコス株式会社



## キッズプログラムゾーン

明日の日本の担い手であるこどもたちに社会体験の機会を提供することでセルフメディケーションの理解促進と、ものを大切にする心の養成を目的に展開する体験学習ゾーンです。ホームケアについての実験教室や、さまざまな仕事体験を通じて得た成果（ポイント）でお買物。働くことや物の大切さを学びます。

### 「こどもやくざいし」体験コーナー

キッズ用白衣を着て、通常は入れない調剤室の中で本格的にドラッグストアの薬剤師になりきることができます。楽しみながらドラッグストアの調剤の仕事体験をしていただくことで、ドラッグストア・薬剤師を身近に感じて貰うと同時に、仕事のへの関心を深めていただくコーナーです。

協力：日本チェーンドラッグストア協会



### 「ビューティケアお仕事体験：こどもネイリスト／こどもメイクアップアーティスト」体験コーナー

お母さんやお姉さんと一緒に参加。プロの先生の指導でこどもネイリスト／こどもメイクアップアーティストになっていただき、お母さんやお姉さんにビューティケアを施します。

ネイリスト体験では、ネイルアートとパフリング（爪磨き）を、メイクアップ体験ではアイメイクとリップメイクを行います。

（小学生以上／先着順）



協力：資生堂ジャパン株式会社、株式会社コーセー

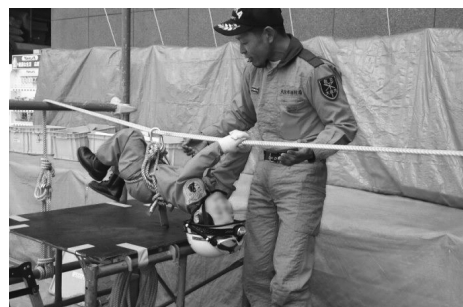
### 「ヘルスケアお仕事体験：こどもセラピスト」体験コーナー

保護者と一緒に参加。プロの先生の指導でからだの仕組みを知り、セラピストのお仕事を体験します。保護者に背中の中の筋肉をほぐすマッサージを施し、本格的なボディセラピスト体験をしていただきます。（小学生以上／先着順）

## 「防災お仕事体験：こどもレスキュー」体験コーナー

災害救助現場で活躍するレスキュー隊。その業務に必要不可欠な「ロープ渡り」をこどもレスキュー隊になって実際に体験いただき、その難しさ、助ける勇気を学んでいただきます。

協力：防災コミュニティネットワーク



## 「こども科学実験教室」コーナー

普段の暮らしの中で身近に起こっているさまざまな化学現象を知るための科学実験を行います。実験教室では、紙オムツや植木鉢のプランツボールに使われている「高吸水性ポリマー」を使った「お部屋用芳香剤」を作ります。

協力：東京大学サイエンスコミュニケーションサークル (CAST)

## 「かえっこ in ドラッグストアショー」コーナー

ご家庭で遊ばなくなったおもちゃをポイントに換えて、欲しいおもちゃと交換する「かえっこ」を JAPAN ドラッグストアショーで展開します。遊ばなくなったおもちゃを持ってこられなくても、お仕事体験コーナーなどで集めたポイントを使い、好きなおもちゃを GET できます！あわせて、仕入れや値札付け、商品配置、POPづくりなどお店の仕事を体験する「かえっこおてつだい体験コーナー」を併催します。

協力：アーツ千代田 3331



## ヘルスケア&ビューティケアゾーン

### ヘルス&ビューティジュースバー

気軽に始められる健康習慣として、美容と健康に役立つ果汁ジュースの紹介・プレゼントを行います。



協力：一般社団法人日本果汁協会



## 第18回JAPANドラッグストアショー 同時開催ご案内

### ① JACDS・DMS 合同セミナー「業務に役立つ制度改正対応のポイント」(3月15日)

※参加費:無料(事前申し込みが必要です)

偽造医薬品の流通防止に関する業務対応、今年から義務化される登録販売者研修状況の届出、医薬品等適正広告基準改正のポイントなどについて説明を行います。【資料 後頁1ページ分】

### ② 「標準EDI(流通BMS)特別セミナー」開催のご案内(3月16日)

「標準EDI(流通BMS)推進特別セミナー」では、INSネット(ISDN)デジタル通信モード」終了予定についての最新情報、標準EDI導入事例、また軽減税率のシステム対応など、標準EDI以外の関連情報についてもご報告いたします。

※参加費:無料(事前申し込みが必要です)【資料 後頁2ページ分】

### ③ セルフメディケーションアワード受賞者発表・記念シンポジウム(3月16日)

2月10日(土)に行われた第13回セルフメディケーションアワードにおいてグランプリを受賞された方の表彰、受賞記念発表、今回の応募作品の特色や傾向を踏まえた今後のセルフメディケーション推進、啓発に関するパネルディスカッションが行われます。

※参加費:無料 当日受付も可能です。【資料 後頁2ページ分】

### ④ 実践セミナーのご案内(3月16日)

セルフメディケーションを実践するために必要な知識を習得していただくことを目的としてセミナーを開催致します。JACDS認定アドバイザー更新のための20ポイントが取得できます。

第一線で活躍される、堀 美智子氏と福田 千晶氏を講師に迎えご講演いただきます。現場で必ず役立つ内容ですので、多数のお申込をお待ちしております。

※参加費:どちらか1つの場合 3,240 円、両方参加の場合は 5,400 円 【資料 後頁2ページ分】

### ⑤ 特別講演会

#### 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の成果」(3月16日)

ヒヤリ・ハット事例の収集・分析を行っている団体から担当理事にご登壇いただき、薬局業務における事故発生の未然防止についてご講演いただきます

#### 「平成30年度調剤報酬改定のポイント」(3月17日)

厚生労働省より調剤報酬改定の責任者にご登壇いただき、調剤報酬改定のポイントについてご講演いただき、質疑応答を行います。

※参加費:無料(事前申し込みが必要です)【資料 後頁2ページ分】

**⑥ わたしにもできる地域包括ケア(3月16日)**

日本チェーンドラッグストア協会千葉市支部からの依頼により、千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課の富田課長にご講演いただくことになりました。

地域包括ケアは特定の人のことではなく、誰でも関わること。一般の方にもわかりやすく実例を交えて「地域包括ケア」を解説し、地域行政にできるサービスを紹介します。【資料 後頁1ページ分】

**⑦ 第2回JACDS薬剤師学術セミナー(3月16日～18日)**

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センター主催で第2回JACDS薬剤師学術セミナーを開催いたします。このセミナーでは、研修認定薬剤師になるために必要な単位(研修受講シール)が取得できます。多数のお申込をお待ちしております。【資料 後頁2ページ分】

※参加費:無料(事前申し込みが必要です)【資料 後頁2ページ分】

# 業務に役立つ 制度改正対応のポイント

主催:日本チェーンドラッグストア協会・ドラッグストアMD研究会

- 日 時：平成30年3月15日、13:30～15:00（予定）  
第18回 JAPANドラッグストアショー同時開催
- 会 場：幕張メッセ（セミナー会場）
- 参加費：無料（事前申込みが必要です）
- 参加対象者：ドラッグストア、メーカー・卸・ストアサポーター様 等
- 人数：約150人

講師:筑波 純（一般社団法人日本薬業研修センター、元埼玉県薬事職員）

医薬品を巡る環境が大きく変化しています。それに伴い様々な制度改正が行われています。どれもが企業コンプライアンス上、必見の制度改正です。これらの制度改正は“知らない”では済まされない時代です。確認の上でもぜひご参加下さい。

## 本セミナーで分かること

- ・偽造医薬品の流通防止に関する業務対応（手順書の書き方含む）  
→卸・他店等から、同一法人店から、物流センターからの医薬品譲受時の書面記載事項と確認方法等、貯蔵場所での保管方法、手順書の書き方のポイント等について分かります。
- ・今年から義務化、登録販売者研修はいつまでに、何を報告するか  
→平成29年度研修からドラッグストア企業等は、勤務する登録販売者の研修状況を都道府県等に届け出なければならなくなりました。いつまでに、何を届けるかがわかります。
- ・医薬品等適正広告基準改正のポイント  
→大幅改正され適正広告基準のポイントと、店舗での活用法が分かります。
- ・平成26年度以前の登販合格者、平成32年4月以降の準備は？  
→全ての登録販売者（現在管理者・管理代行者含む）は平成32年4月以降、管理者・管理代行者になるためには過去5年間のうち24カ月以上の業務経験を証明する書類が必要です。その書類の準備は万端ですか？

■お申込みはFAX(045-474-2569)で事務局までご送信ください。

御社名・所属			
御 氏 名			参加人数 名
連 絡 先	Tel	Fax	E-mail Address

■問合先:日本チェーンドラッグストア協会(045-474-1311) 事務局 横田  
※定員になり次第、応募は締め切らせて頂きます。

## 標準EDI(流通BMS)推進特別セミナー開催のご案内

# 『標準EDI(流通BMS)普及推進に向けた取り組み』

## ～なぜ流通BMSを今導入すべきなのか～

「標準EDI(流通BMS)推進特別セミナー」は、流通BMSの普及を進めるために、毎年開催をしています。NTT東日本から「INS ネット デジタル通信モード」の提供終了予定の発表があったことにより業界全体で流通BMSに切り替えなければならないという機運も高まってきています。また、消費税の軽減税率(複数税率)制度の導入にともなうシステム対応についても現状のシステムでは対応が困難で、業界標準EDIである流通BMSへの移行が望ましいと考えています。ぜひ当セミナーにご参加いただき、最新情報を共有し、混乱なくスムーズな流通BMSへの移行が出来るように進めていければと考えています。よろしくお願いいたします。

日本チェーンドラッグストア協会  
副会長 兼 業界標準化推進委員会 委員長 江黒 純一  
記

日時:平成30年3月16日(金) 13:00～15:30

場所:千葉県 幕張メッセ国際展示場 第18回JAPANドラッグストアショー展示会場内セミナールーム

参加費:無料

参加対象者:ドラッグストア経営トップの方、商品部、システム、財務経理担当者、メーカー・卸ベンダー、システムベンダー、報道関係者様、その他

### 講演内容

#### ●消費税の軽減税率のシステム対応について

財務省より軽減税率(複数税率)制度の導入について、インボイスとは何か、詳しく解説いただきます。また、皆様知りたい流通システムでの対応について、パネルディスカッションで確認をしていきます。

#### ●固定電話のIP網への移行後のサービス及び移行スケジュールについて

総務省、NTTより最新情報を詳しく解説していただきます。

#### ●ドラッグストア企業の導入事例のご紹介

ウエルシア薬局より導入事例を詳しくご紹介します。

#### ●卸・メーカー企業の導入事例、業界に向けた課題

花王グループカスタマーマーケティングより詳しく解説していただきます。

#### ●標準EDI(流通BMS)普及推進活動について

当協会の取り組みと他業界の活動状況について、流通BMS協議会よりご報告いたします。

※都合によりテーマ等、変更になる場合もあります。ご了承ください。

以上

主催:日本チェーンドラッグストア協会 業界標準化推進委員会

後援:経済産業省、一般財団法人流通システム開発センター、流通BMS協議会

**FAX:045-474-2569 JACDS事務局 担当 上杉行**

**第18回JAPANドラッグストアショー同時開催「標準EDI推進特別セミナー」  
『標準EDI(流通BMS)普及推進に向けた取り組み』  
～なぜ流通BMSを今導入すべきなのか～**

日 時：平成30年3月16日（金） 13:00～15:30

会 場：幕張メッセ国際展示場（千葉県 幕張）第18回JAPANドラッグストアショー内セミナー会場

定 員：200名

参加費：無料（事前のお申し込みをお願い致します。FAXの受信を持って受付完了と致します）

申込方法：①平成30年3月9日（金）までに参加申込書をJACDS事務局までお送りください。

②当日は、名刺をご持参頂きます様、お願い申し上げます。

※都合により内容が変更になる場合もありますのでご了承ください。

企業名 \_\_\_\_\_

住所〒 \_\_\_\_\_

TEL ( ) \_\_\_\_\_ FAX ( ) \_\_\_\_\_

連絡先担当者氏名 \_\_\_\_\_ 役職名 \_\_\_\_\_

NO	所属・役職名	氏名
1		
2		
3		

※3名様より参加人数が多い場合はコピーしてお申し込みください。

**※申込締切日 平成30年3月9日(金)までにお申し込みください。**

お問い合わせ先 日本チェーンドラッグストア協会事務局 担当 上杉  
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第二ビル4階  
TEL: 045-474-1311 FAX: 045-474-2569  
E-mail: sec@jacds.gr.jp

# 第13回セルフメディケーションアワード 受賞者発表・記念シンポジウム

～街の健康ハブステーション構想とセルフメディケーション推進について～

日時：3月16日(金) 13:00～14:00  
会場：JAPANドラッグストアショー8ホール内特設ルーム  
＜参加費無料＞

日頃より協会活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。  
セルフメディケーションアワードでは、毎回セルフメディケーション推進の実践事例を発表いただいています。今回は街の健康ハブステーション構想でも重要なテーマとして取り上げられている「専門家による情報提供」に関する作品が多く見られました。

本セミナーでは、

- ・ グランプリ受賞者他、最新のセルフメディケーション推進事例を知ることができます
- ・ 業界内での水平展開や拡がりに関する取り組みについて活発な意見が交わされます
- ・ 「街の健康ハブステーション構想」における専門家による情報提供の役割が示されます

業界関係者の方々には是非ともご来場いただき、今後の業務にお役立ていただきたいと思います。

日本チェーンドラッグストア協会  
セルフメディケーションアワード実行委員長  
櫻井 清

## 主な内容

- ①第13回セルフメディケーションアワード最終審査報告
  - ・ 270作品の応募作品から選ばれた各賞の受賞結果を報告します。
- ②審査委員長総括
  - ・ 川島 光太郎審査委員長より、今回のアワードにおける総括を報告します。
- ③グランプリ受賞者の表彰
  - ・ 青木会長よりグランプリ受賞者の表彰、トロフィーの授与を行います。
- ④グランプリ受賞者による記念発表
  - ・ 道北調剤薬局 登録販売者 庄司 富貴子さんより受賞記念の発表を行います。  
テーマ：調剤薬局からの小さな発信 ～肌ケアからのQOL向上を願って～  
調剤、OTC、健康食品、機能性食品など幅広く取り扱う調剤薬局で働く登録販売者として、様々な年齢や症状持つ方々一人一人に対応するセルフメディケーションパートナーとして行った肌ケアに関する情報提供の事例を紹介し、専門家としての伝え方の研究について発表いただきます。
- ⑤パネルディスカッション
  - パネリスト 川島 光太郎 (一社)日本薬業研修センター 理事長
  - 堀 美智子 医薬情報研究所(株)エス・アイ・シー
  - 福田 千晶 医学博士・健康科学アドバイザー
  - 櫻井 清 セルフメディケーションアワード実行委員長
  - 小田 兵馬 セルフメディケーションアワード副実行委員長
  - 庄司 富貴子 グランプリ受賞者
  - その他、業界関係者を予定

◆スケジュール

- 1. 日 時：3月16日(金) 13:00~14:00 受付開始 12:30
- 2. 会 場：幕張メッセ8ホール内特設ルーム  
 (第18回JAPANドラッグストアショー会場内)  
 JR海浜幕張駅下車 徒歩約5分  
 〒261-0023 千葉県美浜区中瀬 2-1

◆募集要項

- 1. 対象 業界に関係する全ての方
  - ・経営層、教育担当、店舗責任者、店舗で業務に従事する専門家  
 ※お名刺のご用意をお願いします。
  - ・薬科大学、薬業専門学校の先生、学生の方々  
 ※学生の方はこの参加申込書を持参下さい。
 今後のドラッグストア業界を知る上で非常に有意義な内容です
- 2. 参加費 **無料**
- 3. 定員 150名 (先着順で受け付け)
- 4. 申し込み方法 3月12日(月)までに申し込み用紙をFAXにてお送り下さい
- 5. 問い合わせ先 日本チェーンドラッグストア協会 (担当：山田)  
 〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F  
 TEL 045-474-1311 FAX 045-474-2569

3月16日(金)~18日(日)まで、「第18回JAPANドラッグストアショー」が千葉・幕張メッセにて開催されます。この機会に、ぜひご参加下さい。

送付先：FAX：045-474-2569

**第13回セルフメディケーションアワード 受賞者発表・記念シンポジウム参加申込書**

企業名： \_\_\_\_\_  
 連絡先 担当者氏名： \_\_\_\_\_ 役職名： \_\_\_\_\_  
 TEL： \_\_\_\_\_ ( ) FAX： \_\_\_\_\_ ( )  
 E-mail： \_\_\_\_\_

NO	ご所属・役職名	お名前
1		
2		
3		

※3名様より参加人数が多い場合はコピーしてお申し込みください(何名でも参加可)。

# 実践セミナー（JACDS主催）のご案内

実践セミナーは、セルフメディケーションを実践するために必要な知識を習得していただくことを目的とし、毎年様々なテーマで実施され、好評を頂いております。今回のセミナーも、実務に携わる方や、生活者が関心を持たれているテーマについて、各分野で活躍している専門家に分かりやすくお話いただく内容となっております。多くの方のお申込みをお待ちしております。

尚、アドバイザーの方につきましては、各セミナーにつき更新ポイント20Pを取得することができます。

【更新セミナー①】 3月16日（金）10:15～11:45

「女性の健康づくりに薬局でできること」（仮題）

医薬情報研究所/(株)エス・アイ・シー 医薬情報部門責任者 堀 美智子 氏

プロフィール:日本薬業研修センター 医薬研究所所長。テレビやラジオ番組にも出演中。著書も多数。ヘルスケアアドバイザー養成講座のテキスト編集委員。



近年、女性が活躍する場面も広がり、ライフスタイルも多様化しています。同時に、女性が抱える健康に関する悩みも変化し多様化しています。薬局に於ける、女性からの健康相談などについて、薬局で対応できること、アドバイスできることについて、多くの経験に基づいたお話を頂きます。女性だけでなく、男性の方にも参考になる内容になっています。

【更新セミナー②】 3月16日（金）15:30～17:00

「脚が不自由な人の運動について考える」（仮題）

健康科学アドバイザー 福田 千晶 氏

プロフィール:医学博士。日本リハビリテーション医学会専門医。現在、テレビやラジオ番組にも出演中。著書も多数。ヘルスケアアドバイザー養成講座のテキスト編集委員。



「(脚を)動かすと痛い」「ときどき脚がしびれる」などという、軽度の「脚が不自由」な方向けの”運動”についてのお話を頂きます。運動による改善と予防のアドバイスは、ご自身、ご家族へのアドバイスのみならず、店頭に来られる脚についての軽い障害にお悩みのお客様への店頭対応にも、お役立て頂ける内容となっています。

## 会場



### ●電車でご来場の場合

- ◆ JR 京葉線 海浜幕張駅から徒歩 5 分（東京駅から約 30 分、蘇我駅から約 12 分）
- ◆ JR 総武線・京成線 幕張本郷駅から幕張メッセ・マリスタジアム行きバスで、約 15 分（秋葉原駅から約 40 分）

### ●車でご来場の場合

- ◆ 東京都心・羽田方面から約 40 分 湾岸習志野 IC.（東関東自動車道）、または幕張 IC.（京葉道路）から約 5 分
  - ◆ 成田方面から約 30 分。湾岸千葉 IC.（東関東自動車道）から約 5 分
- メッセ駐車場は普通車約 5,500 台、大型車約 120 台、県営地下駐車場は約 500 台を収容します（有料）



FAX : 0 4 5 - 4 7 8 - 5 4 6 1

# 受講申込書

受講をご希望の方は、参加希望講座に丸印を付け、認定番号、お名前、ご住所、電話番号をご記入の上、**2018年3月7日（水）まで**に人材育成センター宛にFAXか郵送にてご返送下さい（複数のセミナーを受講することも可能です）。なお申込受付は申込用紙の送付と受講料の入金を確認できて完了となり、申込受付を完了された方へ2018年3月上旬以降、受講案内を送付いたします。

また、申込をいただいた時点ですでに定員に達している場合にはご連絡致します。

認定者番号： HC                      BC                      BB                      KP

お名前： \_\_\_\_\_ 電話番号： \_\_\_\_\_

連絡先住所： \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_

日程／2018年3月16日（金）  
会場／千葉・幕張メッセ：国際会議場（詳細は受講案内でお知らせ）  
更新ポイント／更新セミナー①②は**20**ポイント

※全てのセミナーとも全アドバイザー対象です。

希望	日時	講師	定員
	3/16 (金)	10:15 ~ 11:45 実践セミナー① 医薬情報研究所 / (株)エス・アイ・シー 医薬情報部門責任者 堀 美智子 氏	各回とも 50名
		15:30 ~ 17:00 実践セミナー② 健康科学アドバイザー 福田 千晶 氏	

参加希望講座に○印をつけてください。詳しいテーマの内容は裏面を参照してください。

### ＜受講料の支払方法＞

受講料：各セミナーとも **3,240** 円（税込）

※更新セミナー2つ受講の場合は、**5,400**円

※2018年3月7日（水）までに下記口座へ振り込み願います。

（振込手数料はご負担下さい）

### ＜振込口座＞

三井住友銀行	新横浜支店	普) 0285954	日本チェーンドラッグストア協会
三菱東京UFJ銀行	新横浜支店	普) 0196957	日本チェーンドラッグストア協会

お申込・お問合せ先

**JACDS** ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階  
TEL : 045-478-5451 FAX : 045-478-5461

## 厚生労働省 特別講演会 平成30年度調剤報酬改定のポイント

平成30年4月には調剤報酬の改定が予定されています。高齢化の深刻化と地域包括ケアシステムの構築という課題に加え、かかりつけ機能をどう定着させていくのか、問題は山積しています。

そこで、厚生労働省から調剤報酬改定の責任者に登壇いただくこととしました。講演と質疑応答を通じ調剤事業の拡大戦略を探ります。

- テーマ 平成30年度調剤報酬改定のポイント
- 講師 厚生労働省 保険局医療課薬剤管理官 中山智紀
- 日時 平成29年3月17日(土) 13:30~15:00 ■ 場所 千葉県幕張メッセセミナー会場

## 日本医療機能評価機構 特別講演会 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の成果

薬剤師の仕事には医療事故というリスクが伴います。大事に至らなかったものの、「ヒヤリとした」「ハットした」という経験は誰もが持っているのではないのでしょうか。実際の事故の背景には数多くの「ヒヤリ・ハット」体験が潜んでいます。事故の防止には、発生例だけでなく、「ヒヤリ・ハット」の事例を集め、発生要因を分析し、防止策を立てることが大切です。

そこで、わが国で唯一薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集・分析を行っている団体から担当理事にご登壇いただくこととしました。薬局や薬剤師の生命線でもある事故の未然防止策を共に考えます。

- テーマ 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の成果
- 講師 (公財)日本医療機能評価機構 執行理事/九州大学病院医療安全管理部 教授
- 日時 平成29年3月16日(金) 14:00~15:30 ■ 場所 千葉県幕張メッセセミナー会場

### お申込みはこちら

- 定員:150名(定員になり次第、締め切らせていただきます)
- 参加費:無料
- 申込み:別紙の参加申込書によるFAX
- 締切り:平成30年3月10日(土)

# 参加申込書

企業名 \_\_\_\_\_

住所〒 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

TEL ( ) \_\_\_\_\_ FAX ( ) \_\_\_\_\_

連絡先担当者氏名 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_

## ■ 厚生労働省 特別講演会

平成30年度調剤報酬改定のポイント 17日(土) 13:30~15:00

NO	ご所属・役職名	お名前
1		
2		
3		

※3名様より参加人数が多い場合はコピーしてお申し込みください(何名でも参加可)。

## ■ 日本医療機能評価機構 特別講演会

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の成果 16日(金) 14:00~15:30

NO	ご所属・役職名	お名前
1		
2		
3		

※3名様より参加人数が多い場合はコピーしてお申し込みください(何名でも参加可)。

**※申込締切日 平成29年3月10日(金)までにお申し込みください。**

お問い合わせ先 日本チェーンドラッグストア協会事務局 東京事務所  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-10  
TEL: 03-5510-8031

## 『わたしにもできる地域包括ケア』

～介護の「困った」にお答えします～

- 日 時：平成30年3月17日（土） 13:30～14:15
- 会 場：幕張メッセ国際展示場（千葉県 幕張） 4ホール  
第18回JAPANドラッグストアショー内 セミナールームB
- 参加費：無料
- 定 員：100名

講師：富田 薫（千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課 課長）

日本チェーンドラッグストア協会千葉市支部からの依頼により、千葉市保健福祉局地域包括ケア推進課の富田課長にご講演いただくことになりました。

地域包括ケアは特定の人のことではなく、誰でも関わること。一般の方にもわかりやすく実例を交えて「地域包括ケア」を解説し、地域行政にできるサービスを紹介します。

多くの方に聞いていただきたい内容ですので、ご家族やご友人とお誘いあわせの上、ご参加ください。

■お申込みは FAX(045-474-2569)で事務局までご送信ください。

御社名・ 所属			
御氏名			参加人数 名
連絡先	TEL	FAX	

■問合先：日本チェーンドラッグストア協会(045-474-1311) 事務局 片桐

※定員になり次第、応募は締め切らせて頂きます。

日本チェーンドラッグストア協会事務局  
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第二ビル4階  
TEL: 045-474-1311 FAX: 045-474-2569  
E-mail: sec@jacds.gr.jp

研修認定薬剤師制度認定研修(最大6単位)

## 第2回JACDS薬剤師学術セミナー

-コミュニティー・ファーマシストをめざして-

主催:日本チェーンドラッグストア協会／一般社団法人日本薬業研修センター

- 日 時 平成30年3月16日(金)・17日(土)・18日(日)
- 内 容 別添日程のとおり。セッションごとに、自由に選択できます。
- 会 場 幕張メッセ 国際展示場 4ホール セミナールームA
- 住 所 千葉市美浜区中瀬 2-1 TEL:043-296-0001
- 定 員 セッションごとに 200名 会員企業かどうかに関係なくどなたでも受講できます。
- 受講料 無料
- 単 位 セッション ごとに1単位取得できます。  
※但し、5分以上の遅刻、早退、途中退席、その他不適切な行動を取られた受講者には  
受講シールを配布いたしません。
- 申 込 必要事項をご記入いただき、FAXでお申込みください。  
※定員になりましたら、お申込みを締め切らせていただきます。お早目にお申込みください。
- 問合せ先 JACDS薬剤師学術セミナー事務局  
TEL:03-5510-8031 / Eメール:[info@nihonyakugyou.jp](mailto:info@nihonyakugyou.jp)

☆

☆

☆

☆

☆

送付先 FAX 03-5510-0180

申込書は、当日の受講票となります。必ずご持参ください。

## 第2回 JACDS 薬剤師学術セミナー申込書

氏名		社名		所属 (店名)	
連絡先	Tel:	Fax:	Mail:		

参加セッションにチェックを入れて下さい。

3月16日(金)	3月17日(土)	3月18日(日)
<input type="checkbox"/> セッション 1		<input type="checkbox"/> セッション 5
<input type="checkbox"/> セッション 2	<input type="checkbox"/> セッション 4	<input type="checkbox"/> セッション 6
<input type="checkbox"/> セッション 3		

## 第2回 JACDS 薬剤師学術セミナー日程

### 第18回 JAPAN ドラッグストアショー/セミナールーム

	3月16日(金)	3月17日(土)	3月18日(日)
11:30	<b>セッション1</b> <b>11:30 ~ 13:00</b> — スポンサーセッション — フレイル予防を考える — 消化酵素の可能性 — 講師 慶応義塾大学医学部 坂口光洋記念 システム医学講座 洪 繁 准教授 シオノギヘルスケア(株) 昼食付き(注1)		<b>セッション5</b> <b>11:30 ~ 13:00</b> — スポンサーセッション — ジェネリック医薬品の 品質と製剤工夫 (株)沢井製薬 軽食付き(注2)
12:00			
12:30			
13:00			
13:30		<b>セッション4</b> <b>13:30 ~ 15:00</b> — 特別講演会 — 平成30年度調剤報酬改定のポイント 講師 厚生労働省保険局医療課 薬剤管理官 中山智紀	<b>セッション6</b> <b>13:30 ~ 15:00</b> — スポンサーセッション — 知って得する漢方製剤の活用 (株)ロート製薬
14:00			
14:30			
14:00	<b>セッション2</b> <b>14:00 ~ 15:30</b> — 特別講演会 — 薬局ヒヤリハット 事例収集・分析事業の成果 講師 (公財)日本医療機能評価機構 執行理事/九州大学病院医療安全管理部 後 信 教授・部長		
14:30			
15:00			
15:30			
16:00	<b>セッション3</b> <b>15:40 ~ 17:10</b> — スポンサーセッション — 糖尿病療養指導について 薬局従事者へ期待すること 講師 三咲内科クリニック 栗林伸一 院長 テルモ(株)		
16:30			
17:00			
17:30			

(注1) セッション1(3月16日(金)11:30~13:00)は、シオノギヘルスケア(株)様との共催。  
 昼食(弁当、飲み物)が用意されます(当日の先着100名まで)。

(注2) セッション5(3月18日(日)11:30-13:00)は、(株)沢井製薬様の共催。  
 軽食(サンドイッチ、飲み物)が用意されます(当日の先着100名まで)。

## 第34回 全国ブロック総会開催



2月19日(月) 東日本ブロック総会



2月20日(火) 中部ブロック総会



2月22日(木) 西日本ブロック総会



2月23日(金) 九州ブロック総会

### 主催者挨拶

私たちの業界は現在絶好調といわれております。しかし、今後人口減少や少子高齢化、規制緩和と競争の激化、薬価引き下げ、調剤報酬減少などこれまでのビジネスモデルが成り立たない状況になると言われています。このような状況下ですが、政府の方針のセルフメディケーション推進、健康寿命延伸、機能的食品、スマイルケア食の拡大などを積極的に取り組むことが追い風になると考えます。厚生労働省から出された健康サポート薬局はドラッグストアの新しい方向性や役割が示されました。ドラッグストアは単に物を売るのではなく地域住民の予防、医療、介護の全般に渡って総合的な健康の窓口となって地域社会に貢献してゆかなければならないと言われています。

ドラッグストア業界が誕生して30数年になります。これからの成長のキーワードは他の業種、業態と差別化し様々な経営環境の中新しいマーケットがつかれるかにかかっています。JACDSでは「街の健康ハブステーション構想」を提唱しています。これを会員の皆様と共有し、業界全体に広げ一緒に取り組むことが10兆円産業への成長軸となると思っています。ご協力お願いいたします。



2月20日(月)  
東日本ブロック

会 場:ホテルグランドパレス  
参加者:156名  
時 間:15:15~17:15 ブロック総会  
17:30~18:30 意見交換会

株式会社ヨネキ十字堂の米城専務の司会により総会は進行されました。

東日本ブロック担当の関ブロック長は挨拶の中で「最近の我々業界の悩みは、労働力不足と賃金の高騰かと思えます。ドラッグストアは年中無休で長時間営業となってきているので敬遠される職種の一つになっています。ドラッグストア業界は百貨店業界を抜き6兆5千億の売り上げになりました。10兆円を目指して更なる成長のためにも労働力不足は解決しなければならない課題です。待遇の改善を業界挙げて取り組み働く人を増やす。業界の価値を高めるためにも働く人の満足度を高めることが大切だと考えます」と話されました。

東日本ブロック総会には、池野副会長の挨拶、根津執行委員長から政治連盟の活動についておよび事業活動報告と今後の事業・計画についての説明、登録販売者委員会浦上委員長からの活動報告、富山ドラッグストアショー実行委員長から第18回JAPANドラッグストアショーの概要説明がありました。

1月26日(木)  
中部ブロック

会 場:メルパルク名古屋  
参加者:148名  
時 間:14:45~16:45 ブロック総会  
17:00~17:45 意見交換会

今回の中部ブロックは過去最高の148名の参加で、総会の会場は座席の確保が難しいくらいの満席となりました。

総会は長基副ブロック長の司会で進行されました。

中部ブロック担当の榎原ブロック長は「中部ブロックは正会員が9社のこじんまりしたブロックですが、皆様のお力を借りて活性化したいと思いますのでよろしくお願いします。」と挨拶され、また「JACDSは2025年に10兆円産業を目指して『街の健康ハブステーション構想』を推進しています。店舗数も3万店舗になると狭小商圈化が進みます。より地域に密着して地域の健康に関してファーストアクセス拠点とならなければならないと思います。先ほど支部長会が開催され、支部長から薬務課訪問の報告がありましたが、ドラッグストアの認知度は確実に高まっていると感じます。私も支部長として訪問を行います。行政からの期待を肌で感じます。地域住民のセルフメディケーションに寄与するのはドラッグストアだなと手応えを感じています」と話されました。

中部ブロック総会には、樋口副会長の挨拶、登録販売者委員会浦上委員長からの活動報告、富山ドラッグストアショー実行委員長から第18回JAPANドラッグストアショーの概要説明がありました。



2月17日(金)  
西日本ブロック

会 場:太閤園  
参加者:209名  
時 間:15:15~17:15 ブロック総会  
17:30~18:15 意見交換会

今回の西日本ブロックは過去最高の209名の参加者が集まりました。総会の会場は満席、意見交換会も会場内を歩くのが困難なほどの混み具合となりました。

総会は西本副ブロック長の司会で会は進行されました。

西日本ブロックの貴島ブロック長は「昨年西日本ブロック長に就任し勉強させてもらっています。本日も支部長会に参加し、西日本ブロックの支部長の皆さんと意見交換をしました。昨年発表された『街の健康ハブステーション構想』に向け、正会員・賛助会員の皆様のお力で共に進んでいきたいと思ひます。西日本は一致団結し進みたいと思ひます」と挨拶されました。

西日本ブロック総会には、樋口副会長挨拶、寺西名誉会長（JACDS政治連盟副会長）より政治連盟の活動の報告とご挨拶、登録販売者委員会浦上委員長からの活動報告、富山ドラッグストアショー実行委員長から第17回JAPANドラッグストアショーの概要説明がありました。

2月24日(金)  
九州ブロック

会 場:ソラリア西鉄ホテル  
参加者:65名  
時 間:14:45~16:45 ブロック総会  
17:00~17:45 意見交換会

長崎県支部(JR九州ドラッグイレブン株式会社)の坂本支部長代理の司会で会は進行されました。

九州ブロック担当の森ブロック長が欠席のため、田中副ブロック長が挨拶されました。

田中副ブロック長は挨拶の中で「超高齢化により、これまでの制度や社会システムが行き詰っています。圧倒的に働く世代の多い時代につくられた医療や年金制度は、今の人口減少や超高齢化社会で維持が難しくなっています。ドラッグストア業界はこうした時代の変化にも対応が求められてきています。単なる企業の成長ではなくドラッグストア業界の成長によって健康寿命の延伸の実現を果たさなければならないと思ひています。健康寿命延伸の実現に向け挙げられるのは『街の健康ハブステーション構想』です。新しいドラッグストアの役割としてさらに進化していくことが健康寿命延伸につながると思ひております。また、ドラッグストアを進化させるために製配販の連携も重要だと考えます。」と話されました。

九州ブロック総会には、富山ドラッグストアショー実行委員長から第18回JAPANドラッグストアショーの概要説明がありました。

**■副会長挨拶**

今回のブロック総会は会長がご都合により参加できなかったため、会長代行の樋口副会長と池野副会長からご挨拶をいただきました。

東日本ブロック総会の挨拶のなかで池野副会長は「ドラッグストアは商品を中心に拡大してきました。今後は商品だけでなく情報も同時に発信しなければならないと考えます。『街の健康ハブステーション構想』では商品と情報が同時に受け取れるので、ドラッグストアの重要な点になると思われます。ドラッグストアの進化の中で、モノからコトに移っていると実感します。コトがしっかりしていないと商品が付いていかない時代になっています。」また政治連盟の活動について「僻地に調剤や医療を行き渡らせるには、制度を変えなければ難しいと思います。そのためにはJACDS政治連盟の活動が大事になってきます。ご協力をお願いします。」と話されました。

樋口副会長は「超高齢化社会のなかで、健康寿命延伸を実践することがドラッグストアの重要な役割だと考えます。地域の健康プラットフォームということで様々な施策に取り組んで参ります。『街の健康ハブステーション構想』については取り組めるところから取り組んでいただきたい。この『街の健康ハブステーション構想』の中のコンシェルジュマスター制度がスタートします。ぜひご活用いただきたい」と話されました。

**■各委員長からの挨拶**

副会長兼  
登録販売者制度向上委員長  
浦上 晃之

**登録販売者委員会の活動について**

地方行政との強力なパイプづくりを目的にJACDS組織委員会と連携し、登録販売者委員会の支部設立をすすめています。今回の薬務課訪問では、支部長の皆さんに「登録販売者の支部も兼任し窓口になる」説明をしていただきました。薬務課からは大変喜ばれ、また要望や意見も増えています。これらの課題を委員会として検討し、各社の業務に役立つかたちにしたいと考えております。

他の業態から規制緩和による登録販売者不要論及び制度の形骸化についてはなんとしても阻止してゆかなければなりません。登録販売者の資質向上と専門家としての地位を確立するため、ご協力のほどお願い申し上げます。

**第18回 JAPANドラッグストアショー開催概要について**

ドラッグストアショー  
実行委員長  
富山 浩樹

第18回JAPANドラッグストアショーのテーマは「人に、地域につながるドラッグストア～暮らしを豊かにするセルフメディケーション～」で3月16日から18日までの3日間開催いたします。また、前日15日は「プレビュー開催」を午後2時から開催します。昨年新たに設けました「ファーマシーソリューションゾーン」は、今まで関わりの少なかった調剤に関連する企業の出展と薬剤師の方の来場を増やすことができました。大変好評でしたので今年も継続することになりました。また、新たに「ストアソリューションゾーン」を設け、ドラッグストアの色々な機能を表現するゾーンをつくりました。来場者は近年13万人を超えています。これ以上一般のお客様を増やすというより来ていない人にどのように情報発信していくかが課題です。日本中、世界中に発信することを目指して広告も紙からSNS等デジタルに移管し、海外のお客様にも情報発信をお願いし新しい流れをつくっていきたいと思います。

普段は担当者とバイヤーだけの接点しかないと思いますが、このショーをきっかけに幅広いネットワークが広がるよう、ぜひご参加ください。よろしく申し上げます。

**■JACDS 政治連盟より**

JACDS政治連盟は少ない資金の中で活動しています。10兆円産業を目指す上ではまだまだ問題が山積しています。それを解決するためには政治力が必要です。現在、我々が支持している「ヘルスケア議員懇話会」の議員の中から大臣や副大臣、政務官が出ています。その議員の方々とは連絡を取りながら様々な問題に取り組んできました。また、新たに「ドラッグストア振興議員懇話会」(公明党員によるヘルスケア関係組織)が発足しました。

皆様には年2回の政治連盟のセミナーにご参加いただき資金面で支えていただきたい。また、政治連盟の入会のご協力もお願いします。



JACDS 名誉会長兼  
JACDS 政治連盟副会長  
寺西 忠幸



執行委員長  
根津 孝一

**第10回 支部長会 開催報告**

第10回の支部長会は、ブロック総会と同時開催で全国4会場にて開催されました。参加者は、ブロック長、副ブロック長、支部長、皆川組織委員長、オブザーバーとして樋口副会長、浦上登録販売者委員長、宗像事務総長が出席されました。会の運営は、副ブロック長の司会とブロック長の議事進行で進められました。

今回も12月から支部長の皆様に地域薬務課への訪問を実施していただき、その報告をお願いしました。回を重ねるごとに会話も弾むようになり、情報の配信や会議出席の依頼、ポスターやパンフレットの協力などが増えました。また薬事審査委員会に委員としての参加要請が、兵庫県に続き群馬県でもあり2県に増えました。JACDS支部長が登録販売者の窓口も兼任する旨を行政に伝えたところ、大変喜ばれ今後登録販売者に関する情報の周知などについて依頼したいとのことでした。

地域の行政に協会の活動をご理解いただき相互理解を深めるために、年2回を目標に訪問を継続的に行っていただくことを支部長の皆様にご理解いただきました。



東日本ブロック 支部長会(ホテルグランドパレス)  
日 時:2月19日(月)参加支部:15県、3市



中部ブロック 支部長会(メルパルク名古屋)  
日 時:2月20日(火)参加支部:6県、3市



西日本ブロック 支部長会(太閤園 迎賓館)  
日 時:2月22日(木)参加支部:11県、3市



九州ブロック 支部長会(ソラリア西鉄ホテル)  
日 時:2月123日(金)参加支部:7県、1市

## ドラッグストア業界の現状と今後の取り組み課題

日本チェーンドラッグストア協会  
事務総長 宗像 守

### 1. ドラッグストア経営環境の変化

#### 1) 人口動態と市場環境

- ・わが国の総人口は 2017 年1億 2700 万人。10 年後 2027 年は1億 2200 万人
- ・人口・世帯減少とインバウンド需要の伸び悩みで国内総消費減少の可能性大

#### 2) 超高齢社会の状況

- ・高齢者人口比率は現在 27.7%(3514 万人)から 10 年後 30.6%(3677 万人)
- ・元気な老人数、要医療介護人数どちらも増加。健康寿命延伸策推進が本格化

#### 3) 生活、買い物の変化

- ・高齢一人、二人世帯の増加で少量・多頻度購入、快適な生活や買い物の要求
- ・高額所有欲の減少、継続的な生活満足と将来の不安解消欲の高まり、その他

#### 4) ヘルスケア政策・医療制度の変化

- ・医療・介護費高騰で大幅に医療制度が見直され健康寿命延伸への政策転換
- ・ICT、AIの活用で医療・介護情報の一元化と医療や薬局の業務が合理化へ

#### 5) 診療報酬、調剤報酬のダブル改定

- ・薬局調剤提供業務が減点、薬価差益是正等でモノからヒトへの調剤報酬が鮮明に
- ・門前薬局、薬局チェーンの経営悪化し、ドラッグストア調剤が処方箋の受け皿に

#### 6) 商品構成、販売事業者のボーダレス化

- ・取扱いカテゴリー、取扱いサービス、提供事業等のボーダレス化で満足の拡大
- ・既存業態に新参入企業がない反面、新しい提供方法の提供者が続々と出現

#### 7) 競争の変化

- ・同次元競争の激化—既存需要をめぐり同業態間、異業態間、異業種間の競争
- ・異次元競争の変化—新需要対応や解決法、新提供方法で既存需要を変える

#### 8) その他

### 2. これまでのドラッグストア業界の対応状況

#### 1) 問題・課題に関する業界対応

##### (1) 偽造薬医薬品「ハーボニー」の提供問題に関する対応(別紙参照)

→検討会を受け厚労省は省令改正・Q&Aを発出。業界は対応マニュアルを出した

##### (2) 調剤集中率に関する付け替え不正請求問題の対応

→JACDSは約 8000 店舗自主点検し 93%回収で不正請求なし。再発防止へ

##### (3) 検体測定室ガイドラインの見直しに関する対応

→厚労省Q&Aで法律に抵触しない範囲で実施容易に。近く業界はマニュアル出す

- (4)セルフメディケーション税制(5 年時限特別措置法)に関する対応  
→実施 1 年目の状況をみて対象範囲の拡大化、軽減税率の導入か、を判断し行動する
- (5)かかりつけ薬剤師、健康サポート薬局の 24 時間相談応需体制に関する対応  
→かかりつけ薬局・薬剤師の 24 時間応需体制が労基法違反の可能性指摘し返答待つ
- (6)他業態に比べドラッグストアがまだまだ高い「返品」を低減する対応(別紙参照)  
→公正取引委員会より指導あり。業界は早急に対応する必要性がある課題
- (7)日本チェーンドラッグストア協会設立 20 周年について  
→本年 9 月よりJACDS設立 20 年目を迎える。20 周年記念事業複数を行う予定
- (8)その他(調剤ポイント、二重申請の解消など)  
→調剤ポイントは JACDS 基準で決着、二重申請は法改正必要以外決着し経過観察に

## 2) 医薬分業と薬剤師の確保

- (1) 薬剤師の確保に関する活動(JACDS 調剤推進委員会)  
→薬科大学に今後のドラッグストアの可能性や現在の努力を伝える活動を行っている
- (2) 勤務薬剤師の地位向上に関する組織研究(JAHI 職能連携部会)  
→地域健康づくり職種連携、医療職種との連携、介護職種との連携等を検討し推進へ
- (3) 勤務薬剤師の資質向上に関する活動の検討(JACDS 勤務薬剤師会準備委員会)  
→勤務薬剤師の活躍環境を①独立組織、②JACDS 内組織、③日薬の中に部会、で検討
- (4) その他  
→個店と調剤報酬だけ関心、チェーン、ドラッグ嫌いの日薬を今後どう位置付けるか  
⇒ドラッグストアの成長を握るのは薬剤師であり、業界でしっかり対応することが必要

## 3) 業界の支援事業

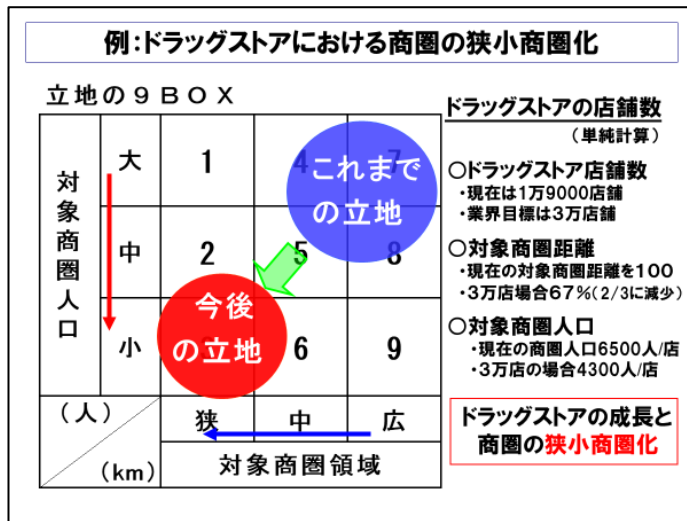
- (1) 寝たきりを防ぐ「ながら筋トレ体操」の普及推進  
→JACDS とわが国最大のフィットネスカーブスと連携し開発、近くマニュアル配布
- (2) 「コンシェルジュマスター制度」のコンシェルジュ研修を開始  
→店舗取扱商品選び方使い方情報、商品情報、地域情報を提供して生活者の健康支援
- (3) 「食と健康」の需要創造、電子タグ(RFID)の可能性研究プロジェクト  
→ドラッグストアの市場創造と効率的オペレーション(人手不足解消)の研究を行う
- (4) AED 機器の普及と指導員の養成  
→すでにドラッグストア店舗で年間 10 人以上の尊い命が救われている。普及強化へ
- (5) インバウンド需要、訪日観光者需要に対応する多言語サービス  
→中国語(簡体、繁体)、韓国語、英語でシステム対応。医薬品は 3 月よりスタート
- (6) その他  
→製配販各社の成長につなげる業界支援策を構築して次々と提供。活用して成長を  
⇒1 社では困難な事業を業界が支援。製配販各社でこうした課題があればお寄せください

## 3. ドラッグストア業界の成長目的と課題

1)ドラッグストア業界の目標

- (1)業界規模 2025年 10兆円 (2016年 6.5兆円)
- (2)店舗数 2025年 2.5~3万店舗 (2016年 1.9万店舗)
- (3)調剤目標 2025年 調剤 (7.5兆円 8億万枚) シェア 30~40% (現在 10%強)
- (4)実現条件 「狭小商圈型ドラッグストア」づくりの条件
  - ①ドラッグストアの社会的、地域的位置づけを向上する
  - ②ドラッグストアマーケットを拡大する
  - ③店舗オペレーションの効率化、合理化を図る

⇒対象商圈の距離は現在の3分の2、人口は、現在の6500人から4300人でも成長する



2)目標達成のための課題

- ・課題1. 地域生活者にドラッグストアの新しい機能や役割を提供する  
→「安さと便利さ」維持し、新しい地域機能や役割を構築実現する
- ・課題2. 他業種業態の既存マーケットをドラッグストアにシフトする  
→「調剤」「既存食品」「その他」既存巨大市場を奪取する
- ・課題3. ドラッグストアが自ら新しいカテゴリとマーケットを創りだす  
→「食と健康」「潜在市場の顕在化」等、新しいマーケットを創造する

⇒3課題を同時に実現し 2025年に10兆円産業化へ「街の健康ハブステーション構想」

3)街の健康ハブステーション構想

(1)目的

→「地域の健康プラットフォーム」や「生活者からの相談窓口」にする

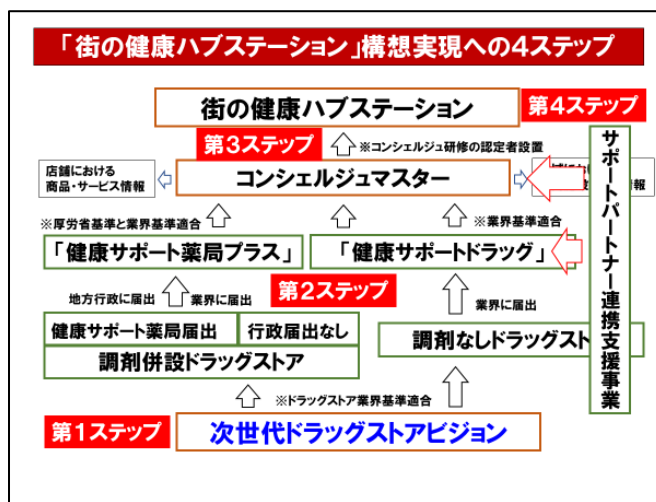
(2)「街の健康ハブステーション構想」概要

- ・「次世代ドラッグストアビジョン」を实践し「健康サポートドラッグ」に
- ・お客様の健康に関する悩みや要望を店舗と地域で解決に導く
- ・「情報提供力」を高めたコンシェルジュを養成する

- ・1社ではできない商品やサービスを業界でサポートし実現  
→社会に無くてはならない「健康インフラ業態」に進化させる

(3)「街の健康ハブステーション構想」の課題

- ・地域行政、施設、組織との信頼関係の樹立と連携
  - ・お客様の目線での商品構成、サービス、買い物提供
  - ・お客様の満足を提供する人材育成、システム・設備の充実
- ドラッグストアを新しい社会インフラに導き、3課題を達成する。  
それが「街の健康ハブステーション構想」である



4. 製配販における今後の課題

1) 10年で大変革する

(1) 2015.5.22 厚労大臣記者会見「病院の前の景色は変わる」

→ 門前薬局の医薬品渡し業務(モノ)からかかりつけ薬局の移行(ヒト)へのシフト

(2) かかりつけ薬剤師に保険点数、健康サポート薬局の都道府県認定

→ 生活者の利便性や快適さ、実施事業者の条件等を考慮なしで、飴と鞭で実施

(3) 5~10年かける変革のステップ

→ 可能性、必要性投げかけ、既存に配慮条件実施、既存の拒否条件実施、強制実施へ

(4) 各分野より続々変革の要因となる施策をスタート

→ 規制改革会議、閣議決定などを経て、医療情報のデータ化、リフィル処方等次々に

(5) その他

→ 厚労省だけでなく経産省、内閣府、農水省、環境省等の中央及び地方行政に変革策

⇒ 1年2年では変化は小さく見えるが10年単位でみるとドラッグストア環境は大変革する



## 2)ドラッグストア業界に關係する製配販企業の成長実現の課題

### (1)今から備え準備すること

→既存の不備・不満・不足を解決する活動・事業・仕事に挑戦せよ

### (2)最新技術を導入し変革をおこす

→AI、ICT、IoT、流通 BMS、RFID 等の新しい時代に対応する最新技術を導入する

### (3)投資のあり方を再構築する

→ローコストは重要だが、今後はメリハリをつけて顧客価値向上、オペレーション構造変革、情報提供(人材育成)などに直間接的成果が出る投資を行うことが必要

### (4)情報提供のあり方を研究する

→新カテゴリーや新サービスづくりによる価値向上、市場創造には情報提供が不可欠

### (5)その他

→直接的な顧客個別メリットだけでなく、間接的な地域や国民、生活者メリット重要

⇒今から研究、実証実験、導入改善、全店展開、業界標準になる準備や取り組みを行う

## 3)製配販各社様へのお願い

### (1)創造的連携の研究と実践

→製配販がともに成長するための研究や実験、実施に協力すること

### (2)業際連携による新しい機能や価値の提供

→既存事業者間のみならず、今まで関係のない業種・業界と連携し新しい価値を提供

### (3)ドラッグストア成長戦略研究プロジェクトへの協力

→①「食と健康」機能性食品展開マニュアル制作、②電子タグ(RFID)の導入研究

### (4)第 18 回ジャパンドラッグストアショーで展開

→高齢者需要・機能食品攻略、電子タグ模擬店舗等の問題提起の展示、セミナー

### (5)その他

→情報の共有、目的の共有、成果の共有、各社の分業を行い新しい成長につなげる

⇒これまでの繰り返しや製配販の理解や協力なくしては今後の業界発展はない。新しい取り組みの研究実験を行い、革新的な社会的機能とビジネスモデルを構築する

## 5. その他

### 1)オンジ製剤の表示および広告について

→「物忘れ改善薬」が「認知症治療薬」に誤認の恐れを防ぐ対応を行う

### 2)登録販売者の管理者申請について

→本年4月に経過措置が期限を迎える。適切な対応を行うこと

### 3)その他の対応

→事務連絡およびドラッグストアショーテーマブース、公開セミナーをご覧ください

**上場企業トップ意見交換会開催報告****業界発展のため、支援惜しまず**

第8回目を迎えるJACDS上場企業トップ意見交換会が2月28日にメルパルク東京で行われました。

上場企業のトップの方とJACDS常任理事との合同会議開催であり、総勢は23名でした。世話人を代表して、マツモトキヨシホールディングスの松本会長の挨拶から始まり、青木JACDS会長挨拶、JACDS活動全般説明、そして、富山浩樹実行委員長より2週間後の第18回ジャパンドラッグストアショーの説明を行ないました。続いて、ドラッグストア成長戦略研究プロジェクトの設置、そしてドラッグストアの勤務薬剤師、消費税増税時の価格表示問題、軽減税率導入など、業界の抱える重要案件について、説明並びに意見交換は行われました。

また、ドラッグストア業界の現状と課題について、宗像事務総長より説明があり、「10年単位で将来を見つめ、2025年ドラッグストア業界10兆円産業化へ、上場企業の皆様の理解と協力をお願いしたい」との発言がありました。

上場企業の参加者からは、「業界発展とともに企業の発展がある。皆で支援していく」という声があがりました。さらなる業界発展に向けて大変有意義な意見交換会でありました。



**JACDS 2月 月次活動報告**

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
2月2日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第112回JACDS記者意見交換会	<ol style="list-style-type: none"> <li>偽造薬流通再発防止のため、管理マニュアルを作成・配布</li> <li>ドラッグストア成長戦略研究プロジェクトの設置について                     <ol style="list-style-type: none"> <li>「食と健康」に関する機能性表示食品の新市場創造の研究</li> <li>電子タグ(RFID)に関する業界導入の可能性と課題を研</li> </ol> </li> <li>第18回ジャバンドラッグストアショー関係                     <ol style="list-style-type: none"> <li>第13回セルフメディケーションアワードについて</li> <li>第6回健康(セルメ)川柳 応募状況</li> <li>ドラッグストア流通記者会の皆様へのご案内</li> </ol> </li> <li>今後の実施計画                     <ol style="list-style-type: none"> <li>ドラッグストアMD研究会(DMS)新春政策セミナー</li> <li>JACDS第34回ブロック総会</li> <li>トップ会 2月28日(水)</li> <li>第18回ジャバンドラッグストアショー</li> </ol> </li> <li>宗像の視点                     <ol style="list-style-type: none"> <li>検体測定室のQ&amp;Aに対応する「業界実施マニュアル」の策定と推進について</li> <li>ドラッグストアテーママップについて</li> <li>その他</li> </ol> </li> <li>次回の開催案内</li> </ol>	30名
2月7日(水) JACDS東京事務所 10:00~12:00	第7回調剤推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>薬学実務実習受け入れガイドラインについて</li> <li>調剤推進計画について</li> <li>こども薬剤師体験コーナーの実施について</li> <li>その他</li> </ol>	6名
2月10日(土) スタンダード会議室 虎の門	第13回セルフメディケーションアワード 発表会&表彰式	<ol style="list-style-type: none"> <li>開会宣言</li> <li>グランプリ候補者発表、質疑応答</li> <li>最終審査</li> <li>受賞者表彰</li> <li>総評</li> </ol>	約50名
2月14日(月) JACDS東京事務所 16:00~18:00	第5回防犯・有事委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>来期の活動テーマについて                     <ol style="list-style-type: none"> <li>防犯対策について</li> <li>有事対応について</li> </ol> </li> <li>有事における意思決定手段の確保について 衛星通信機器の見直し検討</li> <li>報告事項                     <ol style="list-style-type: none"> <li>ORCAプロジェクト 第4回開催報告</li> <li>千葉県安全安心まちづくり推進協議会「第13回万引き防止対策部会」</li> </ol> </li> <li>その他</li> </ol>	4名
2月16日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第120回定例合同記者会	<ol style="list-style-type: none"> <li>日本チェーンドラッグストア協会から                     <ol style="list-style-type: none"> <li>ドラッグストアMD研究会(DMS)新春政策セミナー</li> <li>第13回セルフメディケーションアワード</li> <li>オンジ製剤の広告・販売について</li> <li>第18回ジャバンドラッグストアショー</li> <li>今後の実施計画</li> <li>宗像の視点</li> <li>次回の開催案内</li> </ol> </li> <li>日本ヘルスケア協会から 活動報告</li> <li>日本薬品登録販売者協会から 活動報告</li> <li>日本置き薬協会から                     <ol style="list-style-type: none"> <li>黄色いダイヤ「牛黄」価格高騰が及ぼす黄信号 配置薬製品価格上昇の傾向</li> <li>郷愁とレトロ感に思わずクスリとさせる 3月に「富山くすりフェア」がKITTE で開催</li> <li>ちょっと食傷気味? 配置薬での日本イサン申請 一歩下(佐賀)って二歩進みたい富山県</li> </ol> </li> </ol>	22名
2月19日(月) ホテルグランドパレス 3階 牡丹・あやめ 13:00~15:00	第10回東日本ブロック支部長会	<ol style="list-style-type: none"> <li>東日本ブロック長挨拶</li> <li>組織委員長挨拶</li> <li>行政訪問の報告について</li> <li>9月ブロック総会の開催について</li> <li>登録販売者制度向上委員会の活動について</li> <li>その他</li> </ol>	23名
2月19日(月) ホテルグランドパレス 3階 白樺・鶴 15:15~17:15	第34回東日本ブロック総会	<ol style="list-style-type: none"> <li>東日本ブロック長挨拶</li> <li>組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について</li> <li>2018年の「社会環境と今後の方針」について</li> <li>JACDS「政治連盟活動」について</li> <li>「JACDS事業活動報告と今後の事業・計画」について</li> <li>「登録販売者委員会」の活動について</li> <li>第18回JAPANドラッグストアショー開催について</li> <li>「ドラッグストア業界の現状と今後の取り組み課題」について</li> <li>質疑応答</li> </ol>	156名
2月20日(火) メルパルク名古屋 3階 ダリア 13:00~14:30	第10回中部ブロック支部長会	<ol style="list-style-type: none"> <li>中部ブロック長 挨拶</li> <li>組織委員長挨拶</li> <li>行政訪問の報告について</li> <li>9月ブロック総会の開催について</li> <li>登録販売者制度向上委員会の活動について</li> <li>その他</li> </ol>	16名
2月20日(火) メルパルク名古屋 3階 カトレア 14:45~16:45	第34回中部ブロック総会	<ol style="list-style-type: none"> <li>中部ブロック長 挨拶</li> <li>組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について</li> <li>2018年の「社会環境と今後の方針」について</li> <li>「登録販売者委員会」の活動について</li> <li>「第18回JAPANドラッグストアショー」開催について</li> <li>「JACDS事業活動報告と今後の事業・計画」 及び「ドラッグストア業界の現状と今後の取り組み課題」について</li> <li>質疑応答</li> </ol>	148名

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
2月22日(木) 太閤園迎賓館 2階 サファイア 13:00～15:00	第10回西日本ブロック支部長会	1. 西日本ブロック長 挨拶 2. 組織委員長挨拶 3. 行政訪問の報告について 4. 9月ブロック総会の開催について 5. 登録販売者制度向上委員会の活動について 6. その他	21名
2月22日(木) 太閤園迎賓館 2階 ゴールデン 15:15～17:15	第34回西日本ブロック総会	1. 西日本ブロック長 挨拶 2. 組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3. 2018年の「社会環境と今後の方針」について 4. JACDSの「政治連盟活動」について 5. 「登録販売者委員会」の活動について 6. 「第18回JAPANDラッグストアショー」開催について 7. 「JACDS事業活動報告と今後の事業・計画」及び「ドラッグストア業界の現状と今後の取り組み課題」について 8. 質疑応答	209名
2月23日(金) ソラリア西鉄ホテル 8階 聖天 13:00～14:30	第10回九州ブロック支部長会	1. 九州副ブロック長 挨拶 2. 組織委員長挨拶 3. 行政訪問の報告について 4. 9月ブロック総会の開催について 5. 登録販売者制度向上委員会の活動について 6. その他	13名
2月23日(金) ソラリア西鉄ホテル 8階 北斗 14:45～16:45	第34回九州ブロック総会	1. 九州ブロック長 挨拶 2. 組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3. 2018年の「社会環境と今後の方針」について 4. 「第18回JAPANDラッグストアショー」開催について 5. 「JACDS事業活動報告と今後の事業・計画」及び「ドラッグストア業界の現状と今後の取り組み課題」について 6. 質疑応答	65名
2月28日(水) メルパルク東京 4階 白鳥の間 11:00～12:00	第8回常任理事会	1. 組織委員会のブロック総会報告について(速報) 2. 医薬品不正問題の処理状況について 3. 処方箋付替え問題並びに偽造医薬品流通問題について 4. トップ会について 5. ドラッグストア薬剤師会について 6. 薬学実務実習受入れに関するガイドライン(案)について 7. ドラッグストア成長戦略研究プロジェクトの設置について 「食と健康」「電子タグの研究・推進」 8. 第18回ジャパンラッグストアショー開催の審議事項について ※開催報告はトップ会で説明。各委員会のセミナー開催も同様 ・業界標準化推進委員会 ・調剤推進委員会 ・第13回セルフメディケーションアワード、第6回健康セルメル川柳について 9. 報告・依頼事項 ・新年賀詞交歓会の出席報告 ・2017年業界規模集計中間報告 10. 今後のスケジュールについて	18名
2月28日(水) メルパルク東京 4階 白鳥の間 13:00～14:30	第8回 JACDS上場企業トップ意見交換会	1. 世話人挨拶(世話人を代表して) 2. 日本チェーンラッグストア協会 会長挨拶 3. JACDS活動における全般の説明 4. 第18回ジャパンラッグストアショーの説明 5. ドラッグストア成長戦略研究プロジェクトの設置 「食と健康」「電子タグの研究・推進」 6. ドラッグストア勤務薬剤師について 組織、採用、実務実習について 7. ドラッグストア業界の現状と課題について 1)ドラッグストア経営環境の変化 2)これまでのドラッグストア業界の対応状況 3)ドラッグストア業界の成長目標 4)製配販における今後の課題 5)その他 8. その他 9. 質疑応答 10. 今後のスケジュールについて	23名

## 協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を掲載しています。

### ■ 登録販売者試験受験対策支援

☆平成 29 年度 登録販売者試験情報(平成 30 年 1 月 30 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

### ■「コンシェルジュマスター研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」をスタートしました。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

### ■「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁 6 ページ分あり】

### ■ 介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。【資料 後頁 2 ページ分あり】

### ■ 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料 後頁 2 ページ分あり】

### ■ ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。【資料 後頁 2 ページ分あり】

## ■ 一般財団法人 日本ヘルスケア協会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料：後頁5ページ分あり】

## ■ 薬剤師賠償責任保険 ご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料：後頁3ページ分あり】

## ■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

そらぶちキッズキャンプ募金(平成27年4月～平成27年9月)の集計結果が出ました。ご協力いただきました企業様は、HP から結果報告のポスターを印刷しお客様へのご報告をお願いいたします。

【資料 後頁1ページ分あり】

## 平成29年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成30年1月30日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率
北海道	8月30日(水)	10月2日(月)	1,268名	2,032名	62.4%
青森県	8月30日(水)	10月2日(月)	326名	601名	54.2%
岩手県	8月30日(水)	10月2日(月)	310名	540名	57.4%
宮城県	8月30日(水)	10月2日(月)	573名	922名	62.1%
秋田県	8月30日(水)	10月2日(月)	242名	400名	60.5%
山形県	8月30日(水)	10月2日(月)	266名	459名	58.0%
福島県	8月30日(水)	10月2日(月)	738名	1,302名	56.7%
茨城県	9月7日(木)	10月6日(金)	520名	1,542名	33.7%
栃木県	9月7日(木)	10月6日(金)	374名	1,227名	30.5%
群馬県	9月7日(木)	10月6日(金)	514名	1,585名	32.4%
埼玉県	9月10日(日)	10月10日(火)	1,060名	2,759名	38.4%
千葉県	9月10日(日)	10月10日(火)	921名	2,274名	40.5%
東京都	9月10日(日)	10月10日(火)	1,946名	4,556名	42.7%
神奈川県	9月10日(日)	10月10日(火)	1,404名	3,008名	46.7%
新潟県	9月7日(木)	10月6日(金)	318名	956名	33.3%
富山県	9月6日(水)	10月20日(金)	393名	801名	49.1%
石川県	9月6日(水)	10月20日(金)	354名	805名	44.0%
福井県	8月20日(日)	10月6日(金)	316名	846名	37.4%
山梨県	9月7日(木)	10月6日(金)	149名	457名	32.6%
長野県	9月7日(木)	10月13日(金)	301名	1,000名	30.1%
岐阜県	9月6日(水)	10月20日(金)	578名	1,213名	47.7%
静岡県	9月6日(水)	10月20日(金)	1,347名	2,388名	56.4%
愛知県	9月6日(水)	10月20日(金)	1,365名	2,713名	50.3%
三重県	9月6日(水)	10月20日(金)	428名	833名	51.4%
滋賀県	8月20日(日)	10月6日(金)	379名	911名	41.6%
京都府	8月20日(日)	10月6日(金)	897名	1,736名	51.7%
大阪府	9月7日(木)	10月20日(金)	2,155名	4,333名	49.7%
兵庫県	8月20日(日)	10月6日(金)	1,686名	3,288名	51.3%
奈良県	8月29日(火)	10月13日(金)	869名	1,681名	51.7%
和歌山県	8月20日(日)	10月6日(金)	315名	810名	38.9%
鳥取県	11月1日(水)	12月12日(火)	54名	199名	27.1%
島根県	11月1日(水)	12月12日(火)	83名	265名	31.3%
岡山県	11月1日(水)	12月12日(火)	334名	1,216名	27.5%
広島県	11月1日(水)	12月12日(火)	314名	850名	36.9%
山口県	11月1日(水)	12月12日(火)	262名	968名	27.1%
徳島県	10月24日(火)	12月1日(金)	117名	262名	44.7%
香川県	10月24日(火)	12月1日(金)	131名	291名	45.0%
愛媛県	10月24日(火)	12月1日(金)	174名	440名	39.5%
高知県	10月24日(火)	12月1日(金)	103名	307名	33.6%
福岡県	12月17日(日)	1月30日(火)	1,222名	3,652名	33.5%
佐賀県	12月17日(日)	1月30日(火)	218名	733名	29.7%
長崎県	12月17日(日)	1月30日(火)	176名	534名	33.0%
熊本県	12月17日(日)	1月30日(火)	264名	777名	34.0%
大分県	12月17日(日)	1月30日(火)	220名	632名	34.8%
宮崎県	12月17日(日)	1月30日(火)	157名	460名	34.1%
鹿児島県	12月17日(日)	1月30日(火)	285名	887名	32.1%
沖縄県	12月17日(日)	1月30日(火)	180名	675名	26.7%
計			26,606名	61,126名	43.5%

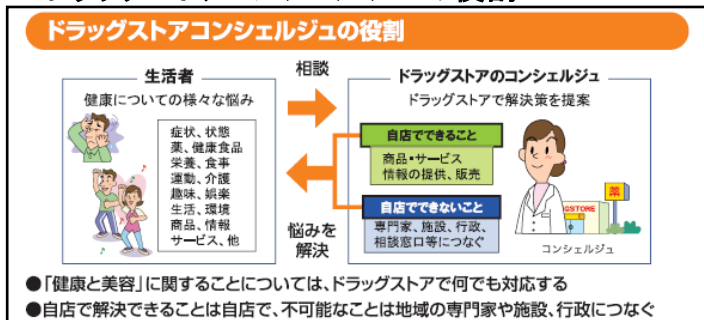
※詳細は各都道府県に確認願います。

# 幅広い健康づくりのためのプログラムを学習できる 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

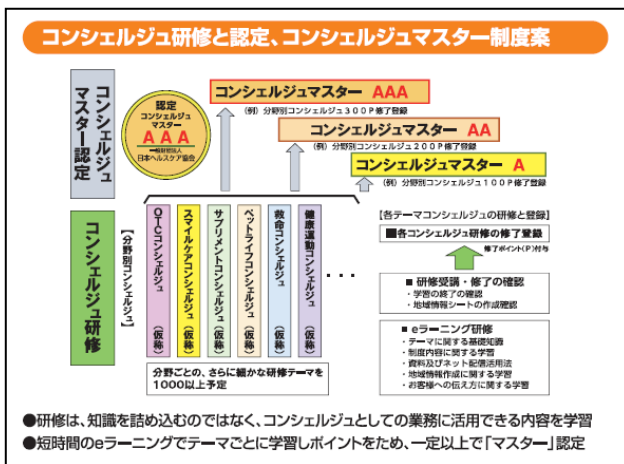
## ■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

## ■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会（認定委員会）より与えられます。

## ■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容	
コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介(法律に抵触しない範囲・方法で)
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みを一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるように知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。



## 「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。

★オリエンテーション講座		■ベビーケア		■健康維持生活		■健康関連制度		■その他		
テーマ	■食と健康	コンテンツ		テーマ	ベビー用品	コンテンツ		テーマ	部位別ケア	
	食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他			ベビーケア	赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他			部位別対処法	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他
	★スマイルケア食	そしゃく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他			妊娠・出産	赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他			美と健康管理	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他
	★スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎		テーマ	■健康関連制度		コンテンツ		地域情報	
	機能性表示食品	機能性表示食品制度/NMCDの正しい活用法/他			健康運動	ながら筋トレ体操/ながら生活運動/高齢者と運動/その他			薬機法	
その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他		ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他		医療費控除制度		疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他		
テーマ	■ヘルスケア	コンテンツ		救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他		社会保障制度			
	正しい薬の飲み方・使い方	服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー		■健康関連制度		コンテンツ				
	医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/その他		薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他		医療費控除制度		医療費控除/セルフメディケーション税制/その他	
	ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい活用法/他		医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他		社会保障制度		国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他	
テーマ	■ビューティケア	コンテンツ		■その他		コンテンツ				
	化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ法/その他		部位別ケア		ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他				
	ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用法/その他		部位別対処法		フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他				
テーマ	■加齢生活ケア	コンテンツ		美と健康管理		検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他				
	加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用法/TPO対処法/その他		地域情報		分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他				
	介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/その他		その他		疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他				
	サポート用品	疾病・怪我予防用品使用法/介助・介護用品使用法/他								

### ■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法：eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費：2018年3月までは無料で受講が可能

受講対象者：登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法：受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。 (2018年4月以降も無料で受講できます。)	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。 (2018年4月以降も無料で受講できます。)	日本薬業研修センターに以下の申込書に必要項目を記載のうえ、お申込み下さい。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先：日本薬業研修センター

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 Mail:cme@yakken-ctr.jp

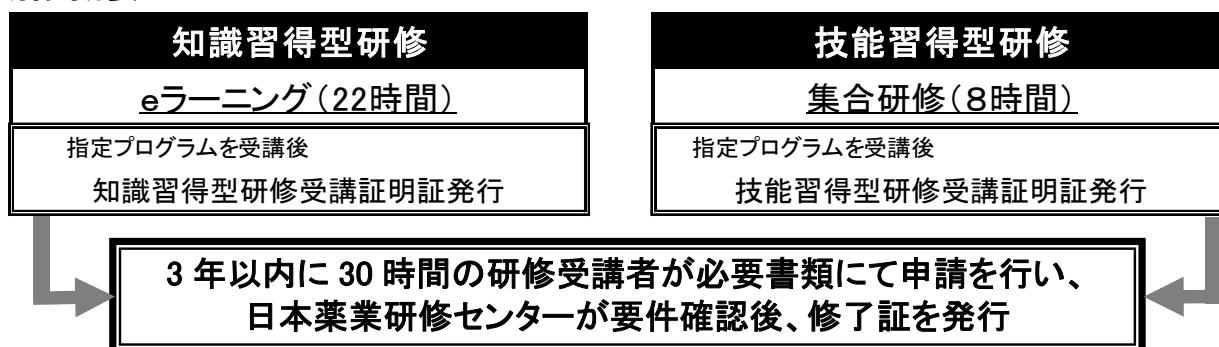
# ～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2016年4月からスタートしました、地域における薬局機能向上に向けた厚生労働省の「健康サポート薬局制度」に求められている研修を実施しております。

本研修で使用するテキストは、地域の健康情報拠点薬局として必要な知識を、地域住民目線で分かりやすく説明できるテキストとなっているため、より実務に役立つ研修となっております。今後の地域連携への対応能力の向上や、OTC薬の適正な販売と情報提供に活用いただける研修内容となっている本研修に、ぜひお申込み下さい。

なお、日本薬業研修センターが行う健康サポート薬局に係る薬剤師研修プログラムは、厚生労働省の指定確認機関(公益社団法人日本薬学会薬学教育委員会第三者確認委員会:委員長 赤池昭紀)による確認の結果、適合とされました。

## ■研修概要



## ■研修内容と実施形式、学習方法

### 1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
<b>知識習得型研修</b>		<b>eラーニング</b>
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

## 2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。  
ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

## ■研修形式と受講料、入金時期

### 1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

### 2) 受講料と入金時期

※JACDS会員企業に勤務の方は、協力団体会員価格で受講いただけます。

(税込)

受講料と入金時期	JACDS会員価格(協力団体会員価格)※ (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)			
	A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期	
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型	1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金	
計	6,000円	4,000円		10,000円	4,000円		

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

- ① **B研修を実施する企業・団体に所属している場合でも、他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**
- ② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。
- ③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。  
知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター  
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

## ■技能習得型研修開催予定

平成 30 年度は、以下の地区で研修実施を予定しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

※他地区での研修実施も検討中です。最新の研修日程は、以下の HP をご覧下さい。

( <http://www.yakken-ctr.jp/kensup> )

### 〔平成 30 年度 技能習得型研修開催予定日程・地区〕

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	2018年1月21日(日)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	9時30分～19時
2	2018年6月10日(日)	東京都渋谷区	協励会館	9時～17時40分
3	2018年6月24日(日)	北海道札幌市	日邦・札幌出張所	9時～17時40分
4	2018年7月1日(日)	宮城県仙台市	未定	9時～17時40分
5	2018年7月29日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	9時～17時40分
6	2018年9月2日(日)	愛知県名古屋市	日邦・名古屋連絡所	9時～17時40分
7	2018年9月9日(日)	大阪府大阪市	日邦・大阪センター	9時～17時40分

● 上記以外にも、神奈川県、関西地区等での開催を調整しています。  
● 日程は、決定次第ホームページ( <http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> )にアップします。  
● 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※各会場、30 名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

※Ⅲ研修「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

## ■申込・受講の流れ

### 〔技能習得型研修〕

#### 募集・申込

- ・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。
- ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

参加希望者の多い地区から随時開催します。  
研修の開催状況は研修センターのホームページ( <http://www.yakken-ctr.jp/kensup> )でご案内します。

HP に掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。



#### 受講開始

- ・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。  
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

### 〔知識習得型研修〕

#### 受講申込・受講開始

- ・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。
- ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。  
手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

## ■申込方法

1)別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたはFAXにてお申込下さい。

●能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①9

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。

希望地区が未定の方は、空白でも構いません。

・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。

・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2)企業一括申込の場合は、技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3)技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が30名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。

・研修センターのHPでも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。

・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々のグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

## ■申込手続きの流れ

1)企業申込の場合

①申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。

③開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。

当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。

④後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2)個人申込の場合

①申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。

開催の2週間前までに、お振込み願います。

③入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

## ■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。

・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。

・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人数分の還付金をお支払します。

申し込み・  
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup> (健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1	2018年1月21日(日)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	名	名	名	名	
2	2018年6月10日(日)	東京都渋谷区	協励会館	名	名	名	名	
3	2018年6月24日(日)	北海道札幌市	日邦・札幌出張所	名	名	名	名	
4	2018年7月1日(日)	宮城県仙台市	未定	名	名	名	名	
5	2018年7月29日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	名	名	名	名	
6	2018年9月2日(日)	愛知県名古屋市	日邦・名古屋連絡所	名	名	名	名	
7	2018年9月9日(日)	大阪府大阪市	日邦・大阪センター	名	名	名	名	

研修時間は、No1は、9時30分～19時、No2～7は、9時～17時40分を予定しております。

III研修につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。

同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**開催2週間前までに**  
申込み者のご連絡をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>  
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

健康サポート薬局研修 申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住所	(〒 - )		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住所	(〒 - )		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■ 申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■ 申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講が選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) III研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が30名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

技能習得型研修									知識習得型研修		
〔記入例〕	実施形式		研修名			地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月
	A研修	B研修	I	II	III		I 研修	II 研修	III 研修		
企業 個人		○	○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃
	○				○	静岡県			3~5		
	○		○	○	○	大阪府	1	1	1	1	H29.3頃

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

※III 研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい。店舗が移動になった場合は、ご連絡下さい。

# ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

## ■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

- ※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。
- ※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

## ■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

## ■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

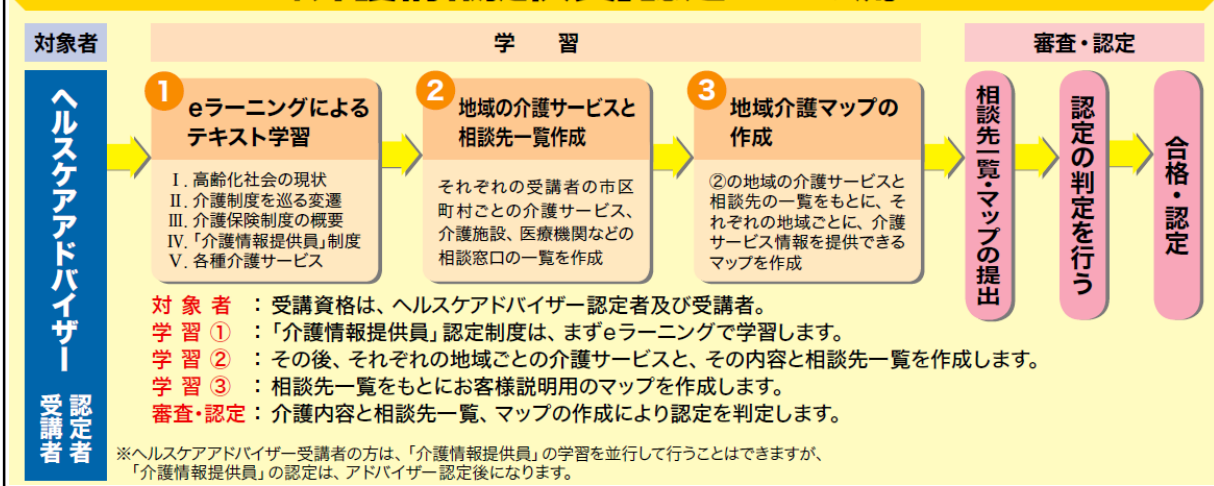
## ■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成  
地域の介護マップの作成

## 「介護情報提供員」認定までの流れ





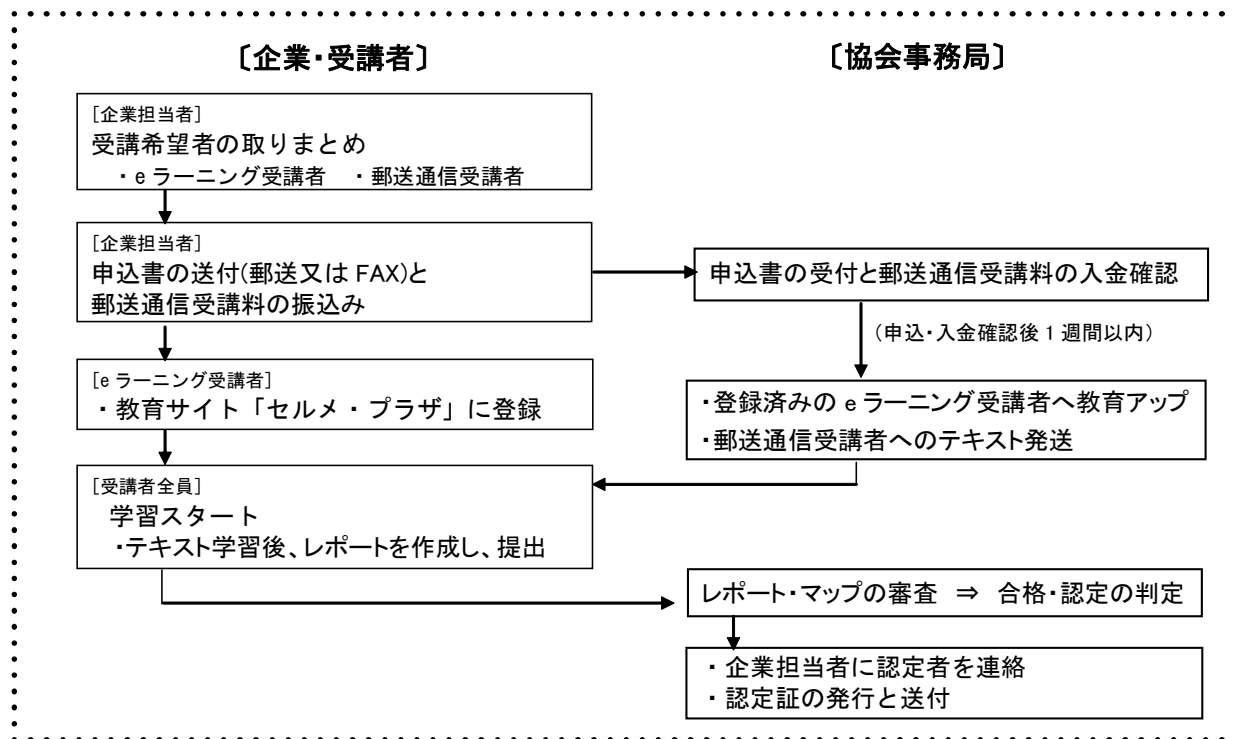
## ■ 学習の狙い

- ①高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ②介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

## 「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



## 「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み  
お問い合わせ先**

**JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター**

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

# 薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

## ● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

## ● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

### ■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
<b>eラーニング ※1)</b> パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	<b>1日 ※2)</b> (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験
指定プログラムを修了 <b>1) 通信研修受講証明証を発行</b>	年1回以上の受講 <b>2) 集合研修受講証明証を発行</b>
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

### 資質向上研修受講証明証の発行

#### (3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

### ■ 受講費用

#### 1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者: JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方  
※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等を含め 3,600 円(税込)

#### 2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方  
※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計  
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計  
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

# カリキュラム

## 1) 通信研修

□症状・部位別医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に、毎月1テーマずつ学習します。 eラーニング受講の場合は、毎月2テーマまで学習できます。			
○基礎講座		20	咳②	40	爪から見える病気②	17	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(前半)
1	胃腸症状	21	禁煙①	41	すり傷・切り傷・やけど①	18	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(後半)
2	疲労・虚弱	22	禁煙②	42	すり傷・切り傷・やけど②	19	抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(前半)
3	目の症状	23	肩こり①	○応用講座		20	抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(後半)
4	かぜ症候群	24	肩こり②	1	胃腸薬(前半)	21	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(前半)
5	一般用検査薬	25	頭痛①	2	胃腸薬(後半)	22	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(後半)
6	アレルギー症状	26	頭痛②	3	便秘薬(前半)	23	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(前半)
7	動悸・更年期症状①	27	腰痛・関節痛①	4	便秘薬(後半)	24	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(後半)
8	動悸・更年期症状②	28	腰痛・関節痛②	5	止瀉薬・整腸薬(前半)	25	皮膚疾患薬(前半)
9	痛み(解熱鎮痛薬)①	29	口内炎①	6	止瀉薬・整腸薬(後半)	26	皮膚疾患薬(後半)
10	痛み(解熱鎮痛薬)②	30	口内炎②	7	滋養強壮薬(前半)	27	口腔内薬・うがい薬・オーラルケア用品(前半)
11	精神神経症状①	31	乗物酔い①	8	滋養強壮薬(後半)	28	口腔内薬・うがい薬・オーラルケア用品(後半)
12	精神神経症状②	32	乗物酔い②	9	目薬(前半)	29	痔疾薬(前半)
13	虫さされ①	33	スキンケア①	10	目薬(後半)	30	痔疾薬(後半)
14	虫さされ②	34	スキンケア②	11	検査薬(前半)	31	鎮咳去痰薬(前半)
15	オーラルケア①	35	育毛・発毛①	12	検査薬(後半)	32	鎮咳去痰薬(後半)
16	オーラルケア②	36	育毛・発毛②	13	かぜ薬(前半)	33	禁煙補助薬(前半)
17	痔の症状①	37	水虫①	14	かぜ薬(後半)	34	禁煙補助薬(後半)
18	痔の症状②	38	水虫②	15	女性用薬・ハーブ医薬品(前半)	35	外用消炎鎮痛薬(前半)
19	咳①	39	爪から見える病気①	16	女性用薬・ハーブ医薬品(後半)	36	外用消炎鎮痛薬(後半)

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。  
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

※通信研修は、eラーニングと郵送通信の内容は、同一です。応用講座のカリキュラムは、継続します。

## 2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

### 研修内容

1. 薬事行政情報  
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度  
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③  
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験  
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

## 申込方法

### 1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌月より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

### 2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容  
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会 JACDS 勤務薬剤師会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

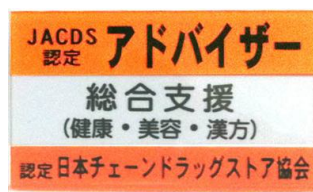
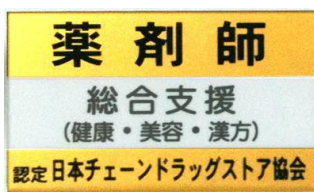
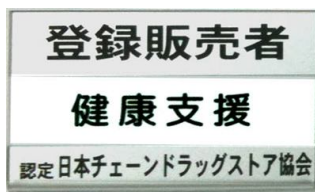
# ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



## 対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

（表①）

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

**例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師

総合支援（健康・漢方）薬剤師

ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー

総合支援（美容・育児）アドバイザー

## より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

### ●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

# ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野(認定名)が明記されています。

健康支援 健康づくり 漢方支援 漢方薬の活用  
育児支援 妊娠・出産・育児 美容支援 美と健康  
総合支援 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください! JACDS 日本フェンドラッグストア協会

薬剤師 健康支援  
登録販売者 総合支援 (健康・美容)  
JACDS認定 アドバイザー 総合支援 (美容・育児・漢方)

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

## 申込・手続き方法と認定者への配布物

### ●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。  
ネームプレートとポスターを無料で発行します。(新規更新登録の場合は、更新料に含まれます)  
申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。  
または、お電話でお問い合わせください。

### ●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

## 現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す  
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。  
再認定の時は、登録費用は有料となります。

### お問合せ先

## JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

# 一般財団法人 日本ヘルスケア協会

## 活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会  
Japan Association of Health care Initiative

## ■ ごあいさつ



一般財団法人  
日本ヘルスケア協会  
会長 **今西 信幸**  
(一財)東京薬科大学付属  
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人  
日本ヘルスケア協会  
理事長 **松本 南海雄**  
(株)マツモトキョシホールディ  
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

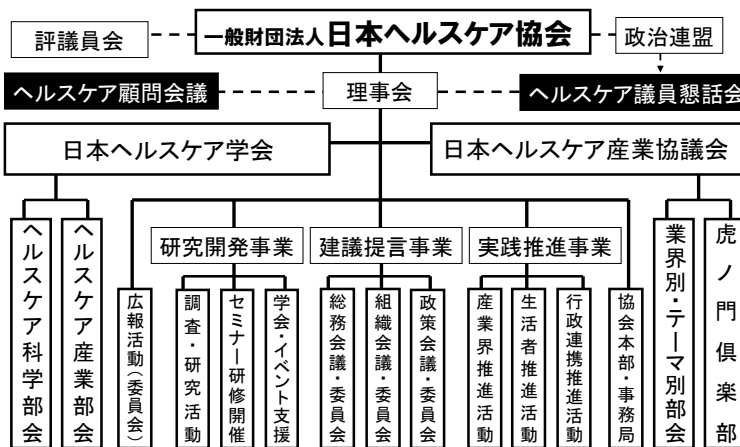
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

## ■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する  
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、  
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、  
国民の幸福に寄与します

## ■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

### 「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



#### ○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長  
ヘルスケア産業部会 部会長  
**上原 征彦**  
(昭和女子大学現代ビジネス研究所  
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長  
ヘルスケア科学部会 部会長  
**今西 信幸**  
(一財)東京薬科大学付属  
ヘルスケア研究所 理事長)

#### ○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長  
**池野 隆光**  
(ウエルシアホールディングス(株)  
代表取締役会長)

## ■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

### ◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

### ◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

### ◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

## ■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

### ◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

### ◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

### ◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

### ◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

### ◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

### ◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

### ◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能的表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会  
区民公開シンポジウムに協力



## ■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

### 1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

### 2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

### 3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

### 4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

### 5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

### 6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

## ■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし  
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

- ※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。
- ※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。
- ※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

## ■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■お振込み先

- 振込み口座  
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873
- 振込み口座名  
一般財団法人 日本ヘルスケア協会  
※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階  
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp  
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)  
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I )入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
	業種			
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
		E-mail:		
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL:	FAX:	
		E-mail:		
年会費		3千円(人/年)	請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。  
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会  
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No. 

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

# 日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

## 当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

### ■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

### ■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故  
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

### ■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

## ご加入にあたって

### ◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
  - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
  - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）  
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

### ◆保険期間

- 2018年2月15日午後4時から2019年2月15日午後4時まで

### ◆保険適用地域

- 日本国内のみ

## 補償内容と保険料

### 【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額3万円 ※業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		<b>3,460円</b>			

### 【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※各タイプの業務危険の支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		<b>1,260円</b>	<b>1,420円</b>	<b>1,610円</b>	

## 中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店

（口座番号）普通口座 0406415

（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

## 【中途加入保険料表】平成30年

### ■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険: 1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険: 対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

＜年間保険料＞

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月27日	3月15日	11	3,170
3月27日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月25日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月25日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月27日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

### ■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ: 業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ: 業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ: 業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ: 1,260円

Bタイプ: 1,420円

Cタイプ: 1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月27日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月27日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月27日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130

seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ  
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、  
俳優の故ポールニューマンが設立した  
難病の子どもの国際的キャンプ団体  
シリアスファンチルドレンズネットワークの  
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

# そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の  
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい! と願う子どもたちの夢の実現のため、  
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、  
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や  
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を  
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS  
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会  
<http://www.jacds.gr.jp/>

solaputi kids' camp  
a seriousfun camp  
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ  
<http://www.solaputi.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階  
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1  
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

## 行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

### 【厚生労働省】

#### 1. 「使用上の注意」の改訂について—医薬・生活衛生局(2月13日)

6品目について、添付文書の改訂が通知されました。よろしくお願いいたします。

【資料:後頁9ページ分あり】

#### 2. 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

—厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署(2月)

労働災害の減少に向けたチェックリストの情報提供です。必要な会員企業様にはご活用下さい。

【資料:後頁4ページ分あり】

#### 3. 平成31年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について(通知)—厚生労働省・文部科学省(2月19日)

平成30年度の新規学校卒業者の採用選考に関する周知依頼がありました。目を通していただくよう、よろしくお願いいたします。【資料:後頁4ページ分あり】

#### 4. 平成30年度各種登録講習会の実施について—医薬・生活衛生局医療機器審査管理課(2月22日)

公益財団法人医療機器センターから「平成30年度各種登録講習会の実施について」、また一般社団法人日本ホームヘルス機器協会から、「平成30年度医療機器の販売・貸与営業所管理者講習並びに医療機器の販売・貸与営業所管理者及び修理責任技術者の継続的研修の実施について」の開催案内が届きましたので周知のほどお願いいたします。【資料:後頁102ページ分あり】

#### 5. 公正採用選考について—職業安定局(2月27日)

公正な採用選考を行うポイントなどの周知依頼がありました。目を通していただくよう、よろしくお願いいたします。

【資料:後頁5ページ分あり】

#### 6. 軽減税率導入に関する情報提供—医薬・生活衛生局(3月2日)

平成31年(2019年)10月1日に消費税10%増税と合わせて食品等が軽減税率となり、8%に据え置かれます。事業者はこの消費税増税と合わせて軽減税率に対応しなければなりません。国税庁の資料が送付されましたので掲載します。帳簿や請求書、軽減税率対策補助費、そのほか問合せ先が載っていますので、お知らせします。今後、説明会の開催も検討してまいります。よろしくお願いいたします。【資料:後頁2ページ分あり】

### 【経済産業省】

#### 7. 「精神障害者雇用促進キャンペーン」周知のお願いについて—消費・流通政策課(3月5日)

本年4月より精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率が2.2%に引き上げられます。厚生労働省が「精神障害者雇用促進キャンペーン」を実施しています。経産省から周知依頼がありましたので、掲載します。周知のほど、よろしくお願いいたします。【資料:後頁3ページ分あり】

#### 8. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(12月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の12月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

**【農林水産省】【環境省】****9. 愛がん動物飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について**  
—農林水産省消費・安全局、環境省自然環境局(3月1日)

省令の一部が改正されました。必要があれば目を通していただくよう、よろしくお願いします。

【資料:後頁6ページ分あり】

**【東京都】****10. 東京都薬局機能情報提供システムのリニューアルについて**

—薬務課(2月22日)

東京都薬局機能情報提供システム「t-薬局いんふお」が2月28日にリニューアルされたことの周知依頼が東京都からありましたので掲載します。よろしくお願いします。【資料:後頁1ページ分あり】

**【公益財団法人 一般用医薬品セルフメディケーション振興財団】****11. 平成30年度助成募集開始のお知らせ**

募集期間は4月30日までとなっています。興味のある会員企業様にはお問い合わせを直接、財団にお願いします。URL<<http://www.otc-spf.jp/>>

【資料:後頁1ページ分あり】



事 務 連 絡  
平成 30 年 2 月 13 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

「使用上の注意」の改訂について

医薬品の安全対策については、日頃から御尽力いただいているところであります。

今般、別添のとおり、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知しましたのでお知らせします。



薬生安発 0213 第 1 号  
平成 30 年 2 月 13 日

日本製薬団体連合会  
安全性委員会委員長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

「使用上の注意」の改訂について

医薬品の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、調査、検討等を踏まえ、医薬品の「使用上の注意」の改訂が必要と考えますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう関係業者に対し周知徹底方お願い申し上げます。

記

1. 別紙 1 から別紙 6 までのとおり、速やかに添付文書を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。  
また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 52 条の 2 第 1 項に規定する届出が必要な医薬品の添付文書を改訂する場合については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て同項の規定に基づく届出を行うこと。
2. 別紙 7 のとおり、できるだけ早い時期に添付文書を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。

【医薬品名】 サンシン

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[重要な基本的注意] の項を新たに設け

「本剤の使用にあたっては、漢方処方における患者の証（体質・症状）を考慮して投与すること。なお、経過を十分に観察し、症状・所見の改善が認められない場合には、継続投与を避けること。」

「サンシン含有製剤の長期投与（多くは5年以上）により、大腸の色調異常、浮腫、びらん、潰瘍、狭窄を伴う腸間膜静脈硬化症があらわれるおそれがある。長期投与する場合にあつては、定期的にCT、大腸内視鏡等の検査を行うことが望ましい。」

「漢方製剤等を併用する場合は、含有生薬の重複に注意すること。」

を追記し、[副作用] の「重大な副作用」の項を新たに設け

「腸間膜静脈硬化症：

長期投与により、腸間膜静脈硬化症があらわれることがある。腹痛、下痢、便秘、腹部膨満等が繰り返しあらわれた場合、又は便潜血陽性になった場合には投与を中止し、CT、大腸内視鏡等の検査を実施するとともに、適切な処置を行うこと。なお、腸管切除術に至った症例も報告されている。」

を追記する。

【医薬品名】 茵陳蒿湯  
黄連解毒湯  
加味逍遙散  
辛夷清肺湯

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[重要な基本的注意] の項に

「サンシン含有製剤の長期投与（多くは5年以上）により、大腸の色調異常、浮腫、びらん、潰瘍、狭窄を伴う腸間膜静脈硬化症があらわれるおそれがある。長期投与する場合には、定期的にCT、大腸内視鏡等の検査を行うことが望ましい。」

を追記する。

【医薬品名】 温清飲  
加味帰脾湯  
荊芥連翹湯  
五淋散  
柴胡清肝湯  
梔子柏皮湯  
清上防風湯  
清肺湯  
防風通聖散  
竜胆瀉肝湯

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[重要な基本的注意] の項に

「サンシシ含有製剤の長期投与（多くは5年以上）により、大腸の色調異常、浮腫、びらん、潰瘍、狭窄を伴う腸間膜静脈硬化症があらわれるおそれがある。長期投与する場合にあっては、定期的にCT、大腸内視鏡等の検査を行うことが望ましい。」

を追記し、[副作用] の「重大な副作用」の項に

「腸間膜静脈硬化症：  
長期投与により、腸間膜静脈硬化症があらわれることがある。腹痛、下痢、便秘、腹部膨満等が繰り返しあらわれた場合、又は便潜血陽性になった場合には投与を中止し、CT、大腸内視鏡等の検査を実施するとともに、適切な処置を行うこと。なお、腸管切除術に至った症例も報告されている。」

を追記する。

【医薬品名】 エファビレンツ

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項に

「QT延長：

QT延長があらわれることがあるので、定期的に検査を実施するなど観察を十分に行うこと。」

を追記する。

【医薬品名】 イオヘキソール（尿路用、血管用、CT用）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項の皮膚障害に関する記載を

「皮膚障害：

皮膚粘膜眼症候群（Stevens-Johnson症候群）、急性汎発性発疹性膿疱症があらわれることがあるので、観察を十分に行い、発熱、紅斑、小膿疱、そう痒感、眼充血、口内炎等の異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。」

と改める。

【医薬品名】 イオメプロール

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用] の「重大な副作用」の項の皮膚障害に関する記載を

「皮膚障害：

皮膚粘膜眼症候群（Stevens-Johnson症候群）、急性汎発性発疹性膿疱症があらわれることがあるので、観察を十分に行い、発熱、紅斑、小膿疱、そう痒感、眼充血、口内炎等の症状が認められた場合には、直ちに適切な処置を行うこと。」

と改める。



別紙 7

【医薬品名】 一般用医薬品  
サンシシ含有製剤（経口剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

[相談すること] の項に

「服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

腸間膜静脈硬化症：

長期服用により、腹痛、下痢、便秘、腹部膨満等が繰り返しあらわれる。」

「長期連用する場合には、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること」

を追記する。

（注） 現行記載のある製剤を除く。

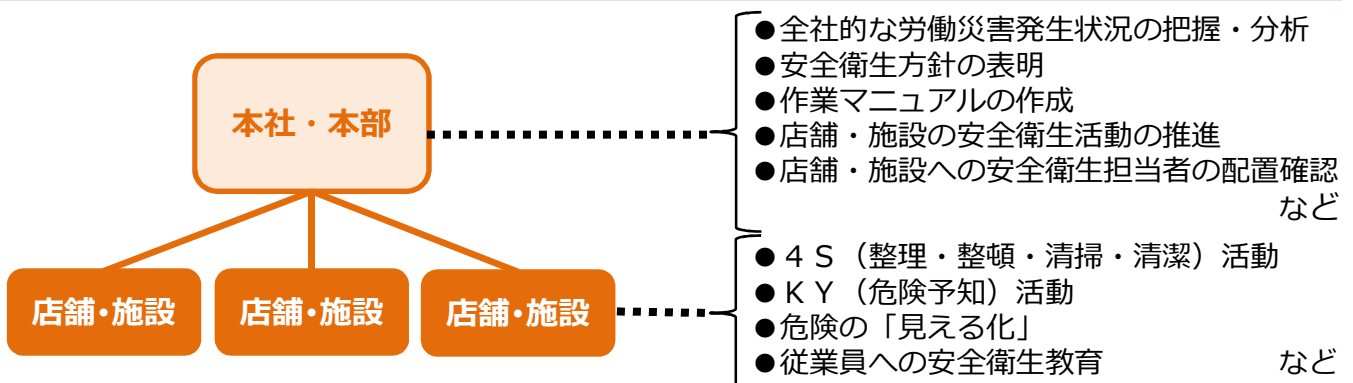
# 働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

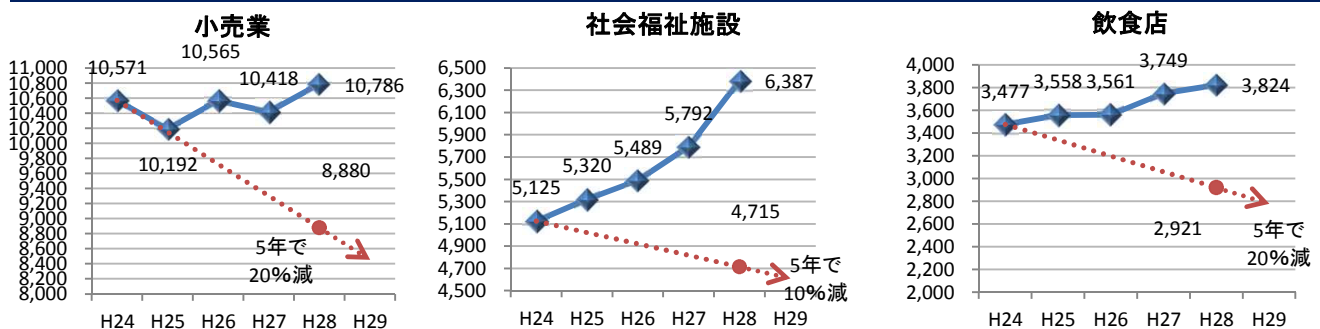
厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



## 増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上での死傷労働災害件数(11月末現在速報値)、点線は第12次労働災害防止計画における目標値

## 小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」 「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



# チェックリスト

## I

### 本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

## チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		☑
1	4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

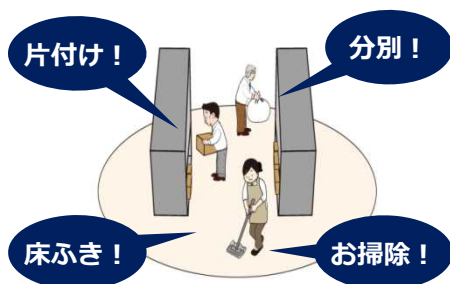
## 主な取組事項の概要

### ① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

### ② 4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S活動」です。
- ◆4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例



策定日 平成●●年 月 日  
 掲示日 平成●●年 月 日

### 安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

#### 安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット  
 代表者 代表取締役 安全太郎

(自筆で署名しましょう)

### ③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



### ④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっている場合は、そこでは特に慎重に行動することができます。



### ⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

### ⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

### ⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

#### 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも  
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

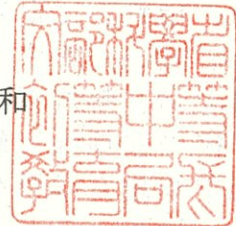
検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

29 文科初第 1 4 9 4 号  
職 発 0 2 1 9 第 6 号  
開 発 0 2 1 9 第 3 号  
平成 3 0 年 2 月 1 9 日

主要経済関係団体代表者 殿

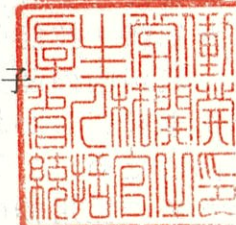
文部科学省初等中等教育局長  
高 橋 道 和



厚生労働省職業安定局長  
小 川 誠



厚生労働省人材開発統括官  
安 藤 よ し 子



平成 31 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦  
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 29 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 30 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の

卒業生との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われな  
いよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、  
障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業生に対しての事業主の一方的な都合による採用内  
定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題で  
す。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、  
特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するた  
めの指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮  
をお願いします。

なお、新規大学等卒業生に係る採用選考が新規中学校卒業生（中等教育  
学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新  
規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に  
行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等  
学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところで  
あります。

新規学卒生をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、  
就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま  
卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通  
じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるととも  
に、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題  
を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上  
を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成31年3月卒業予定者  
のための採用枠の確保・拡大に向けた努力をお願いします。

## 記

### 第1 新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等

#### 1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考開始期日については、平成31  
年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるとき  
は、次の地域に限り、平成30年12月1日から行っても差し支え  
ないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新  
潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管  
内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所  
管内の地域に限る。)

- (2) 新規高等学校卒業生の推薦開始期日については、推薦文書の到達  
が平成30年9月5日（沖縄県については平成30年8月30日）以降  
となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成30年9月

16日以降とすること。

- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

## 2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

### ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成30年6月1日から開始するものとする。

- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成30年7月1日以降開始するものとする。

### イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成30年6月1日から開始するものとする。

- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成30年7月1日から開始するものとする。

- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成30年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成30年7月1日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

## 3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成31年4月1日以降とすること。

- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよ



う事業所を指導すること。

#### 4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

### 第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

#### 1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 30 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

#### 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

事 務 連 絡

平成 30 年 2 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局

医 療 機 器 審 査 管 理 課

平成 30 年度各種登録講習会の実施について

公益財団法人医療機器センターから、別添のとおり「平成 30 年度各種登録講習会の実施について」の開催案内がありましたので、貴管内関係業者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

# 平成30年度 高度管理医療機器等・特定管理医療機器 販売及び貸与営業所管理者講習会

公益財団法人 医療機器センター

## 実施要領

公益財団法人 医療機器センターは、平成30年度の「高度管理医療機器等・特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上で、申込書類を記入してください。また記入もれ・捺印もれ等、不備のないことを確認しお申し込みください。

\*医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」と記す。）施行規則により、医療機器販売及び貸与業の営業所管理者基礎講習会は、次の7つに分類されています。

- |                            |
|----------------------------|
| 1. 高度管理医療機器（※特定保守管理医療機器含む） |
| 2. 特定管理医療機器（※医療機関向け管理医療機器） |
| 3. 指定視力補正用レンズ等 [コンタクトレンズ]  |
| 4. 補聴器                     |
| 5. 家庭用電気治療器                |
| 6. プログラム高度管理医療機器           |
| 7. プログラム特定管理医療機器           |

この内、本講習会は、**1. 高度管理医療機器** と **2. 特定管理医療機器** の医療機関向け医療機器を販売・貸与する営業所管理者の基礎講習として実施するものです。

(注) 本講習会は新たに資格取得を目的とされる方を対象としています。  
既に資格を取得し、営業所の管理者となっている方の継続研修ではありませんのでご注意ください。  
過去に本講習(平成17年度までの講習会名称:医療機器販売及び賃貸管理者講習会、平成26年度までの講習会名称:高度管理医療機器・特定管理医療機器販売及び賃貸営業管理者講習会)を受講し、既に修了証をお持ちの方は再度受講する必要はありません。

### 【問合せ及び申込み先】

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-42-6 NKDビル7F  
公益財団法人 医療機器センター 企業研修部

TEL : 03(3813)8156 [企業研修部直通]

FAX : 03(3813)8733

URL : <http://www.jaame.or.jp/>

※電話でのお問い合わせについては、祝祭日を除いた月曜から金曜の午前10時～12時と午後1時～5時までとさせていただきます。

◆講習の目的及び受講資格◆

本講習会は、『医薬品医療機器等法施行規則第162条第1項第一号に規定する、高度管理医療機器等の販売等を行う営業所の管理者の資格取得』及び『医薬品医療機器等法施行規則第175条第1項各号列記以外の部分に規定する、特定管理医療機器のみの販売等を行う営業所の管理者の資格取得』を目的とする講習会です。

取り扱う医療機器の種類 〈管理者の資格の規定〉	受講資格
「高度管理医療機器」 (特定保守管理医療機器含む) (指定視力補正用レンズ等・プログラム高度管理医療機器を除く)  〈医薬品医療機器等法施行規則第162条第1項第一号〉	<b>高度管理医療機器(特定保守管理医療機器含む)(指定視力補正用レンズ等・プログラム高度管理医療機器を除く)の販売等に関する業務に3年以上従事した者。</b> ※平成18年4月1日以前に薬事法で定める医療機器を販売等していた期間は、高度管理医療機器等を販売等していた期間とみなされます。
「特定管理医療機器」 (補聴器・家庭用電気治療器・プログラム特定管理医療機器を除く医療機関向け管理医療機器)  〈医薬品医療機器等法施行規則第175条第1項各号列記以外の部分に規定〉	<b>特定管理医療機器(補聴器・家庭用電気治療器・プログラム特定管理医療機器を除く)の販売等に関する業務に3年以上従事した者。若しくは高度管理医療機器等の販売等に関する業務に1年以上従事した者。</b> ※平成18年4月1日以前に薬事法で定める医療機器を販売等していた期間は、高度管理医療機器等を販売等していた期間とみなされます。

(注)「従事期間」は、届出または許可を取得している複数の業態又は場所において通算したものでも構いません。

◇受講免除者◇

本講習を受講しなくても、医療機器の種類を問わず営業所の管理者の資格要件を満たす者として掲げられている者(参照:平成27年4月10日薬食機参発0410第1号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)通知)

- ①医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者
- ②高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者の要件を満たす者  
(「大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者」等を指す)
- ③医療機器の製造業の責任技術者の要件を満たす者
- ④医療機器の修理業の責任技術者の要件を満たす者
- ⑤薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第7条の規定により同法による改正後の医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項に規定する試験に合格したとみなされたもののうち、同条第2項の登録を受けた者(みなし合格登録販売者)
- ⑥財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者

◆講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆

開催地	日程	会場	定員	申込締切日
東京	平成30年6月13日(水)	大田区産業プラザ(PiO) 東京都大田区南蒲田 1-20-20	350名	平成30年5月2日(水)

※会場の案内図は、受講票と共に送付します。また、会場には講習内容について問い合わせをしないでください。  
※申込締切日について:郵送の場合は当日消印有効、持参の場合は午後5時迄です。余裕を持ってお早めにお申し込み頂きますようお願い致します。

(注)1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、不備がないものから受付します。なお、各会場が定員に達した場合は、締切日以前でも申し込み受付を終了いたしますので予めご了承ください。  
2 万一、定員超過後に申込書類が到着し、受講することができない方には当センターから直接受講申込者本人にご連絡します。  
3 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の受講者変更はできませんので、ご注意ください。

◆講習の内容◆

カリキュラムは別記のとおりです。

◆受講料◆

14,500円 [消費税・テキスト代を含む]

- ・振込み手数料はお申し込み者様にてご負担をお願いします。
- ・受講料の納入時期及び振込先については、審査結果通知の送付の際にお知らせします。

## ◆申込みに必要な書類◆

受講申込書類は次のとおりです。

- ①受講申込書
- ②従事年数証明書
- ③受講申込書類提出用封筒の表紙(医療機器センター宛)

[角型2号封筒に貼り付けてご使用ください。]

※上記書類は全て当センターのホームページ(<http://www.jaame.or.jp/>)から入手できます。

### 【ホームページから申込書類等を入手する場合について】

申込書類を入手するためには、当センターのホームページにアクセスし、ダウンロードして入手してください。(PDF形式)

- ①、②はプリントアウトして(A4横)そのままご使用ください。
- ③はプリントアウトして(A4縦)お手持ちの角型2号(A4版用紙を折らずに封入できるサイズ)の封筒の前面に貼ってご使用ください。

## ◆受講申込み及び送付方法◆

受講申込書類は必ず簡易書留(宅配便可)など、送付記録が残る方法にて郵送するか又は直接当センターに持参してください。なお、受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

### ・郵送の場合

受講申込書類(上記①,②)に必要な事項を記入・捺印し、写真を貼付のうえ、必ず受講申込書類提出用封筒(上記③)にて、簡易書留等(宅配便可)で当センターに送付してください。また、複数名分の受講申込書類を一括して送付する場合は、必ず個々の受講申込書類提出用封筒(上記③を個々に作成する)に入れ、最後に別封筒で一つにまとめ、宅配便又は簡易書留等で送付してください。

### ・直接持参の場合

直接当センターに持参する場合は、上記郵送の場合と同様に受講申込書類提出用封筒(上記③)に入れ、持参してください。(複数の場合も上記同様)

なお、提出用封筒に入れていない、複数名のとき個々に分けていない場合は、受理しかねる場合があります。受付時間は午前10時から午後5時迄です。(土日・祝祭日を除く)

## ◆受講申込書類作成上の留意点◆

受講申込書は、正しく丁寧に記入してください。また、次の留意事項をよく読み、記入もれ等がないようご注意ください。記入もれ、消せるボールペンでの記入等がある場合は、申込書類が無効になる場合があります。

### ①受講申込書

- ・事務局使用欄は記入しないでください。
- ・受講希望の講習区分(修了証の区分)はいずれかに○印を付けてください。

講習区分(修了証の区分)	取り扱い可能な医療機器の範囲
高度を選んだ場合	全ての医療機器[クラスⅠ～Ⅳ]
特定を選んだ場合	高度管理医療機器以外の 医療機器[クラスⅠ～Ⅱ、但し特定保守管理医療機器除く]のみ

・氏名欄は自署捺印してください。氏名に旧字、外字、異体字の使用がある方は、わかりやすく、大きく丁寧に記入して下さい。氏名欄及び勤務先名欄のフリガナのふり忘れ、捺印もれ等ないように十分注意してください。

・写真(3.0cm×2.4cm)は、受講申込前3ヶ月以内に正面脱帽で撮影したもので、写真の裏面には氏名を記載して写真貼付欄に貼付してください。(白黒写真可、スナップ写真は不可)

※勤務先所在地は、審査結果通知、受講票及び修了証等の送付先となりますので、申込後に変更があった場合には速やかに当センターまでご連絡ください。

※受講料の一括請求をご希望の場合には、申込者リストとご担当者の連絡先を明記した書類を添付してください。

※申込書の氏名・生年月日・現住所(都道府県名のみ)等は修了証に記載されますので正確にご記入ください。

### ②従事年数証明書

- ・受講者記入欄は自署捺印してください。
- ・従事した業務に必ず○印を付けてください。(ex. 販売 貸与(賃貸) )
- ・証明者記入欄の証明者は受講者の資格要件を証明できる所属長以上の方として下さい。本人が事業主の場合は本人による証明となります。  
従事年数の記入がない場合は無効となります。(講習会の前日までに必要年数を満たしていれば受講可能です。その際、右側余白に「見込み」と記入してください。)
- ・従事事業所が複数にわたる場合は、従事年数証明書を必要枚数用意し、証明者記入欄に各事業所の長の証明を受け、提出してください。(通算して受講資格の従事年数を満たす証明であること)  
但し、同一法人内で事業所の長より上の方[本社の社長等]が証明する場合は、1枚で複数事業所での従事の証明が可能です。証明書の支社・営業所名、所在地、許可取得年月日、許可番号の欄をそれぞれ併記してください。
- ・事業所が医療機器の販売業または貸与業(賃貸業)の許可を得ている場合は許可番号、許可取得年月日を必ず記入してください。また、医療機器の販売業または貸与業の届出をしている場合は、許可番号は記入不要ですが、届出年月日は記入してください。なお、移転等により業許可番号に変更が生じた場合は新旧を併記して下さい。

③受講申込書類提出用封筒(医療機器センター宛)

- ・受講希望の講習区分にチェックしてください。
- ・氏名、勤務先名称、勤務先住所を明記してください。
- ・送付書類をチェックして確認してください。

◆審査結果通知の送付◆

先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなりますので十分に注意してください。

書類審査を通過した方には審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせ含む)を送付します。

送付予定:審査を通過した申込者より随時(3月以降順次予定)

5月上旬になっても審査結果通知が届かない場合は、当センターに必ずお問い合わせください。(お問い合わせの前に、書類の送付状況を送付記録でご確認下さい。)

◆受講票等の送付◆

受講料の納入が確認された方には、講習会の開催日の2週間前に受講票(会場の案内図等含む)を送付します。なお、講習会開催の1週間前になっても受講票等が届かない場合は当センターにお問い合わせください。

◆テキストについて◆

講習会で使用するテキストは、講習会当日の受付にて配付いたします。

◆講習修了証の交付◆

受講者全員に合否結果を通知します。講習会の全課程を受講し、カリキュラムの最後に行う試験において一定の成績を修めた者に対して、当センターの理事長名で後日修了証を送付します。

合格者：修了証を送付します。

不合格者：不合格通知及び再試験の案内を送付します。

注)審査結果通知・受講票・修了証は受講申込書の勤務先所在地に個別に送付します。

◆試験について◆

- ①試験実施方法：マークシート方式
- ②出題の範囲：講習会での講義内容
- ③受講希望の講習区分(高度・特定)によって問題が異なります。

◆受講申込みから講習会終了までスケジュール◆

受講申込締切(申込み書類提出期限)

※定員になり次第、受付を終了させていただきます。

※◆講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆参照

↓  
**審査結果通知送付**  
(受講料納入についての案内含む)

審査を通過した申込者より随時  
(3月以降順次予定)

↓  
**受講料納入期限**

請求書発行日から20日以内

↓  
**受講票の送付**

講習会開催の約2週間前

↓  
**講習会**

※◆講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆参照

↓  
**合否結果の通知**

7月下旬

合格者：修了証の交付  
不合格者：不合格通知及び再試験の案内

◆個人情報の取扱いについて◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当講習会に関する業務の範囲内に限定して利用させていただきます。

また、受講要件を満たさなかった方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

**【参考】厚生労働省令に基づく基礎講習の区分体系等については、当センターのホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。**

平成30年度高度管理医療機器等・特定管理医療機器  
販売及び貸与営業所管理者講習会カリキュラム

科目	時刻	分	講師等
開場(受付とテキスト配付)	9:00～ 9:30	(30)	
オリエンテーション	9:30～ 9:45	15	公益財団法人医療機器センター
I. 現在の医療とその周辺について	9:45～10:35	50	順天堂大学 客員教授 小野 喜志雄
			東京医科歯科大学 大学院 医歯学総合研究科 政策科学分野 教授 河原 和夫
休憩	10:35～10:45	(10)	
II. 販売業・貸与業に関する医療機器等法の規定 1.医療機器等法 2.医療機器等法施行令 3.医療機器等法施行規則 4.医療機器販売業・貸与業届出書 様式	10:45～12:10	85	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
休憩(昼休み)	12:10～13:10	(60)	
III. 関連法規 1.医療法・医師法等について	13:10～13:50	40	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
IV. 医療側からみた販売業者のあり方について	13:50～14:40	50	大阪大学医学部附属病院 手術部・材料部・MEサービス部 病院教授 高階 雅紀
休憩	14:40～14:50	(10)	
V. 販売業者等の品質確保における業務管理について	14:50～15:50	60	医療機器販売・貸与営業所管理者講習会 運営委員
VI. 医療機器の流通における品質確保について 1.流通の現状について 2.修理業及び保守点検 3.販売倫理 製造業者側からみた販売業者のあり方を含む	15:50～16:10	20	医療機器販売・貸与営業所管理者講習会 運営委員 青木 幸生
	16:10～16:30	20	日本歯科用品商協同組合連合会 会長 宮内 啓友
	16:30～16:50	20	元医療機器業公正取引協議会 常任運営委員会 委員 小笠原 英昭
休憩	16:50～17:05	(15)	
テスト(オリエンテーションを含む)	17:05～17:30	25	公益財団法人医療機器センター

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。講義時間には質疑応答を含みます。

平成30年度 高度管理医療機器等・特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者講習会  
受講申込書

写真貼付欄  
3.0cm  
×  
2.4cm  
写真の裏に  
氏名を記入

( \* 欄は記入しないで下さい。 )

受講希望の講習区分(修了証の区分) (○で囲んでください)		1. 高度管理医療機器		2. 特定管理医療機器		事務局使用欄 (記入しないで下さい)	*
フリガナ		性別	生年月日	本籍(外国籍)			
受講申込者 氏名 (自置捺印のこと)	(印)	1. 男 2. 女	昭和 平成	年	月	日	都道 府県
〒	都道 府県	(旧字、外字、異体字使用の場合はわかりやすく、大きく記載して下さい)					
現住所	〒	TEL ( ) - - - - - FAX ( ) - - - - -	携帯 TEL ( ) - - - - -				
勤務先名 (支店名・営業所名・ 部・課等も記入して ください)	〒	TEL ( ) - - - - - FAX ( ) - - - - -	フリガナ (社名)				
勤務先 所在地 (受講票等送付先)	〒	TEL ( ) - - - - - FAX ( ) - - - - -	都道 府県				
取り扱い医療機器 (○で囲んでください) 複数選択可	1. 高度管理医療機器等(コンタクトレンズ・プログラムを除く) 2. 指定視力補正用レンズ等(コンタクトレンズ) 3. 特定管理医療機器(医療機関向け管理医療機器) 4. 補聴器 5. 家庭用電気治療器 6. その他の医療機器 (※従事年数証明書と同じ医療機器を○で囲むこと)						*
		事務局 使用欄 (記入しないで 下さい)	昭和・平成	年	月	から	昭和・平成
			昭和・平成	年	月	まで	年 月 日 ____ 年 ____ 箇月間

公益財団法人 医療機器センター 理事長 殿

上記により、平成30年度高度管理医療機器等・特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者講習会の受講を申し込みます。平成30年 月 日(申込書記入日)



記入例

平成30年度 高度管理医療機器等・特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者講習会  
受講申込書

写真貼付欄  
3.0cm  
×  
2.4cm  
写真の裏に  
氏名記入

スナップ写真不可。3ヶ月以内の正面脱帽による撮影。デジタルカメラの場合、普通紙印刷不可。必ず写真専用光沢紙に印刷すること

取得できる修了証の資格区分が異なりますのでご注意ください!  
(※実施要領「講習の目的及び受講資格」を参照ください)

(\*欄は記入しないで下さい。)

受講希望の講習区分(修了証の区分) (○で囲んでください)		2. 特定管理医療機器		事務局使用欄 (記入しないで下さい)	* 事務局使用欄 記入しないで下さい。
フリガナ ブンキョウ タロウ	性別	生年月日	本籍(外国国籍)		
東京 太郎	1. 男 2. 女 ① 男 2. 女	昭和 平成 60年 1月 1日	東京都		
〒113 - 0033 東京 文京区 本郷1丁目2-3 医療マジンソン101号					
TEL ( 03 ) - 1234 - 5678 FAX ( 03 ) 1234 - 5678 携帯TEL ( 090 ) - 1234 - 5678					
フリガナ イリョウキキ カブシキカイ	フリガナ エイギョウブ ハンバイソクシンカ (部署名)				
勤務先名 (支店名・営業所名・ 部・課等も記入して ください)	医療機器 株式会社 営業部 販売促進課				
勤務先 所在地	〒113 - 0033 東京都 文京区 本郷4丁目5-6 ABC ビル 1階				
取り扱い医療機器 (○で囲んでください) 複数選択可	TEL 03 - 1234 - 6789 FAX 03 - 1234 - 6789		* 事務局 使用欄 (記入しないで 下さい)		
1. 高度管理医療機器等(コンタクトレンズ・プログラムを除く) 2. 指定視力補正用レンズ等(コンタクトレンズ) 3. 特定管理医療機器(医療機関向け管理医療機器) 4. 補聴器 5. 家庭用電気治療器 6. その他の医療機器 (※従事年数証明書と同じ医療機器を○で囲むこと)		郵便物が確実に届くようビル名・階数等も記入すること 申込後、変更が生じた場合は、速やかに連絡すること			
		事務局使用欄 記入しないで下さい。			

公益財団法人 医療機器センター 理事長 殿

上記により、平成30年度高度管理医療機器等・特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者講習会の受講を申し込みます。平成 30 年 3 月 30 日(申込書記入日)



記入例

平成30年度 高度管理医療機器等・特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者講習会  
従事年数証明書



受講者記入欄

氏名: 文京太郎 (東京都府 東京) 印 (自署捺印のこ) 本籍: 東京 都府県生年月日: 昭和 平成 60 年 1 月 1 日  
現住所: 東京都文京区本郷1-2-3 医療マンション101号

証明者記入欄

上記の者(氏名: 文京太郎) は、昭和 平成 27 年 6 月 1 日 から 昭和 平成 30 年 6 月 1 日 まで 現在 (見込み) 3 年 0 箇月間、  
(勤務先名及び支社・営業所名): 医療機器株式会社 東京本社 に於いて、  
(支社・営業所の所在地): 東京都文京区本郷4丁目5-6 ABCビル 1階

- ※取り扱い医療機器の種類を○で囲む。種数選択可
- 1. 高度管理医療機器等(コンタクトレンズ・プログラムを除く)
  - 2. 指定視力補正用レンズ等(コンタクトレンズ)
  - 3. 特定管理医療機器(医療機関向け管理医療機器)
  - 4. 補聴器
  - 5. 家庭用電気治療器
  - 6. その他の医療機器

○販売 (該当を○で囲む) の 関する業務に従事 している (該当を○で囲む)  
○貸与(賃貸) (該当を○で囲む) している (該当を○で囲む)

※上記事業所の都道府県への許可取得年月日及び許可番号、もしくは届出年月日 (※注: 許可もしくは届出どちらかを○で囲む。)  
[※更新年月日ではありません。最初に業許可を取得した年月日を記入してください。]  
1. 医療機器販売業 許可 届出 取得年月日( H17 年 4 月 1 日) 許可番号( 00000000 )  
2. 医療機器貸与(賃貸)業 許可 届出 取得年月日( 年 月 日) 許可番号( 年 月 日) 許可番号( )

平成 30 年 3 月 20 日(証明書記入日)  
名称 医療機器株式会社  
所在地 東京都文京区本郷4丁目5-6 ABCビル 1階  
証明者(役職名・氏名) 代表取締役社長 医療 太郎  
株式会社 印 (捺印してください)

※証明日の時点では受講要件年数を満たさなくても、受講日の前日までに満たせば受講が可能です。その場合の記入方法として、従事期間の最終日を受講要件年数を満たす年月日とし、従事期間年月の右の余白に(見込み)と記入してください。

販売業または貸与業許可証に記載されている番号を記入して下さい。許可番号に変更があった場合は新旧両方の許可番号及び許可取得日を記載して下さい。

※支社・営業所の所属長以上の方が証明して下さい。  
(現在従事されている支社・営業所の所属長が、他の支社・営業所での従事経験を証明することはできません。)

(注意) 1. 従事年数不足や届出及び許可取得年月日の記入もれがある場合は、申込みが無効となりますので注意してください。  
2. 従事した業務に必ず○印を付けてください。(ex. 販売 (貸与))  
3. 証明依頼があった場合には、それを拒否することはできません。また、証明者は、虚偽又は不正の証明を行ってはなりません。  
4. 証明者は受講申込者の所属長以上の方となります。本人が事業主の場合は本人による証明となります。  
5. 鉛筆・消せるボールペンでの記入は無効となります。

1 1 3 - 0 0 3 3

切手  
貼付欄

簡易書留

東京都文京区本郷3-42-6 NKDビル7階  
公益財団法人 医療機器センター 行



平成30年度 高度管理医療機器等・特定管理医療機器  
販売及び貸与営業所管理者講習会受講申込書類在中

フリガナ		※受講希望の講習区分いずれかにチェックをしてください。	
氏名		<input type="checkbox"/> 高度管理医療機器 <input type="checkbox"/> 特定管理医療機器	
勤務先	名称		
	住所	〒                      -	

※送付書類のチェックをして確認してください。(記入もれ、捺印もれ注意)		過去	審査
<input type="checkbox"/> 受講申込書(写真を貼付してあること)	<input type="checkbox"/> 従事年数証明書(必要年数を満たしていること)		

この用紙をお手持ちの角型2号(A4サイズの書類が折らずに入る大きさ)封筒の前面に貼ってご使用ください。

# 平成30年度 コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会

公益財団法人 医療機器センター

## 実施要領

公益財団法人 医療機器センターは、平成30年度の「コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上で、申込書類を記入してください。また、記入もれ・捺印もれ等、不備のないことを確認しお申し込みください。

\*医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、医薬品医療機器等法と記す。)施行規則により、医療機器販売及び貸与業の営業所管理者基礎講習会は、次の7つに分類されています。

1. 高度管理医療機器 (※特定保守管理医療機器含む)
2. 特定管理医療機器 (※医療機関向け管理医療機器)
<b>3. 指定視力補正用レンズ等[コンタクトレンズ]</b>
4. 補聴器
5. 家庭用電気治療器
6. プログラム高度管理医療機器
7. プログラム特定管理医療機器

この内、本講習会は、**3. 指定視力補正用レンズ等[コンタクトレンズ]**を販売する営業所管理者の基礎講習として実施するものです。

**重要:次頁の受講資格及びその注意書を熟読してください。**

(注) 本講習会は新たに資格取得を目的とされる方を対象としています。  
既に資格を取得し、営業所の管理者となっている方の継続研修ではありませんのでご注意ください。  
過去に本講習(平成17年度までの講習会名称:医療機器販売及び賃貸管理者講習会、平成26年度までの講習会名称:コンタクトレンズ販売営業管理者講習会)を受講し、既に修了証をお持ちの方は再度受講する必要はありません。

### 【問合せ及び申込み先】

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-42-6 NKDビル 7F  
公益財団法人 医療機器センター 企業研修部  
TEL : 03(3813)8156 [企業研修部直通]  
FAX : 03(3813)8733  
URL : <http://www.jaame.or.jp/>

※電話でのお問い合わせについては、祝祭日を除いた月曜から金曜の午前10時～12時と午後1時～5時までとさせていただきます。

◆講習の目的及び受講資格◆

本講習会は、『医薬品医療機器等法施行規則第162条第2項第一号に規定する、指定視力補正用レンズ等のみの販売等を行う営業所の管理者の資格取得』を目的とする講習会です。

取り扱う医療機器の種類 〈管理者の資格の規定〉	受講資格
<p>「指定視力補正用レンズ等」 平成18年厚生労働省告示第69号等により指定されているコンタクトレンズの範囲は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再使用可能な視力補正用色付コンタクトレンズ</li> <li>・再使用可能な視力補正用コンタクトレンズ</li> <li>・単回使用視力補正用コンタクトレンズ</li> <li>・単回使用視力補正用色付コンタクトレンズ</li> <li>・再使用可能な非視力補正用色付コンタクトレンズ</li> <li>・単回使用非視力補正用色付コンタクトレンズ</li> </ul> <p>〈医薬品医療機器等法施行規則第162条第2項第一号〉</p>	<p><b>指定視力補正用レンズ等</b>の販売等に関する業務に<b>1年以上</b>従事した者。若しくは<b>高度管理医療機器等</b>の販売等に関する業務に<b>1年以上</b>従事した者。</p> <p>※平成18年4月1日以前に薬事法で定める医療機器を販売等していた期間は、高度管理医療機器等を販売等していた期間とみなされるので、<b>同一のものを講習会開催の日までに通算して1年以上取り扱って</b>いれば、高度管理医療機器等に関して従事していた者とみなし、左記の受講資格として認められる。</p>

- (注) 1 「**従事期間**」は、届出または許可を取得している複数の業態又は場所において通算したものでも構いません。
- 2 **従事経験年数**は、当該営業所で高度管理医療機器の販売業許可を取得した日以降を起算日としてください。(非視力補正用コンタクトレンズで高度管理医療機器の販売業許可を取得する以前の従事経験は含まれません。)
- 3 角膜矯正用コンタクトレンズ、治療用コンタクトレンズは医療機関向けの高度管理医療機器であり、本講習の対象医療機器ではありません。  
(角膜矯正用コンタクトレンズ、治療用コンタクトレンズを取り扱う営業所の管理者の資格を取得するための基礎講習会は「高度管理医療機器等販売及び貸与営業所管理者講習会」です。)
- 4 医薬品医療機器等法上、コンタクトレンズは高度管理医療機器に分類されていますが、使用者が販売業者より直接購入し、日常生活で用いるという点で他の医療機関向け高度管理医療機器とは異なるため、講習内容をコンタクトレンズに特化した内容にして高度管理医療機器等販売及び貸与営業所管理者基礎講習と区別して実施しています。

◇受講免除者◇

本講習を受講しなくても、医療機器の種類を問わず営業所の管理者の資格要件を満たす者として掲げられている者(平成27年4月10日薬食機参発0410第1号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)通知)

- ①医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者
- ②高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者の要件を満たす者  
(「大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者」等を指す)
- ③医療機器の製造業の責任技術者の要件を満たす者
- ④医療機器の修理業の責任技術者の要件を満たす者
- ⑤薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第7条の規定により同法による改正後の医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項に規定する試験に合格したとみなされたもののうち、同条第2項の登録を受けた者(みなし合格登録販売者)
- ⑥財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者

◆講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆

開催地	日程	会場	定員	申込締切日
東京	平成30年6月12日(火)	大田区産業プラザ(PIO) 東京都大田区南蒲田 1-20-20	500名	平成30年5月2日(水)
大阪	平成30年6月21日(木)	大阪国際会議場(グランキューブ大阪) 大阪府大阪市北区中之島 5-3-51	350名	

※会場の案内図は、受講票と共に送付します。また、会場には講習内容について問い合わせをしないでください。  
※申込締切日について：郵送の場合は当日消印有効、持参の場合は午後5時迄です。余裕を持ってお早めにお申し込み頂きますようお願い致します。

- (注) 1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、**不備がないものから受付**します。なお、各会場が定員に達した場合は、締切日以前でも申し込み受付を終了いたしますので予めご了承ください。
- 2 万一、定員超過後に申込書類が到着し、受講することができない方には当センターから直接受講申込者本人にご連絡します。
- 3 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の**受講者変更はできません**ので、ご注意ください。

## ◆講習の内容◆

カリキュラムは別記のとおりです。

## ◆受講料◆

14,500円 [消費税・テキスト代を含む]

- ・振込み手数料はお申し込み者様にてご負担をお願いします。
- ・受講料の納入時期及び振込先については、審査結果通知の送付の際にお知らせします。

## ◆申込みに必要な書類◆

受講申込書類は次のとおりです。

- ①受講申込書
- ②従事年数証明書
- ③受講申込書類提出用封筒の表紙(医療機器センター宛)  
[角型2号封筒に貼り付けてご使用ください。]

※上記書類は全て当センターのホームページ(<http://www.jaame.or.jp/>)から入手できます。

【ホームページから申込書類等を入手する場合について】

申込書類を入手するためには、当センターのホームページにアクセスし、ダウンロードして入手してください。(PDF形式)

- ①、②はプリントアウトして(A4横)そのままご使用ください。
- ③はプリントアウトして(A4縦)お手持ちの角型2号(A4版用紙を折らずに封入できるサイズ)の封筒の前面に貼ってご使用ください。

## ◆受講申込み及び送付方法◆

受講申込書類は**必ず簡易書留(宅配便可)など、送付記録が残る方法**にて郵送するか又は直接当センターに持参してください。なお、受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

### ・郵送の場合

受講申込書類(上記①,②)に必要な事項を記入・捺印し、写真を貼付のうえ、必ず受講申込書類提出用封筒(上記③)にて、**簡易書留等(宅配便可)**で当センターに送付してください。また、**複数名分の受講申込書類を一括して送付する場合は、必ず個々の受講申込書類提出用封筒(上記③を個々に作成する)に入れ、最後に別封筒で一つにまとめ、宅配便又は簡易書留等で送付してください。**

### ・直接持参の場合

直接当センターに持参する場合は、上記郵送の場合と同様に受講申込書類提出用封筒(上記③)に入れ、持参してください。(複数の場合も上記同様)

なお、**提出用封筒に入れていない場合、複数名分のとき個々に分けていない場合は、受理しかねる場合があります。**受付時間は午前10時から午後5時迄です。(土日・祝祭日を除く)

## ◆受講申込書類作成上の留意点◆

受講申込書は、正しく丁寧に記入してください。また、次の留意事項をよく読み、記入もれ等がないようご注意ください。記入もれ、消せるボールペンでの記入等がある場合は、申込書類が無効になる場合があります。

### ①受講申込書

- ・事務局使用欄は記入しないでください。
- ・希望会場欄は希望する会場名を○印で囲んで記入してください。
- ・**氏名欄は自署捺印してください。氏名に旧字、外字、異体字の使用がある方は、わかりやすく大きく丁寧に記入してください。氏名欄及び勤務先名欄のフリガナのふり忘れ、捺印もれ等ないように十分注意してください。**
- ・**写真(3.0cm×2.4cm)は、受講申込前3ヶ月以内に正面脱帽で撮影したもので、写真の裏面には氏名を記載して写真貼付欄に貼付してください。(白黒写真可、スナップ写真は不可)**

※勤務先所在地は、**審査結果通知、受講票及び修了証等の送付先となります**ので、申込後に変更があった場合には速やかに当センターまでご連絡ください。

※複数名分申込があり、**審査結果通知及び受講料請求書を一括して送付をご希望の場合には、申込者リストとご担当者の連絡先を明記した書類を添付してください。**

※**申込書の氏名・生年月日・現住所(都道府県名のみ)等は修了証に記載されますので正確にご記入ください。**

### ②従事年数証明書

- ・受講者記入欄は自署捺印してください。
- ・従事した業務に必ず○印を付けてください。(ex. 販売 貸与(賃貸))
- ・証明者記入欄の証明者は受講者の資格要件を証明できる所属長以上の方として下さい。本人が事業主の場合は本人による証明となります。  
**従事年数記入がない場合は無効となります。(講習会の前日までに必要年数を満たしていれば受講可能です。その際、右側余白に「見込み」と記入してください。)**
- ・従事事業所が複数にわたる場合は、従事年数証明書を必要枚数用意し、証明者記入欄に各事業所の長の証明を受け、提出してください。(通算して、受講資格の従事年数を満たす証明であること。)

但し、同一法人内で事業所の長より上の方[本社の社長等]が証明する場合は、1枚で複数の事業所での従事の証明が可能です。証明書の支社・営業所名、所在地、許可取得年月日、許可番号の欄をそれぞれ併記してください。

- ・事業所の医療機器の販売業許可取得年月日、許可番号は必ず記入してください。また、移転等により業許可番号に変更が生じた場合は新旧を併記して下さい。なお、医療機器の販売業または貸与業の届出をしている場合は、許可番号は記入不要ですが、届出年月日は記入してください。

### ③受講申込書類提出用封筒(医療機器センター宛)

- ・受講希望会場にチェックし、氏名、勤務先名称、勤務先住所を明記してください。

### ◆審査結果通知の送付◆

先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなりますので十分に注意してください。

書類審査を通過した方には審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせ含む)を送付します。

#### 送付予定:審査を通過した申込者より随時(3月以降順次予定)

5月上旬になっても審査結果通知が届かない場合は、当センターに必ずお問い合わせください。(お問い合わせの前に、書類の送付状況を送付記録でご確認下さい。)

### ◆受講票等の送付◆

受講料の納入が確認された方には、講習会の開催日の2週間前に受講票(会場の案内図等含む)を送付します。なお、講習会開催の1週間前になっても受講票等が届かない場合は当センターにお問い合わせください。

### ◆テキストについて◆

講習会で使用するテキストは、講習会当日の受付にて配付いたします。

### ◆講習修了証の交付◆

受講者全員に可否結果を通知します。講習会の全課程を受講し、カリキュラムの最後に行う試験において一定の成績を修めた者に対して、当財団の理事長名で後日修了証を送付します。

合格者：修了証を送付します。

不合格者：不合格通知及び再試験の案内を送付します。

注)審査結果通知・受講票・修了証は受講申込書の勤務先所在地に個別に送付します。

### ◆試験について◆

①試験実施方法：マークシート方式

②出題の範囲：講習会での講義内容

### ◆受講申込みから講習会終了までスケジュール◆

#### 受講申込締切(申込み書類提出期限)

※定員になり次第、受付を終了させていただきます。

平成30年5月2日(水)

#### 審査結果通知送付

(受講料納入についての案内含む)

審査を通過した申込者より随時  
(3月以降順次予定)

#### 受講料納入期限

請求書発行日から20日以内

#### 受講票の送付

講習会開催の約2週間前

#### 講習会

※◆講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆参照

#### 可否結果の通知

7月下旬

合格者：修了証の交付

不合格者：不合格通知及び再試験の案内

### ◆個人情報の取扱いについて◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当講習会に関係する業務の範囲内に限定して利用させていただきます。

また、受講要件を満たさなかった方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

### 【参考】

厚生労働省令に基づく基礎講習の区分体系等については、当センターのホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。



## 平成30年度コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会カリキュラム

科目	時刻	分	講師等
開場(受付とテキスト配付)	9:00～ 9:30	(30)	
オリエンテーション	9:30～ 9:45	15	公益財団法人 医療機器センター
I. コンタクトレンズの医学的側面	9:45～10:35	50	日本コンタクトレンズ学会 名誉会員 金井 淳
休憩	10:35～10:45	(10)	
II. 販売業・貸与業に関する医療機器等法の規定 1. 医療機器等法 2. 医療機器等法施行令 3. 医療機器等法施行規則 4. 医療機器販売業・貸与業届出書 様式	10:45～12:10	85	公益財団法人 医療機器センター 常務理事 新見 裕一
休憩(昼休み)	12:10～13:10	(60)	
III. 関連法規 1. 医療法・医師法等について	13:10～13:40	30	公益財団法人 医療機器センター 常務理事 新見 裕一
IV. 医療側からみたコンタクトレンズの販売について	13:40～14:30	50	公益社団法人 日本眼科医会 担当者
休憩	14:30～14:40	(10)	
V. 販売業者等の品質確保における業務管理について	14:40～15:50	70	一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会 担当者
VI. 医療機器の流通における品質確保について 1. 流通の現状について	15:50～16:30	40	一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会 担当者
2. 販売倫理・公正競争規約 製造業者側からみた販売業者のあり方を含む	16:30～16:50	20	一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会 担当者
休憩	16:50～17:05	(15)	
テスト(オリエンテーションを含む)	17:05～17:30	25	公益財団法人 医療機器センター

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。講義時間には質疑応答を含みます。

# 平成30年度 コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会 受講申込書

（\* 欄は記入しないで下さい。）

写真貼付欄  
3.0cm  
×  
2.4cm  
写真の裏に  
氏名を記入

	<b>希望会場</b> (○で囲んでください)	1.東京 (6/12)	2.大阪 (6/21)	<b>*</b> 事務局使用欄 (記入しないで下さい)
<b>受講申込者 氏名</b> (自署捺印のこと)	フリガナ ..... 〒..... 都道府県	性別 1. 男 2. 女	生年月日 昭和 平成 年 月 日	本籍(外国国籍) 都道府県
<b>現住所</b>	〒..... 都道府県			
<b>勤務先名</b> (支店名・営業所名・ 部・課等も記入して ください)	フリガナ ..... 〒..... 都道府県	TEL ( ) - - FAX ( ) - -	TEL ( ) - - FAX ( ) - -	携帯 TEL ( ) - -
<b>勤務先 所在地</b> (受講票等送付先)	〒..... 都道府県			
<b>取り扱い医療機器</b> (○で囲んでください) 複数選択可	1. 高度管理医療機器等(コンタクトレンズ・プログラムを除く) 2. 指定視力矯正用レンズ等(コンタクトレンズ) 3. 特定管理医療機器(医療機器向け管理医療機器) 4. 補聴器 5. 家庭用電気治療器 6. その他の医療機器 (※従事年数証明書と同じ医療機器を○で囲むこと)			<b>*</b> 事務局 使用欄 (記入し ないで下 さい)
	昭和・平成	年	月	から
	昭和・平成	年	月	まで
	年	月	日	(申込書記入日)

公益財団法人 医療機器センター 理事長 殿

上記により、平成30年度コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会の受講を申し込みます。 平成30年 月 日 (申込書記入日)

記入例

平成30年度コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会  
受講申込書

写真貼付欄  
3.0cm x 2.4cm  
写真の裏に  
氏名を記入

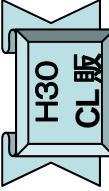
スナップ写真不可。3ヶ月以内の  
正面脱帽による撮影。デジタルカメ  
ラの場合、普通紙印刷不可。必ず  
写真専用光沢紙に印刷すること

(\*欄は記入しないで下さい。)

希望会場 (○で囲んでください)		1.東京 (6/12)	2.大阪 (6/21)	事務局使用欄 (記入しないで下さい)	事務局使用欄 (記入しないで下さい)
フリガナ ブンキョウ タロウ	性別	1.東京 (6/12)	2.大阪 (6/21)	生年月日	本籍(外国国籍)
文京 太郎	1.男 2.女	1.東京 (6/12)	2.大阪 (6/21)	60年1月1日	東京都府県
印もれ注意 印					
東京 文京区 本郷1丁目2-3 医療マシヨン101号					
〒113-0033					
TEL (03) 1234 - 5678 FAX (03) 1234 - 5678 携帯 TEL (090) 1234 - 5678					
フリガナ イリョウキキ カブシキカイシャ		エイギョウブ ハンバインクシンカ			
医療機器 株式会社		営業部 販売促進課			
〒113-0033		東京都府県 文京区本郷4丁目5-6 ABCビル1階			
TEL 03 - 1234 - 5678 FAX 03 - 1234 - 6789		郵便物が確実に届くようビル名・階数等も記入すること 申込後、変更が生じた場合は、速やかに連絡すること			
取り扱い 医療機器 (○で囲んでください) 複数選択可		* 事務局 使用欄 (記入 しないで 下さい)		事務局使用欄 (記入しないで下さい)	
1. 高度管理医療機器等(コンタクトレンズ・プログラムを除く) 2. 指定視力補正用レンズ等(コンタクトレンズ) 3. 特定管理医療機器(医療機関向け管理医療機器) 4. 補聴器 5. 家庭用電気治療器 6. その他の医療機器 (※従事年数証明書と同じ医療機器を○で囲むこと)					

公益財団法人 医療機器センター 理事長 殿

上記により、平成30年度コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会の受講を申し込みます。平成30年3月20日(申込書記入日)



平成30年度 コンタクトレンズ販売営業所管理者講会  
従事年数証明書

受講者記入欄

氏名: (印) (自署捺印のこと) 本籍: 都道府県 生年月日: 昭和・平成 年 月 日

現住所: \_\_\_\_\_

上記の者(氏名: 昭和 平成 )は、昭和 平成 年 月 日から 昭和 平成 年 月 日まで 現在

(勤務先名及び支社・営業所名): \_\_\_\_\_

(支社・営業所の所在地): \_\_\_\_\_ に於いて、

証明者記入欄

※取り扱い医療機器の種類を○で囲む。複数選択可

- 1. 高度管理医療機器等(コンタクトレンズ・プログラム除く)
- 2. 指定視力補正用レンズ等(コンタクトレンズ)
- 3. 特定管理医療機器(医療機関向け管理医療機器)
- 4. 補聴器
- 5. 家庭用電気治療器
- 6. その他の医療機器

販売の に関する業務に従事 している ことを証明します。  
貸与(賃貸) していた (該当を○で囲む)

※上記事業所の都道府県への許可取得年月日及び許可番号を記入して下さい。

[※更新年月日ではありません。最初に業許可を取得した年月日を記入して下さい。]

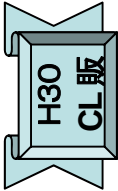
- 1. 医療機器販売業 許可取得年月日(平成 年 月 日) 許可番号( )
  - 2. 医療機器貸与(賃貸)業 許可取得年月日(平成 年 月 日) 許可番号( )
- 名称 所在地

平成 30 年 月 日(証明書記入日) 証明者(役職名・氏名) (印) (必ずご捺印ください)

- (注意)
1. 従事年数不足・届出及び許可取得年月日の記入もれがある場合は、申込みが無効となりますので注意してください。
  2. 従事した業務に必ず○印を付けてください。(ex. 販売 貸与(賃貸))
  3. 証明依頼があった場合には、それを拒否することはできません。また、証明者は、虚偽又は不正の証明を行ってはなりません。(医薬品医療機器等法施行規則第15条の9)
  4. 証明者は受講申込者の所属長以上の方となります。本人が事業主の場合は本人による証明となります。
  5. 鉛筆・消せるボールペンでの記入は無効となります。

記入例①

平成30年度 コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会  
従事年数証明書



受講者記入欄

氏名: 東京太郎 (東京都) 籍: 東京 府 県 生年月日 昭和・平成 60 年 1 月 1 日

現住所: 東京都文京区本郷1-2-3 医療マンション101号

上記の者(氏名: 文京太郎) は、昭和 29 年 5 月 1 日 から 昭和 30 年 6 月 11 日 まで 現在 (見込み) 1 年 1 箇月間、

(勤務先名及び支社・営業所名): 医療機器株式会社 に於いて、  
(支社・営業所の所在地): 東京都文京区本郷4丁目5-6 ABCビル 1階

※取り扱い医療機器の種類を○で囲む。複数選択可

- 1. 高度管理医療機器(コンタクトレンズ・プログラム除く)
- 2. 指定視力補正用レンズ等(コンタクトレンズ)
- 3. 特定管理医療機器(医療機関向け管理医療機器)
- 4. 補聴器
- 5. 家庭用電気治療器
- 6. その他の医療機器

証明者記入欄

○販売 している (該当を○で囲む)  
○の 貸与(賃貸) している (該当を○で囲む)  
○に於いて、 に関する業務に従事 している (該当を○で囲む)

※上記事業所の都道府県への許可取得年月日及び許可番号を記入してください。  
[※更新年月日ではありません。最初に業許可を取得した年月日を記入してください。]

- 1. 医療機器販売業 許可取得年月日( H17 年 4 月 1 日) 許可番号( 00000000 )
  - 2. 医療機器貸与(賃貸)業 許可取得年月日( ) 許可番号( )
- 名称 医療機器株式会社  
所在地 東京都文京区本郷4丁目5-6 ABCビル 1階  
証明者(役職名・氏名) 代表取締役社長 医療 太郎 (社印) (捺印ください)

販売業または貸与業許可証に記載されている番号を記入して下さい。  
新旧両方の許可番号及び許可取得日を記載して下さい。

(注意) 1. 従事年数不足・届出及び許可取得年月日の記入もれがある場合は、申込みが無効となりますので注意してください。

2. 従事した業務に必ず○印を付けてください。(ex. 販売 (賃貸) )

3. 証明依頼があった場合には、それを拒否することはできません。また、証明者は、虚偽又は不正の証明を行ってはなりません。

4. 証明者は受講申込者の所属長以上の方となります。本人が事業主の場合は本人による証明となります。

5. 鉛筆・消せるボールペンでの記入は無効となります。

※支社・営業所の所属長以上の方が証明して下さい。  
(現在従事されている支社・営業所の所属長が、他の支社・営業所での従事経験を証明することはできません。)

# コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会 従事年数証明書

**記入例②**  
(同一の会社内で支店等を異動した場合の例)  
※別会社での経験は会社毎で従事年数証明書を作成下さい。

H30  
CL販

受講者記入欄

氏名: 東京太郎 (東京都) 昭和平成 (昭和・平成) 年 1 月 1 日  
住所: 東京都文京区本郷1-2-3 医療マンション101号

証明者記入欄

上記の者(氏名: 文京太郎) は、平成 年 10 月 1 日から 平成 年 9 月 31 日まで 現在 (通算 1 年 1 箇月) (見込み) まで 5 箇月 8 箇月間、  
(勤務先名及び支社・営業所名): 医療機器株式会社 ①●●営業所  
(支社・営業所の所在地): ① 東京都文京区本郷3丁目42-6 NKDビル 7階 ② 東京都文京区本郷4丁目5-6 ABCビル 1階  
に於いて、

※取り扱い医療機器の種類を○で囲む。複数選択可  
1. 高度管理医療機器(コンタクトレンズ・プログラム除く) している  
2. 指定視力補正用レンズ等(コンタクトレンズ) している  
3. 特定管理医療機器(医療機関向け管理医療機器) している  
4. 補聴器 している  
5. 家庭用電気治療器 している  
6. その他の医療機器 している  
○で囲む (該当を○で囲む) 販売 に関する業務に従事 している  
○で囲む (該当を○で囲む) 貸与(賃貸) している

※上記事業所の都道府県への許可取得年月日及び許可番号を記入してください。  
[※更新年月日ではありません。最初に業許可を取得した年月日を記入してください。]  
1. 医療機器販売業 許可取得年月日 ( ①H29 年 7 月 1 日 ) 許可番号 ( 〇〇〇〇〇〇〇〇 ) 〇〇〇〇〇〇〇〇  
2. 医療機器貸与(賃貸)業 許可取得年月日 ( ) 許可番号 ( )  
名称 医療機器株式会社  
所在地 東京都文京区本郷4丁目5-6 ABCビル 1階  
証明者(役職名・氏名) 代表取締役社長 医療 太郎 (社印) (捺印ください)

(注意) 1. 従事年数不足・届出及び許可取得年月日の記入もれがある場合は、申込みが無効となりますので注意してください。  
2. 従事した業務に必ず○印を付けてください。(ex. 販売 貸与(賃貸))  
3. 証明依頼があった場合には、それを拒否することはできません。また、証明者は、虚偽又は不正の証明を行ってはなりません。  
4. 証明者は受講申込者の所属長以上の方となります。本人が事業主の場合は本人による証明となります。  
5. 鉛筆・消せるボールペンでの記入は無効となります。

※ 証明日の時点では受講要件年数を満たさなくても、受講日の前日までに満たせば受講が可能です。  
その場合の記入方法として、従事期間の最終日を受講要件年数を満たす年月日とし、従事期間年月の右の余白に(見込み)と記入してください。  
複数営業所での経験は、それぞれの経験年数と、通算の年数を記入して下さい。

事業所ごとに許可取得年月日・許可番号を記入して下さい。許可番号に変更があった場合は新旧両方の許可番号及び許可取得日を記載して下さい。

※ 支社・営業所の所属長以上の方が証明して下さい。  
(現在従事されている支社・営業所の所属長が、他の支社・営業所での従事経験を証明することはできません。)

1 1 3 - 0 0 3 3

切手  
貼付欄

簡易書留

東京都文京区本郷3-42-6 NKDビル7階  
公益財団法人 医療機器センター 行



平成30年度 コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会  
受講申込書類在中

フリガナ		受講希望会場 (チェックをしてください)	東京(6/12)	大阪(6/21)
氏名			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
勤務先	名称			
	住所			

※送付書類のチェックをして確認してください。(記入もれ、捺印もれ注意)		過去	審査
<input type="checkbox"/> 受講申込書(写真を貼付してあること)	<input type="checkbox"/> 従事年数証明書(必要年数を満たしていること)		

# 平成30年度 プログラム高度管理医療機器等 販売及び貸与営業所管理者講習会

公益財団法人 医療機器センター

## 実施要領

公益財団法人 医療機器センターは、平成30年度の「プログラム高度管理医療機器等販売及び貸与営業所管理者講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上で、申込書類を記入してください。また記入もれ・捺印もれ等、不備のないことを確認しお申し込みください。

\*医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」と記す。）施行規則により、医療機器販売及び貸与業の営業所管理者基礎講習会は、次の7つに分類されています。

1. 高度管理医療機器（※特定保守管理医療機器含む）
2. 特定管理医療機器（※医療機関向け管理医療機器）
3. 指定視力補正用レンズ等 [コンタクトレンズ]
4. 補聴器
5. 家庭用電気治療器
6. <b>プログラム高度管理医療機器</b>
7. <b>プログラム特定管理医療機器</b>

この内、本講習会は、**6. プログラム高度管理医療機器**と**7. プログラム特定管理医療機器**のみを販売・貸与する営業所管理者の基礎講習として実施するものです。

(注) 本講習会は新たに資格取得を目的とされる方を対象としています。  
過去に上記表中の1. 高度管理医療機器（※特定保守管理医療機器含む）を受講し、既に修了証をお持ちの方は再度受講する必要はありません。

### 【問合せ及び申込み先】

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-42-6 NKDビル 7F  
公益財団法人 医療機器センター 企業研修部  
TEL : 03(3813)8156 [企業研修部直通]  
FAX : 03(3813)8733  
URL : <http://www.jaame.or.jp/>

※電話でのお問い合わせについては、祝祭日を除いた月曜から金曜の午前10時～12時と午後1時～5時までとさせていただきます。



◆講習の目的及び受講資格◆

本講習会は、『医薬品医療機器等法施行規則第 162 条第 3 項第一号に規定する、**プログラム高度管理医療機器のみの販売等を行う営業所の管理者の資格取得**』及び『医薬品医療機器等法施行規則第 175 条第 1 項第三号に規定する、**プログラム特定管理医療機器のみの販売等を行う営業所の管理者の資格取得**』を目的とする講習会です。

(**高度管理医療機器販売の従事の経験が3年以上ある方**に関しては、講習会が異なります。別で設けております高度管理医療機器（※特定保守管理医療機器含む）の販売及び貸与営業所管理者講習会をご確認下さい。)

取り扱う医療機器の種類 〈管理者の資格の規定〉	受講資格
「プログラム高度管理医療機器」  〈医薬品医療機器等法施行規則第 162 条第 3 項第一号・第二号〉	<b>プログラム高度管理医療機器の販売及び貸与営業所管理者になろうとする者</b>
「プログラム特定管理医療機器」  〈医薬品医療機器等法施行規則第 175 条第 1 項第三号〉	<b>プログラム特定管理医療機器の販売及び貸与営業所管理者になろうとする者</b>

管理者の区分	取り扱い可能な医療機器の範囲
プログラム高度管理医療機器販売及び貸与営業所管理者	プログラム高度管理医療機器及びプログラム特定管理医療機器
プログラム特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者	プログラム特定管理医療機器のみ

※本講習会を修了された際に得られる資格は**プログラム高度管理医療機器等**販売及び貸与営業所管理者の資格です。

◇受講免除者◇

本講習を受講しなくても、医療機器の種類を問わず営業所の管理者の資格要件を満たす者として掲げられている者（平成 27 年 4 月 10 日薬食機参発 0410 第 1 号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)通知）

- ①医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者
- ②高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者の要件を満たす者（「大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者」等を指す）
- ③医療機器の製造業の責任技術者の要件を満たす者
- ④医療機器の修理業の責任技術者の要件を満たす者
- ⑤薬事法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 69 号)附則第7条の規定により同法による改正後の医薬品医療機器等法(昭和 35 年法律第 145 号)第 36 条の 8 第 1 項に規定する試験に合格したとみなされたもののうち、同条第2項の登録を受けた者(みなし合格登録販売者)
- ⑥財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者

◆講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆

開催地	日程	会場	定員	申込締切日
東京	平成 30 年 6 月 13 日(水)	大田区産業プラザ(PIO) 東京都大田区南蒲田 1-20-20	350 名	平成 30 年 5 月 2 日(水)

※会場の案内図は、受講票と共に送付します。また、会場には講習内容について問い合わせをしないでください。  
 ※申込締切日について:郵送の場合は当日消印有効、持参の場合は午後5時迄です。余裕を持ってお早めにお申し込み頂きますようお願い致します。

- (注) 1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、不備がないものから受付します。なお、各会場が定員に達した場合は、締切日以前でも申し込み受付を終了いたしますので予めご了承ください。  
 2 万一、定員超過後に申込書類が到着し、受講することができない方には当センターから直接受講申込者本人にご連絡します。  
 3 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の受講者変更はできませんので、ご注意ください。  
 4 本講習会は、高度管理医療機器等講習会と合同で実施致します。

◆講習の内容◆

カリキュラムは別記のとおりです。

◆受講料◆

14,500 円 [消費税・テキスト代を含む]

- ・振込み手数料はお申し込み者様にてご負担をお願いします。
- ・受講料の納入時期及び振込先については、審査結果通知の送付の際にお知らせします。

◆申込みに必要な書類◆

受講申込書類は次のとおりです。

- ① 受講申込書
- ② 受講申込書類提出用封筒の表紙(医療機器センター宛)

[角型2号封筒に貼り付けてご使用ください。]

※上記書類は全て当センターのホームページ(<http://www.jaame.or.jp/>)から入手できます。

【ホームページから申込書類等を入手する場合について】

申込書類を入手するためには、当センターのホームページにアクセスし、ダウンロードして入手してください。(PDF形式)

- ①はプリントアウトして(A4横)そのままご使用ください。
- ②はプリントアウトして(A4縦)お手持ちの角型2号(A4版用紙を折らずに封入できるサイズ)の封筒の前面に貼ってご使用ください。

◆受講申込み及び送付方法◆

受講申込書類は必ず簡易書留(宅配便可)など、送付記録が残る方法にて郵送するか又は直接当センターに持参してください。なお、受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

・郵送の場合

受講申込書類(上記①)に必要な事項を記入・捺印し、写真を貼付のうえ、必ず受講申込書類提出用封筒(上記②)にて、簡易書留等(宅配便可)で当センターに送付してください。また、複数名分の受講申込書類を一括して送付する場合は、必ず個々の受講申込書類提出用封筒(上記②)を個々に作成するに入れ、別封筒で一つにまとめ、申込者のリストを同封した上で、宅配便又は簡易書留等で送付してください。

・直接持参の場合

直接当センターに持参する場合は、上記郵送の場合と同様に受講申込書類提出用封筒(上記③)に入れ、持参してください。(複数の場合も上記同様)

なお、提出用封筒に入れていない場合、複数名のと看個々に分けていない場合は、受理しかねる場合があります。受付時間は午前 10 時から午後 5 時迄です。(土日・祝祭日を除く)

◆受講申込書類作成上の留意点◆

受講申込書は、正しく丁寧に記入してください。また、次の留意事項をよく読み、記入もれ等がないようご注意ください。記入もれ、消せるボールペンでの記入等がある場合は、申込書類が無効になる場合があります。

①受講申込書

- ・事務局使用欄は記入しないでください。
- ・氏名欄は自署捺印してください。氏名に旧字、外字、異体字の使用がある方は、わかりやすく大きく丁寧に記入してください。氏名欄及び勤務先名欄のフリガナのふり忘れ、捺印もれ等ないよう十分注意してください。
- ・写真(3.0cm×2.4cm)は、受講申込前3ヶ月以内に正面脱帽で撮影したもので、写真の裏面には氏名を記載して写真貼付欄に貼付してください。(白黒写真可、スナップ写真は不可)

※勤務先所在地は、審査結果通知、受講票及び修了証等の送付先となりますので、申込後に変更があった場合には速やかに当センターまでご連絡ください。

※受講料の一括請求をご希望の場合には、申込者リストとご担当者の連絡先を明記した書類を添付してください。

※申込書の氏名・生年月日・現住所(都道府県名のみ)等は修了証に記載されますので正確にご記入ください。

②受講申込書類提出用封筒(医療機器センター宛)

- ・氏名、勤務先名称、勤務先住所を明記してください。
- ・送付書類をチェックして確認してください。

◆**審査結果通知の送付**◆

先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなりますので十分に注意してください。

書類審査を通過した方には審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせ含む)を送付します。

送付予定:審査を通った申込者より随時(3月以降順次予定)

5月上旬になっても審査結果通知が届かない場合は、当センターに必ずお問い合わせください。(お問い合わせの前に、書類の送付状況を送付記録でご確認下さい。)

◆**受講票等の送付**◆

受講料の納入が確認された方には、講習会の開催日の2週間前に受講票(会場の案内図等含む)を送付します。なお、講習会開催の1週間前になっても受講票等が届かない場合は当センターにお問い合わせください。

◆**テキストについて**◆

講習会で使用するテキストは、講習会当日の受付にて配付いたします。

◆**講習修了証の交付**◆

受講者全員に合否結果を通知します。講習会の全課程を受講し、カリキュラムの最後に行う試験において一定の成績を修めた者に対して、当センターの理事長名で後日修了証を送付します。

合格者：修了証を送付します。

不合格者：不合格通知及び再試験の案内を送付します。

注) 審査結果通知・受講票・修了証は受講申込書の勤務先所在地に個別に送付します。

◆**試験について**◆

①試験実施方法：マークシート方式

②出題の範囲：講習会での講義内容

◆**受講申込みから講習会終了までスケジュール**◆

受講申込締切(申込み書類提出期限)

※定員になり次第、受付を終了させていただきます。

平成30年5月2日(水)

審査結果通知送付

(受講料納入についての案内含む)

審査を通った申込者より随時  
(3月以降準備予定)

受講料納入期限

請求書発行日から20日以内

受講票の送付

講習会開催の約2週間前

**講習会**

※◆講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆参照

**合否結果の通知**

7月下旬

合格者：修了証の交付

不合格者：不合格通知及び再試験の案内

◆**個人情報の取扱いについて**◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当講習会に関する業務の範囲内に限定して利用させていただきます。

また、受講要件を満たさなかった方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

【参考】厚生労働省令に基づく基礎講習の区分体系等については、当センターのホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

平成30年度プログラム高度管理医療機器等  
販売及び貸与営業所管理者講習会カリキュラム

科目	時刻	分	講師等
開場(受付とテキスト配付)	9:00～ 9:30	(30)	
オリエンテーション	9:30～ 9:45	15	公益財団法人医療機器センター
I. 現在の医療とその周辺について	9:45～10:35	50	順天堂大学 客員教授 小野 喜志雄
			東京医科歯科大学 大学院 医歯学総合研究科 政策科学分野 教授 河原 和夫
休憩	10:35～10:45	(10)	
II. 販売業・貸与業に関する医療機器等法の規定 1.医療機器等法 2.医療機器等法施行令 3.医療機器等法施行規則 4.医療機器販売業・貸与業届出書 様式	10:45～12:10	85	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
休憩(昼休み)	12:10～13:10	(60)	
III. 関連法規 1.医療法・医師法等について	13:10～13:50	40	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
IV. 医療側からみた販売業者のあり方について	13:50～14:40	50	大阪大学医学部附属病院 病院教授 高階 雅紀
休憩	14:40～14:50	(10)	
V. 販売業者等の品質確保における業務管理について	14:50～15:50	60	医療機器販売・貸与営業所管理者講習会 運営委員
VI. 医療機器の流通における品質確保について 1.流通の現状について 2.修理業及び保守点検 3.販売倫理 製造業者側からみた販売業者のあり方を含む	15:50～16:10	20	医療機器販売・貸与営業所管理者講習会 運営委員 青木 幸生
	16:10～16:30	20	日本歯科用品商協同組合連合会 会長 宮内 啓友
	16:30～16:50	20	元医療機器業公正取引協議会 常任運営委員会 委員 小笠原 英昭
休憩	16:50～17:05	(15)	
テスト(オリエンテーションを含む)	17:05～17:30	25	公益財団法人医療機器センター

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。講義時間には質疑応答を含みます。

平成30年度 プログラム高度管理医療機器等販売及び貸与営業所管理者講習会  
受講申込書

写真貼付欄

3.0cm

x

2.4cm

写真の裏に  
氏名を記入

<b>受講申込者 氏名</b> (自署捺印のこと)	フリガナ	性別	生年月日	本籍(外国国籍)
	〒 ..... 都道府県 (旧字、外字、異体字使用の場合はわかりやすく、大きく記載して下さい)	1. 男 2. 女	昭和 平成	年 月 日
<b>現住所</b>	フリガナ	TEL ( ) - - FAX ( ) - -	携帯 TEL ( ) - -	
<b>勤務先名</b> (支店名・営業所名・ 部・課等も記入して ください)	フリガナ (会社名)			
<b>勤務先 所在地</b> (受講票等送付先)	フリガナ	TEL - - - - FAX - - - -		

公益財団法人 医療機器センター 理事長 殿

上記により、平成30年度プログラム高度管理医療機器等販売及び貸与営業所管理者講習会の受講を申し込みます。

平成 30 年 月

日(申込書記入日)

## 記入例

平成30年度 プログラム高度管理医療機器等販売及び貸与営業所管理者講習会  
受講申込書

写真貼付欄

3.0cm  
×  
2.4cm写真の裏に  
氏名を記入

スナップ写真不可。3ヶ月以内の正面脱帽による撮影。デジタルカメラの場合、普通紙印刷不可。必ず写真専用光沢紙に印刷すること

事務局使用欄 (記入しないでください)		* 生年月日		本籍(外国国籍)	
		昭和 平成 60年1月1日		東京 都 府 県	
フリガナ ブンキョウ タロウ		性別		東京都	
文京 太郎		1. 男 2. 女		東京都	
印もれ注意		東京		東京都	
〒 113 - 1133		文京区本郷1丁目2-3 医療マシジョン101号		東京都	
現住所		TEL ( 03 ) 1234 - 5678 FAX ( 03 ) 1234 - 5678 携帯TEL ( 090 ) 1234 - 5678		東京都	
勤務先名 (支店名・営業所名・ 部・課等も記入して ください)		フリガナ イロウキ カブシキガイシャ		東京都	
勤務先 所在地 (受講票等送付先)		フリガナ イロウキ カブシキガイシャ		東京都	
		医療機器 株式会社 (会社名)		東京都	
		営業部 販売促進課 (部署名)		東京都	
		〒 113 - 1133		東京都	
		文京区本郷4丁目5-6 ABCビル 1階		東京都	
		TEL ( 03 ) 1234 - 6789 FAX ( 03 ) 1234 - 6789		東京都	

郵便物が確実に届くようビル名・階数等も記入すること  
申込後、変更が生じた場合は、速やかに連絡すること

公益財団法人 医療機器センター 理事長 殿

上記により、平成30年度プログラム高度管理医療機器等販売及び貸与営業所管理者講習会の受講を申し込みます。平成30年3月30日(申込書記入日)

1 1 3 - 0 0 3 3

切手  
貼付欄

簡易書留

東京都文京区本郷3-42-6 NKDビル7階  
公益財団法人 医療機器センター 行

平成30年度 プログラム高度管理医療機器等  
販売及び貸与営業所管理者講習会受講申込書類在中

フリガナ		
氏名		
勤務先	名称	
	住所	〒 -

※送付書類のチェックをして確認してください。(記入もれ、捺印もれ注意)

<input type="checkbox"/> 写真を貼付しているか。	<input type="checkbox"/> 捺印もれがないか。
--------------------------------------	------------------------------------

過去	審査

この用紙をお手持ちの角型2号(A4サイズの書類が折らずに入る大きさ)封筒の前面に貼ってご使用ください。

# 平成30年度医療機器等総括製造販売責任者講習会

公益財団法人 医療機器センター

## 実施要領

公益財団法人 医療機器センターは、平成30年度の「医療機器等総括製造販売責任者講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上で、申込書類を記入してください。また、記入もれ・捺印もれ等、不備のないことを確認しお申し込みください。

### ◆講習の目的◆

本講習会は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、医薬品医療機器等法と記す。)施行規則第114条の49第1項第三号に規定する医療機器製造販売業の総括製造販売責任者の資格取得を目的とする講習会です。また、同条同項第一号又は第2項第一号該当者で医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した経験のない方が医薬品医療機器等法令等の研修のために受講すること(以下、「研修受講」という。)もできます。

#### [参考]総括製造販売責任者の資格要件と対象医療機器

製造の対象となる医療機器	総括製造販売責任者の資格の規定	備考
・高度管理医療機器(クラスⅢ,Ⅳ) ・管理医療機器(クラスⅡ)	医薬品医療機器等法施行規則第114条の49第1項	※高度管理医療機器、管理医療機器の総括製造販売責任者の資格を有する者は、一般医療機器の総括製造販売責任者の資格を有することになります。
・一般医療機器(クラスⅠ)	医薬品医療機器等法施行規則第114条の49第2項	

### ◆受講資格◆

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務(薬事法における輸入販売業、外国製造国内管理人の業務を含む)に5年以上従事した者であること。なお、「従事期間」は、複数の業態又は場所における期間を通算したものでも構いません。

研修受講の場合は医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した経験のない方が対象です。(下記受講免除者に該当する方)

### ◇受講免除者◇

本講習を受講しなくても、医療機器の総括製造販売責任者の資格要件を満たす者として掲げられている者

【高度管理医療機器、管理医療機器の総括製造販売責任者】(医薬品医療機器等法施行規則第114条の49第1項の条文より抜粋)

第一号：大学等で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

(ただし、医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した経験のない者は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習に参加するなどして、薬事法令等の研修に努めるよう指導されている。平成24年8月30日薬食審査発0830第10号)

第二号：旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者

第四号：厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者(第三号略：本講習会のことです。)

※参考【一般医療機器のみの総括製造販売責任者】(医薬品医療機器等法施行規則第114条の49第2項の条文より抜粋)

第一号：旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

(ただし、医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務の3年以上従事した経験のない者は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習に参加するなどして、薬事法令等の研修に努めるよう指導されている。平成24年8月30日薬食審査発0830第10号)

第二号：旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者

第三号：厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

これ以外の学部等専門課程については、都道府県薬務担当窓口にお問い合わせください。



◆講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆

開催地	日程(2日間)	会場	定員	申込締切日
東京	平成30年6月4日(月)～5日(火)	大田区産業プラザ(PiO) 東京都大田区南蒲田 1-20-20	200名	平成30年5月1日(火)

※会場の案内図は、受講票と共に送付します。また、会場には講習内容について問い合わせをしないでください。  
 ※申込締切日について:郵送の場合は当日消印有効、持参の場合は午後5時迄です。余裕を持ってお早めにお申し込み頂きますようお願い致します。

(注)1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、不備がないものから受付します。なお、定員に達した場合は、締切日以前でも申し込み受付を終了いたしますので予めご了承ください。  
 2 万一、定員超過後に申込書類が到着し、受講することができない方には当センターから直接受講申込者本人にご連絡します。  
 3 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の受講者変更はできませんので、ご注意ください。

◆講習の内容◆

カリキュラムは別記のとおりです。

◆受講料◆

55,000円 [消費税・テキスト代を含む]

- ・振込み手数料はお申し込み者様にてご負担をお願いします。
- ・受講料の納入時期及び振込先については、審査結果通知の送付の際にお知らせします。

◆申込みに必要な書類◆

受講申込書類は次のとおりです。

- ①受講申込書
- ②従事年数証明書(研修受講の場合は不要です)
- ③受講申込書類提出用封筒の表紙(医療機器センター宛)

[角型2号封筒に貼り付けてご使用ください。]

※上記書類は全て当センターのホームページ(<http://www.jaame.or.jp/>)から入手できます。

【ホームページから申込書類等入手する場合について】

申込書類を入手するためには、当センターのホームページにアクセスし、ダウンロードして入手してください。(PDF形式)

- ①、②はプリントアウトして(A4横)そのままご使用ください。
- ③はプリントアウトして(A4縦)お手持ちの角型2号(A4版用紙を折らずに封入できるサイズ)の封筒の前面に貼ってご使用ください。

◆受講申込み及び送付方法◆

受講申込書類は必ず簡易書留(宅配便可)など、送付記録が残る方法にて郵送するか又は直接当センターに持参してください。なお、受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

・郵送の場合

受講申込書類(上記①,②)に必要事項を記入・捺印し、写真を貼付のうえ、必ず受講申込書類提出用封筒(上記③)にて、簡易書留等(宅配便可)で当センターに送付してください。また、複数名分の受講申込書類を一括して送付する場合は、必ず個々の受講申込書類提出用封筒(上記③を個々に作成する)に入れ、最後に別封筒で一つにまとめ、申込者のリストを同封した上で、宅配便又は簡易書留等で送付してください。

・直接持参の場合

直接当センターに持参する場合は、上記郵送の場合と同様に受講申込書類提出用封筒(上記③)に入れ、持参してください。(複数の場合も上記と同様) 受付時間は午前10時から午後5時迄です。(土日・祝祭日を除く) なお、提出用封筒に入れていない、複数名のと看分けしていない場合は、受理しかねる場合があります。

## ◆受講申込書類作成上の留意点◆

受講申込書は、正しく丁寧に記入してください。また、次の留意事項をよく読み、記入もれ等がないようご注意ください。記入もれ、消せるボールペンでの記入等がある場合は、申込書類が無効になる場合があります。

### ①受講申込書

- ・申込区分欄は希望する受講区分を○印で囲んで記入してください。
- ・事務局使用欄は記入しないでください。
- ・氏名欄は自署捺印してください。氏名に、旧字、外字、異体字の使用がある方は、わかりやすく大きく丁寧に記入してください。氏名欄及び勤務先名欄のフリガナのふり忘れ、捺印もれ等ないように十分注意してください。
- ・写真(3.0cm×2.4cm)は、受講申込前3ヶ月以内に正面脱帽で撮影したもので、写真の裏面には氏名を記載して写真貼付欄に貼付してください。(白黒写真可、スナップ写真は不可)
- ※勤務先所在地は、審査結果通知、受講票及び修了証等の送付先となりますので、申込後に変更があった場合には速やかに当センターまでご連絡ください。
- ※受講料の一括請求をご希望の場合には、申込者リストとご担当者の連絡先を明記した書類を添付してください。
- ※申込書の氏名・生年月日・現住所(都道府県名のみ)等は修了証に記載されますので正確にご記入ください。

### ②従事年数証明書 ※研修受講の場合は不要です。

- ・受講者記入欄は自署捺印してください。
- ・従事した業務に必ず○印を付けてください。(ex. 製造販売 輸入販売 外国製造国内管理人)
- ・証明者記入欄の証明者は受講者の資格要件を証明できる所属長以上の方として下さい。本人が事業主の場合は本人による証明となります。
- ・従事年数が5年に満たない場合、記入がない場合はともに無効となります。(講習会の前日までに5年を満たしていれば受講可能です。その際、右側空欄に「見込み」と記入してください。)
- ・従事事業所が複数の業態又は場所にわたる場合は、従事年数証明書を必要枚数用意し、証明者記入欄に各事業所の長の証明を受け、提出してください。(通算して、受講資格の従事年数を満たす証明であること。)  
但し、同一法人内で事業所の長より上の者[本社の社長等]が証明する場合は、1枚で複数の業態又は場所の証明が可能です。
- ・従事年数証明書の業許可番号及び取得年月日欄は、必ず記載してください。(更新年月日ではなく、勤務した事業所が最初に業許可を取得した年月日を記載して下さい。)なお、移転等により業許可番号に変更が生じた場合は新旧を併記して下さい。

### ③受講申込書類提出用封筒(医療機器センター宛)

- ・氏名、勤務先名称、勤務先住所を明記してください。
- ・送付書類をチェックして確認してください。

## ◆審査結果通知の送付◆

先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなりますので十分に注意してください。

書類審査を通過した方には審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせ含む)を送付します。

送付予定:審査を通過した申込者より随時(3月以降順次予定)

5月上旬になっても審査結果通知が届かない場合は、当センターに必ずお問い合わせください。  
(お問い合わせの前に、書類の送付状況を送付記録でご確認下さい。)

## ◆受講票等の送付◆

受講料の納入が確認された方には、講習会の開催日の2週間前に受講票(会場の案内図等含む)を送付します。  
なお、講習会開催の1週間前になっても受講票等が届かない場合は当センターにお問い合わせください。

## ◆テキストについて◆

講習会で使用するテキストは、講習会当日の受付にて配付いたします。

### ◆講習修了証の交付◆

研修受講者以外の受講者全員に合否結果を通知します。講習会の全課程を受講し、2日目の最後に行う試験において一定の成績を修めた者に対して、当センターの理事長名で後日修了証を送付します。なお、研修受講者には受講証明書を送付します。

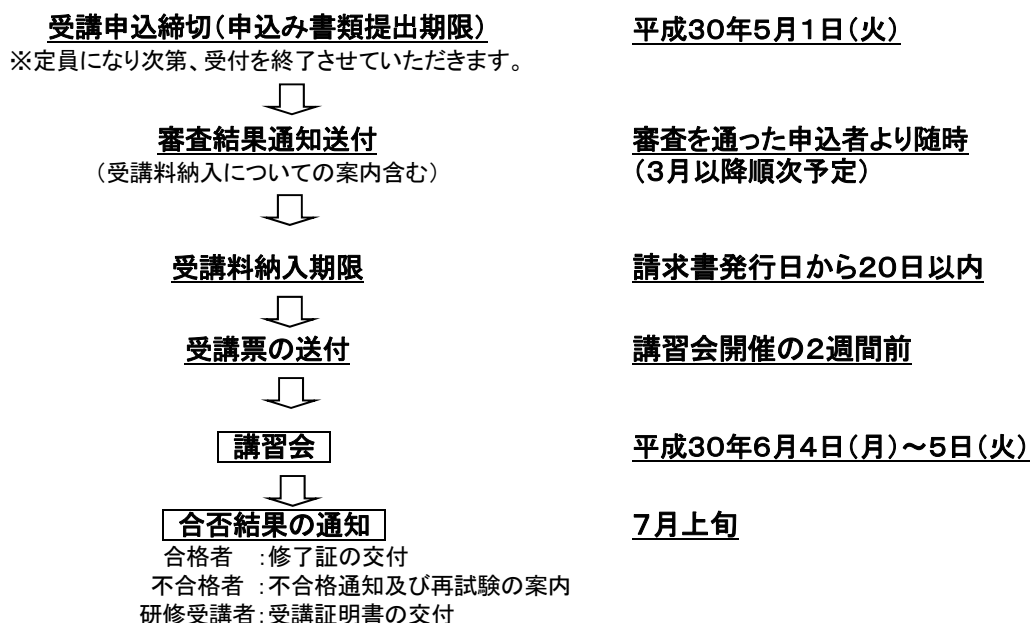
- 合格者：修了証を送付します。
- 不合格者：不合格通知及び再試験の案内を送付します。
- 研修受講者：受講証明書を送付します。

注) 審査結果通知・受講票・修了証・受講証明書は受講申込書記載の勤務先所在地に個別に送付します。

### ◆試験について◆

- ①試験問題数：40問
- ②試験実施方法：マークシート方式
- ③出題の範囲：講習会での講義内容

### ◆受講申込みから講習会終了までスケジュール◆



### ◆個人情報の取扱いについて◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当講習会に関係する業務の範囲内に限定して利用させていただきます。  
また、受講要件を満たさなかった方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

### ◆その他◆

本講習会を修了された方は、高度管理医療機器等・特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者講習会を受講されなくても販売及び貸与営業所管理者としての要件を満たします。  
(参照:平成27年4月10日薬食機参発0410第1号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)通知)

【問合せ及び申込み先】 ホームページアドレス: <http://www.jaame.or.jp/>

〒113-0033 東京都文京区本郷3-42-6 NKDビル7F TEL: 03(3813)8156 [企業研修部直通]

公益財団法人 医療機器センター 企業研修部 FAX: 03(3813)8733

※電話でのお問い合わせ: 祝祭日を除いた月曜から金曜の午前10時～12時と午後1時～5時までとさせていただきます。

## 平成30年度医療機器等総括製造販売責任者講習会カリキュラム

## 1日目

科目	時刻	分	講師等
開場(受付とテキスト配付)	10:00～10:30	(30)	
オリエンテーション	10:30～10:45	15	公益財団法人医療機器センター
I.現在の医療とその周辺について	10:45～11:35	50	順天堂大学 客員教授 小野 喜志雄
			東京医科歯科大学 大学院 医歯学総合研究科 政策科学分野 教授 河原 和夫
II.医療現場における製造販売業者の役割	11:35～12:25	50	大阪大学医学部附属病院 手術部・材料部・MEサービス部 病院教授 高階 雅紀
休憩(昼休み)	12:25～13:25	(60)	
III.医療機器等法	13:25～15:05	100	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
IV.医療法、工業標準化法、製造物責任法、その他 関連法令	15:05～15:45	40	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
休憩	15:45～16:00	(15)	
V.総括製造販売責任者の役割	16:00～16:40	40	医療機器等総括製造販売責任者講習会 運営委員
VI.医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理 及び品質管理の基準に関する省令のうち 医療機器に関する規定(QMS)	16:40～18:20	100	公益財団法人医療機器センター 品質システム専門役 鳥井 賢治

## 2日目

科目	時刻	分	講師等
開場(受付)	9:30～10:00	(30)	
VII.QMS体制省令,製品群省令及びQMS調査に ついて	10:00～11:00	60	公益財団法人医療機器センター 品質システム専門役 鳥井 賢治
IX.医療機器の製造販売後安全管理基準(GVP) について	11:00～12:00	60	医療機器等総括製造販売責任者講習会 運営委員 泉 孝吉
休憩(昼休み)	12:00～13:00	(60)	
VIII.医療機器の不具合報告制度	13:00～13:50	50	医療機器等総括製造販売責任者講習会 運営委員 泉 孝吉
休憩	13:50～14:05	(15)	
テスト(オリエンテーションを含む)	14:05～15:15	70	公益財団法人医療機器センター

※ 講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。講義時間には質疑応答を含みます。

写真貼付欄  
3.0cm  
×  
2.4cm  
写真の裏に  
氏名を記入

## 平成30年度医療機器等総括製造販売責任者講習会 受講申込書

（\* 欄は記入しないで下さい。）

<b>申込区分</b> (○で囲んでください)	1. 資格取得(従事年数証明書提出) 2. 研修受講(従事年数証明書不要)※資格保有者向け	事務局使用欄 (記入しないで下さい)	* 生 年 月 日
<b>受講申込者 氏名</b> (自署捺印のこと)	フリガナ 〒 ..... 都 道 府 県	性 別 1. 男 2. 女	本籍(外国国籍)
	(旧字、外字、異体字使用の場合はわかりやすく、大きく記載して下さい) 〒 ..... 都 道 府 県	① 昭 和 平 成	都 道 府 県
<b>現住所</b>	〒 ..... 都 道 府 県	TEL (    ) -    -    FAX (    ) -    -	携 帯 TEL (    ) -    -
<b>勤務先名</b> (支店名・営業所名・ 部・課等も記入して ください)	フリガナ (会社名) 〒 ..... 都 道 府 県	TEL (    ) -    -    FAX (    ) -    -	フリガナ (部署名) 〒 ..... 都 道 府 県
<b>勤務先 所在地</b> (受講票等送付先)	〒 ..... 都 道 府 県	TEL (    ) -    -    FAX (    ) -    -	フリガナ (部署名) 〒 ..... 都 道 府 県

<b>公益財団法人 医療機器センター 理事長 殿</b>	事務局記入欄(記入しないで下さい)
上記により、平成30年度医療機器等総括製造販売責任者講習会の受講を申し込みます。	S    H    年    月    日～H    S    年    月    日(    年    月    日)
平成 30 年    月    日(申込書記入日)	(    年    月    日)

記入例

平成30年度医療機器等総括製造販売責任者講習会  
受講申込書

スナップ写真不可。3ヶ月以内の正面脱帽による撮影。デジタルカメラの場合、普通紙印刷不可。必ず写真専用光沢紙に印刷すること

印もれ注意

(\* 欄は記入しないで下さい。)

写真貼付欄 3.0cm × 2.4cm 写真の裏に 氏名を記入	申込区分 (〇で囲んでください) 1. 資格取得(従事年数証明書提出) 2. 研修受講(従事年数証明書不要)※資格保有者向け	事務局使用欄 (記入しないで下さい)	*
受講申込者 氏名 (自署捺印のこと)	フリガナ ブンキョウ タロウ 文京 太郎 (旧字、外字、異体字使用の場合はわかりやすく、大きく記載して下さい)	性別 1. 男 2. 女 1. 男 2. 女	生年月日 昭和 平成 60 年 1 月 1 日
現住所	〒 113 - 0033 東京都文京区本郷1丁目2-3 医療マンション101号	東京都 文京区 本郷1丁目2-3	本籍(外国籍) 東京都
勤務先名 (支店名・営業所名・ 部・課等も記入して ください)	フリガナ イリョウキ カブシキカイシャ 医療機器 株式会社	東京本社 医療機器部	携帯 TEL ( 090 ) 1234 - 5678 FAX ( 03 ) 1234 - 5678
勤務先 所在地 (受講票等送付先)	〒 113 - 0033 東京都文京区本郷3丁目42-6 NKDビル7階	トウキョウホンシヤ イリョウキギブ (部署名)	東京本社 医療機器部

郵便物が確実に届くようビル名・階数等も記入すること  
 申込後、変更が生じた場合は、速やかに連絡すること

申込書を作成した日付を記入すること。

* 事務局使用欄(記入しないで下さい)			
S	年	月	日
H	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日

公益財団法人 医療機器センター 理事長  
 上記により、平成30年度医療機器等総括製造販売責任者講習会の受講を申し込みます。  
 平成 30 年 2 月 20 日(申込書記入日)



# 平成30年度 医療機器等総括製造販売責任者講習 従事年数証明書

受講者記入欄	<p>(※必ず本人の自署捺印とすること)</p> <p>本籍 (外国国籍) 都道府県</p> <p>現住所</p> <p>氏名 (印) (自署捺印のこと)</p> <p>生年月日: 昭和・平成 年 月 日</p>
証明者記入欄	<p>上記受講希望者(氏名: )は、</p> <p>昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで</p> <p>平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 現在</p> <p>当社の 医療機器 品質管理 している</p> <p>(支社(店)名等記入) 医薬品等 の 製造販売後安全管理 に関する業務に従事 している</p> <p>平成 30 年 月 日(証明書記入日) 所在地 ことを証明します。</p> <p>証明者(役職名・氏名) (印)</p>
備考	<p>従事している(または従事していた)上記の会社又は事業所の業許可番号及び業許可取得年月日記入欄</p> <p>1. 医療機器製造販売業 2. 医療機器製造業 3. (薬事法における)医療機器輸入販売業</p> <p>4. (薬事法における)外国製造国内管理人 5. その他(医薬品等) [ ]</p> <p>業許可取得年月日 [許可番号: ] ( S H ) 年 月 日</p> <p>[※更新年月日ではありません。最初に業許可を取得した年月日を記入してください。]</p>

備考 1. 実務経験年数不足・業許可番号及び業許可取得年月日の記入もれがある場合は、申込みが無効となりますので注意してください。

2. 従事した業務に必ず〇印を付けてください。(ex. **品質管理** 製造販売後安全管理)

3. 証明依頼があった場合には、それを拒否することはできません。また、証明者は、虚偽又は不正の証明を行ってはなりません。(医薬品医療機器等法施行規則第15条の9)

4. 証明者は受講申込者の所属長以上の方となります。本人が事業主の場合は本人による証明となります。

5. 鉛筆・消せるボールペンでの記入は無効となります。





1 1 3 - 0 0 3 3

切手  
貼付欄

簡易書留

東京都文京区本郷3-42-6 NKDビル7階  
公益財団法人 医療機器センター 行



平成30年度 医療機器等総括製造販売責任者講習会  
受講申込書類在中

フリガナ		
氏名		
勤務先	名称	
	住所	〒 -

※送付書類のチェックをして確認してください。(記入もれ、印もれ注意)

<input type="checkbox"/> 受講申込書(写真を貼付してあること)	どちらかをチェックしてください <input type="checkbox"/> 従事年数証明書あり(※資格取得) <input type="checkbox"/> 従事年数証明書なし(※研修受講)
---	---

過去	審査

※この用紙をお手持ちの角型2号(A4サイズの書類が折らずに入る大きさ)封筒の前面に貼ってご使用ください。

# 平成30年度医療機器製造業責任技術者講習会

公益財団法人 医療機器センター

## 実施要領

公益財団法人 医療機器センターは、平成30年度の「医療機器製造業責任技術者講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上で、申込書類を記入してください。また、記入もれ・捺印もれ等、不備のないことを確認しお申し込みください。

### ◆講習の目的◆

本講習会は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「医薬品医療機器等法」と記す。)施行規則第114条の53第1項第三号に規定する、医療機器の製造所の医療機器責任技術者の資格取得を目的とする講習会です。

(注)本講習会は新たに責任技術者の資格取得を目的とされる方を対象としています。

過去に本講習(平成16年度までの講習会の名称:医療機器製造業及び輸入販売業責任技術者等講習会)を受講し、既に修了証をお持ちの方は再度受講する必要はありません。

[参考]責任技術者の資格要件と対象医療機器

製造の対象となる医療機器	責任技術者の資格の規定	備考
・高度管理医療機器(クラスⅢ,Ⅳ) ・管理医療機器(クラスⅡ)	医薬品医療機器等法施行規則第114条の53第1項	※高度管理医療機器、管理医療機器の製造業責任技術者の資格を有する者は、一般医療機器の製造業責任技術者の資格を有することになります。
・一般医療機器(クラスⅠ)	医薬品医療機器等法施行規則第114条の53第2項	

### ◆受講資格◆

医療機器製造業(旧薬事法における輸入販売業、外国製造国内管理人を含む)の許可及び登録を受けた製造所において、医療機器の製造に関する業務(旧薬事法における輸入販売業、外国製造国内管理人の業務を含む)に5年以上従事した者であること。なお、「従事期間」は、複数の製造所において通算したものでも構いません。

### ◇受講免除者◇

本講習を受講しなくても、医療機器の製造所の責任技術者の資格要件を満たす者として掲げられている者

【高度管理医療機器、管理医療機器の製造所の責任技術者】(医薬品医療機器等法施行規則第114条の53第1項の条文より抜粋)

第一号：大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

第二号：旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者

第四号：厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めたる者  
(第三号略：本講習会のことです。)

※参考【一般医療機器のみを製造する製造所の責任技術者】(医薬品医療機器等法施行規則第114条の53第2項の条文より抜粋)

第一号：旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

第二号：旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者

第三号：厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めたる者

これ以外の学部等専門課程については、都道府県業務担当窓口にお問い合わせください。

◆講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆

開催地	日程(2日間)	会場	定員	申込締切日
東京	平成30年7月5日(木)～6日(金)	大田区産業プラザ(PiO) 東京都大田区南蒲田 1-20-20	200名	平成30年6月1日(金)

※会場の案内図は、受講票と共に送付します。また、会場には講習内容について問い合わせをしないでください。  
 ※申込締切日について：郵送の場合は当日消印有効、持参の場合は午後5時迄です。余裕を持ってお早めにお申し込み頂きますようお願い致します。

(注)1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、不備がないものから受付します。なお、定員に達した場合は、締切日以前でも申し込み受付を終了いたしますので予めご了承ください。  
 2 万一、定員超過後に申込書類が到着し、受講することができない方には当センターから直接受講申込者本人にご連絡します。  
 3 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の受講者変更はできませんので、ご注意ください。

◆講習の内容◆

カリキュラムは別記のとおりです。

◆受講料◆

51,500円 [消費税・テキスト代を含む]

- ・振込み手数料はお申し込み者様にてご負担をお願いします。
- ・受講料の納入時期及び振込先については、審査結果通知の送付の際にお知らせします。

◆申込みに必要な書類◆

受講申込書類は次のとおりです。

- ①受講申込書
- ②従事年数証明書
- ③受講申込書類提出用封筒の表紙(医療機器センター宛)  
[角型2号封筒に貼り付けてご使用ください。]

※上記書類は全て当センターのホームページ(<http://www.jaame.or.jp/>)から入手できます。

【ホームページから申込書類等を入手する場合について】

申込書類を入手するためには、当センターのホームページにアクセスし、ダウンロードして入手してください。(PDF形式)

- ①、②はプリントアウトして(A4横)そのままご使用ください。
- ③はプリントアウトして(A4縦)お手持ちの角型2号(A4版用紙を折らずに封入できるサイズ)の封筒の前面に貼ってご使用ください。

◆受講申込み及び送付方法◆

受講申込書類は必ず簡易書留(宅配便可)など、送付記録が残る方法にて郵送するか又は直接当センターに持参してください。なお、受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

・郵送の場合

受講申込書類(上記①、②)に必要事項を記入・捺印し、写真を貼付のうえ、必ず受講申込書類提出用封筒(上記③)にて、簡易書留等(宅配便可)で当センターに送付してください。また、複数名分の受講申込書類を一括して送付する場合は、必ず個々の受講申込書類提出用封筒(上記③を個々に作成する)に入れ、最後に別封筒で一つにまとめ、申込者のリストを同封した上で、宅配便又は簡易書留等で送付してください。

・直接持参の場合

直接当センターに持参する場合は、上記郵送の場合と同様に受講申込書類提出用封筒(上記③)に入れ、持参してください。(複数の場合も上記と同様) 受付時間は午前10時から午後5時迄です。(土日・祝祭日を除く) なお、提出用封筒に入れていない、複数名のとき個々に分けていない場合は、受理しかねる場合があります。

## ◆受講申込書類作成上の留意点◆

受講申込書は、正しく丁寧に記入してください。また、次の留意事項をよく読み、記入もれ等がないようご注意ください。記入もれ、消せるボールペンでの記入等がある場合は、申込書類が無効になる場合があります。

### ①受講申込書

- ・事務局使用欄は記入しないでください。
- ・氏名欄は自署捺印してください。氏名に旧字、外字、異体字の使用がある方は、わかりやすく大きく丁寧に記入してください。氏名欄及び勤務先名欄のフリガナのふり忘れ、捺印もれ等ないように十分注意してください。
- ・写真(3.0cm×2.4cm)は、受講申込前3ヶ月以内に正面脱帽で撮影したもので、写真の裏面には氏名を記載して写真貼付欄に貼付してください。(白黒写真可、スナップ写真は不可)

※勤務先所在地は、審査結果通知、受講票及び修了証等の送付先となりますので、申込後に変更があった場合には速やかに当センターまでご連絡ください。

※受講料の一括請求をご希望の場合には、申込者リストとご担当者の連絡先を明記した書類を添付してください。

※申込書の氏名・生年月日・現住所(都道府県名のみ)等は修了証に記載されますので正確にご記入ください。

### ②従事年数証明書

- ・受講者記入欄は自署捺印してください。
- ・従事した業務に必ず○印を付けてください。(ex. 製造 輸入販売 外国製造国内管理人)
- ・証明者記入欄の証明者は受講者の資格要件を証明できる所属長以上の方として下さい。本人が事業主の場合は本人による証明となります。
- ・従事年数が5年に満たない場合、記入がない場合はともに無効となります。(講習会の前日までに5年を満たしていれば受講可能です。その際、右側空欄に「見込み」と記入してください。)
- ・従事事業所(製造所)が複数にわたる場合は、従事年数証明書を必要枚数用意し、証明者記入欄に各事業所の長の証明を受け、提出してください。(通算して、受講資格の従事年数を満たす証明であること。)但し、同一法人内で事業所の長より上の者[本社の社長等]が証明する場合は、1枚で複数の業態又は場所の証明が可能です。
- ・従事年数証明書の業許可(登録)番号及び取得年月日欄は、必ず記載してください。(更新年月日ではなく、勤務した事業所が最初に業許可(登録)を取得した年月日を記載して下さい。)なお、移転等により業許可(登録)番号に変更が生じている場合には新旧を併記して下さい。

### ③受講申込書類提出用封筒(医療機器センター宛)

- ・氏名、勤務先名称、勤務先住所を明記してください。
- ・送付書類をチェックして確認してください。

## ◆審査結果通知の送付◆

先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなりますので十分に注意してください。

書類審査を通過した方には審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせ含む)を送付します。

送付予定:審査を通過した申込者より随時(3月以降順次予定)

6月上旬になっても審査結果通知が届かない場合は、当センターに必ずお問い合わせください。  
(お問い合わせの前に、書類の送付状況を送付記録でご確認下さい。)

## ◆受講票等の送付◆

受講料の納入が確認された方には、講習会の開催日の2週間前に受講票(会場の案内図等含む)を送付します。なお、講習会開催の1週間前になっても受講票等が届かない場合は当センターにお問い合わせください。

## ◆テキストについて◆

講習会で使用するテキストは、講習会当日の受付にて配付いたします。

## ◆講習修了証の交付◆

受講者全員に可否結果を通知します。講習会の全課程を受講し、2日目の最後に行う試験において一定の成績を修めた者に対して、当センターの理事長名で後日修了証を送付します。

合格者：修了証を送付します。

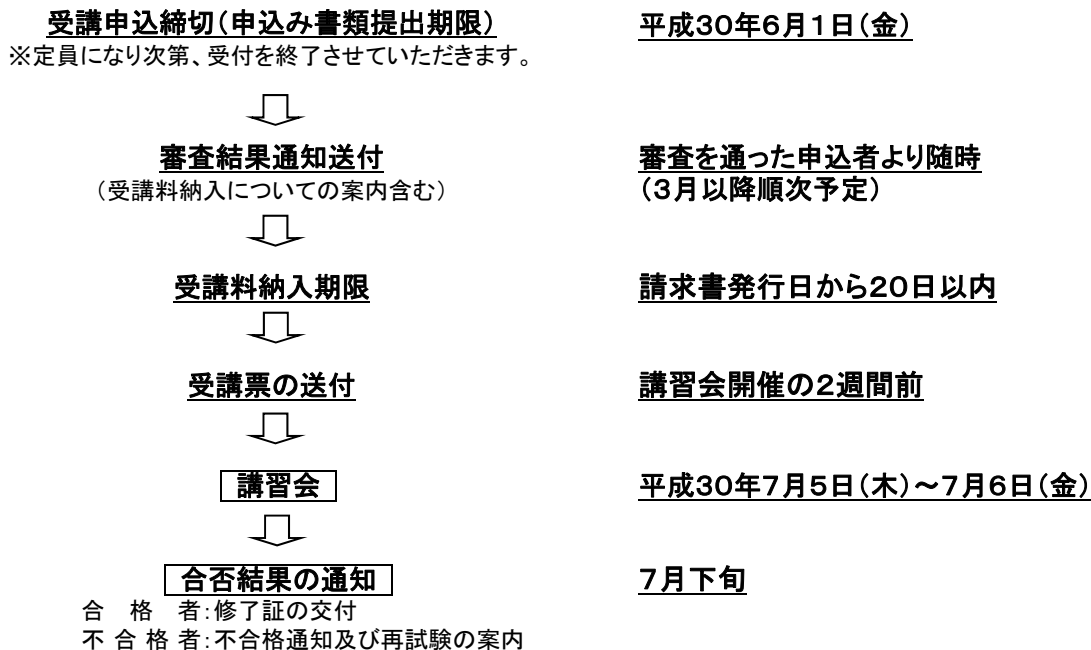
不合格者：不合格通知及び再試験の案内を送付します。

注) 審査結果通知・受講票・修了証は受講申込書の勤務先所在地に個別に送付します。

◆試験について◆

- ①試験問題数：40問
- ②試験実施方法：マークシート方式
- ③出題の範囲：講習会での講義内容

◆受講申込みから講習会終了までスケジュール◆



◆個人情報の取扱いについて◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当講習会に関係する業務の範囲内に限定して利用させていただきます。  
また、受講要件を満たさなかった方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

◆その他◆

本講習会を修了された方は、高度管理医療機器等・特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者講習会を受講されなくても販売及び貸与営業所管理者としての要件を満たします。

(参照:平成27年4月10日薬食機参発0410第1号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)通知)

【問合せ及び申込み先】 ホームページアドレス: <http://www.jaame.or.jp/>

〒113-0033 東京都文京区本郷3-42-6 NKDビル7F TEL: 03(3813)8156 [企業研修部直通]

公益財団法人 医療機器センター 企業研修部 FAX: 03(3813)8733

※電話でのお問い合わせ: 祝祭日を除いた月曜から金曜の午前10時～12時と午後1時～5時までとさせていただきます。

## 平成30年度医療機器製造業責任技術者講習会カリキュラム

## 1日目

科目	時刻	分	講師等
開場(受付とテキスト配付)	10:00～10:30	(30)	
オリエンテーション	10:35～10:45	15	公益財団法人医療機器センター
I. 現在の医療とその周辺について	10:45～11:35	50	順天堂大学 客員教授 小野 喜志雄
			東京医科歯科大学 大学院 医歯学総合研究科 政策科学分野 教授 河原 和夫
II. 医療の現状と医療機器について	11:35～12:25	50	東京大学医学部附属病院 緩和ケア診療部 部長 住谷 昌彦
休憩(昼休み)	12:25～13:25	(60)	
III. 法律①医療機器等法 1.医療機器等法における医療機器製造業の 責任技術者の義務について	13:25～15:05	100	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
休憩	15:05～15:20	(15)	
IV. 法律②関連法規 1.医療法、医師法等について	15:20～16:00	40	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一

## 2日目

科目	時刻	分	講師等
開場(受付)	10:00～10:30	(30)	
V. 医療機器の品質確保について (医療機器 QMS 省令・製品群省令及び QMS 調査について)	10:30～12:30	120	公益財団法人医療機器センター 品質システム専門役 鳥井 賢治
休憩(昼休み)	12:30～13:30	(60)	
VI. 医療機器の製造販売後安全管理基準(GVP) について	13:30～14:10	40	公益財団法人医療機器センター 品質システム専門役 鳥井 賢治
休憩	14:10～14:30	(20)	
テスト(オリエンテーションを含む)	14:30～15:40	70	公益財団法人医療機器センター

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。講義時間には質疑応答を含みます。

平成30年度 医療機器製造業責任技術者講習会  
受講申込書

写真貼付欄  
3.0cm  
×  
2.4cm  
写真の裏に  
氏名記入

事務局使用欄  
(記入しないで下さい)

\*

(\*欄は記入しないで下さい。)

受講申込者 氏名 ( <u>自署捺印</u> のこと)	フリガナ	性別	生年月日	本籍(外国籍)
	〒..... (旧字、外字、異体字使用の場合はわかりやすく、大きく記載して下さい) 都道府県	1. 男 2. 女	昭和 平成	都道府県
現住所	〒..... 都道府県	TEL ( ) - ( ) FAX ( ) - ( )	携帯 TEL ( ) - ( )	
勤務先名 (支店名・営業所名・ 部・課等も記入して下 さい)	フリガナ (会社名)			
勤務先 所在地 ( <u>受講票等送付先</u> )	〒..... 都道府県	TEL ( ) - ( ) FAX ( ) - ( )		

公益財団法人 医療機器センター 理事長 殿

上記により、平成30年度医療機器製造業責任技術者講習会の受講を申し込みます。

平成30年 月 日(申込書記入日)

\* 事務局使用欄(記入しないで下さい)

S H 年 月 日 年 月 日 ( 年 月 )

記入例

平成30年度 医療機器製造業責任技術者講習会  
受講申込書

スナップ写真不可。3ヶ月以内の正面脱帽による撮影。デジタルカメラの場合、普通紙印刷不可。必ず写真専用光沢紙に印刷すること

写真貼付欄  
3.0cm x 2.4cm  
写真の裏に  
氏名記入

事務局使用欄  
(記入しないで下さい)

\*

印もれ注意

(\*欄は記入しないで下さい。)

フリガナ ブンキョウ タロウ	性別 1. 男 2. 女	生年月日 60年 1月 1日	本籍(外国籍) 東京都
フリガナ 文京 太郎	性 1. 男 2. 女	生年月日 60年 1月 1日	本籍(外国籍) 東京都
(旧字、外字、異体字使用の場合はわかりやすく、大きく記載して下さい)			
〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目2-3 医療マンション101号			
TEL (03) 1234 - 5678 FAX (03) 1234 - 5678 携帯 TEL (090) 1234 - 5678			
フリガナ イリョウキキ カブシキカイシャ	フリガナ トウキョウコウジョウ センジュホンブ ヒンジュカンリカ	(部署名)	
医療機器 株式会社 東京工場 製造本部 品質管理課			
〒113-0033			
東京都文京区本郷4丁目5-6 ABCビル1階			
TEL (03) 1234 - 6789 FAX (03) 1234 - 6789			

郵便物が確実に届くようビル名・階数等も記入すること  
申込後、変更が生じた場合は、速やかに連絡すること

\* 事務局使用欄(記入しないで下さい)

S H 年 月 日 ~ S H 年 月 日 ( 年 簡月)

公益財団法人 医療機器センター 理事長 殿

上記により、平成30年度医療機器製造業責任技術者講習会の受講を申し込みます。

平成30年 4月 1日(申込書記入日)

申込書を作成した日付を記入すること。



平成30年度 医療機器製造業責任技術者講習  
従事年数証明書



<p>受講者記入欄</p> <p>(※必ず本人の自署捺印とすること)</p> <p>本籍 (外国国籍) 都道府県</p> <p>現住所</p> <p>氏名 (印) (自署捺印のこと)</p> <p>生年月日: 昭和・平成 年 月 日</p>	<p>上記受講希望者(氏名: )は、</p> <p>昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日 まで</p> <p>平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで</p> <p>現在</p> <p>当社の (支社・営業所名等記入) 本社 製造</p> <p>支社(店) 輸入販売(旧薬事法) に関する業務に従事 している</p> <p>工場 外国製造国内管理人(旧薬事法) ことを証明します。</p> <p>営業所</p> <p>(支社・営業所名等記入) 平成 30 年 月 日 (証明書記入日) 証明者(役職名・氏名) (印)</p>
<p>証明者記入欄</p>	<p>従事している(または従事していた)上記事業所の 業許可(登録)番号及び 業許可取得(登録)年月日記入欄</p> <p>1. 医療機器製造業 2. (旧薬事法における)医療機器輸入販売業 3. (旧薬事法における)外国製造国内管理人 業許可取得(登録)年月日 [許可(登録)番号: ] (S H) 年 月 日 [※更新年月日ではありません。最初に業許可(登録)を得た年月日を記入してください。]</p>

- 備考
- 従事年数不足・業許可(登録)番号及び業許可取得(登録)年月日の記入もれがある場合は、申込みが無効となりますので注意してください。
  - 従事した業務に必ず〇印を付けてください。(ex. 製造 輸入販売 外国製造国内管理人)
  - 証明依頼があった場合には、それを拒否することはできません。また、証明者は、虚偽又は不正の証明を行ってはなりません。(医薬品医療機器等法施行規則第15条の9)
  - 証明者は受講申込者の所属長以上の方となります。本人が事業主の場合は本人による証明となります。
  - 鉛筆・消せるボールペンでの記入は無効となります。

記入例

平成30年度 医療機器製造業 責任技術者講習  
従事年数証明書



(※必ず本人の自署捺印とすること)

受講者記入欄

本籍 東京都 府 県  
(外国籍)

現住所 東京都文京区本郷3-32-6 医療マシジョン101号

氏名 文京太郎 太郎

昭和 平成 60年 1月 1日生

文京 (自署捺印のここ)  
**印もれ注意**

昭和 25年 4月 1日から 30年 5月 1日まで  
平成 現在

(見込み)

証明者記入欄

上記受講希望者(氏名: 文京太郎)は、  
昭和 平成 現在  
本支店 製造  
社工場 営業所  
に於いて、医療機器の輸入販売(旧薬事法)  
外国製造国内管理人(旧薬事法)

※証明する事業所が移転又は合併等の場合は、移転前又は合併等する前の許可年月日も合わせて記入して下さい。また、合併等の場合で社名変更した場合、旧社名も余白に記入してください。  
(記入例) (H15年4月1日)  
移転前: H10年5月1日

※製造販売業許可事業所での従事経験は不可。

名称 医療機器株式会社  
所在地 東京都文京区本郷3-42-6  
証明者(役職・氏名) 代表取締役社長 医療太郎

医療機器株式会社  
社長之印

従事している(または従事していた)上記事業所の業許可(登録)番号及び業許可取得(登録)年月日記入欄

1. 医療機器製造業 2. (旧薬事法における)医療機器輸入販売業 3. (旧薬事法における)外国製造国内管理人業許可(登録)番号及び取得年月日 [番号: 13BZ00123] (SH)  
[※更新年月日ではありません。最初に業許可(登録)を得た年月日を記入してください。]

- 備考
- 1. 実務経験年数不足・業許可(登録)番号及び業許可取得(登録)年月日の記入もれがある場合は、申込みが無効となりますので注意
  - 2. 従事した業務に必ず〇印を付けてください。(ex. 製造 輸入販売 外国製造国内管理人)
  - 3. 証明依頼があった場合には、それを拒否することはできません。また、証明者は、虚偽又は不正の証明を行ってはなりません。
  - 4. 証明者は受講申込者の所属長以上の方となります。本人が事業主の場合は本人による証明となります。
  - 5. 鉛筆・消せるボールペンでの記入は無効となります。

※事業所の所属長以上の方が証明して下さい。  
(現在従事されている事業所の所属長が、他の事業所での従事経験を証明することはできません。)

※証明日の時点では受講要件年数を満たさなくても、受講日の前日まで満たせば受講が可能です。その場合の記入方法として、従事期間の最終日を受講要件年数を満たす年月日とし、従事期間年月の右の余白に(見込み)と記入してください。

1 1 3 - 0 0 3 3

切手  
貼付欄

簡易書留

東京都文京区本郷3-42-6 NKDビル7階  
公益財団法人 医療機器センター 行



平成30年度 医療機器製造業責任技術者講習会  
受講申込書類在中

フリガナ		
氏名		
勤務先	名称	
	住所	〒 -

※送付書類のチェックをして確認してください。(記入もれ、印もれ注意)	
<input type="checkbox"/> 受講申込書(写真を貼付してあること)	<input type="checkbox"/> 従事年数証明書(必要年数を満たしていること)

過去	審査

※この用紙をお手持ちの角型2号(A4サイズの書類が折らずに入る大きさ)封筒の前面に貼ってご使用ください。

# 平成30年度医療機器修理責任技術者基礎講習会

公益財団法人 医療機器センター

## 実施要領

公益財団法人 医療機器センターは、平成30年度の「医療機器修理責任技術者基礎講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上で、申込書類を記入してください。また、記入もれ・捺印もれ等、不備のないことを確認しお申し込みください。

### ◆講習の目的◆

本講習会は、医薬品医療機器等法施行規則第188条第一号イ及び第二号イに基づく医療機器修理責任技術者の資格取得を目的とする講習会です。

### ◆受講資格◆

医療機器修理業の業許可を受けている事業所(製造業の業許可及び登録を含む)において、医療機器の修理(製造を含む)に関する業務に3年以上従事した者であること。

※証明元の事業所が医療機器の修理業の許可又は製造業の許可及び登録(医療機器の製造工程のうち、設計又は最終製品の保管のみを行う製造を除く(旧法においては包装表示保管))を受けており、3年以上従事している場合のみ、受講資格を満たすこととなります。(許可・登録を受けていない期間・事業所は対象外です。)

なお、従事年数証明書に虚偽の記載または間違えて記載し従事年数不足があった場合は、仮に講習を修了したとしても、その資格は無効となります。

また、「従事期間」は、修理業の許可(又は製造業の許可及び登録)を受けている複数の業態又は場所において通算したものでも構いません。

(注)本講習会は新たに資格取得を目的とされる方を対象としています。継続研修ではありませんのでご注意ください。また、過去に本講習を受講し、既に修了証をお持ちの方は再度受講する必要はありません。

### ◆講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆

開催地は、東京、大阪、福岡の3ヶ所です。日程等は次のとおりです。

開催地	日程(2日間)	会場	定員	申込締切日
東京 A	平成30年5月17日(木)～18日(金)	大田区産業プラザ(PiO) 東京都大田区南蒲田 1-20-20	350名	平成30年4月9日(月)
大阪	平成30年5月22日(火)～23日(水)	大阪国際会議場(グランキューブ大阪) 大阪府大阪市北区中之島 5-3-51	350名	平成30年4月16日(月)
福岡	平成30年5月29日(火)～30日(水)	福岡県中小企業振興センター 福岡県福岡市博多区吉塚本町 9-15	200名	平成30年4月20日(金)
東京 B	平成30年6月14日(木)～15日(金)	大田区産業プラザ(PiO) 東京都大田区南蒲田 1-20-20	350名	平成30年5月2日(水)

※会場の案内図は、受講票と共に送付します。また、会場には講習内容について問い合わせをしないでください。

※申込締切日について:郵送の場合は当日消印有効、持参の場合は午後5時迄です。余裕を持ってお早めにお申し込み頂きますようお願い致します。

(注)1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、不備がないものから受付します。なお、各会場が定員に達した場合は、締切日以前でも申し込み受付を終了いたしますので予めご了承ください。

2 万一、定員超過後に申込書類が到着し、受講することができない方には当センターから直接受講申込者本人にご連絡します。

3 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の受講者変更はできませんので、ご注意ください。

### ◆講習の内容◆

カリキュラムは別記のとおりです。

### ◆受講料◆

49,500円 [消費税・テキスト代を含む]

- ・振込み手数料はお申し込み者様にてご負担をお願いします。
- ・受講料の納入時期及び振込先については、審査結果通知の送付の際にお知らせします。

### ◆申込みに必要な書類◆

受講申込書類は次のとおりです。

- ① 受講申込書
- ② 従事年数証明書
- ③ 受講申込書類提出用封筒の表紙(医療機器センター宛)  
[角型2号封筒に貼り付けてご使用ください。]

※上記書類は全て当センターのホームページ(<http://www.jaame.or.jp/>)から入手できます。

#### 【ホームページから申込書類等入手する場合について】

申込書類を入手するためには、当センターのホームページにアクセスし、ダウンロードして入手してください。  
(PDF形式)

①、②はプリントアウトして(A4横)そのままご使用ください。

③はプリントアウトして(A4縦)お手持ちの角型2号(A4版用紙を折らずに封入できるサイズ)の封筒の前面に貼ってご使用ください。

#### ◆受講申込み及び送付方法◆

受講申込書類は必ず簡易書留(宅配便可)など、送付記録が残る方法にて郵送するか又は直接当センターに持参してください。なお、受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

##### ・郵送の場合

受講申込書類(上記①,②)に必要な事項を記入・捺印し、写真を貼付のうえ、必ず受講申込書類提出用封筒(上記③)にて、簡易書留等(宅配便可)で当センターに送付してください。また、複数名分の受講申込書類を一括して送付する場合は、必ず個々の受講申込書類提出用封筒(上記③を個々に作成する)に入れ、最後に別封筒で一つにまとめ、申込者のリストを同封した上で、宅配便又は簡易書留等で送付してください。

##### ・直接持参の場合

直接当センターに持参する場合は、上記郵送の場合と同様に受講申込書類提出用封筒(上記③)に入れ、持参してください。(複数の場合も上記と同様)

なお、提出用封筒に入れていない場合、複数名のとき個々に分けていない場合は受理しかねる場合があります。受付時間は午前10時から午後5時迄です。(土日・祝祭日を除く)

#### ◆受講申込書類作成上の留意点◆

受講申込書は、正しく丁寧に記入してください。また、次の留意事項をよく読み、記入もれ等がないようご注意ください。記入もれ、消せるボールペンでの記入等がある場合は、申込書類が無効になる場合があります。

##### ①受講申込書

・事務局使用欄は記入しないでください。

・受講希望会場欄は希望する会場名を○印で囲んで記入してください。

・氏名欄は自署捺印してください。氏名に旧字、外字、異体字の使用がある方はわかりやすく大きく丁寧に記入してください。氏名欄及び勤務先名欄のフリガナのふり忘れ、捺印もれ等ないように十分注意してください。

・写真(3.0cm×2.4cm)は、受講申込前3ヶ月以内に正面脱帽で撮影したもので、写真の裏面には氏名を記載して写真貼付欄に貼付してください。(白黒写真可、スナップ写真は不可)

※勤務先所在地は、審査結果通知、受講票及び修了証等の送付先となりますので、申込後に変更があった場合には速やかに当センターまでご連絡ください。

※受講料の一括請求をご希望の場合には、申込者リストとご担当者の連絡先を明記した書類を添付してください。

※申込書の氏名・生年月日・現住所(都道府県名のみ)等は修了証に記載されますので正確にご記入ください。

##### ②従事年数証明書

・受講者記入欄は自署捺印してください。

・従事した業務に必ず○印を付けてください。(ex. 製造 修理)

・証明者記入欄の証明者は受講者の資格要件を証明できる所属長以上の方として下さい。本人が事業主の場合は本人による証明となります。従事年数が3年に満たない場合、記入がない場合はともに無効となります。(希望する講習会の前日までに3年を満たしていれば受講可能です。その際、右側空欄に「見込み」と記入してください。)

・従事事業所が複数にわたる場合は、従事年数証明書を必要枚数用意し、証明者記入欄に各事業所の長の証明を受け、提出してください。(通算して、受講資格の従事年数を満たす証明であること。)

但し、同一法人内で事業所の長より上の方[本社の社長等]が証明する場合は、1枚で複数の業態又は場所の証明が可能です。

・従事年数証明書の業許可番号及び取得年月日欄は、必ず記載してください。(更新年月日ではなく、勤務した事業所が最初に修理業許可[若しくは製造業許可又は登録]を取得した年月日を記載して下さい。証明する事業所が移転している場合は移転前の許可年月日、合併等の場合は合併等する前の許可年月日も併記してください。)

##### ③受講申込書類提出用封筒(医療機器センター宛)

・氏名、勤務先名称、勤務先住所を明記してください。

・送付書類をチェックして確認してください。

・受講希望会場にチェックしてください。

#### ◆審査結果通知の送付◆

先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなりますので十分に注意してください。

書類審査を通過した方には審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせ含む)を送付します。

送付予定: 審査を通った申込者より随時(3月以降順次予定)

東京A・大阪・福岡は4月中旬、東京Bは5月中旬になっても審査結果通知が届かない場合は、当センターに必ずお問い合わせください。(お問い合わせの前に、書類の送付状況を送付記録でご確認下さい。)

◆受講票等の送付◆

受講料の納入が確認された方には講習会の開催日の2週間前に受講票(会場の案内図等含む)を送付します。なお、講習会開催の1週間前になっても受講票等が届かない場合は、当センターにお問い合わせください。

◆テキストについて◆

講習会で使用するテキストは、講習会当日の受付にて配付いたします。

◆講習修了証の交付◆

受講者全員に可否結果を通知します。講習会の全課程を受講し、2日目の最後に行う試験において一定の成績を修めた者に対して、当センターの理事長名で後日修了証を送付します。

合格者：修了証を送付します。

不合格者：不合格通知及び再試験の案内を送付します。

注) 審査結果通知・受講票・修了証は受講申込書の勤務先所在地に個別に送付します。

◆試験について◆

- ①試験問題数:40問
- ②試験実施方法:マークシート方式
- ③出題の範囲:講習会での講義内容

◆受講申込みから講習会終了までスケジュール◆

**受講申込締切(申込み書類提出期限)**  
※定員になり次第、受付を終了させていただきます。

※◆講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆参照

**審査結果通知送付**  
(受講料納入についての案内含む)

**審査を通った申込者より随時**  
(3月以降順次予定)

**受講料納入期限**

**請求書発行日から20日以内**

**受講票の送付**

**講習会開催の約2週間前**

**講習会**

※◆講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆参照

**合否結果の通知**

**7月中旬**

合格者：修了証の交付  
不合格者：不合格通知及び再試験の案内

◆個人情報の取扱いについて◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当講習会に関係する業務の範囲内に限定して利用させていただきます。

また、受講要件を満たさなかった方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

◆その他◆

本講習会を修了された方は、高度管理医療機器等・特定管理医療機器販売及び貸与営業所管理者講習会を受講されなくても販売・貸与営業所管理者※としての要件を満たします。(※特定保守管理医療機器を除く)

(参照:平成27年4月10日薬食機参発0410第1号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当))

**※修理責任技術者専門講習会受講希望者の方へ**

医療機器センターが実施する基礎講習会をお申し込み頂き、専門講習会も受講を希望される場合は、基礎講習会の修了見込者として、修了証交付まで待たず同時にお申し込みができます。この場合、別途専門講習会の受講申込が必要です。

[参考:専門講習会受講【申込締切日】 全区分共通 平成30年7月6日(金) ]

【問合せ及び申込み先】 ホームページアドレス: <http://www.jaame.or.jp/>

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-42-6 NKDビル 7F TEL: 03(3813)8156 [企業研修部直通]

公益財団法人 医療機器センター 企業研修部 FAX: 03(3813)8733

※電話でのお問い合わせ: 祝祭日を除いた月曜から金曜の午前10時~12時と午後1時~5時までとさせていただきます。

## 平成30年度医療機器修理責任技術者基礎講習会カリキュラム

## 1日目

科目	時刻	分	講師等
開場(受付とテキスト配付)	10:00~10:30	(30)	
オリエンテーション	10:30~10:45	15	公益財団法人医療機器センター
I. 現在の医療とその周辺について	10:45~11:35	50	順天堂大学 客員教授 小野 喜志雄
			東京医科歯科大学 大学院 医歯学総合研究科 政策科学分野 教授 河原 和夫
休憩(昼休み)	11:35~12:35	(60)	
II. 修理の現状 1.病院の現状と修理業のあるべき姿	12:35~13:25	50	大阪大学医学部附属病院 手術部・材料部・MEサービス部 病院教授 高階 雅紀
II. 修理の現状 2.業界側からみた修理業の現状と課題	13:25~14:05	40	医療機器修理責任技術者基礎講習会 運営委員 大沢 規人
			医療機器修理責任技術者基礎講習会 運営委員 吉野 盟吉
休憩	14:05~14:15	(10)	
III. 法律①医療機器等法 1.修理業にかかる医療機器等法	14:15~16:15	120	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一
休憩	16:15~16:30	(15)	
IV. 法律②関連法規 1.医療法 2.医療関係者法令 3.工業標準化法 4.製造物責任法(PL)	16:30~17:10	40	公益財団法人医療機器センター 常務理事 新見 裕一

## 2日目

科目	時刻	分	講師等
開場(受付)	9:30~10:00	(30)	
V. 技術 1.修理に必要な医学知識(感染症を含む)	10:00~10:40	40	大阪大学医学部附属病院 手術部・材料部・MEサービス部 病院教授 高階 雅紀
V. 技術 2.医用電気機器の安全通則等の基礎知識等	10:40~12:00	80	滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 特任教授 小野 哲章
			滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 医療安全管理学専攻 教授 加納 隆
休憩(昼休み)	12:00~13:00	(60)	
VI. 故障点検及び診断の方法並びに修理 (修理の具体的事例と注意事項を含む)	13:00~13:30	30	元日本医療機器産業連合会
VII. 業務管理	13:30~14:30	60	常任理事 古川 孝
休憩	14:30~14:50	(20)	
テスト(オリエンテーションを含む)	14:50~16:20	90	公益財団法人医療機器センター

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。講義時間には質疑応答を含みます。

# 平成30年度 医療機器修理責任技術者基礎講習会 受講申込書

事務局使用欄  
(記入しないで下さい)

\*

\* 欄は記入しないで下さい

1. 東京会場A (5/17～18)    2. 大阪会場 (5/22～23)    3. 福岡会場 (5/29～30)    4. 東京会場B (6/14～15)

受講希望会場  
(○で囲んでください)

フリガナ	性別	生年月日	本籍(外国籍)
(〒 - ) 都道府県	1. 男 2. 女	昭和 平成	都道府県
(旧字、外字、異体字使用の場合はわかりやすく、大きく記載して下さい)			

TEL ( ) - ( ) FAX ( ) - ( ) 携帯TEL ( ) - ( )

フリガナ (会社名) フリガナ (部署名)

TEL ( ) - ( ) FAX ( ) - ( )

勤務先所在地 (受講票等送付先)

(〒 - ) 都道府県

公益財団法人 医療機器センター 理事長 殿

上記により、平成30年度医療機器修理責任技術者基礎講習会の受講を申し込みます。

平成30年 月 日(申込書記入日)

\* 事務局使用欄(記入しないで下さい)

S H 年 月 日 ( 年 月 日 )



記入例

平成30年度 医療機器修理責任技術者基礎講習会  
受講申込書

事務局使用欄  
(記入しないで下さい)

\*

\*欄は記入しないで下さい

スナップ写真不可。3ヶ月以内の正面脱帽による撮影。デジタルカメラの場合、普通紙印刷不可。必ず写真専用光沢紙に印刷すること

写真貼付欄

3.0cm  
×  
2.4cm

写真の裏に  
氏名記入

受講希望会場  
(○で囲んでください)

1. 東京会場A (5/17~18)

2. 大阪会場 (5/22~23)

3. 福岡会場 (5/29~30)

4. 東京会場 B (6/14~15)

フリガナ ブンキョウ タロウ	性別 1. 男 2. 女	生年月日 60年 1月 1日	本籍(外国国籍) 東京都
印もれ注意 東京 (印)	昭和 平成		
フリガナ 文京 太郎	東京都	区 市 郡 町村 本郷1丁目2-3 医療マンション101号	東京都
(旧字、外字、異体字使用の場合はわかりやすく、大きく記載して下さい) (〒 113 - 0033 )	東京都		
TEL ( 03 ) 1234 - 5678	FAX ( 03 ) 1234 - 5678	携帯 TEL ( 090 ) 1234 - 5678	
フリガナ イリウキキ カブシキカイシャ	フリガナ ギョウムホンブ	ギョジュンサービスカ	
医療機器 株式会社	業務本部	技術サービス課	
(〒 113 - 0033 )	東京都	文京区 本郷 4丁目5-6 ABC ビル 1階	
TEL ( 03 ) 1234 - 6789	FAX ( 03 ) 1234 - 6789		
勤務先名 (支店名・営業所名・部・課等も記入して下さい)			郵便物が確実に届くよう住所を明記すること。(ビル名・階数等) 申込後、変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。
勤務先所在地 (受講票等送付先)			

公益財団法人 医療機器センター 理事長 殿

\* 事務局使用欄(記入しないで下さい)

上記により、平成30年度医療機器修理責任技術者基礎講習会の受講を申し込みます。

平成30年 4 月 1 日(申込書記入日)

S H 年 月 日 ( 年 月 日 )

申込書を作成した日付を記入すること。



平成30年度 医療機器修理責任技術者基礎講習  
従事年数証明書

受講者記入欄	(※自署捺印のこと) 本籍 (外国国籍) 都道府県 現住所 氏名 (印) 生年月日: 昭和・平成 年 月 日	
	上記受講希望者(氏名: )は、 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 現在 当社の (支社・営業所名等記入) 支社(店) に於いて、医療機器の 製造 している 営業所 修理 していた ことに 関する業務に従事 することを証明します。	
証明者記入欄	平成 30 年 月 日 (証明書記入日) 名称 所在地 証明者(役職・氏名) (印)	1. 医療機器製造業 [許可(登録)番号: ](S 年 月 日) 2. 医療機器修理業 [許可番号: ](H 年 月 日) [※更新年月日ではありません。最初に業許可を取得した年月日を記入してください。]

備考

- 従事年数不足や業許可番号及び取得年月日の記入もれがある場合は、申込みが無効となりますので注意してください。
- 従事した業務に必ず〇印を付けてください。(ex. 製造 修理)
- 証明依頼があった場合には、それを拒否することはできません。また、証明者は、虚偽又は不正の証明を行ってはなりません。(医薬品医療機器等法施行規則第15条の9)
- 証明者は受講申込者の所属長以上の方となります。本人が事業主の場合は本人による証明となります。
- 鉛筆・消せるボールペンでの記入は無効となります。

平成30年度 医療機器修理責任技術者基礎講習

記入例1 (基本例)

従事年数証明書

(※自置捺印のこと)

※証明の開始年月日には、許可取得日以前の従事年数は含まれません。従って、事業所が許可を取得した年月日より通算して3年以上の経験がないと受講要件は満たさないこととなりますので、ご注意ください。

本籍 東京都府県  
現住所 東京都文京区本郷1-2-3 医療マンション101号  
氏名 文京太郎 (文京印) (印もれ注意)  
生年月日: 昭和60年1月1日

上記受講希望者(氏名: 文京太郎)は、

昭和27年4月1日から 昭和30年5月10日まで  
平成 平成 現在  
当社の東京支社に於いて、医療機器の製造に関する業務に従事している  
営業所 本社 支社 修理していた

(見込み)

※証明日の時点では受講要件年数を満たさなくても、受講日の前日まで満たせば受講が可能です。その場合の記入方法として、従事期間の最終日を受講要件年数を満たす年月日とし、従事期間年月の右の余白に(見込み)と記入してください。

※証明する事業所が移転又は合併等した場合は、移転又は合併等する前の許可番号、許可年月日も合わせて記入して下さい。また、合併等により社名変更した場合は、旧社名も余白に記入して下さい。  
(記入例)  
移転前: H8/4/1 13BS0456 医療用具(株)

名称 医療機器株式会社  
所在地 東京都文京区本郷4-5-6  
証明者(役職・氏名) 代表取締役社長 医療太郎 (印)

従事している(従事していた)上記事業所の業許可番号及び許可取得年月日記入欄

1. 医療機器製造業 [許可(登録)番号: 13BS00123] (H) 10年 4月 1日  
2. 医療機器修理業 [許可番号: ] (H) 年 月 日  
[※更新年月日ではありません。最初に業許可を取得した年月日を記入してください。]

※事業所の所属長以上の方が証明して下さい。  
(現在従事されている事業所の所属長が、他の事業所での従事経験を証明することはできません。)

備考 1. 従事年数不足や業許可番号及び取得年月日の記入もれがある場合は、申込みが無効となりますので注意してください。

2. 従事した業務に必ず〇印を付けてください。(ex. 製造 修理)  
3. 証明依頼があった場合には、それを拒否することはできません。また、証明者は、虚偽又は不正の証明を行ってはなりません。(医薬品医療機器等法施行規則第15条の9)  
4. 証明者は受講申込者の所属長以上の方となります。本人が事業主の場合は本人による証明となります。  
5. 鉛筆・消せるボールペンでの記入は無効となります。

# 医療機器修理責任技術者基礎講習 従事年数証明書

**記入例2** (同一の会社内で支店等を異動した場合の例)

(※自署捺印のこと)

受講者記入欄

本籍 (外国国籍)  
東京都府県

現住所 東京都文京区本郷1-2-3 医療マンション101号

氏名 文京太郎 **東京印** **印もれ注意**

生年月日 **昭和** 平成 60 年 1 月 1 日

※証明の開始年月日には、許可取得日以前の従事年数は含まれません。従って、事業所が許可を取得した年月日より通算して3年以上の経験がないと受講要件は満たさないこととなりますので、ご注意ください。

上記受講希望者(氏名: 文京太郎)は、

昭和 17 年 9 月 1 日 昭和 22 年 3 月 31 日 まで 4 年 7 箇月 (大阪営業所経験)  
平成 30 年 4 月 1 日 から 30 年 2 月 28 日 現在 7 年 11 箇月の間、(東京本社経験)  
(通算:12年6箇月)

※証明する事業所が移転又は合併等した場合は、移転又は合併等する前の許可番号、許可年月日も合わせて記入して下さい。また、合併等により社名変更した場合は、旧社名も余白に記入して下さい。  
(記入例)  
移転前: H15/4/1 27BS007890 関西営業所

各々の経験年  
月日と事業所  
の整合性(上段  
と下段)

明者記入欄

製造 **修理** していること  
製造に於いて、医療機器の **修理** していること  
当社(支社・営業所名等記入) **大阪支店** に関する業務に従事していた

名称 医療機器株式会社  
所在地 東京都文京区本郷4-5-6  
証明者(役職・氏名) 代表取締役社長 医療 太郎

医療機器  
社長之印 **印**

平成30年 2 月 28 日 (証明書記入日)

従事している(従事していた)  
上記事業所の業許可番号及び  
許可取得年月日記入欄

- 1. 医療機器製造業 [許可(登録)番号:  
27BS003456]
- 2. 医療機器修理業 [番号: 13BS001234  
[※更新年月日ではありません。最初に業許可を取得した年月日を記入してください。]

昭和 18 年 4 月 1 日  
平成 9 年 4 月 1 日

大阪営業所  
東京本社  
移転前: H15/4/1 関西営業所(27BS007890)

- 備考
- 1. 従事年数不足や業許可番号及び取得年月日の記入もれがある場合は、申込みが無効となりますので注意してください。
  - 2. 従事した業務に必ず〇印を付けてください。(ex. 製造(修理))
  - 3. 証明依頼があった場合には、それを拒否することはできません。また、証明者は、虚偽又は不正の証明を行ってはなりません。(医療)
  - 4. 証明者は受講申込者の所属長以上の方となります。本人が事業主の場合は本人による証明となります。
  - 5. 鉛筆・消せるボールペンの記入は無効となります。

※複数の事業所での従事経験の証明の場合は、本社で一括して証明して下さい。

1 1 3 - 0 0 3 3

切手  
貼付欄

簡易書留

東京都文京区本郷3-42-6 NKDビル7階  
公益財団法人 医療機器センター 行



平成30年度 医療機器修理責任技術者基礎講習会  
受講申込書類在中

フリガナ				
氏名				
受講希望会場 (チェックをしてください)	東京A(5/17~18) <input type="checkbox"/>	大阪(5/22~23) <input type="checkbox"/>	福岡(5/29~30) <input type="checkbox"/>	東京B(6/14~15) <input type="checkbox"/>
勤務先	名称			
	住所	〒 -		

※送付書類のチェックをして確認してください。(記入もれ、印もれ注意)	
<input type="checkbox"/> 受講申込書(写真を貼付してあること)	<input type="checkbox"/> 従事年数証明書(必要年数を満たしていること)

過去	審査

この用紙をお手持ちの角型2号(A4サイズの書類が折らずに入る大きさ)封筒の前面に貼ってご使用ください。

---

# 平成30年度 医療機器修理責任技術者専門講習会 (全区分共通)

---

公益財団法人 医療機器センター

## 実施要領

公益財団法人医療機器センターは、平成30年度の「医療機器修理責任技術者専門講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上で、申込書類を記入して下さい。また記入もれ・捺印もれ等、不備のないことを確認しお申し込みください。

### ◆講習の目的◆

本講習会は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第188条第一号イに基づく下記修理区分(特定保守管理医療機器)の医療機器修理責任技術者の資格取得を目的とする講習会です。

### 記

- 第1区分 画像診断システム関連
- 第2区分 生体現象計測・監視システム関連
- 第3区分 治療用・施設用機器関連
- 第4区分 人工臓器関連
- 第5区分 光学機器関連
- 第6区分 理学療法用機器関連
- 第7区分 歯科用機器関連
- 第8区分 検体検査用機器関連

### ◆受講資格◆

医療機器修理業の業許可を受けている事業所(製造業の業許可又は登録を含む)において、医療機器の修理に関する業務に3年以上従事した後、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第188条第一号イ及び第二号イに基づく基礎講習を修了した者であること。

(平成16年7月9日薬食発第0709004号第14の6の(1)ア参照)

(注)1 医療機器センターが実施する「平成30年度医療機器修理責任技術者基礎講習」修了見込者も受講の対象となりますので、基礎講習申込と同時に申し込み下さい。

2 本講習会は新たに資格取得を目的とされる方を対象としています。過去に本講習を受講し、既に修了証をお持ちの講習区分は再度受講する必要はありません。

◆各専門講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆(第1・2・3区分のみ大阪会場有り)

区分	開催地	日程	定員	受講料	会場	
第1区分	東京	8月28日(火)	350名	38,000円	《東京会場》(全区分共通) 大田区産業プラザ(PiO) 東京都大田区南蒲田 1-20-20	
	大阪	10月1日(月)	350名			
第2区分	東京	8月29日(水)	350名	38,000円		
	大阪	10月2日(火)	350名			
第3区分	東京	8月30日(木)~31日(金)	350名	47,000円		《大阪会場》 (第1・2区分) 大阪国際会議場(グランキューブ大阪) 大阪府大阪市北区中之島 5-3-51 (第3区分) 新大阪イベントホール レルミエール 大阪府大阪市淀川区西中島 5-5-15
	大阪	9月6日(木)~7日(金)	200名			
第4区分	東京	9月11日(火)	350名	38,000円		
第5区分	東京	9月20日(木)	350名	38,000円		
第6区分	東京	9月12日(水)	350名	38,000円		
第7区分	東京	9月13日(木)~14日(金)	350名	47,000円		
第8区分	東京	9月21日(金)	350名	38,000円		

※会場の案内図は受講票と共に送付します。また、会場には講習内容について問い合わせをしないでください。

**【申込締切日】全区分共通 平成30年7月6日(金)**

※申込締切日について：郵送の場合は当日消印有効、持参の場合は午後5時迄です。余裕を持ってお早めにお申し込み頂きますようお願い致します。

- (注) 1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、不備がないものから受付します。なお、各会場が定員に達した場合は、締切日以前でも申し込み受付を終了いたしますので予めご了承ください。
- 2 万一、定員超過後に申込書類が到着し、受講することができない方には当センターから直接受講申込者本人にご連絡します。
- 3 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の受講者変更はできませんので、ご注意ください。

◆講習の内容◆

各区分ごとに異なるため、別記1~8のカリキュラムを参照してください。

◆受講料◆

講習日数により異なります。(上表参照) [消費税・テキスト代を含む。]

講習日数 1日間 38,000円(第1区分・第2区分・第4区分・第5区分・第6区分・第8区分)

2日間 47,000円(第3区分・第7区分)

- ・振込み手数料は、お申し込み者様にてご負担をお願いします。
- ・受講料の納入時期及び振込先については、審査結果通知の送付の際にお知らせします。

◆受講免除者◆

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第188条第一号ロの「厚生労働大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者」に該当し、基礎講習を修了した場合に限り、当該講習の受講を免除される者は下記の通り。

(平成17年3月31日薬食機発第0331004号第2の1の2)参照)

**第1区分**の受講免除者：(一社)日本画像医療システム工業会主催(旧：(社)日本放射線機器工業会)  
第1~9回 医用放射線機器点検技術者認定講習会修了者(認定日：1991年12月20日~1995年9月20日)  
※(一社)日本画像医療システム工業会が発行した「認定書」が本専門講習の修了証に代わるものとなります。

**第2区分**の受講免除者：(一社)日本生体医工学会(旧：(社)日本エム・イー学会)主催  
第1~17回 第2種ME技術実力検定試験合格者  
※(一社)日本生体医工学会が発行した「合格証明書」が本専門講習の修了証に代わるものとなります。

## ◆申込みに必要な書類◆

受講申込書類は次のとおりです。

- ①受講申込書
- ②受講申込書類提出用封筒の表紙(医療機器センター宛)  
[角2型封筒に貼り付けてご使用下さい。]
- ③基礎講習修了証の写し (※他の登録講習機関において基礎講習を修了した方のみ提出)

※上記①②の書類は当センターのホームページ(<http://www.jaame.or.jp/>)から入手できます。

【ホームページから申込書類等を入手する場合について】

申込書類を入手するためには、当センターのホームページにアクセスし、ダウンロードして入手してください。  
(PDF形式)

- ①はプリントアウトして(A4横)そのままご使用ください。
- ②はプリントアウトして(A4縦)お手持ちの角型2号(A4版用紙を折らずに封入できるサイズ)の封筒の前面に貼ってご使用ください。

## ◆受講申込み及び送付方法◆

受講申込書は必ず簡易書留(宅配便可)など、送付記録が残る方法にて郵送するか又は直接当センターに持参してください。

なお、受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

### ・郵送の場合

受講申込書(上記①)に必要な事項を記入・捺印し、写真を貼付のうえ、必ず受講申込書類提出用封筒(上記②)にて、簡易書留(宅配便可)で当センターに送付してください。

また、複数名分の受講申込書類を一括して送付する場合は、必ず個々の受講申込書類提出用封筒(上記②)を個々に作成する)に入れ、最後に別封筒で一つにまとめ、申込者のリストを同封した上で、宅配便又は簡易書留等で送付してください。(※他の登録講習機関において基礎講習を修了した方は上記③も同封してください。)

### ・直接持参の場合

直接当センターに持参する場合は、上記郵送の場合と同様に受講申込書類提出用封筒(上記②)に入れ、持参してください。(複数の場合も上記同様)

なお、提出用封筒に入れていない、複数名のとき個々に分けていない場合は、受理しかねる場合があります。受付時間は午前10時から午後5時迄です。(土日・祝祭日を除く)

## ◆受講申込書類作成上の留意点◆

受講申込書は、正しく丁寧に記入してください。また、次の留意事項をよく読み、記入もれ等がないようご注意ください。記入もれ、消せるボールペンでの記入等がある場合は、申込書類が無効になる場合があります。

### ①受講申込書

- ・受講者区分の該当する欄に○印を付けてください。(※複数選択可)

また、医療機器センターで過去に基礎講習あるいは専門講習を修了された方は登録番号を記入してください。(但し、医療機器センターが実施する本年度基礎講習の修了見込者及び他の登録講習機関での基礎講習修了者は記入不要です。)

- ・氏名欄は自署捺印してください。氏名に旧字、外字、異体字の使用がある方はわかりやすく大きく丁寧に記入して下さい。氏名欄及び勤務先名欄のフリガナのふり忘れ、捺印もれ等ないように十分注意してください。
- ・写真(3.0cm×2.4cm)は、受講申込前3ヶ月以内に正面脱帽で撮影したもので、写真の裏面には氏名を記載して写真貼付欄に貼付してください。(白黒写真可、スナップ写真は不可)

※勤務先所在地は、審査結果通知、受講票及び修了証等の送付先となりますので、申込後に変更があった場合には速やかに当センターまでご連絡ください。

※受講料の一括請求をご希望の場合には、申込者リストとご担当者の連絡先を明記した書類を添付してください。

※申込書の氏名・生年月日・現住所(都道府県名のみ)等は修了証に記載されますので正確にご記入ください。

### ②受講申込書類提出用封筒(医療機器センター宛)

- ・氏名、勤務先名称、勤務先住所を明記してください。
- ・送付書類をチェックして確認してください。
- ・受講申込区分にチェックしてください。(複数区分の申込可)

### ③基礎講習修了証の写し [※他の登録講習機関において基礎講習を修了した方のみ提出]

(※医療機器センターが主催する基礎講習を修了した者、若しくは修了見込者は不要)



#### ◆審査結果通知の送付◆

先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなりますので十分に注意してください。

書類審査を通過した方には審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせを含む)を送付します。

送付予定:4月上旬以降、審査を通った申込者より随時

7月上旬になっても審査結果通知が届かない場合は、当センターに必ずお問い合わせください。  
(お問い合わせの前に、書類の送付状況を送付記録でご確認下さい。)

#### ◆受講票等及びテキストの送付◆

受講料の納入が確認された方には、希望された各講習会の開催日の2週間前に、受講票(会場の案内図等含む)とテキストをそれぞれ個別に送付します。(但し、テキスト送付は区分により送付時期が異なります。)

※テキストが届いたら、事前学習をお勧めします。

※複数区分を受講する場合:受講票、テキストは、それぞれの区分ごとに、講習会開催日の2週間前に個別に送付します。

なお、講習会開催の1週間前になっても受講票等が届かない場合は当センターにお問い合わせください。

#### ◆講習修了証の交付◆

受講者全員に合否結果を通知します。講習会の全課程を受講し、カリキュラムの最後に行う試験において一定の成績を修めた者に対して、当センターの理事長名で後日修了証を送付します。

合格者:修了証を送付します。

不合格者:不合格通知及び再試験の案内を送付します。

注)審査結果通知・受講票・テキスト・修了証は受講申込書の勤務先所在地に個別に送付します。

#### ◆試験について◆

①試験問題数:50問

②試験実施方法:マークシート方式

③出題の範囲:講習会での講義内容

#### ◆受講申込みから講習会終了までスケジュール◆

受講申込締切(申込み書類提出期限)

※定員になり次第、受付を終了させていただきます。

平成30年7月6日(金)

審査結果通知送付

(受講料納入についての案内含む)

4月上旬以降、審査を通った申込者より随時

受講料納入期限

請求書発行日から20日以内

受講票・テキストの送付

講習会開催の約2週間前

講習会

※◆各専門講習の日程・定員・会場及び受講申込締切◆参照

合否結果の通知

10月下旬

合格者:修了証の交付

不合格者:不合格通知及び再試験の案内

#### ◆個人情報の取扱いについて◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当講習会に係る業務の範囲内に限定して利用させていただきます。

また、受講要件を満たさなかった方・キャンセルされた方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

【問合せ及び申込み先】

ホームページアドレス:<http://www.jaame.or.jp/>

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-42-6 NKDビル 7F TEL: 03(3813)8156 [企業研修部直通]

公益財団法人 医療機器センター 企業研修部 FAX: 03(3813)8733

※電話でのお問い合わせ:祝祭日を除いた月曜から金曜の午前10時~12時と午後1時~5時までとさせていただきます。

平成30年度医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム  
「第1区分 画像診断システム関連」

科目	時刻	分	講師等
開場(受付)	9:00～ 9:30	(30)	
オリエンテーション	9:30～ 9:40	10	公益財団法人医療機器センター
機器概論 － 関連機器及び用品を含む －	9:40～11:40	120	専門講習小委員会 委員
休憩(昼休み)	11:40～12:30	(50)	
機器概論 － 関連法規及び基準 －	12:30～14:40	130	専門講習小委員会 委員長 泉 孝吉
休憩	14:40～14:50	(10)	
信頼性工学と安全性	14:50～15:40	50	専門講習小委員会 委員 今堀 清
業務管理(感染防止対策含む)	15:40～17:20	100	専門講習小委員会 委員 佐久間 一晃
休憩	17:20～17:30	(10)	
テスト(オリエンテーションを含む)	17:30～18:40	70	公益財団法人医療機器センター

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

平成30年度医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム  
「第2区分 生体現象計測・監視システム関連」

科目	時刻	分	講師等
開場(受付)	9:00～ 9:30	(30)	
オリエンテーション	9:30～ 9:40	10	公益財団法人医療機器センター
信頼性工学と安全性	9:40～10:30	50	専門講習小委員会 委員長 大沢 規人
業務管理 － 修理業への期待 － (感染防止対策含む)	10:30～11:10	40	つくば国際大学 医療保険学部 臨床検査学科 学科長 教授 石山 陽事
業務管理 － 修理業業務管理の要点 －	11:10～11:50	40	専門講習小委員会 委員 古川 孝
休憩(昼休み)	11:50～12:40	(50)	
機器概論 － 規格と基準 －	12:40～13:30	50	専門講習小委員会 委員 内藤 正章
機器概論 － 生体現象計測機器概論 －	13:30～15:00	90	専門講習小委員会 委員 小室 久明
休憩	15:00～15:10	(10)	
機器概論 － 監視・治療・機能補助機器概論 －	15:10～16:40	90	専門講習小委員会 委員 仙波 正人
機器概論 － 超音波診断機器概論 －	16:40～17:20	40	専門講習小委員会 委員 田中 一史
休憩	17:20～17:30	(10)	
テスト(オリエンテーションを含む)	17:30～18:40	70	公益財団法人医療機器センター

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

平成30年度医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム  
「第3区分 治療用・施設用機器関連」

## 1日目

科目	時刻	分	講師等
開場(受付)	9:00～ 9:30	(30)	
オリエンテーション	9:30～ 9:40	10	公益財団法人医療機器センター
機器概論 － 第3区分の機器ガイド －	9:40～10:15	35	専門講習小委員会 委員長 高草 啓史
業務管理 － 修理に必要な基礎知識 －	10:15～10:45	30	専門講習小委員会
機器概論 － 電気に関する基礎知識 － EMCによる不具合例	10:45～11:15	30	委員 平野 知
業務管理 － 感染症に対する基礎知識と対処方法 －	11:15～12:05	50	総合病院 国保旭中央病院 感染管理コンサルタント 柴田 清
休憩(昼休み)	12:05～13:05	(60)	
信頼性工学と保守管理業務	13:05～13:45	40	滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 特任教授 小野 哲章
機器概論 － 計測に関する基礎知識 －	13:45～14:30	45	専門講習小委員会 委員 小島 耕二
機器概論 － 関連法規及び基準(PLを含む) －	14:30～15:00	30	専門講習小委員会 委員長 高草 啓史
休憩	15:00～15:10	(10)	
機器概論 － 医療用ガスについて(取扱い及び安全に関する留意事項) －	15:10～16:00	50	専門講習小委員会 委員長 高草 啓史
機器概論 － 人工呼吸器 －	16:00～17:00	60	専門講習小委員会 委員 宇野 宏志
機器概論 － 保育器 －	17:00～17:50	50	専門講習小委員会 委員 長澤 佳久

## 2日目

科目	時刻	分	講師等
開場(受付)	9:00～ 9:30	(30)	
機器概論 － 滅菌器 －	9:30～10:30	60	専門講習小委員会 委員 大井 一正
機器概論 － 手術室関連機器 －	10:30～11:40	70	専門講習小委員会 委員 藤田 雅稔
休憩(昼休み)	11:40～12:40	(60)	
機器概論 － 麻酔器 －	12:40～13:40	60	専門講習小委員会 委員 西岡 純
機器概論 － 輸液ポンプ －	13:40～14:40	60	専門講習小委員会 委員 戸澤 匡広
休憩	14:40～14:50	(10)	
テスト(オリエンテーションを含む)	14:50～16:00	70	公益財団法人医療機器センター

※講義の順番及び講師等については変更になる場合があります。

平成30年度医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム  
「第4区分 人工臓器関連」

科目	時刻	分	講師等
開場(受付)	9:00～ 9:30	(30)	
オリエンテーション	9:30～ 9:40	10	公益財団法人医療機器センター
感染防止について	9:40～10:40	60	聖マリアンナ医科大学 感染制御部 病院教授 竹村 弘
信頼性工学と保守管理業務	10:40～11:20	40	滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 特任教授 小野 哲章
業務管理	11:20～12:00	40	専門講習小委員会 委員
休憩(昼休み)	12:00～12:50	(50)	
機器概論 － 人工心肺装置 －	12:50～14:00	70	専門講習小委員会 委員 関崎 伸一
機器概論 － 血液浄化用装置 －	14:00～14:55	55	専門講習小委員会 委員 新村 眞史
休憩	14:55～15:05	(10)	
機器概論 － 人工腎臓装置 －	15:05～16:35	90	専門講習小委員会 委員 亀野 雅弘
機器概論 － 人工膵臓装置 －	16:35～17:20	45	専門講習小委員会 委員 塚本 雄貴
休憩	17:20～17:30	(10)	
テスト(オリエンテーションを含む)	17:30～18:40	70	公益財団法人医療機器センター

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

平成30年度医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム  
「第5区分 光学機器関連」

科目	時刻	分	講師等
開場(受付)	9:00～ 9:30	(30)	
オリエンテーション	9:30～ 9:40	10	公益財団法人医療機器センター
信頼性工学と安全管理 － ME機器信頼性工学と安全管理 －	9:40～10:10	30	滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 医療安全管理学専攻 教授 加納 隆
信頼性工学と安全管理 － 感染症予防 －	10:10～10:40	30	大阪大学医学部附属病院 手術部・材料部・MEサービス部 病院教授 高階 雅紀
業務管理 － 安全と保守管理 －	10:40～11:10	30	専門講習小委員会 委員長 鈴木 克之助
業務管理 － 責任技術者の実務と従業員教育 －	11:10～11:50	40	
休憩(昼休み)	11:50～12:40	(50)	
機器概論 － 関連法規及び基準 －	12:40～13:30	50	専門講習小委員会 委員
機器概論 － 医用内視鏡 －	13:30～14:30	60	専門講習小委員会 委員 比嘉 啓斗
機器概論 － 内視鏡医用電気機器 －	14:30～15:30	60	専門講習小委員会 委員 日比 春彦
休憩	15:30～15:40	(10)	
機器概論 － 超音波内視鏡 － － レーザ内視鏡 －	15:40～16:30	50	専門講習小委員会 委員 川島 行順
機器概論 － レーザ治療器 － － レーザ手術装置 －	16:30～17:20	50	専門講習小委員会 委員
休憩	17:20～17:30	(10)	
テスト(オリエンテーションを含む)	17:30～18:40	70	公益財団法人医療機器センター

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

平成30年度医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム  
「第6区分 理学療法用機器関連」

科目	時刻	分	講師等
開場(受付)	9:00～ 9:30	(30)	
オリエンテーション	9:30～ 9:40	10	公益財団法人医療機器センター
業務管理(機器総論及び感染防止対策含む)	9:40～10:30	50	専門講習小委員会 委員 宇高 勝成
信頼性工学と安全性(安全検査実務を含む)	10:30～12:00	90	東京都立産業技術研究センター 城東支所 技術支援担当 ワイドキャリアスタッフ 岡野 宏
休憩(昼休み)	12:00～12:50	(50)	
機器概論 － 温熱・水治療法機器の扱い方と修理 －	12:50～13:40	50	専門講習小委員会 委員 宇高 勝成
機器概論 － 低周波治療器の扱い方と修理 －	13:40～14:20	40	専門講習小委員会 委員 岡本 佳和
機器概論 － リハビリ用機器の扱い方と修理 －	14:20～15:00	40	専門講習小委員会 委員 伊藤 英俊
休憩	15:00～15:10	(10)	
機器概論 － レーザ治療器の扱い方と修理 －	15:10～15:50	40	専門講習小委員会 委員 久保 宏司
機器概論 － 高周波・超音波治療器の扱い方と修理 －	15:50～16:40	50	専門講習小委員会 委員 横田 尚之
機器概論 － 自動間欠牽引装置の扱い方と修理 －	16:40～17:20	40	専門講習小委員会 委員長 寺田 英史
休憩	17:20～17:30	(10)	
テスト(オリエンテーションを含む)	17:30～18:40	70	公益財団法人医療機器センター

※講義の順番及び講師等については変更になる場合があります。

平成30年度医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム  
「第7区分 歯科用機器関連」

## 1日目

科目	時刻	分	講師等
開場(受付)	9:00～ 9:30	(30)	
オリエンテーション	9:30～ 9:40	10	公益財団法人医療機器センター
信頼性工学と安全性	9:40～10:30	50	専門講習小委員会 委員 長谷川 健嗣
業務管理(感染防止対策含む)	10:30～11:50	80	専門講習小委員会 委員 宮内 啓友
休憩(昼休み)	11:50～12:50	(60)	
機器概論 － 歯科用X線装置について(1) －	12:50～14:10	80	専門講習小委員会 委員 小寺 康之
機器概論 － 歯科用X線装置について(2) －	14:10～15:30	80	専門講習小委員会 委員 森田 剛
休憩	15:30～15:40	(10)	
機器概論 － 歯科用X線装置の保全について －	15:40～16:50	70	専門講習小委員会 委員 小寺 康之

## 2日目

科目	時刻	分	講師等
開場(受付)	9:00～ 9:30	(30)	
機器概論 － 歯科電気診断用機器及び関連装置 －	9:30～10:30	60	専門講習小委員会 委員 長谷川 健嗣
機器概論 － 歯科診療用関連機器及び歯科用レーザーの保全 －	10:30～11:30	60	専門講習小委員会 委員 湯本 伸夫
休憩(昼休み)	11:30～12:30	(60)	
機器概論 － 歯科診療用ユニットについて(1) －	12:30～14:00	90	専門講習小委員会 委員 瀬戸 則夫
休憩	14:00～14:10	(10)	
機器概論 － 歯科診療用ユニットについて(2) －	14:10～15:40	90	専門講習小委員会 委員 金谷 晃
休憩	15:40～15:50	(10)	
テスト(オリエンテーションを含む)	15:50～17:00	70	公益財団法人医療機器センター

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。



平成30年度医療機器修理責任技術者専門講習会カリキュラム  
「第8区分 検体検査用機器関連」

科目	時刻	分	講師等
開場(受付)	9:00～ 9:30	(30)	
オリエンテーション	9:30～ 9:40	10	公益財団法人医療機器センター
機器概論 － 臨床検査概論 － － 体外診断薬・精度管理・電解質・医用光度計・血液ガス －	9:40～10:20	40	専門講習小委員会 委員 大澤 進
規格・基準の概要 － 標準物質・精度管理 － 感染防止 － 感染防止対策 －	10:20～11:00	40	
規格・基準の概要 － ISO・臨床検査の ISO・JIS・医の倫理 －	11:00～11:45	45	専門講習小委員会 委員 荻谷 文雄
機器概論 － 自動分析装置 －	11:45～12:25	40	専門講習小委員会 委員 今井 恭子
休憩(昼休み)	12:25～13:15	(50)	
機器概論 － 血球計数装置・血液凝固装置・尿沈渣装置 －	13:15～13:55	40	専門講習小委員会 委員 仲井 光
機器概論 － 尿化学装置・HPLC・グルコース －	13:55～14:35	40	専門講習小委員会 委員 山本 博司
機器概論 － 電気泳動・輸血血清・免疫装置 －	14:35～15:15	40	専門講習小委員会 委員 西山 良民
休憩	15:15～15:25	(10)	
機器概論 － 自動化システム － 信頼性工学及び安全性工学 － 信頼性・安全性設計思想・施設ユーティリティ －	15:25～16:00	35	専門講習小委員会 委員 松尾 宏
業務管理 － 薬機法及び関連法令・PL・修理業の業務 － 苦情処理及び異常時の対応	16:00～16:50	50	専門講習小委員会 委員 渡辺 伊知郎
業務管理 － 安全の確保・リモート・廃棄物 － 業務管理 － 電撃・設置作業管理 －	16:50～17:20	30	専門講習小委員会 委員 松尾 宏
休憩	17:20～17:30	(10)	
テスト(オリエンテーションを含む)	17:30～18:40	70	公益財団法人医療機器センター

※講義の順番及び講師等については変更になる場合もあります。

# 平成30年度 医療機器修理責任技術者専門講習会 受講申込書

写真貼付欄  
3.0cm  
×  
2.4cm  
写真の裏に  
氏名記入

受講者区分 (該当する番号を ○で囲んでください) (※複数選択可)		1. 医療機器センター基礎講習修了者		2. 医療機器センター専門講習修了者		3. 他の登録講習機関での基礎講習修了者		4. 平成30年度医療機器センター基礎講習修了見込者	
フリガナ		性別		生年月日		本籍(外国籍)			
印		1. 男 2. 女		昭和 年 月 日生				都道府県	
〒 - ) 都道府県		市 区 郡 町 村		TEL ( ) - ) FAX ( ) - )		携帯TEL ( ) - )			
フリガナ (会社名)		フリガナ (部署名)							
〒 - ) 都道府県		第1区分 (東京)		第2区分 (大阪)		第3区分 (東京)		第4区分 (大阪)	
TEL ( ) - ) FAX ( ) - )		第1区分 (大阪)		第2区分 (東京)		第3区分 (大阪)		第4区分 (東京)	
※		※		※		※		※	
勤務先 所在地 (受講票等送付先)		第5区分		第6区分		第7区分		第8区分	
		※		※		※		※	
		第5区分		第6区分		第7区分		第8区分	
		※		※		※		※	

※欄は記入しないで下さい

公益財団法人 医療機器センター 理事長 殿

上記により、平成30年度医療機器修理責任技術者専門講習会の受講を申し込みます。平成30年 月 日(申込書記入日)

備考 1) 受講者区分について、1あるいは2に該当する方は医療機器センター修了登録番号を記入してください。3あるいは4に該当する方は記入不要です。  
2) 申込区分について、受講を希望する区分名を○で囲んでください。(※この申込書1枚で、複数区分の申し込みが可能です。)

記入例

平成30年度医療機器修理責任技術者専門講習会  
受講申込書

写真貼付欄  
3.0cm  
x  
2.4cm  
写真の裏に  
氏名記入

スナップ写真不可。  
3ヶ月以内の正面脱帽  
による撮影。デジタルカ  
メラの場合、普通紙印刷  
不可、必ず写真専用光沢  
紙に印刷すること。

＜医療機器センター修了証登録番号＞

1. 医療機器センター基礎講習修了者	1. 又は2. を選択した方は、右の欄に修了証登録番号を記入して下さい								
2. 医療機器センター専門講習修了者	3. を選択した方は修了証コピーを添付して下さい								
3. 他の登録講習機関での基礎講習修了者									
4. 平成29年度医療機器センター基礎講習修了見込者									
フリガナ	ブンキョウ	タロウ	性別	1. 男 2. 女	生年月日	60年	1月	1日	生
氏名	文京太郎		印もれ注意	文京太郎	昭和 平成	60年	1月	1日	都 府 京
〒	113	-	0033	東京都	市	区	郡	町	村
現住所	東京都 文京区 本郷1丁目2-3 医療マンション101号								
勤務先名 (支店名・営業所名・部・課等も記入してください)	イヨウキキ		カブシキカイシャ		フリガナ		ギョウムホンプ		
	医療機器		株式会社		（部署名）		ギョウムホンプ		
勤務先所在地 (受講票等送付先)	〒 113 - 0033		東京都		市		区		町
申込区分 (希望する全ての区分を○で囲む)	第1区分 (東京)	第2区分 (大阪)	第3区分 (東京)	第3区分 (大阪)	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分
事務局使用欄 (記入不要)	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	この欄には何も記入しないで下さい								

郵便物が確実に届くようビル名・階数等も明記すること。  
申込後、変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。

※欄は記入しないで下さい

公益財団法人 医療機器センター 理事長 殿  
上記により、平成30年度医療機器修理責任技術者専門講習会の受講を申し込みます。平成30年3月1日(申込書記入日)

備考 1) 受講者区分について、1あるいは2に該当する方は医療機器センター修了証登録番号を記入して下さい。3あるいは4に該当する方は記入不要です。  
2) 申込区分について、受講を希望する区分名を○で囲んでください。(※この申込書1枚で、複数区分の申し込みが可能です。)

1 1 3 - 0 0 3 3

切手  
貼付欄

簡易書留

東京都文京区本郷3-42-6 NKDビル7階  
公益財団法人 医療機器センター 行



平成30年度 医療機器修理責任技術者専門講習会  
受講申込書類在中

フリガナ						
氏名						
勤務先	名称					
	住所	〒 -				
受講申込区分 (チェックしてください) ※第1～3区分は、希望 会場もご確認のうえ チェックしてください	第1区分 (東京)	第1区分 (大阪)	第2区分 (東京)	第2区分 (大阪)	第3区分 (東京)	第3区分 (大阪)
	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	

※送付書類のチェックをして確認してください。(記入もれ、印もれ注意)	
<input type="checkbox"/> 受講申込書(写真貼付)	<input type="checkbox"/> 基礎講習修了証の写し(※他機関での基礎講習修了者のみ)

過去	審査

この用紙をお手持ちの角型2号(A4サイズの書類が折らずに入る大きさ)封筒の前面に貼ってご使用ください。

事 務 連 絡  
平成 30 年 2 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
医 療 機 器 審 査 管 理 課

平成 30 年度各種登録講習会の実施について

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会から、別添のとおり「平成 30 年度医療機器の販売・貸与営業所管理者講習並びに医療機器の販売・貸与営業所管理者及び修理責任技術者の継続的研修の実施について」の開催案内がありましたので、貴管内関係業者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

## 「平成 30 年度医療機器の販売及び貸与営業所管理者講習会」

(高度管理医療機器等、プログラム高度管理医療機器、特定管理医療機器、プログラム特定管理医療機器、補聴器及び家庭用電気治療器の販売業及び貸与業の営業所管理者基礎講習会)

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会が行う営業所管理者講習は、次のとおり実施しますので、内容をよく読んで受講の申込を行ってください。

### 1. 講習の目的

この講習会は、高度管理医療機器等（特定保守管理医療機器を含む）、プログラム高度管理医療機器、特定管理医療機器、プログラム特定管理医療機器、補聴器及び家庭用電気治療器の販売業及び貸与業の営業所管理者の資格要件の一つとして定められている基礎講習として実施するものです。

(注)

- 1) この講習会は、新たに営業所管理者の資格を取得しようとする方を対象とするものです。
- 2) 平成17年4月1日以降、管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く）を取扱う販売業者又は貸与業者は営業所ごとにその所在地の都道府県知事に販売業等の届出を、また高度管理医療機器等を取扱う販売業者又は貸与業者は販売業等の許可を受けるとともに、営業所管理者を設置しなければならないことになりました。  
\* 家庭用電気治療器以外の家庭用管理医療機器（家庭用磁気治療器、パイプレーター、アルカリイオン整水器等 26 品目）を取扱う販売業者又は貸与業者は営業所ごとにその所在地の都道府県知事に販売業の届出は必要ですが、管理者の設置は不要となりました。（平成 18 年度より）
- 3) 既に販売及び貸与管理者基礎講習を受講し修了証を持っている方は再度受講する必要はありません。

### 2. 受講資格

医療機器を販売又は貸与している事業所において販売又は貸与に関する業務に3年以上従事した者が対象です。

なお、18年度から家庭用電気治療器及び補聴器等を取扱っている販売業者等は、営業所管理者になるための従事年数は1年以上となっています。

また、プログラム医療機器のみの販売等を行う営業所管理者の基礎講習を受講する方の従事経験は不要ですが、その場合は必ず様式 1 の受講申込書の下欄余白に「プログラム医療機器」と朱記してください。

詳しい条件は必ず別図 1、別図 2「従事経験と取得できる管理者資格」等を参照してご確認ください。

注 1) 従事期間は、2以上の事業所において通算したものでかまいません。

### 3. 受講免除者

本講習を受講しなくても、医療機器の種類を問わず営業所管理者の資格要件を満たす者として掲げられている者（平成 21 年 9 月 4 日薬食機発第 0904 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知）

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師の資格のある者
- (2) 医療機器の第 1 種製造販売業の総括製造販売責任者の要件を満たす者

(3) 医療機器製造業責任技術者の要件を満たす者（「大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者」を指す）

(4) 医療機器修理業責任技術者の要件を満たす者

(5) 改正法附則第7条の規定により薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項に規定する試験に合格したとみなされたもののうち、同条第2項の登録を受けた者

（注）過去に薬種商販売業の許可を受けていた方（申請者が法人の場合は役員または政令で定めるこれに準じる者）は登録販売者試験に合格した者とみなされ、都道府県知事の登録を受けることができます。このようにして登録を受けた方は、受講免除になります。

(6) 公益財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者

※受講免除者の詳細（必要条件・証明書類等）につきましては、都道府県や保健所等の担当窓口にご確認ください。

#### 4. 講習の日程・会場・定員

講習の日程等につきましては、別記1のとおり予定しています。なお、講習の申込後に受講会場の変更はできませんので、慎重にお選びください。

#### 5. 講習の内容

カリキュラムは、別記2のとおりです。会場により開始時間等が変わります。遅刻は認められませんので、必ず受講票を確認し、開始時間までに受付を済ませて下さい。

#### 6. 申込に必要な書類

(1) 受講申込書(様式1)

(2) 従事年数証明書(様式2)

（注）上記書類は、一般社団法人日本ホームヘルス機器協会のホームページ（<http://www.hapi.or.jp>）から入手できます(PDF形式、Word形式)。

(3) 受講料の振込控等のコピー

#### 7. 受講申込

受講申込書類は、郵送してください。FAXでは受付できません。

封筒には、申込書在中と朱記ください。

なお、受理した申込書類は返還いたしませんのでご了承ください。

受講申込書類(6の(1)様式1、(2)様式2)に必要な事項を記入し、捺印、写真を貼付のうえ、様式1と様式2を必ずホチキス止めし、受講料の振込控等のコピー（ネットバンクなどの場合は画面印刷で可）を様式1の裏面に貼付または同封して下記事務局宛に送付してください。

(申込書送付先)

〒113-0034

東京都文京区湯島4-1-11 南山堂ビル

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 講習登録室

TEL: 03-5805-1910 FAX: 03-5805-6135

URL: <http://www.hapi.or.jp>

※申込書類に記入いただいた個人情報、管理者講習関連業務以外には使用しません。

## 8. 受講申込締切

- (1) 受講申込受付締切は、別記1の講習の日程・会場・定員を参照ください。
- (2) 各会場とも受講申込受付後、受付順に書類審査を行い、書類に支障のない方から順に希望会場ごとに受付をし、定員になり次第受付を締め切ります。また、定員に満たない場合でも、受講日の2週間前(到着分)にて受付を終了します。万一、会場の定員を超えて受講することができない方には、次回からのご案内をします。なお、受講申込書に不備があった場合は、受付前にお返しいたします。

## 9. 変更、キャンセルについて

申込後の変更、キャンセルはできませんので、慎重にお申込みください。

## 10. 受講票の送付

受講申込書の審査後、支障のない方から受講票を郵送します。

なお、審査・登録には通常2週間程度を要します。講習開催日の1週間前までに受講票が届かない場合は、お手数ですが問合せ先に連絡してください。

## 11. 受講料

14,000円(消費税含む)

※テキスト代3,985円は受講料の中に含まれております。

下記の銀行又は郵便口座に振り込んでください。

請求書・領収証の発行は致しませんので、ご了承ください。

銀行名	みずほ銀行本郷支店
預金種別	普通預金
口座番号	2541647
口座名	シャ)ニホンホームヘルスキキキョウカイ

郵便口座	00120-8-558958
加入者名	一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 講習登録室

(注) 1) 振込手数料は、お申込者側でご負担願います。

2) 受講料は、返還いたしませんのであらかじめご了承ください。

(但し、定員オーバーで受講できなかった場合のみ返還いたします。)

## 12. 講習修了証の交付

講習会の最後に、申込された高度管理医療機器等、特定管理医療機器、補聴器及び家庭用電気治療器等の種類によりテストを行い、一定の成績を修め、受講が修了したものとみなされた者には、受講後1週間程度で修了証をお送りします。2週間以上たっても何も届かない場合は、お手数ですが、早急にご連絡ください。

修了証の紛失、破損などには十分ご注意ください。再発行の際には手数料が必要となります。

## 13. 受講申込書類作成上の注意事項

次の注意事項をよく読み、記入もれ等がないように注意してください。記入もれ等がある場合は、申込書類が無効になる場合があります。確認後、様式1・様式2をホチキス止めして郵送してください。



(1) 受講申込書（様式1の記入例を参照ください）

- ① 氏名欄は、記名捺印してください。
- ② 受講希望日、開催地欄は、第2希望まで記入できますが、必ず出席できる日程のみご記入ください。
- ③ 写真(3.0×2.4 cm)は、受講申込前3ヵ月以内に上半身、正面脱帽で撮影したもので、裏面には、はがれたときわかるように氏名を記載し、写真貼付欄にのりで貼付すること。(白黒写真可、スナップ写真は不可、デジカメ写真の場合は写真用紙使用のこと)
- ④ フリガナ、捺印もれ等のないように注意してください。
- ⑤ 受講票等の書類送付先は、受講票・修了証等の送付先となります。ご希望送付先を必ずチェックして下さい。変更があった場合は、速やかに下記「問合せ先」までご連絡ください。送付先が会社の場合は、必ず、部課名をご記入ください。宛先不明で返って来る場合があります。
- ⑥ 申込書の氏名、生年月日は修了証に記載しますので楷書で正確に記入してください。
- ⑦ 医療機器販売従事年数及び医療機器の種類欄は、従事年数証明書(様式2)に記載の開始日、期間等を記入し、従事経験の対象となる販売機器(複数選択可)にを付けて下さい。
- ⑧ プログラム医療機器のみの営業所管理者基礎講習をお申込みの方は申込書下欄余白に「プログラム医療機器」と朱記してください。受講料の振込明細書等のコピー(ネットバンクなどの場合は画面印刷で可)を、受講申込書の裏面に貼付してください。

(2) 従事年数証明書(様式2の記入例を参照ください)

- ① 受講者記入欄は、記名捺印してください。
- ② 証明者記入欄の証明者は、受講者の資格要件を証明できる所属長以上の者となります。本人が事業主(経営者)の場合は、本人の証明となります。
- ③ 高度管理医療機器等の販売業の許可を得ている場合は、許可番号を記入してください。管理医療機器等の販売業の届出をしている場合は、記入不要です。
- ④ 従事年数が1年に満たない場合、記入がない場合は、ともに無効とします。
- ⑤ 従事期間は、2以上の事業所などにおいて通算したものでかまいません。
- ⑥ 従事年数が2事業所以上にわたる場合は、事業所毎に作成し、証明書記入欄に各々の証明を受けて、提出してください。但し、この従事年数証明書は基礎講習の受講に必要な従事経験を確認する目的なので、受講希望者のすべての従事経験を証明する必要はなく、受講条件を満たす期間(高度管理医療機器の場合3年以上)のみで結構です。

注) プログラム医療機器の営業所管理者資格をお申込みの場合、従事年数証明書(様式2)の提出は不要です。その場合は、申込書(様式1)下欄余白に「プログラム医療機器」と朱記してください。(通常は「プログラム高度管理医療機器」の講習修了証を発行いたします。)

14. その他

- (1) この講習会は、個人に係る資格なので、代理出席などの受講者変更は認められません。
- (2) 不正な手段又は行為を行ったと認められる受講者は、不合格とします。
- (3) 車椅子を常用されている方や聴覚等に障害のある方で、受講を希望される方は、事前に問合せ先へご連絡ください。

★ホームページから申込書類等を入手する場合について

申込書類を入手するためには当協会のホームページにアクセスし、ダウンロードして入手してください。URL：<http://www.hapi.or.jp>

13. (1), (2)の書類は、目次6. の「申し込みに必要な書類」から、PDF 形式または Word 形式を選んでダウンロードし、書類を印刷してそのまま使用してください。サイズはA4サイズ、白紙をお使い下さい。

なお、ホームページから入手できない方は、下記へお問合せください。

(問合せ先)

〒113-0034 東京都文京区湯島4-1-11 南山堂ビル

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 講習登録室

TEL：03-5805-1910 FAX：03-5805-6135

URL：<http://www.hapi.or.jp>

※ 電話での問合せは、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前10時~12時、13時~17時までです。

※ なお、講習の最後に行う試験の結果のお問い合わせにつきましては、お答え出来ません。ご了承ください。

**講習の日程・会場・定員**

会場 コード	開催 地	開催日時	施設名	定員 (名)	申込 締切日
001	東京 ①	平成 30 年 4 月 23 日(月) 9:30~17:30	日本教育会館 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2	200	定員に なり次第
002	大阪 ①	平成 30 年 5 月 24 日(木) 10:00~18:00	エル・おおさか 大阪府大阪市中央区北浜東 3-14	140	定員に なり次第
003	東京 ②	平成 30 年 5 月 25 日(金) 10:00~18:00	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町 3-1	180	定員に なり次第
004	愛知 ①	平成 30 年 5 月 28 日(月) 9:30~17:30	名古屋国際会議場 愛知県名古屋市熱田区熱田西町 1-1	160	定員に なり次第
005	福岡 ①	平成 30 年 5 月 29 日(火) 9:30~17:30	福岡商工会議所 福岡県福岡市博多区博多駅前 2-9-28	100	定員に なり次第
006	広島 ①	平成 30 年 6 月 5 日(火) 9:30~17:30	広島国際会議場 広島県広島市中区中島町 1-5	120	定員に なり次第
007	長野	平成 30 年 6 月 7 日(木) 9:30~17:30	長野バスターミナル会館 長野県長野市中御所岡田 178-2	80	定員に なり次第
008	神奈川	平成 30 年 6 月 8 日(金) 10:00~18:00	かながわ労働プラザ 神奈川県横浜市中区寿町 1-4	180	定員に なり次第
009	東京 ③	平成 30 年 6 月 13 日(水) 10:00~18:00	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町 3-1	180	定員に なり次第
010	沖縄	平成 30 年 6 月 18 日(月) 9:30~17:30	沖縄産業支援センター 沖縄県那覇市宇小禄 1831-1	60	定員に なり次第
011	埼玉 ①	平成 30 年 6 月 20 日(水) 9:30~17:30	JA 共済埼玉ビル 埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2	200	定員に なり次第
012	鹿児島	平成 30 年 6 月 26 日(火) 9:30~17:30	鹿児島県市町村自治会館 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 7-4	80	定員に なり次第
013	宮城 ①	平成 30 年 6 月 27 日(水) 9:30~17:30	宮城県建設産業会館 宮城県仙台市青葉区支倉町 2-48	130	定員に なり次第
014	札幌 ①	平成 30 年 6 月 28 日(木) 9:30~17:30	北海道自治労会館 北海道札幌市北区北 6 条西 7 丁目 5-3	160	定員に なり次第

会場 コード	開催 地	開催日時	施設名	定員 (名)	申込 締切日
015	香川	平成30年7月3日(火) 9:30~17:30	高松商工会議所会館 香川県高松市番町2-2-2	60	定員に なり次第
016	静岡	平成30年7月5日(木) 10:00~18:00	静岡県産業経済会館 静岡県静岡市葵区追手町44-1	90	定員に なり次第
017	岡山	平成30年7月10日(火) 9:30~17:30	岡山商工会議所 岡山県岡山市厚生町3-1-15	160	定員に なり次第
018	東京④	平成30年7月13日(金) 10:00~18:00	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町3-1	180	定員に なり次第
019	山形	平成30年7月19日(木) 10:00~18:00	山形県JAビル 山形県山形市七日町3-1-16	80	定員に なり次第
020	新潟	平成30年7月24日(火) 9:30~17:30	朱鷺メッセ 新潟県新潟市中央区万代島6-1	130	定員に なり次第
021	熊本	平成30年7月26日(木) 10:00~18:00	くまもと県民交流館パレア 熊本県熊本市中央区手取本町8-9	80	定員に なり次第
022	青森	平成30年7月30日(月) 10:00~18:00	リンクステーションホール青森 青森県青森市堤町1-4-1	150	定員に なり次第
023	島根	平成30年8月1日(水) 9:30~17:30	くにびきメッセ 島根県松江市学園南1-2-1	90	定員に なり次第
024	石川	平成30年8月2日(木) 9:30~17:30	金沢商工会議所会館 石川県金沢市尾山町9-13	90	定員に なり次第
025	栃木	平成30年8月8日(水) 10:00~18:00	栃木県総合文化センター 栃木県宇都宮市本町1-8	100	定員に なり次第
026	大阪②	平成30年8月9日(木) 10:00~18:00	エル・おおさか 大阪府大阪市中央区北浜東3-14	140	定員に なり次第
027	京都	平成30年8月22日(水) 10:00~18:00	京都テルサ 京都府京都市南区東九条下殿田町70	110	定員に なり次第
028	東京⑤	平成30年8月23日(木) 9:30~17:30	日本教育会館 東京都千代田区一ツ橋2-6-2	200	定員に なり次第
029	千葉	平成30年8月27日(月) 10:00~18:00	千葉市文化センター 千葉県千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館	140	定員に なり次第

会場 コード	開催 地	開催日時	施設名	定員 (名)	申込 締切日
030	福島	平成 30 年 9 月 4 日(火) 9:30~17:30	コラッセふくしま 福島県福島市三河南町 1-20	80	定員に なり次第
031	埼玉 ②	平成 30 年 9 月 5 日(水) 9:30~17:30	JA 共済埼玉ビル 埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2	200	定員に なり次第
032	兵庫	平成 30 年 9 月 13 日(木) 10:00~18:00	兵庫県中央労働センター 兵庫県神戸市中央区下山手通 6-3-28	140	定員に なり次第
033	東京 ⑥	平成 30 年 9 月 20 日(木) 10:00~18:00	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町 3-1	180	定員に なり次第
034	愛知 ②	平成 30 年 9 月 26 日(水) 9:30~17:30	名古屋国際会議場 愛知県名古屋市熱田区熱田西町 1-1	120	定員に なり次第
035	愛媛	平成 30 年 9 月 27 日(木) 9:30~17:30	松山市総合コミュニティセンター 愛媛県松山市湊町 7-5	160	定員に なり次第
036	釧路	平成 30 年 10 月 10 日(水) 9:30~17:30	釧路市観光国際交流センター 北海道釧路市幸町 3-3	60	定員に なり次第
037	福岡 ②	平成 30 年 10 月 11 日(木) 9:30~17:30	福岡商工会議所 福岡県福岡市博多区博多駅前 2-9-28	100	定員に なり次第
038	東京 ⑦	平成 30 年 10 月 23 日(火) 10:00~18:00	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町 3-1	180	定員に なり次第
039	大阪 ③	平成 30 年 10 月 25 日(木) 10:00~18:00	エル・おおさか 大阪府大阪市中央区北浜東 3-14	140	定員に なり次第
040	札幌 ②	平成 30 年 11 月 8 日(木) 9:30~17:30	北海道自治労会館 北海道札幌市北区北 6 条西 7 丁目 5-3	240	定員に なり次第
041	広島 ②	平成 30 年 11 月 21 日(水) 9:30~17:30	広島国際会議場 広島県広島市中区中島町 1-5	120	定員に なり次第
042	宮城 ②	平成 30 年 12 月 13 日(木) 9:30~17:30	宮城県建設産業会館 宮城県仙台市青葉区支倉町 2-48	130	定員に なり次第

※ 開場（受付開始）は上記開講時間の 30 分前からとなります。

※ やむを得ない事情がある場合、日時・会場を変更する場合があります。

※ この講習内容について、各会場にはお問い合わせしないでください。

## 医療機器の販売及び貸与営業所管理者講習会カリキュラム

科目	時刻	時間(分)
開場(受付とテキスト配布)	9:00~9:30	30
開講挨拶	9:30~9:35	5
オリエンテーション	9:35~9:45	10
I.医療機器販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定 医薬品医療機器等法 " 施行令 " 施行規則 " 告示、通知など 販売業、貸与業の届出などについて	9:45~10:55	70
休憩	10:55~11:10	15
II.流通における医療機器・プログラム高度管理医療機器・特定管理医療機器・プログラム特定管理医療機器・補聴器・家庭用電気治療器等の品質確保 製造業、製造販売業 流通の現状 修理業及び保守管理・点検 中古品	11:10~12:30	80
休憩(昼休み)	12:30~13:30	60
III.関連法規 医療法 工業標準化法 電気用品安全法 製造物責任法	13:30~14:20	50
IV.医療現場における販売業及び貸与業者の役割 販売倫理と自主規制 医薬品等適正広告基準 販売のあり方	14:20~15:00	40
休憩	15:00~15:15	15
V.消費者関連法規など 消費者契約法 特商法 割賦販売法 景表法 消費者相談現状	15:15~16:45	90
休憩	16:45~17:00	15
VI.テスト(オリエンテーション含む)	17:00~17:30	30

\*本講習会は全科目の受講が必要です。(労働省令により6時間以上の受講が必要)

なお、会場によりましては、開場(受付開始)9:30、開講10:00~18:00までとなりますのでご注意ください。

\*やむを得ない事情で時間の変更をする場合がありますのでご了承下さい。

別図1 従事経験と取得できる管理者資格

受講者の従事経験		取得できる営業所管理者の資格 (基礎講習施行規則条項)					
分類	一般的名称等	年数	高度管理医療機器等 (第162条第1項第1号)	指定視力補正用 レンズ等 (第102条第2項第1号) ※	特定管理医療機器 (第175条第1項)	補聴器 (第175条第1項1号)	家庭用電気治療器 (第175条第1項2号)
①	高度管理医療機器等 (特定保守管理医療 機器含む)	3年 1年	○ ×	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
※	指定視力補正用 レンズ等	3年 1年	×	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
②	特定管理医療機器 (医療機関向け管理 医療機器)	3年 1年	×	×	○ ○	○ ○	○ ○
③	補聴器	1年	×	×	×	○	×
④	家庭用電気治療器	1年	×	×	×	×	○
⑤	補聴器+ 家庭用電気治療器	1年	×	×	×	○	○

※指定視力補正用レンズ等の専門講習は当協会では行っておりません。

**注意**

従事経験のスタート日より取得できる資格が大きく変わります。

- 経過措置により、平成18年3月31日以前から従事している人は「医療機器の種類に係らず(パイプレーターなども)、高度管理医療機器等の従事年数とみなされます。」従って上表の黒い太枠部分に当たります。
- 平成18年4月1日以降から従事している人は、上表の通り、取扱っている医療機器の種類と従事年数により取得できる資格が変わります。また、パイプレーターや医療用物質生成器など平成18年4月以降販売管理者の設置が不要となった医療機器を取扱っていても従事経験に含まれません。

注)プログラム高度管理医療機器の営業所管理者講習の受講には従事経験は、不要です。お申込みの際は申込書(様式1)の下欄に「プログラム医療機器」と未記してください。

別図2 管理者の資格と取扱い可能な医療機器の種類

管理者の種類	医薬品医療機器等法 施行規則の条項	取扱い可能な医療機器
高度管理医療機器等営業所管理者	第162条第1項第1号	すべての医療機器 (高度管理医療機器、指定視力補正用レンズ等、特定管理医療機器、補聴器、家庭用電気治療器、プログラム高度管理医療機器、プログラム特定管理医療機器)
指定視力補正用レンズ等営業所管理者 ※1	第162条第2項第1号	指定視力補正用レンズ等 管理医療機器（特定管理医療機器、補聴器、家庭用電気治療器、プログラム特定管理医療機器）
プログラム高度管理医療機器営業所管理者	第162条第3項第1号	プログラム医療機器 (プログラム高度管理医療機器、プログラム特定管理医療機器)
特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項	すべての管理医療機器（特定管理医療機器、補聴器、家庭用電気治療器、プログラム特定管理医療機器も含む）
補聴器営業所管理者	第175条第1項1号	補聴器
家庭用電気治療器営業所管理者	第175条第1項2号	家庭用電気治療器
プログラム特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項3号	プログラム特定管理医療機器
補聴器及び家庭用電気治療器営業所管理者	第175条第1項4号	補聴器及び家庭用電気治療器

※1 指定視力補正用レンズ等営業所管理者の基礎講習は当協会では行っていません。

注) 管理医療機器であっても特定保守管理医療機器に当たるものは、高度管理医療機器等の営業所管理者の資格が必要です。

医療機器の分類(一般的名称等)に関しては、メーカーや仕入先にご確認ください。



申込日 平成〇〇年〇月〇〇日

- 1. 黒又は青のボールペン使用
- 2. 訂正は二重線の上に訂正印(修正テープ不可)

機器協会 会長 殿

フリガナ・印鑑を忘れずに

写真貼付  
3.0cm  
×  
2.4cm  
写真の裏に  
氏名記入

- ※ 受講料のお振込控えのコピーを必ず添付してください。
- ※ 申込書に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。
- ※ 必ず(様式2)と併せて(社)日本ホームヘルス機器協会宛ご送付ください。
- ※ 当協会では、コンタクトレンズの基礎講習は行っていません。

※用紙は日本工業規格A4サイズ白紙 ※文字は楷書とし、略字・崩し字の使用はご遠慮ください。

(フリガナ) 申込者氏名	ユシマ タロウ 湯島 太郎 (湯島)	性別	男・女
現住所・会社住所の 両方をご記入ください。 個人経営の方は会社名 の箇所に(個人経営)と ご記入ください。	受講票等の書類送付先 必ず下欄の現住所・会社住所とも記入してくださ	生年月日	大正 (昭和) 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
郵便物の配達に必要な 場合は、部課名まで、 担当者がある場合は担 当者名までご記入くださ	〒 274-0041 千葉県 市川市 ×× 2-3-4	(ご希望の受講票等の送付先にチェックしてください。) <input checked="" type="checkbox"/> 会社住所 <input type="checkbox"/> 現住所	
日中連絡の取れる 電話番号をご記入 ください。	〒 113 - 0033 東京都 文京区 ×× 1-2-3 ユシマビル 2F	電話番号	直通 TEL: 03 - 1234- 5678 (内線) 会社・携帯・その他 (会社以外の場合右欄にご記入ください)
様式2の従事証明で 証明された期間をご記 入ください。	昭和・平成 26年4月から (3年 9ヶ月)	携帯・TEL	: 090 - 1234- 5678 実際に販売及び貸与した医療 機器に☑を付けてください。 (様式2と同様)
どの管理者資格を取得 できるか確認し(別図1 参照)1つに○を付けて ください。	医療機器の種 類	様式2にて証明された医療機器に☑を付ける(複数選択可)	
受講する講習 1つに ○を付けて下さい	1. 高度管理医療機器等 2. 特定管理医療機器 3. 補聴器 4. 家庭用電気治療器 5. 補聴器および家庭用電気治療器	<input type="checkbox"/> 1. 高度管理医療機器等(特定保守管理医療機器を含む。) (※ 指定視力補正用レンズ [コンタクトレンズ] のみの経験は対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 2. 特定管理医療機器 [自動電子血圧計等 (補聴器及び家庭用電気治療器を除く。)] <input checked="" type="checkbox"/> 3. 補聴器 <input type="checkbox"/> 4. 家庭用電気治療器 <input type="checkbox"/> 5. その他の医療機器(バイプレーター、アルカリイオン整水器等)	

第二希望までご記入で  
きますが、必ず出席で  
きる日時・場所を慎重  
にお選びください。

注)自動電子血圧計をお取扱いの方は、高度管理医療機器等又は、特定管理医療機器の講習を受講する必要があります。

希望講習会	開催日時	会場コード	会場名
第一希望	平成 ●●年●●月 〇〇日	0××	日本〇〇会館
第二希望	平成 年 月 日		

上記のとおり、医療機器の販売及び貸与管理者の講習を申し込みます。  
\*ここに記入いただいた個人情報、管理者講習関連業務以外には使用しません。

(様式1)

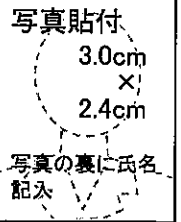
# 医療機器の販売及び貸与営業所管理者の受講申込書

- 1. 黒又は青のボールペン使用
- 2. 訂正は二重線の上に訂正印(修正テープ不可)

申込日 平成 年 月 日

一般社団法人 日本ホームヘルス機器協会 会長 殿

- ※ 受講料のお振込控えのコピーを必ず添付してください。
- ※ 申込書に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。
- ※ 必ず(様式2)と併せて(社)日本ホームヘルス機器協会宛ご送付ください。
- ※ 当協会では、コンタクトレンズの基礎講習は行っていません。



※用紙は日本工業規格A4サイズ白紙を使用 ※文字は楷書とし、略字・崩し字の使用はご遠慮ください。

(フリガナ) 申込者氏名	印	性別	男・女
	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日
受講票等の書類送付先 (※送付先に関わらず、 自宅住所・会社住所とも 記入して下さい)		(ご希望の送付先にチェックしてください。チェックなしの場合、会社宛に送付します。)	
		<input type="checkbox"/> 会社住所	<input type="checkbox"/> 現住所
自宅住所 ※(修了証記載事項の ため、必ず記入 して下さい。)	〒 _____		
会社名			
会社住所	〒 _____		
会社電話番号	直通 TEL: _____ (内線)		
日中連絡先	会社・携帯・その他 (会社以外の場合右欄にご記入ください)	携帯・TEL: _____	
医療機器販売等 の従事年数及び 医療機器の種類 (様式2の従事年数証明 書で証明されたもの)	昭和・平成 年 月から ( 年 月)	様式2にて証明された医療機器に <input checked="" type="checkbox"/> を付ける(複数選択可)	
		<input type="checkbox"/>	1. 高度管理医療機器等(特定保守管理医療機器を含む。) (※ 指定視力矯正用レンズ [コンタクトレンズ] のみの経験は対象外)
		<input type="checkbox"/>	2. 特定管理医療機器[自動電子血圧計等 (補聴器及び家庭用電気治療器を除く。)]
		<input type="checkbox"/>	3. 補聴器
		<input type="checkbox"/>	4. 家庭用電気治療器
<input type="checkbox"/>	5. その他の医療機器(バイプレーター、アルカリイオン整水器等)		
申込講習種類 (受講資格を確認し、 受講する講習 1つに ○を付けて下さい)	1. 高度管理医療機器等                      2. 特定管理医療機器 3. 補聴器                                      4. 家庭用電気治療器                      5. 補聴器および家庭用電気治療器		

注)自動電子血圧計をお取扱いの方は、高度管理医療機器等又は、特定管理医療機器の講習を受講する必要があります。

※第二希望までご記入できますが、必ず出席できる日時・場所をお選びください。

希望講習会	開催日時	会場コード	会場名
第一希望	平成 年 月 日		
第二希望	平成 年 月 日		

上記のとおり、医療機器の販売及び貸与管理者の講習を申し込みます。

\*ここに記入いただいた個人情報は、管理者講習関連業務以外には使用しません。

(H30-ver1)

# 記入例

(様式2)

1. 黒又は青のボールペン使用
2. 訂正は二重線の上に訂正印(修正テープ不可)

## 従事年数証明書

(従事年数が2事業所以上にわたる場合は、事業所ごとに作成し、各々証明を受けてください。)

※受講者記入欄(必ず本人が記名捺印すること) データ印(日付印)、シャチハタ印の使用不可

現住所(自宅住所): 〒274-0041

印鑑を忘れずに

千葉県市川市 ×× 2-3-4

受講者本人の住所と氏名・生年月日を楷書で記入してください。

氏名: 湯島 太郎

湯島

大正・昭和・平成 ○○年 ○月 ○日生

※証明者記入欄(証明者記入欄の訂正には必ず証明者の訂正印が必要です。)

上記の者は、

昭和・平成 26年 4月 から 昭和・平成 29年 12月 までの 3年 9カ月間

名称(会社名及び

支社・営業所名等): 株式会社 湯島タロウ電気商会 東京支店 湯島

支社・営業所等の

所在地: 東京都 文京区××1-2-3 ユシマビル 2F

通常は従事していたことを証明できる期間をご記入ください。

申込時点では受講資格年数を満たさないが、受講日までには満たす場合、期間の終了日に受講日の年月を記入、余白に(見込み)と記入してください。

従事した医療機器販売及び貸与業者の名称と営業所の所在地を記入してください。

高度管理医療機器等を扱い、医療機器の販売及び貸与業の許可を得ている場合は許可番号を記入してください。それ以外の医療機器を届出をしている場合は記入不要です。

※1~5の該当する番号に☑をしてください。

(営業所等で販売等していた医療機器を選択。複数選択可。)

☑がない場合受付できません。

<input type="checkbox"/>	1. 高度管理医療機器等※(特定保守管理医療機器を含む。) ※指定視力補正用レンズ、プログラム高度管理医療機器のみの経験は対象外 許可番号:( ) 高度の場合必ず記入
<input checked="" type="checkbox"/>	2. 特定管理医療機器 (自動電子血圧計等) (補聴器及び家庭用電気治療器をく特定管理医療機器)
<input checked="" type="checkbox"/>	3. 補聴器
<input type="checkbox"/>	4. 家庭用電気治療器
<input type="checkbox"/>	5. その他の医療機器 (バイブレーター、アルカリイオン整水器など)

取り扱った医療機器の種別に☑してください。但し、従事経験の始まりが平成18年4月以降の場合、5. その他の医療機器は、医療機器の従事経験として認められません。

の販売・貸与の業務に従事していたことを証明いたします。

平成 30年 1月 15日

名称 株式会社 湯島タロウ電気商会

所在地 東京都文京区××1-2-3 ユシマビル 2F

(役職) 取締役社長

証明者(氏名) 本郷 二郎

本郷

※証明者の役職も記入が必要。

証明者印は、社印、代表者印または証明者の認印(データ印、シャチハタ印は使用不可)

必ず、証明者(受講者の従事を証明できる所属長以上の役職者)が記入・捺印してください。

事業主[経営者]が受講される場合は、自分で自分を証明してください。

店長・支店長さんなどは、部下の証明はできますが、自分の証明はできません。

記入いただいた個人情報、管理者講習関連業務以外には使用しません。

注)自動電子血圧計をお取扱いの方は、高度管理医療機器等又は、特定管理医療機器の講習を受講する必要があります。

(様式2)

- 1. 黒又は青のボールペン使用
- 2. 訂正は二重線の上に訂正印(修正テープ不可)
- 3. 用紙はA4サイズ白紙を使用

### 従事年数証明書

(従事年数が2事業所以上にわたる場合は、事業所ごとに作成し、各々証明を受けてください。)

※受講者記入欄 (必ず本人が記名捺印すること) データ印(日付印)、シャチハタ印の使用不可

現住所(自宅住所): 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_ 印 大正・昭和・平成 年 月 日生

※証明者記入欄 (証明者記入欄の訂正には必ず証明者の訂正印が必要です。)

上記の者は、

昭和・平成 年 月 から 昭和・平成 年 月 までの 年 カ月間、

名称(会社名及び  
支社・営業所名等): \_\_\_\_\_

上記支社・営業所等の  
所在地: \_\_\_\_\_ において

<input type="checkbox"/>	1. 高度管理医療機器等※(特定保守管理医療機器を含む。) ※指定視力補正用レンズ、プログラム高度管理医療機器のみの経験は対象外 許可番号:( _____ ) 高度の場合のみ記入
<input type="checkbox"/>	2. 特定管理医療機器 (自動電子血圧計等) (補聴器及び家庭用電気治療器を除く特定管理医療機器)
<input type="checkbox"/>	3. 補聴器
<input type="checkbox"/>	4. 家庭用電気治療器
<input type="checkbox"/>	5. その他の医療機器 (バイプレーター、アルカリイオン整水器など)

※1～5の該当する番号に  
☑ をしてください。

(営業所等で販売等していた  
医療機器を選択。複数選択  
可。)

☑がない場合受付できません。

の販売・貸与の業務に従事していたことを証明いたします。

平成 年 月 日

名 称

所在地

証明者 (役職)

(氏名) 印

※証明者の役職も記入が必要。証明者印は、社印、代表者印または証明者の認印(データ印、シャチハタ印は使用不可)  
\*ここに記入いただいた個人情報、管理者講習関連業務以外には使用しません。 (H30-ver1)

# 平成 30 年度 医療機器の販売・貸与管理者 医療機器の修理責任技術者 継続的研修

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会が行う継続的研修は、次により実施しますので、内容をよく読んで受講の申込を行ってください。

## 1. 研修の目的

この研修は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：「医薬品医療機器法」）施行規則第 168 条及び第 175 条第 2 項に基づく医療機器販売業等の営業所管理者に対する研修並びに同規則第 194 条に基づく医療機器修理責任技術者に対する研修として実施するものです。

## 2. 受講対象者

高度管理医療機器（コンタクトレンズを含む）・管理医療機器（家庭用電気治療器、補聴器等）の販売業及び貸与業の営業所管理者並びに医療機器修理責任技術者として届出されている者。

\*平成 18 年度から家庭用電気治療器以外の家庭用管理医療機器（家庭用磁気治療器、バイブレーター、アルカリイオン整水器等）を取扱う販売業者又は貸与業者は管理者の設置は不要となりましたので、この継続的研修を受講する必要はありません。

## 3. 研修の日程・会場・定員

研修の日程等につきましては、別記 1 のとおり予定しています。なお、研修の申し込み後に受講会場や日程を変更することはできませんので、慎重にお選びください。

また、追加開催日程につきましては、決定次第当協会のホームページにてご案内します。

## 4. 研修の内容

カリキュラムは、別記 2 のとおりです。

## 5. 申込に必要な書類

- (1) 受講申込書(様式 6)
- (2) 受講料の振込明細書等のコピー（ネットバンクなどの場合は画面印刷で可）

(注) 受講申込書(様式 6)は、一般社団法人日本ホームヘルス機器協会のホームページ (<http://www.hapi.or.jp>) から入手できます(PDF 形式、Word 形式)。

## 6. 受講申込

受講申込書類は、郵送してください。(FAXでは受付できません。)

受講料の振込明細書等のコピー（ネットバンク等の場合は画面印刷等でも可）を受講申込書の裏面に貼付または同封してください。(領収証・請求書の発行は致しません。振込明細書等をもって領収書の発行に代えさせていただきます。)

なお、受理した申込書類等は、返却いたしませんのでご注意ください。

下記宛に送付してください。

(申込書送付先)

〒113-0034

東京都文京区湯島4-1-11 南山堂ビル

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 講習登録室

TEL: 03-5805-1910 FAX: 03-5805-6135

URL: <http://www.hapi.or.jp>

※申込書類に記入いただいた個人情報は、継続的研修関連業務以外には使用しません。

7. 受講申込締切

受講申込受付後、書類に支障のない方から順に希望会場ごとに受付をし、定員になり次第受付を締め切ります。また、定員に満たない場合でも、受講日の2週間前(到着分)にて受付を終了します。

万一、会場の定員を超えて受講することができない方には、当協会から次回のご案内をします。

8. 変更、キャンセルについて

申込後の日程・会場の変更、キャンセルはできません。

9. 受講票の送付

受講申込書の審査後、支障のない方から受講票を郵送します。

なお、審査・登録には通常2週間程度を要します。受講票が届かない場合は、お手数ですが必ず問合せ先に連絡してください。

10. 受講料

6,000円(消費税含む)

下記銀行又は郵便口座にお振込ください。

銀行名	みずほ銀行本郷支店
預金種別	普通預金
口座番号	2541647
口座名	シャ)ニホンホームヘルスキキキョウカイ

郵便口座	00120-8-558958
加入者名	一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 講習登録室

(注)1) 振込手数料は、お申込者側でご負担願います。

2) 領収証・請求書の発行はいたしません(振込明細書等をもって領収書の発行に代えさせていただきます)ので、振込明細書等の原本は必ず保管し、コピーを申込書と合わせてご送付ください。

3) 受講料は、返金いたしませんのであらかじめご了承ください。  
(但し、定員オーバーで受講できなかった場合のみ返金いたします。)

4) 申込者が複数名の場合、同時に送付できる(書類を1つの封筒にまとめて送れる)人数分の受講料をまとめて入金することはできますが、送付の時期がずれる場合は個々に入金してください。名義は個人名でも会社名でも結構です。

11. 研修修了証の交付

研修修了者（すべての科目を受講された方）には、当日修了証を交付します。

**修了証の紛失、破損などには十分ご注意ください。再発行の際には、手数料が必要となります。**

12. 受講申込書類作成上の注意事項

次の注意事項をよく読み、記入もれ等がないように注意してください。記入もれ等がある場合は、申込書類が無効になる場合があります。

(1) 受講申込書（様式6の記入例を参照ください）

- ① 氏名欄は、楷書で記入し必ずフリガナをつけてください。
- ② 受講希望日、開催地欄は、第2希望まで記入できますが、必ず出席できる日程のみご記入ください。
- ③ 受講票等の書類送付先は、会社住所又は自宅住所をチェックしてください。申込み後、住所変更があった場合は、速やかに下記「問合せ先」までご連絡ください。送付先が会社の場合は必ず、部課名をご記入ください。送付先が会社の場合でも修了証発行時必要事項となりますので**自宅住所の記入が必要**です。
- ④ 受講料の振込明細書等のコピー（ネットバンクなどの場合は画面印刷で可）を、受講申込書の裏面に貼付または同封してください。

13. その他

車椅子を常用されている方や聴覚等に障害のある方は、事前に当協会講習登録室宛に、連絡してください。

(問合せ先)

〒113-0034

東京都文京区湯島4-1-11 南山堂ビル

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 講習登録室

TEL: 03-5805-1910 FAX: 03-5805-6135

URL: <http://www.hapi.or.jp>

※電話の問合せは、

午前10時から12時まで、13時から17時まで（祝祭日を除く月曜日から金曜日）

## 別記 1

協会ホームページ(<http://www.hapi.or.jp>)では、地域別に日程をご案内し、残席数なども毎週更新してまいりますので、ご参照いただければ幸いです。

## ◇研修の日程・会場・定員◇

会場 コード	開催 地	開催日時	施設名	定員 (名)	申込 締切日
K01	東京 ①	平成 30 年 4 月 18 日(水) 13:30～16:20	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町 3-1	600	定員に なり次第
K02	大阪 ①	平成 30 年 4 月 24 日(火) 午前開催 10:00～12:50	大阪 YMCA 国際文化センター 大阪府大阪市西区土佐堀 1-5-6	220	定員に なり次第
K03	大阪 ②	平成 30 年 4 月 24 日(火) 午後開催 14:00～16:50	大阪 YMCA 国際文化センター 大阪府大阪市西区土佐堀 1-5-6	220	定員に なり次第
K04	愛知 ①	平成 30 年 4 月 27 日(金) 13:00～15:50	名古屋国際会議場 愛知県名古屋市熱田区熱田西町 1-1	440	定員に なり次第
K05	東京 ②	平成 30 年 5 月 17 日(木) 13:30～16:20	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町 3-1	600	定員に なり次第
K06	福岡 ①	平成 30 年 5 月 30 日(水) 午前開催 10:00～12:50	福岡商工会議所 福岡県福岡市博多区博多駅前 2-9-28	220	定員に なり次第
K07	福岡 ②	平成 30 年 5 月 30 日(水) 午後開催 14:00～16:50	福岡商工会議所 福岡県福岡市博多区博多駅前 2-9-28	220	定員に なり次第
K08	広島 ①	平成 30 年 6 月 6 日(水) 13:30～16:20	広島国際会議場 広島県広島市中区中島町 1-5	300	定員に なり次第
K09	神奈川 ①	平成 30 年 6 月 7 日(木) 13:30～16:20	かながわ労働プラザ 神奈川県横浜市中区寿町 1-4	220	定員に なり次第
K10	長野 ①	平成 30 年 6 月 8 日(金) 13:30～16:20	長野バスターミナル会館 長野県長野市中御所岡田 178-2	180	定員に なり次第
K11	埼玉 ①	平成 30 年 6 月 12 日(火) 13:30～16:20	大宮ソニックシティ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5	390	定員に なり次第
K12	東京 ③	平成 30 年 6 月 14 日(木) 午前開催 10:00～12:50	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町 3-1	250	定員に なり次第
K13	東京 ④	平成 30 年 6 月 14 日(木) 午後開催 14:00～16:50	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町 3-1	250	定員に なり次第
K14	沖縄 ①	平成 30 年 6 月 19 日(火) 午前開催 10:00～12:50	沖縄産業支援センター 沖縄県那覇市字小禄 1831-1	180	定員に なり次第
K15	沖縄 ②	平成 30 年 6 月 19 日(火) 午後開催 14:00～16:50	沖縄産業支援センター 沖縄県那覇市字小禄 1831-1	180	定員に なり次第
K16	大阪 ③	平成 30 年 6 月 21 日(木) 午前開催 10:00～12:50	大阪 YMCA 国際文化センター 大阪府大阪市西区土佐堀 1-5-6	220	定員に なり次第



会場 コード	開催 地	開催日時	施設名	定員 (名)	申込 締切日
K17	大阪 ④	平成30年6月21日(木) 午後開催 14:00~16:50	大阪 YMCA 国際文化センター 大阪府大阪市西区土佐堀 1-5-6	220	定員に なり次第
K18	鹿児島	平成30年6月27日(水) 13:30~16:20	鹿児島県市町村自治会館 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 7-4	270	定員に なり次第
K19	宮城 ①	平成30年6月28日(木) 午前開催 10:00~12:50	宮城県建設産業会館 宮城県仙台市青葉区支倉町 2-48	150	定員に なり次第
K20	宮城 ②	平成30年6月28日(木) 午後開催 14:00~16:50	宮城県建設産業会館 宮城県仙台市青葉区支倉町 2-48	150	定員に なり次第
K21	札幌 ①	平成30年6月29日(金) 13:30~16:20	北海道自治労会館 北海道札幌市北区北 6 条西 7 丁目 5-3	280	定員に なり次第
K22	香川 ①	平成30年7月4日(水) 13:30~16:20	高松商工会議所会館 香川県高松市番町 2-2-2	240	定員に なり次第
K23	茨城	平成30年7月5日(木) 13:30~16:20	茨城県立県民文化センター 茨城県水戸市千波町東久保 697	350	定員に なり次第
K24	静岡 ①	平成30年7月6日(金) 13:30~16:20	グランシップ 静岡県静岡市駿河区池田 79-4	270	定員に なり次第
K25	岡山 ①	平成30年7月11日(水) 午前開催 10:00~12:50	岡山商工会議所 岡山県岡山市厚生町 3-1-15	160	定員に なり次第
K26	岡山 ②	平成30年7月11日(水) 午後開催 14:00~16:50	岡山商工会議所 岡山県岡山市厚生町 3-1-15	160	定員に なり次第
K27	東京 ⑤	平成30年7月12日(木) 午前開催 10:00~12:50	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町 3-1	250	定員に なり次第
K28	東京 ⑥	平成30年7月12日(木) 午後開催 14:00~16:50	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町 3-1	250	定員に なり次第
K29	愛知 ②	平成30年7月18日(水) 13:00~15:50	名古屋国際会議場 愛知県名古屋市熱田区熱田西町 1-1	440	定員に なり次第
K30	山形	平成30年7月20日(金) 13:30~16:20	山形県 JAビル 山形県山形市七日町 3-1-16	168	定員に なり次第
K31	新潟	平成30年7月25日(水) 13:30~16:20	朱鷺メッセ 新潟県新潟市中央区万代島 6-1	450	定員に なり次第
K32	熊本	平成30年7月27日(金) 13:30~16:20	くまもと県民交流館パレア 熊本県熊本市中央区手取本町 8-9	200	定員に なり次第

会場 コード	開催 地	開催日時	施設名	定員 (名)	申込 締切日
K33	青森	平成30年7月31日(火) 13:30~16:20	リンクステーションホール青森 青森県青森市堤町1-4-1	240	定員に なり次第
K34	島根	平成30年8月2日(木) 13:30~16:20	くにびきメッセ 島根県松江市学園南1-2-1	280	定員に なり次第
K35	石川 ①	平成30年8月3日(金) 午前開催10:00~12:50	金沢商工会議所会館 石川県金沢市尾山町9-13	150	定員に なり次第
K36	石川 ②	平成30年8月3日(金) 午後開催14:00~16:50	金沢商工会議所会館 石川県金沢市尾山町9-13	150	定員に なり次第
K37	栃木	平成30年8月9日(木) 13:30~16:20	栃木県総合文化センター 栃木県宇都宮市本町1-8	160	定員に なり次第
K38	大阪 ⑤	平成30年8月10日(金) 午前開催10:00~12:50	大阪YMCA国際文化センター 大阪府大阪市西区土佐堀1-5-6	220	定員に なり次第
K39	大阪 ⑥	平成30年8月10日(金) 午後開催14:00~16:50	大阪YMCA国際文化センター 大阪府大阪市西区土佐堀1-5-6	220	定員に なり次第
K40	京都	平成30年8月23日(木) 13:30~16:20	京都リサーチパーク 京都府京都市下京区中堂寺粟田町93	200	定員に なり次第
K41	東京 ⑦	平成30年8月24日(金) 13:30~16:20	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町3-1	250	定員に なり次第
K42	千葉 ①	平成30年8月28日(火) 午前開催10:00~12:50	千葉市文化センター 千葉県千葉市中央区中央2-5-1	140	定員に なり次第
K43	千葉 ②	平成30年8月28日(火) 午後開催14:00~16:50	千葉市文化センター 千葉県千葉市中央区中央2-5-1	140	定員に なり次第
K44	岩手	平成30年8月29日(水) 13:30~16:20	アイーナ いわて県民情報交流センター 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1	240	定員に なり次第
K45	埼玉 ②	平成30年9月4日(火) 13:30~16:20	大宮ソニックシティ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5	390	定員に なり次第
K46	福島	平成30年9月5日(水) 13:30~16:20	コラッセふくしま 福島県福島市三河南町1-20	210	定員に なり次第
K47	兵庫	平成30年9月14日(金) 13:30~16:20	兵庫県中央労働センター 兵庫県神戸市中央区下山手通6-3-28	180	定員に なり次第
K48	東京 ⑧	平成30年9月19日(水) 13:30~16:20	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町3-1	250	定員に なり次第

会場 コード	開催 地	開催日時	施設名	定員 (名)	申込 締切日
K49	秋田	平成 30 年 9 月 20 日(木) 13:30~16:20	秋田県 JAビル 秋田県秋田市八橋南 2-10-16	180	定員に なり次第
K50	愛媛 ①	平成 30 年 9 月 28 日(金) 午前開催 10:00~12:50	松山市総合コミュニティセンター 愛媛県松山市湊町 7-5	168	定員に なり次第
K51	愛媛 ②	平成 30 年 9 月 28 日(金) 午後開催 14:00~16:50	松山市総合コミュニティセンター 愛媛県松山市湊町 7-5	168	定員に なり次第
K52	香川 ②	平成 30 年 10 月 4 日(木) 13:30~16:20	高松商工会議所会館 香川県高松市番町 2-2-2	220	定員に なり次第
K53	神奈川 ②	平成 30 年 10 月 5 日(金) 午前開催 10:00~12:50	かながわ労働プラザ 神奈川県横浜市中区寿町 1-4	220	定員に なり次第
K54	神奈川 ③	平成 30 年 10 月 5 日(金) 午後開催 14:00~16:50	かながわ労働プラザ 神奈川県横浜市中区寿町 1-4	220	定員に なり次第
K55	釧路	平成 30 年 10 月 11 日(木) 13:30~16:20	釧路市観光国際交流センター 北海道釧路市幸町 3-3	90	定員に なり次第
K56	福岡 ③	平成 30 年 10 月 12 日(金) 午前開催 10:00~12:50	福岡商工会議所 福岡県福岡市博多区博多駅前 2-9-28	220	定員に なり次第
K57	福岡 ④	平成 30 年 10 月 12 日(金) 午後開催 14:00~16:50	福岡商工会議所 福岡県福岡市博多区博多駅前 2-9-28	220	定員に なり次第
K58	長野 ②	平成 30 年 10 月 18 日(木) 13:30~16:20	松本商工会館 長野県松本市中央 1-23-1	160	定員に なり次第
K59	東京 ⑨	平成 30 年 10 月 22 日(月) 13:30~16:20	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町 3-1	250	定員に なり次第
K60	大阪 ⑦	平成 30 年 10 月 24 日(水) 13:30~16:20	大阪 YMCA 国際文化センター 大阪府大阪市西区土佐堀 1-5-6	220	定員に なり次第
K61	山口	平成 30 年 10 月 26 日(金) 13:30~16:20	YICスタジオ 山口県山口市小郡黄金町 2-24	120	定員に なり次第
K62	静岡 ②	平成 30 年 10 月 30 日(火) 13:30~16:20	アクトシティ浜松 コンgressセンター 静岡県浜松市中区板屋町 111-1	270	定員に なり次第
K63	東京 ⑩	平成 30 年 11 月 4 日(日) 13:30~16:20	国立オリンピック記念青少年総合センター 東京都渋谷区代々木神園町 3-1	200	定員に なり次第
K64	岡山 ③	平成 30 年 11 月 6 日(火) 午前開催 10:00~12:50	岡山商工会議所 岡山県岡山市厚生町 3-1-15	160	定員に なり次第

会場 コード	開催 地	開催日時	施設名	定員 (名)	申込 締切日
K65	岡山 ④	平成 30 年 11 月 6 日(火) 午後開催 14:00～16:50	岡山商工会議所 岡山県岡山市厚生町 3-1-15	160	定員にな り次第
K66	札幌 ②	平成 30 年 11 月 9 日(金) 13:30～16:20	北海道自治労会館 北海道札幌市北区北 6 条西 7 丁目 5-3	280	定員にな り次第
K67	千葉 ③	平成 30 年 11 月 14 日(水) 13:30～16:20	千葉商工会議所会館 千葉県千葉市中央区中央 2-5-1	130	定員にな り次第
K68	広島 ②	平成 30 年 11 月 22 日(木) 13:30～16:20	広島国際会議場 広島県広島市中区中島町 1-5	280	定員にな り次第
K69	愛知 ③	平成 30 年 11 月 27 日(火) 13:30～16:20	名古屋国際会議場 愛知県名古屋市熱田区熱田西町 1-1	360	定員にな り次第
K70	宮城 ③	平成 30 年 12 月 14 日(金) 午前開催 10:00～12:50	宮城県建設産業会館 宮城県仙台市青葉区支倉町 2-48	140	定員にな り次第
K71	宮城 ④	平成 30 年 12 月 14 日(金) 午後開催 14:00～16:50	宮城県建設産業会館 宮城県仙台市青葉区支倉町 2-48	140	定員にな り次第

- ※ 開場（受付開始）は上記開講時間の 30 分前からとなります。
  - ※ 午前・午後の 2 回開催する日程もございますので、ご注意ください。
  - ※ やむを得ない事情がある場合、日時・会場を変更する場合があります。
  - ※ この研修内容について、各会場にはお問い合わせしないでください。
  - ※ 定員にならない場合でも開催日の 2 週間前（到着分）にて受付を終了させていただきます。
- ※ 追加開催日程につきましては、決定次第（7 月初旬を予定）、協会ホームページ（<http://www.hapi.or.jp>）にてご案内いたします。
- ※ なお、協会ホームページでは、地域別に日程をご案内し、残席数なども毎週更新してまいりますので、ご参照いただければ幸いです。

**継続的研修カリキュラム**

科目	時刻	時間 (分)
開場 (受付とテキスト配布等)	13:00~13:30	30
開講挨拶	13:30~13:35	5
I.医薬品医療機器法関連 医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令 医療機器の品質管理 医療機器の不具合報告及び回収報告 医療機器の情報提供	13:35~14:55	80
休憩	14:55~15:10	15
II.販売に関わる消費者関連法規	15:10~15:50	40
閉講挨拶・修了証交付	15:50~16:20	30

※ 会場により、開場 (受付開始)、開講時間が変わりますので、ご注意ください。

(午前開催等もございます。)

※ 本研修会は全科目の受講が必要です。(厚生労働省令により 2 時間以上の受講が必要です。)

※ やむを得ない事情で時間の変更をする場合がありますのでご了承下さい。

(様式 6)

医療機器の販売・貸与管理者の継続的研修  
医療機器の修理責任技術者の継続的研修

申込書

申込日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人 日本ホームヘルス機器協会 会長 殿

※申込書送付前に振込し、裏面に振込明細書等のコピーを裏面に貼付または同封して下さい

(振込明細書等をもつてフリガナを忘れずに) いただきますので必ずコピーを貼付し、原本は保管してください。

※用紙は日本工業規格A4サイズ白紙 ※文字は楷書とし、略字・崩し字の使用はご遠慮ください。

(フリガナ)	ユシマ タロウ	性別	男・女
申込者氏名	湯島 太郎	生年月日	大正 昭和 46年 1月 2日 平成
受講票等の書類送付先	(ご希望の送付先にチェックしてください。無記入の場合会社宛に送付します)		
送付先が会社の場合も必ず記入してください。	<input type="checkbox"/> 自宅住所 <input checked="" type="checkbox"/> 会社住所		
自宅住所	〒274 - 0041 千葉県 市川市 XX 2-3-4 ※必ず記入して下さい		
会社名	株式会社 湯島タロウ電気商会 第二営業部		
住所	〒113 - 0033 東京都 文京区 XX 1-2-3 ユシマビル 2F		
会社電話番号	直通 TEL: 03-XXXX-XXXX (内線)		
連絡先	会社・携帯・その他 (会社以外の場合右欄にご記入ください)	携帯・TEL: 090 - 1234 - XXXX	

送付先が会社の場合も必ず記入してください。

郵便物の配達に必要な場合は部課名まで、担当者がいる場合は担当者名までご記入ください。個人経営の場合は(個人経営)とご記入ください。

日中、申込者と連絡の取れる電話番号をご記入ください。会社の場合は「会社」に○、携帯等の場合は、右欄に番号も記入してください。

医療機器の販売業及び貸与営業所管理者(基礎講習受講免除者も含む)並びに修理責任技術者の方のためです。新たに資格を取得する基礎講習ではありませんのでお間違いのないようご注意ください。

◆ 実際に管理者または責任技術者として届出をしている区分にあった研修を選び、を付けてください。修了証も3種類に分けられます。 ※研修種類未記入の場合は販売・貸与管理者の修了証を発行します

継続研修の 申込の種類 <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。	<input checked="" type="checkbox"/>	① 医療機器の販売・貸与管理者
	<input type="checkbox"/>	② 修理責任技術者
	<input type="checkbox"/>	③ 販売・貸与管理者及び修理責任技術者(兼務している方)

※第二希望までご記入できますが、必ず出席できる会場のみご記入下さい。

希望研修会	開催日時	会場コード	会場名
第一希望	平成〇〇年 〇月〇〇日	K〇〇	国立オリンピック記念〇〇〇〇
第二希望	平成 年 月 日		

上記のとおり、継続的研修を申し込みます。

\*ここに記入いただいた個人情報、継続的研修関連業務以外には使用しません。

第二希望までご記入できますが、必ず出席できる会場のみご記入下さい。キャンセルや受講会場・日程(午前・午後の変更も)変更等はできませんので慎重に会場をお選び下さい。

(様式 6)

医療機器の販売・貸与管理者の継続的研修  
医療機器の修理責任技術者の継続的研修

申込書

申込日 平成 年 月 日

一般社団法人 日本ホームヘルス機器協会 会長 殿

※申込書送付前に振込し、**振込明細書等のコピーを裏面に貼付または同封**して下さい

(振込明細書等をもって領収証の発行に代えさせていただきますので必ずコピーを貼付し、原本は保管してください。)

※用紙は日本工業規格A4サイズ白紙。 ※文字は楷書とし、略字・崩し字の使用はご遠慮ください。

(フリガナ)		性別	男・女
申込者氏名		生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成
受講票等の書類送付先	(ご希望の送付先にチェックしてください。無記入の場合会社宛に送付します) → <input type="checkbox"/> 自宅住所 <input type="checkbox"/> 会社住所		
自宅住所 送付先に関わらず ※必ず記入 してください。	〒 _____ 都 道 府 県		
会社名			
会社住所	〒 _____ 都 道 府 県		
会社電話番号	直通 TEL: _____ (内線)		
日中連絡先	会社・携帯・その他 (会社以外の場合右欄にご記入ください)	携帯・TEL :	_____

※受講歴がある方の記入もれ事項は、前年データ等にて補完します。

この研修は、医療機器の販売業及び貸与業営業所管理者（基礎講習受講免除者も含む）並びに修理責任技術者の方のための継続的研修です。新たに資格を取得する**基礎講習ではありません**のでお間違いのないようご注意ください。

◆ **実際に管理者または責任技術者として届出をしている区分にあった研修を選び、☑を付けてください。**  
**修了証も3種類に分けられます。** ※申込研修種類未記入の場合は販売・貸与管理者継続研修の修了証を発行します。

継続研修の 申込の種類 ☑を付けてください。	<input type="checkbox"/>	①医療機器の販売・貸与管理者
	<input type="checkbox"/>	②修理責任技術者
	<input type="checkbox"/>	③販売・貸与管理者及び修理責任技術者（兼務している方）

※第二希望までご記入できますが、必ず出席できる会場のみご記入下さい。

希望研修	開催日時	会場 コード	会場名
第一希望	平成 年 月 日	K	
第二希望	平成 年 月 日	K	

※キャンセルや受講会場・日程（午前・午後の変更も）の変更等はできません

※ここに記入いただいた個人情報、継続的研修関連業務以外には使用しません。

日本チェーン・ドラッグストア協会 代表者 殿

拝 啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働行政の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、応募者の基本的人権を尊重し、広く応募者に門戸を開くとともに、適性・能力に基づく採用選考を行う公正な採用選考システムの確立が図られるよう啓発を行っています。

近年、情報化の進展に伴いインターネット上に差別的な書き込みが行われるなどの状況変化が生じていることを踏まえ、平成28年12月に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」の着実な施行により、国として部落差別を解消するための教育・啓発等の取組を進めているところです。

また、性的指向や性自認に対する関心の高まりや外国人労働者数が過去最高を更新する状況のなかで、性的指向や性自認を理由に、あるいは外国人であることを理由に、採用選考から排除される例が報告されているところであり、こうした人権課題への対応も求められています。

生産性向上と人材確保のためには、「魅力ある職場づくり」が不可欠です。一方、近年の人権意識の高まりや企業の社会的責任の観点から、企業に対し、人権に対する一層の配慮が求められる時代になっています。仮に、採用選考の場面で応募者の人権を軽視するような言動が明らかになれば、人材確保に支障を来すばかりか、社会的な批判からステークホルダーの信頼を損ない、企業価値を低下させることにもつながりかねません。

貴団体におかれましては、こうした公正採用選考の趣旨を改めてご理解いただき、貴団体傘下各企業において「公正採用選考人権啓発推進員」の適切な配置、推進員や企業トップに対してハローワーク等が行う研修会への積極的な参加等により各企業における公正な採用選考が実現されるよう、格段の御配慮をお願い申し上げます。

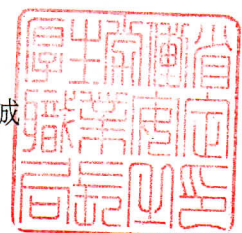
末筆ながら、貴団体及び傘下各企業の益々の御発展をお祈り申し上げます。

敬 具

平成30年2月27日

厚生労働省職業安定局長

小 川 誠





(事業主のみなさまへ)

詳しくは

公正な採用選考

検索

ご存じですか？  
採用面接でのその質問、  
実は・・・

不適切です。

あなたの会社は大丈夫？  
人権に配慮した公正な採用選考が  
できているか、チェックしてみましよう

# 公正な採用選考を行うポイント!!

## 1 応募者に広く門戸を開く

特定の国や地域の出身者、難病のある人、LGBT等の性的マイノリティなどの**特定の人を除外せず**、求人条件に合致する**全ての人が応募できるように**しましょう。

なお、法律上、事業主は労働者の募集及び採用について、

- 性別にかかわらず均等な機会を与えなければなりません(男女雇用機会均等法第5条)
- 障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければなりません(障害者雇用促進法第34条)
- 原則として年齢制限を設けることはできません(雇用対策法10条)

## 2 本人のもつ適性・能力のみを基準にして選考する

応募してきた人が「求人職種の職務を遂行するにあたり、必要となる適性や能力をもっているか」ということのみを基準にして採用選考を行いましょう。

職務内容によって、適性・能力を判断するのにどのような事項が適当であるかは異なりますが、「**本人に責任のない事項**」や「**本来自由であるべき事項(思想・信条にかかわること)**」は**そもそも本人の適性・能力とは関係ない**ことです。

本人の適性・能力とは関係ないことを面接時にたずねることはもちろん、エントリーシートに記載させたり、作文で課したりすることは、就職差別につながりかねません。十分に気を付けましょう。

## 具体的に気をつけることは？

### 就職差別につながるおそれがある **14** 事項

#### 本人に責任のない事項の質問

本籍・出生地

家族

住宅状況

生活環境・家庭環境

#### 本来自由であるべき事項の質問 (思想・信条にかかわること)

宗教

支持政党

人生観・生活信条

尊敬する人物

思想

労働組合(加入状況や活動歴など)、  
学生運動などの社会運動

購読新聞・雑誌・愛読書

#### 不適切な選考方法

身元調査の実施

全国高等学校統一応募用紙・JIS規格  
の履歴書(様式例)に基づかない事項を  
含んだ応募書類(社用紙)の使用

合理的・客観的に必要性が認められない  
健康診断の実施

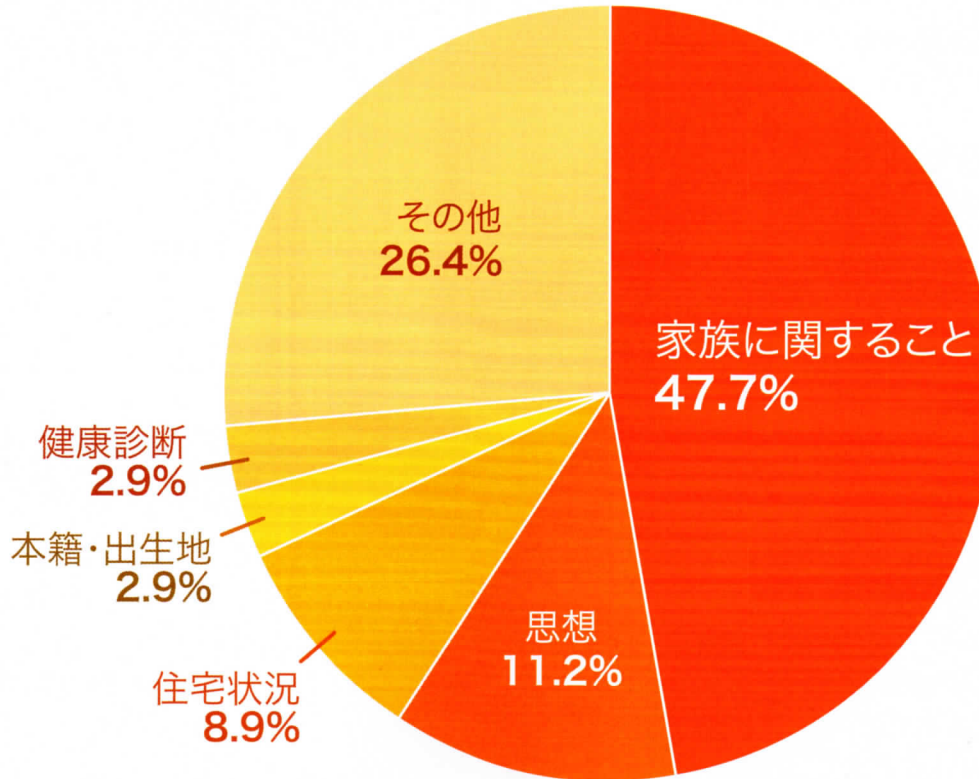
※ここに記載したものに限らず、差別につながる事項に気をつけてください



## 不適切な採用選考の実態

応募者から「本人の適性・能力以外の事項を把握された」との指摘があったもののうち、「家族に関すること」の質問が約半数を占めています。

面接の空気を和らげるために聞いてしまうケースが多いようですので、注意しましょう。



※平成28年度にハローワークで把握した  
1,134件の内訳

## 求職者の個人情報の取り扱いについて

- ・職業安定法では、募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報を収集、保管、使用する際は、労働者の募集業務等の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない旨を規定しています
- ・法に基づく指針が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定しています

### 次の個人情報の収集は原則として認められません

- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
  - ・家族の職業、収入、本人の資産等の情報
  - ・容姿、スリーサイズ等差別的評価につながる情報
- 思想及び信条
  - ・人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書
- 労働組合への加入状況
  - ・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

個人情報の収集は、本人から直接又は本人の同意の下で収集することが原則です

### 違反したときは

- ・違反行為をした場合は、職業安定法に基づく行政指導や改善命令等の対象となる場合があります
- ・改善命令に違反した場合は、罰則(6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が科せられる場合もあります

# 自社の採用選考における質問事項を チェックしてみましょう！

## エントリーシート編

- 本籍や帰省先を記入する欄がある
- 健康状態や既往歴を記入する欄がある
- 家族構成や家族の職業など、家族に関することを記入する欄がある

## 採用面接編

- 場を和ませるつもりで、家族や出身地に関することを聞いている
- 家の間取り、借家・持ち家などの住宅状況について聞いている
- 思想や信条に関すること、愛読書などについて聞いている

### 1つでもチェックが入ったら、不適切です

上記の項目は本人の適性や能力と関係ありません。質問項目から外しましょう。

採用基準とするつもりがなくてたずねた内容であっても、回答を受け、いったん適性と能力に関係のない事項を把握してしまった結果、採否決定に影響を与える可能性も出てきます。

エントリーシートや面接の質問内容には、十分な配慮が必要です。

質問事項を事前に調整するなど、面接担当者間で不適切な質問に対する認識を共有しましょう。

### ※平成28年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じています。同和問題に関する差別は許されないものであるという認識の下、本籍や出身地を採否に影響させることなく、本人の適性・能力のみを採用基準にすることによって部落差別のない公正な採用選考を実現しましょう。

詳しくは最寄りのハローワークまで

# 平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の  
一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的  
事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

## 免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載  
請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



## 帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

### 《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	借方 (円)
11	30		△△商事㈱ 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事㈱ 11月分 食料品	8% 43,200

### 《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
送〇〇御中		△△商事㈱
11月分 131,200円(税込み)		平成XX年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
...	...	...
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>  
 【専用ダイヤル】 0570-081-222  
 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
  1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
 【専用ダイヤル】 0570-030-456  
 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）
  2. 電話相談センター  
 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。  
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから  
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの  
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度

平成30年3月5日

「精神障害者雇用促進キャンペーン」について

流通団体 御中

経済産業省  
商務・サービスG消費・流通政策課

障害者雇用対策の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り感謝申し上げます。

本年4月から精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率が引き上げられることに伴い（※）、厚生労働省が「精神障害者雇用促進キャンペーン」を実施しております。

障害者雇用対策については、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指し、厚生労働省を中心に各種支援策を講じているところです。

現在、障害者雇用については、14年連続で過去最高の障害者雇用者数を実現する等、着実に改善しつつあるものの、依然として様々な課題も残されています。

皆様には、これまで以上にお力添えをいただきたく、まずは、会員企業の皆様等への周知のほど、何卒よろしくお願いたします。

なお、障害者雇用の各種支援策につきましては、お近くのハローワークにお問い合わせください。

※：法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	<u>2.2%</u>
国、地方公共団体	2.3%	<u>2.5%</u>
都道府県等の教育委員会	2.2%	<u>2.4%</u>

【添付資料】

「精神障害者雇用促進キャンペーン」リーフレット

## 平成30年4月1日から

# 障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

## 障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※裏面の事例もご参照ください。

### 共生社会の実現

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

### 労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

### 生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

## 法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	<b>2.2%</b>
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	<b>2.5%</b>
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	<b>2.4%</b>

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

## あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者（※）に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、  
雇入れから3年以内の方 又は  
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方  
かつ、  
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、  
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

### 雇用率算定方法

〔対象者  
1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。



## ▶ 精神障害者が企業で活躍している事例

### 事例 1

障害のある方ができない仕事はないと思っています。

＜精神障害者が従事している業務：事務＞  
グループ会社の事務代行・契約書管理・印刷関係など



#### 企業の担当者の声

採用当初は職域確保に苦労しましたが、1部門ずつ研修、説明、部門に即した業務の例示を繰り返し行った結果、障害のある方に適した業務を確保しました。

当社には多くの仕事がありますが、障害のある方ができない仕事はないと思っています。会社の工夫と本人のモチベーション次第で様々なことが実現でき、双方にメリットがあります。今では、障害のある方のためだけに新たな仕事を創る必要はないと感じています。

### 事例 2

障害者雇用は、  
自分たちの仕事を見直すことができる良い刺激です。

＜精神障害者が従事している業務：接客＞  
喫茶店のホール・厨房・レジ業務



#### 企業の担当者の声

障害者雇用については、自分達の仕事を見直すことができる良い刺激になると考えています。朝の挨拶で社員それぞれの調子分かるのですが、例えば、自分の思いをあまり言葉にしない社員に対しては、様子を見て声をかけるなどの対応をしています。日常的に何でも話してもらうことが重要だと考えているので、社員同士で話し合ってもらうこともあります。

## ▶ 各種支援策があります！ お近くのハローワークにお問合わせください

雇用する時	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>トライアル雇用助成金</b> ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成金が支給されます。精神障害者の場合は、平成30年4月から試用雇用開始から3か月間は月額最大8万円、4か月目から6か月目までは月額最大4万円に拡充予定です。（現行は3か月間、月額最大4万円）</li><li>● <b>特定求職者雇用開発助成金</b> ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成金が支給されます。例えば、中小企業には240万円（助成期間3年）が支給されます。</li></ul>
定着に向けて	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>ジョブコーチの派遣</b> 事業主に対して、働く障害者本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスを行い、障害者の職場適応に向けた支援を行います。</li><li>● <b>精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催</b> 企業の従業員が、精神障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを1時間程度で学ぶことができます。ハローワークから講師が事業所に出向く出前講座もあります。</li></ul>

# 商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成 2 9 年 1 2 月分

December, 2017

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department  
Minister's Secretariat  
Ministry of Economy, Trade and Industry

# 商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

## 1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

## 2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

## 3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

## 4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

## 5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

## 6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成29年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

### (1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

### (2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

## 7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

### (1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

### (2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

### (3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

### (4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

### (5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

## 5. 家電大型専門店販売額の動向

平成29年12月の家電大型専門店販売額は4748億円、前年同月比で見ると5.3%の増加となった。商品別にみると、通信家電が同17.6%の増加、その他が同7.1%の増加、情報家電が同6.9%の増加、生活家電が同5.1%の増加となった。

一方、カメラ類が同▲2.2%の減少、AV家電が同▲1.4%の減少となった。

平成29年の家電大型専門店販売額は4兆3115億円、前年比3.1%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
4,748	687	1,182	369	177	1,742	590	2,529
5.3	▲1.4	6.9	17.6	▲2.2	5.1	7.1	2.3

## 6. ドラッグストア販売額の動向

平成29年12月のドラッグストア販売額は5635億円、前年同月比で見ると6.7%の増加となった。

商品別にみると、食品が同10.0%の増加、調剤医薬品が同8.9%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同8.1%の増加、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同6.8%の増加、その他が同5.5%の増加、トイレタリーが同5.2%の増加、健康食品が同4.5%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同4.4%の増加、OTC医薬品が同2.5%の増加となった。

平成29年のドラッグストア販売額は6兆305億円、前年比5.3%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
5,635	356	793	399	180	873	532	877	1,484	141	14,903
6.7	8.9	2.5	6.8	4.5	8.1	5.2	4.4	10.0	5.5	5.0

## 7. ホームセンター販売額の動向

平成29年12月のホームセンター販売額は3371億円、前年同月比で見ると1.6%の増加となった。

商品別にみると、その他が同9.2%の増加、電気が同6.8%の増加、DIY用具・素材が同1.9%の増加、ペット・ペット用品が同1.3%の増加、カー用品・アウトドアが同0.6%の増加、オフィス・カルチャーが同0.2%の増加となった。

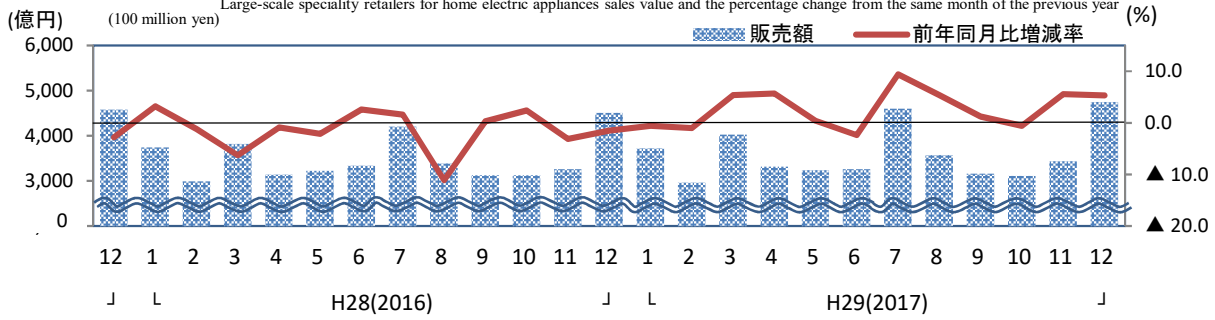
一方、インテリアが同▲2.6%の減少、家庭用品・日用品が同▲1.2%の減少、園芸・エクステリアが同▲1.1%の減少となった。

平成29年のホームセンター販売額は3兆2942億円、前年比▲0.4%の減少となった。

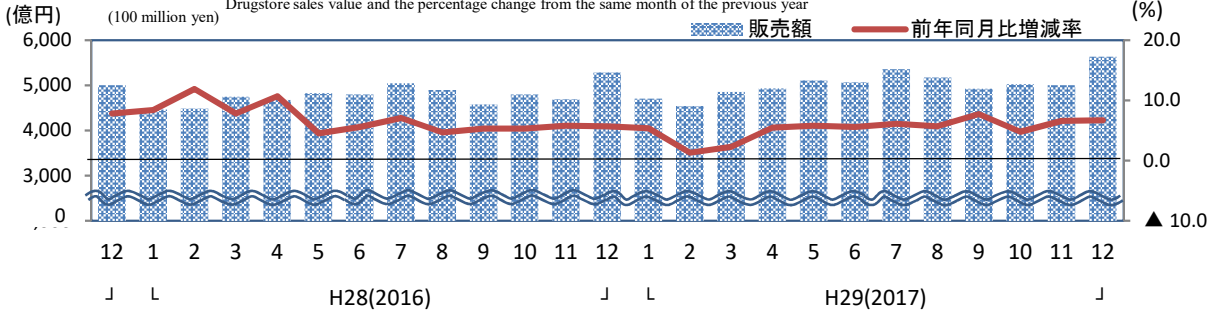
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
3,371	647	329	266	765	345	233	141	220	424	4,304
1.6	1.9	6.8	▲2.6	▲1.2	▲1.1	1.3	0.6	0.2	9.2	0.7

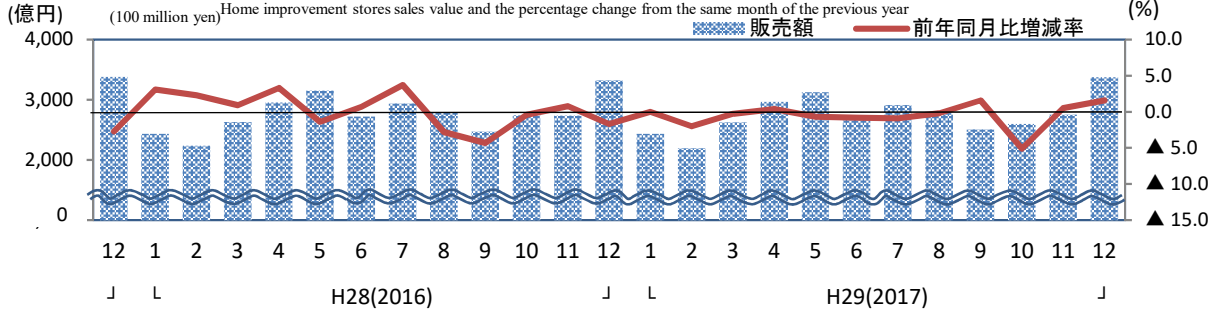
### 家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



### ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



### ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



### 家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 27 年	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	C.Y. 2015
28	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	2016
29	43,115	3.1	2,529	60,305	5.3	14,903	32,942	▲0.4	4,304	2017
平成 26 年度	41,781	-	2,446	49,423	-	13,157	32,517	-	4,139	F.Y. 2014
27	42,288	1.2	2,430	54,776	9.2	13,653	33,159	2.0	4,218	2015
28	41,984	▲0.7	2,478	57,665	5.3	14,361	33,040	▲0.4	4,271	2016
平成 28 年 10~12月	10,884	▲0.9	2,472	14,763	5.6	14,190	8,793	▲0.5	4,273	Q4 2016
平成 29 年 1~3月	10,698	1.5	2,478	14,094	3.0	14,361	7,245	▲0.7	4,271	Q1 2017
4~6	9,809	1.1	2,503	15,100	5.6	14,526	8,785	▲0.4	4,279	Q2
7~9	11,320	5.8	2,508	15,452	6.5	14,693	8,192	0.1	4,291	Q3
10~12	11,288	3.7	2,529	15,659	6.1	14,903	8,720	▲0.8	4,304	Q4
平成 28 年 10月	3,124	2.4	2,450	4,792	5.3	14,033	2,738	▲0.4	4,245	Oct. 2016
11	3,252	▲3.1	2,457	4,689	5.8	14,111	2,737	0.8	4,257	Nov.
12	4,507	▲1.5	2,472	5,282	5.7	14,190	3,318	▲1.7	4,273	Dec.
平成 29 年 1月	3,716	▲0.6	2,465	4,704	5.4	14,216	2,433	0.0	4,263	Jan. 2017
2	2,960	▲1.0	2,466	4,537	1.3	14,284	2,189	▲2.0	4,264	Feb.
3	4,022	5.4	2,478	4,853	2.3	14,361	2,623	▲0.3	4,271	Mar.
4	3,316	5.7	2,490	4,933	5.5	14,448	2,962	0.4	4,280	Apr.
5	3,236	0.4	2,497	5,104	5.8	14,479	3,125	▲0.7	4,279	May
6	3,257	▲2.4	2,503	5,064	5.6	14,526	2,698	▲0.8	4,279	Jun.
7	4,595	9.4	2,510	5,355	6.1	14,568	2,910	▲0.9	4,282	Jul.
8	3,567	5.4	2,506	5,174	5.7	14,621	2,775	▲0.2	4,281	Aug.
9	3,158	1.2	2,508	4,923	7.7	14,693	2,507	1.6	4,291	Sep.
10	3,105	▲0.6	2,510	5,024	4.8	14,742	2,599	▲5.1	4,293	Oct.
11	3,436	5.6	2,530	5,000	6.6	14,834	2,750	0.5	4,297	Nov.
12	4,748	5.3	2,529	5,635	6.7	14,903	3,371	1.6	4,304	Dec.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。  
Note: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	O T C 医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー	健康食品	ビューティ ケア(化粧品・小物)	トイレット リー	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month	
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others			
販売額 (百万円)	平成 27 年	5,360,899	364,366	791,064	388,937	190,617	811,167	535,639	813,831	1,339,365	125,913	13,547	C.Y. 2015
	28	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	2016
	29	6,030,498	383,292	860,481	416,027	206,108	906,586	581,298	922,213	1,614,138	140,355	14,903	2017
	平成 26 年度	4,942,326	348,874	735,340	355,660	163,453	723,102	500,564	769,228	1,227,941	118,164	13,157	F.Y. 2014
	27	5,477,603	376,583	804,540	396,989	194,159	825,331	544,642	829,804	1,377,106	128,449	13,653	2015
	28	5,766,513	366,386	834,961	401,494	198,481	859,534	565,771	889,511	1,514,881	135,494	14,361	2016
	平成 28 年 10~12月	1,476,337	92,106	216,947	103,279	48,909	220,435	143,199	232,758	382,543	36,161	14,190	Q4 2016
	平成 29 年 1~3月	1,409,448	91,589	209,183	103,731	48,967	205,938	135,379	208,802	373,479	32,380	14,361	Q1 2017
	4~6	1,510,025	94,658	212,208	101,328	52,236	229,981	147,434	232,065	405,385	34,730	14,526	Q2
	7~9	1,545,174	96,215	216,259	102,426	53,673	234,350	148,885	239,951	418,121	35,294	14,693	Q3
	10~12	1,565,851	100,830	222,831	108,542	51,232	236,317	149,600	241,395	417,153	37,951	14,903	Q4
	平成 28 年 10月	479,179	29,796	70,676	32,397	16,230	71,095	46,677	75,867	125,164	11,277	14,033	Oct. 2016
	11	468,918	29,640	68,971	33,537	15,461	68,581	45,919	72,870	122,435	11,504	14,111	Nov.
	12	528,240	32,670	77,300	37,345	17,218	80,759	50,603	84,021	134,944	13,380	14,190	Dec.
	平成 29 年 1月	470,431	29,097	70,597	35,000	16,255	68,648	45,339	71,602	122,686	11,207	14,216	Jan. 2017
	2	453,709	30,120	66,231	33,996	15,866	64,917	43,594	66,676	122,060	10,249	14,284	Feb.
	3	485,308	32,372	72,355	34,735	16,846	72,373	46,446	70,524	128,733	10,924	14,361	Mar.
	4	493,281	31,625	69,278	33,536	16,820	74,839	48,251	75,108	132,337	11,487	14,448	Apr.
	5	510,358	30,755	72,281	33,989	17,513	77,472	50,353	78,649	137,254	12,092	14,479	May
	6	506,386	32,278	70,649	33,803	17,903	77,670	48,830	78,308	135,794	11,151	14,526	Jun.
	7	535,477	32,075	74,482	35,537	18,769	83,641	52,445	83,358	143,030	12,140	14,568	Jul.
	8	517,359	31,642	73,135	34,074	17,936	77,314	49,522	80,651	141,152	11,933	14,621	Aug.
	9	492,338	32,498	68,642	32,815	16,968	73,395	46,918	75,942	133,939	11,221	14,693	Sep.
	10	502,388	32,381	72,014	33,651	16,992	74,779	47,812	77,391	135,501	11,867	14,742	Oct.
11	499,981	32,881	71,562	35,015	16,244	74,245	48,553	76,267	133,248	11,966	14,834	Nov.	
12	563,482	35,568	79,255	39,876	17,996	87,293	53,235	87,737	148,404	14,118	14,903	Dec.	
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成 27 年	6.4	6.6	4.7	6.3	6.6	8.9	2.6	5.3	8.8	0.4	3.7	C.Y. 2015
	28	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	2016
	29	5.3	2.2	3.7	3.7	4.6	6.4	3.3	4.6	8.2	4.0	5.0	2017
	平成 26 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2014
	27	9.2	8.7	7.3	9.4	11.8	12.0	7.2	7.5	10.5	5.7	3.8	2015
	28	5.3	▲2.7	3.8	1.1	2.2	4.1	3.9	7.2	10.0	5.5	5.2	2016
	平成 28 年 10~12月	5.6	▲4.2	5.2	1.0	1.8	4.1	2.5	8.8	10.5	6.4	4.7	Q4 2016
	平成 29 年 1~3月	3.0	▲8.7	2.6	0.3	3.1	3.7	2.4	4.0	6.7	1.5	5.2	Q1 2017
	4~6	5.6	2.3	4.6	2.7	5.4	7.4	3.3	5.2	8.0	4.4	5.2	Q2
	7~9	6.5	6.7	5.0	6.9	5.2	7.0	3.1	5.6	9.0	4.7	5.7	Q3
	10~12	6.1	9.5	2.7	5.1	4.7	7.2	4.5	3.7	9.0	5.0	5.0	Q4
	平成 28 年 10月	5.3	▲4.9	4.2	▲0.8	0.2	3.0	2.2	10.9	10.5	6.2	4.2	Oct. 2016
	11	5.8	▲4.0	5.9	1.7	0.6	4.7	3.2	8.4	10.4	7.4	4.4	Nov.
	12	5.7	▲3.9	5.6	1.8	4.4	4.5	2.1	7.4	10.7	5.6	4.7	Dec.
	平成 29 年 1月	5.4	▲5.6	7.6	3.9	4.2	4.1	3.6	6.7	8.7	2.2	4.6	Jan. 2017
	2	1.3	▲10.0	0.1	▲2.0	0.0	3.0	1.0	2.2	5.1	0.5	4.9	Feb.
	3	2.3	▲10.2	0.4	▲0.9	4.9	4.0	2.5	3.0	6.4	1.8	5.2	Mar.
	4	5.5	▲2.8	3.6	2.1	4.5	6.9	5.5	7.2	8.0	5.8	5.2	Apr.
	5	5.8	4.4	5.4	2.0	5.3	7.3	3.5	4.5	8.1	6.6	5.1	May
	6	5.6	5.6	4.9	4.1	6.2	7.9	1.0	4.0	8.1	0.8	5.2	Jun.
	7	6.1	3.4	4.0	6.4	6.4	7.2	2.5	5.4	9.1	6.5	5.1	Jul.
	8	5.7	6.1	4.5	5.6	2.3	5.7	2.0	6.2	8.1	3.8	5.3	Aug.
	9	7.7	10.9	6.6	8.7	7.1	8.3	4.8	5.1	9.8	4.0	5.7	Sep.
	10	4.8	8.7	1.9	3.9	4.7	5.2	2.4	2.0	8.3	5.2	5.1	Oct.
11	6.6	10.9	3.8	4.4	5.1	8.3	5.7	4.7	8.8	4.0	5.1	Nov.	
12	6.7	8.9	2.5	6.8	4.5	8.1	5.2	4.4	10.0	5.5	5.0	Dec.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month		
	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額			
販売額 (百万円)	平成 27年	223,651	616	357,202	894	2,364,880	5,874	620,992	1,572	785,456	2,064	268,499	685	162,383	435	557,644	1,356	20,192	51	C.Y. 2015	
	28	240,175	654	377,546	961	2,486,311	6,035	688,483	1,720	847,049	2,150	292,675	740	172,065	450	598,600	1,425	22,897	55	2016	
	29	252,528	679	401,405	1,022	2,588,619	6,301	726,866	1,847	909,558	2,259	312,588	777	182,319	481	631,903	1,475	24,712	62	2017	
	平成 26年度	210,738	584	312,403	854	2,180,403	5,738	585,449	1,527	717,976	2,010	248,800	656	151,199	420	518,360	1,318	16,998	50	F.Y. 2014	
	27	229,820	621	358,933	906	2,418,214	5,882	636,628	1,596	803,612	2,091	273,718	698	165,306	434	569,867	1,372	21,505	53	2015	
	28	242,714	659	382,940	972	2,495,045	6,099	693,739	1,753	852,970	2,181	297,106	750	173,561	457	605,882	1,433	22,556	57	2016	
	平成 28年 10~12月	60,856	654	96,395	961	638,938	6,035	180,547	1,720	218,508	2,150	76,269	740	44,466	450	154,733	1,425	5,625	55	Q4 2016	
	平成 29年 1~3月	61,135	659	94,141	972	611,165	6,099	167,811	1,753	208,071	2,181	72,378	750	41,922	457	147,513	1,433	5,312	57	Q1 2017	
	4~6	61,758	661	99,878	986	648,329	6,165	182,276	1,785	229,274	2,208	77,745	755	45,971	463	158,796	1,445	5,998	58	Q2	
	7~9	65,707	669	105,426	1,004	658,128	6,212	186,829	1,820	232,793	2,235	80,239	763	46,877	468	162,558	1,462	6,617	60	Q3	
	10~12	63,928	679	101,960	1,022	670,997	6,301	189,950	1,847	239,420	2,259	82,226	777	47,549	481	163,036	1,475	6,785	62	Q4	
	平成 28年 10月	20,078	646	31,548	947	206,546	5,987	58,812	1,697	70,725	2,119	24,604	731	14,598	443	50,351	1,409	1,917	54	Oct. 2016	
11	19,977	647	31,667	955	203,950	6,015	56,841	1,707	68,889	2,133	23,246	733	14,022	447	48,491	1,420	1,835	54	Nov.		
12	20,801	654	33,180	961	228,442	6,035	64,894	1,720	78,894	2,150	28,419	740	15,846	450	55,891	1,425	1,873	55	Dec.		
平成 29年 1月	21,784	654	32,754	965	203,271	6,032	56,310	1,724	67,907	2,158	23,555	744	14,056	453	49,048	1,430	1,746	56	Jan. 2017		
2	20,601	659	30,518	968	196,205	6,062	54,035	1,739	67,388	2,165	22,856	749	13,305	456	47,028	1,429	1,773	57	Feb.		
3	18,750	659	30,869	972	211,689	6,099	57,466	1,753	72,776	2,181	25,967	750	14,561	457	51,437	1,433	1,793	57	Mar.		
4	20,294	659	32,700	981	211,306	6,131	59,537	1,772	75,709	2,201	25,075	748	15,023	458	51,697	1,440	1,940	58	Apr.		
5	20,200	659	33,062	984	219,448	6,137	61,307	1,774	77,309	2,207	26,874	754	15,701	461	54,468	1,445	1,989	58	May		
6	21,264	661	34,116	986	217,575	6,165	61,432	1,785	76,256	2,208	25,796	755	15,247	463	52,631	1,445	2,069	58	Jun.		
7	22,228	665	35,806	995	228,976	6,178	64,249	1,792	81,028	2,210	28,715	756	16,374	463	55,907	1,450	2,194	59	Jul.		
8	22,326	667	35,922	998	219,430	6,192	62,564	1,802	77,095	2,220	26,783	760	16,006	465	54,994	1,457	2,239	60	Aug.		
9	21,153	669	33,698	1,004	209,722	6,212	60,016	1,820	74,670	2,235	24,741	763	14,497	468	51,657	1,462	2,184	60	Sep.		
10	21,086	670	33,366	1,008	213,144	6,236	60,908	1,835	76,233	2,236	26,996	767	15,193	469	53,237	1,460	2,225	61	Oct.		
11	21,006	676	33,257	1,019	216,232	6,265	60,186	1,841	76,211	2,248	24,872	775	15,040	479	50,931	1,469	2,246	62	Nov.		
12	21,836	679	35,337	1,022	241,621	6,301	68,856	1,847	86,976	2,259	30,358	777	17,316	481	58,868	1,475	2,314	62	Dec.		
前年 (度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 27年	6.9	5.5	5.4	6.6	5.8	2.8	4.8	4.0	11.1	2.8	8.1	5.7	6.5	4.3	3.8	3.8	19.8	8.5	C.Y. 2015	
	28	7.4	6.2	5.7	7.5	5.1	2.7	10.9	9.4	7.8	4.2	9.0	8.0	6.0	3.4	7.3	5.1	13.4	7.8	2016	
	29	5.1	3.8	6.3	6.3	4.1	4.4	5.6	7.4	7.4	5.1	6.8	5.0	6.0	6.9	5.6	3.5	7.9	12.7	2017	
	平成 26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2014
	27	9.3	6.3	5.8	6.1	9.2	2.5	8.9	4.5	11.6	4.0	9.9	6.4	8.7	3.3	7.5	4.1	26.2	6.0	2015	
	28	5.6	6.1	6.7	7.3	3.2	3.7	9.0	9.8	6.1	4.3	8.5	7.4	5.0	5.3	6.3	4.4	4.9	7.5	2016	
	平成 28年 10~12月	4.1	6.2	7.1	7.5	3.2	2.7	12.3	9.4	6.4	4.2	7.1	8.0	5.3	3.4	6.4	5.1	4.2	7.8	Q4 2016	
	平成 29年 1~3月	4.3	6.1	6.1	7.3	1.4	3.7	3.2	9.8	2.9	4.3	6.5	7.4	3.7	5.3	5.2	4.4	▲6.0	7.5	Q1 2017	
	4~6	5.4	5.1	6.6	6.7	4.4	3.9	6.0	10.0	7.6	4.8	7.0	5.2	6.9	5.7	6.2	4.1	▲0.9	7.4	Q2	
	7~9	5.8	4.7	6.8	7.2	5.5	4.9	7.7	10.2	9.2	5.3	5.9	5.0	6.1	6.1	5.5	3.9	18.9	13.2	Q3	
	10~12	5.0	3.8	5.8	6.3	5.0	4.4	5.2	7.4	9.6	5.1	7.8	5.0	6.9	6.9	5.4	3.5	20.6	12.7	Q4	
	平成 28年 10月	4.8	5.7	6.8	6.3	2.7	2.4	13.1	9.1	5.8	3.1	5.9	7.8	8.0	2.3	5.2	4.8	6.4	8.0	Oct. 2016	
11	4.1	5.2	7.8	6.9	3.6	2.6	12.0	9.0	6.7	3.7	6.1	7.3	4.5	3.5	7.0	5.2	2.2	5.9	Nov.		
12	3.3	6.2	6.8	7.5	3.2	2.7	11.8	9.4	6.8	4.2	8.9	8.0	3.6	3.4	6.9	5.1	3.8	7.8	Dec.		
平成 29年 1月	6.5	6.2	7.3	7.9	3.7	2.7	8.0	8.6	4.3	4.1	9.2	7.7	5.3	4.4	8.0	4.8	▲4.4	7.7	Jan. 2017		
2	5.0	6.5	5.8	7.9	▲0.5	3.1	1.9	9.5	1.3	3.9	3.9	7.8	1.7	5.8	3.0	4.8	▲6.2	7.5	Feb.		
3	1.2	6.1	5.1	7.3	1.2	3.7	0.2	9.8	3.2	4.3	6.5	7.4	4.1	5.3	4.7	4.4	▲7.4	7.5	Mar.		
4	5.6	5.8	7.0	7.3	4.3	3.7	5.7	10.1	7.2	4.6	7.3	5.8	7.9	5.3	5.2	4.7	2.4	9.4	Apr.		
5	6.2	5.6	6.7	6.6	4.2	3.6	6.5	9.6	7.9	4.9	7.7	5.2	6.5	6.0	7.3	4.4	▲5.0	7.4	May		
6	4.4	5.1	6.2	6.7	4.7	3.9	5.9	10.0	7.7	4.8	5.9	5.2	6.4	5.7	6.0	4.1	0.1	7.4	Jun.		
7	7.3	4.7	8.9	7.1	5.1	4.0	6.4	9.9	7.8	4.6	5.6	4.4	5.3	5.2	5.4	4.2	21.1	11.3	Jul.		
8	4.5	4.2	4.1	6.6	4.7	4.3	7.1	9.8	8.7	4.8	5.7	4.8	6.6	5.4	5.2	4.5	17.7	13.2	Aug.		
9	5.6	4.7	7.6	7.2	6.7	4.9	9.8	10.2	11.1	5.3	6.4	5.0	6.5	6.1	5.9	3.9	17.9	13.2	Sep.		
10	5.0	3.7	5.8	6.4	3.2	4.2	3.6	8.1	7.8	5.5	9.7	4.9	4.1	5.9	5.7	3.6	16.1	13.0	Oct.		
11	5.2	4.5	5.0	6.7	6.0	4.2	5.9	7.9	10.6	5.4	7.0	5.7	7.3	7.2	5.0	3.5	22.4	14.8	Nov.		
12	5.0	3.8	6.5	6.3	5.8	4.4	6.1	7.4	10.2	5.1	6.8	5.0	9.3	6.9	5.3	3.5	23.5	12.7	Dec.		

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.



## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 27年	223,651	616	43,523	127	63,359	170	103,311	240	31,120	98	40,680	104	C.Y. 2015
	28	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	2016
	29	252,528	679	51,142	150	68,862	179	113,002	268	37,621	115	47,260	126	2017
	平成 26年度	210,738	584	40,073	113	57,539	163	88,903	239	28,586	91	34,844	100	F.Y. 2014
	27	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	2015
	28	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	2016
	平成 28年10~12月	60,856	654	12,470	141	16,885	173	27,157	254	8,922	107	11,032	115	Q4 2016
	平成 29年1~3月	61,135	659	11,859	142	16,058	172	26,720	259	8,727	109	11,008	117	Q1 2017
	4~6	61,758	661	12,769	144	17,143	174	28,147	263	9,325	111	11,732	119	Q2
	7~9	65,707	669	13,350	147	18,053	177	29,419	265	9,973	114	12,559	121	Q3
	10~12	63,928	679	13,164	150	17,608	179	28,716	268	9,596	115	11,961	126	Q4
	平成 28年10月	20,078	646	4,120	140	5,554	172	8,890	249	2,945	105	3,591	113	Oct. 2016
	11	19,977	647	3,990	141	5,488	173	8,911	252	2,914	106	3,711	114	Nov.
	12	20,801	654	4,360	141	5,843	173	9,356	254	3,063	107	3,730	115	Dec.
	平成 29年1月	21,784	654	4,131	144	5,535	173	9,322	254	3,062	108	3,839	115	Jan. 2017
	2	20,601	659	3,823	142	5,125	173	8,620	256	2,807	108	3,634	117	Feb.
	3	18,750	659	3,905	142	5,398	172	8,778	259	2,858	109	3,535	117	Mar.
	4	20,294	659	4,238	144	5,660	172	9,244	260	3,077	111	3,809	119	Apr.
	5	20,200	659	4,215	144	5,696	174	9,304	261	3,076	111	3,876	119	May
	6	21,264	661	4,316	144	5,787	174	9,599	263	3,172	111	4,047	119	Jun.
	7	22,228	665	4,589	145	6,202	176	10,095	265	3,349	111	4,170	120	Jul.
	8	22,326	667	4,570	146	6,154	177	9,845	264	3,426	111	4,345	121	Aug.
	9	21,153	669	4,191	147	5,697	177	9,479	265	3,198	114	4,044	121	Sep.
	10	21,086	670	4,332	148	5,766	178	9,365	265	3,165	114	3,923	122	Oct.
11	21,006	676	4,159	149	5,678	179	9,405	267	3,122	115	3,983	126	Nov.	
12	21,836	679	4,673	150	6,164	179	9,946	268	3,309	115	4,055	126	Dec.	
前年 (度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 27年	6.9	5.5	8.6	14.4	5.4	6.3	4.4	2.1	9.9	7.7	5.6	5.1	C.Y. 2015
	28	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	2016
	29	5.1	3.8	6.6	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	2017
	平成 26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2014
	27	9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	2015
	28	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	2016
	平成 28年10~12月	4.1	6.2	9.6	11.0	5.2	1.8	5.5	5.8	10.1	9.2	9.9	10.6	Q4 2016
	平成 29年1~3月	4.3	6.1	7.7	10.9	3.9	2.4	4.8	6.6	9.6	10.1	9.1	9.3	Q1 2017
	4~6	5.4	5.1	7.0	8.3	5.5	2.4	6.2	6.5	8.5	7.8	7.7	9.2	Q2
	7~9	5.8	4.7	6.3	6.5	5.6	4.1	6.5	6.9	8.4	9.6	9.1	10.0	Q3
	10~12	5.0	3.8	5.6	6.4	4.3	3.5	5.7	5.5	7.6	7.5	8.4	9.6	Q4
	平成 28年10月	4.8	5.7	9.6	12.0	6.0	1.2	5.1	3.8	11.0	8.2	9.4	8.7	Oct. 2016
	11	4.1	5.2	8.3	11.9	6.4	1.8	6.2	5.0	11.2	9.3	9.7	8.6	Nov.
	12	3.3	6.2	10.7	11.0	3.5	1.8	5.1	5.8	8.2	9.2	10.8	10.6	Dec.
	平成 29年1月	6.5	6.2	7.9	13.4	4.7	3.0	6.5	5.8	10.5	10.2	10.6	10.6	Jan. 2017
	2	5.0	6.5	9.3	11.8	2.7	3.0	4.2	6.2	8.5	10.2	9.3	11.4	Feb.
	3	1.2	6.1	5.9	10.9	4.3	2.4	3.7	6.6	9.8	10.1	7.4	9.3	Mar.
	4	5.6	5.8	9.5	11.6	6.9	2.4	6.1	4.8	10.4	9.9	7.3	10.2	Apr.
	5	6.2	5.6	6.1	9.1	5.2	3.0	6.4	5.2	8.2	7.8	8.4	8.2	May
	6	4.4	5.1	5.5	8.3	4.4	2.4	6.1	6.5	7.0	7.8	7.4	9.2	Jun.
	7	7.3	4.7	9.9	6.6	8.2	3.5	8.7	6.9	10.9	7.8	9.9	10.1	Jul.
	8	4.5	4.2	3.3	5.8	2.5	4.1	2.8	5.6	5.3	6.7	7.8	11.0	Aug.
	9	5.6	4.7	5.8	6.5	6.2	4.1	8.2	6.9	9.2	9.6	9.6	10.0	Sep.
	10	5.0	3.7	5.1	5.7	3.8	3.5	5.3	6.4	7.5	8.6	9.2	8.0	Oct.
11	5.2	4.5	4.2	5.7	3.5	3.5	5.5	6.0	7.1	8.5	7.3	10.5	Nov.	
12	5.0	3.8	7.2	6.4	5.5	3.5	6.3	5.5	8.0	7.5	8.7	9.6	Dec.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo			
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
販売額(百万円) ・ 店舗数(店)	平成 27年	75,209	155	146,294	324	102,348	200	102,000	273	338,126	935	266,785	698	589,413	1,483	
	28	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536	
	29	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	367,757	992	297,922	754	632,681	1,591	
	平成 26年度	62,458	148	138,246	319	100,506	185	91,786	262	320,456	918	232,203	678	519,803	1,459	
	27	75,092	161	149,617	326	105,801	202	104,437	268	344,234	937	274,105	700	603,712	1,486	
	28	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,081	969	286,277	720	613,274	1,553	
	平成 28年10～12月	19,929	171	38,693	332	27,697	214	27,376	275	92,307	959	74,340	710	157,014	1,536	
	平成 29年1～3月	19,769	173	38,009	332	27,664	218	26,243	269	87,421	969	70,103	720	149,576	1,553	
	4～6	20,762	175	39,375	331	28,919	223	27,403	270	92,447	982	74,324	727	159,610	1,569	
	7～9	22,072	180	41,126	334	30,629	227	28,210	274	92,771	977	75,499	739	159,424	1,585	
	10～12	20,915	184	39,999	348	29,296	232	27,999	279	95,118	992	77,996	754	164,071	1,591	
	平成 28年10月	6,448	168	12,639	326	8,925	207	8,826	272	30,255	962	23,832	712	50,877	1,520	
	11	6,653	169	12,571	332	9,070	211	8,843	273	28,925	959	24,249	712	49,821	1,527	
	12	6,828	171	13,483	332	9,702	214	9,707	275	33,127	959	26,259	710	56,316	1,536	
	平成 29年1月	6,865	171	13,095	333	9,402	214	8,953	266	28,913	958	23,146	712	49,240	1,535	
	2	6,509	172	12,309	332	9,084	217	8,475	266	27,891	963	22,671	717	47,866	1,544	
	3	6,395	173	12,605	332	9,178	218	8,815	269	30,617	969	24,286	720	52,470	1,553	
	4	6,672	175	12,575	332	9,279	219	8,904	268	30,158	977	23,963	723	52,728	1,560	
	5	6,895	175	13,301	331	9,641	220	9,154	271	31,423	978	25,273	726	53,946	1,556	
	6	7,195	175	13,499	331	9,999	223	9,345	270	30,866	982	25,088	727	52,936	1,569	
	7	7,401	178	14,087	333	10,298	223	9,585	270	32,387	977	26,365	732	56,165	1,578	
	8	7,582	179	14,105	333	10,572	226	9,592	272	30,705	976	24,914	736	52,512	1,581	
	9	7,089	180	12,934	334	9,759	227	9,033	274	29,679	977	24,220	739	50,747	1,585	
	10	6,815	181	12,876	336	9,339	227	8,885	278	30,362	985	24,270	740	52,149	1,582	
	11	6,910	183	12,969	342	9,613	231	9,131	279	30,520	989	25,873	742	52,727	1,588	
	12	7,190	184	14,154	348	10,344	232	9,983	279	34,236	992	27,853	754	59,195	1,591	
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成 27年	3.7	8.4	2.9	2.9	2.7	7.0	7.6	5.4	5.6	2.5	5.7	3.7	8.8	1.8	
	28	4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6	
	29	5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.3	3.4	4.6	6.2	3.0	3.6	
	平成 26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.9	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.9	
	28	6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.9	1.6	4.5	
	平成 28年10～12月	6.9	10.3	4.0	2.5	4.6	7.0	3.5	0.7	3.7	2.6	5.7	1.7	1.8	3.6	
	平成 29年1～3月	5.5	7.5	2.4	1.8	4.5	7.9	▲0.2	0.4	2.9	3.4	2.1	2.9	▲0.8	4.5	
	4～6	6.5	8.0	2.8	1.5	5.7	10.4	1.0	0.4	5.6	4.6	5.7	3.1	2.9	4.2	
	7～9	6.5	7.8	3.3	2.1	8.7	11.8	2.9	2.6	5.6	4.6	5.6	5.3	5.2	5.1	
	10～12	4.9	7.6	3.4	4.8	5.8	8.4	2.3	1.5	3.0	3.4	4.9	6.2	4.5	3.6	
	平成 28年10月	5.0	8.4	2.9	0.6	2.9	4.5	4.2	1.5	4.4	3.6	5.2	3.2	1.1	2.3	
	11	8.6	9.0	4.8	2.8	6.6	6.6	4.4	1.5	2.5	2.3	7.0	2.4	2.3	2.5	
	12	7.0	10.3	4.3	2.5	4.2	7.0	2.2	0.7	4.2	2.6	4.9	1.7	2.0	3.6	
	平成 29年1月	7.0	8.9	4.8	2.8	6.6	7.0	1.9	▲1.1	5.9	2.5	3.7	2.4	1.9	3.2	
	2	5.3	8.9	0.5	1.8	3.7	8.0	▲2.2	▲1.1	0.8	3.0	0.4	2.7	▲2.7	4.0	
	3	4.2	7.5	2.0	1.8	3.3	7.9	▲0.3	0.4	2.2	3.4	2.3	2.9	▲1.5	4.5	
	4	5.4	9.4	2.0	1.5	3.9	8.4	0.1	0.4	6.5	4.5	5.1	2.7	3.6	4.1	
	5	7.0	8.7	3.1	1.5	4.8	8.4	1.0	1.5	4.7	4.2	5.8	3.1	2.7	3.7	
	6	7.0	8.0	3.2	1.5	8.2	10.4	1.8	0.4	5.7	4.6	6.2	3.1	2.3	4.2	
	7	7.8	9.2	4.2	2.1	8.8	11.5	2.2	0.4	5.3	3.8	6.5	3.5	3.8	4.7	
	8	4.8	8.5	1.8	1.5	7.9	12.4	2.1	1.1	6.1	4.4	3.5	4.1	5.5	4.8	
	9	7.1	7.8	3.9	2.1	9.6	11.8	4.5	2.6	5.4	4.6	6.8	5.3	6.5	5.1	
	10	5.7	7.7	1.9	3.1	4.6	9.7	0.7	2.2	0.4	2.4	1.8	3.9	2.5	4.1	
	11	3.9	8.3	3.2	3.0	6.0	9.5	3.3	2.2	5.5	3.1	6.7	4.2	5.8	4.0	
	12	5.3	7.6	5.0	4.8	6.6	8.4	2.8	1.5	3.3	3.4	6.1	6.2	5.1	3.6	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month		
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments				
406,054	912	90,697	269	60,477	153	66,839	148	46,009	100	42,584	130	63,376	201	C.Y. 2015	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208	2016		
439,232	986	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,819	137	74,654	222	2017		
384,905	895	85,594	262	56,743	155	63,801	151	43,413	99	40,926	119	60,888	193	F.Y. 2014		
413,291	921	93,210	269	62,270	152	68,658	151	47,281	102	43,664	132	65,062	196	2015		
423,020	963	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211	2016		
108,022	946	25,257	279	16,877	155	18,919	154	13,468	110	11,645	128	17,611	208	Q4 2016		
102,848	963	24,267	285	16,065	156	17,831	158	13,354	111	11,130	130	17,379	211	Q1 2017		
110,426	979	25,441	286	16,964	158	19,253	160	14,739	113	11,997	129	18,346	212	Q2		
110,864	982	26,877	288	18,208	157	20,313	160	15,628	116	12,297	134	19,309	215	Q3		
115,094	986	26,723	294	18,113	156	19,678	163	15,269	116	12,395	137	19,620	222	Q4		
34,613	938	8,190	275	5,502	154	6,184	154	4,325	107	3,882	129	5,615	206	Oct. 2016		
34,656	943	7,974	279	5,429	154	6,110	154	4,403	109	3,679	128	5,693	207	Nov.		
38,753	946	9,093	279	5,946	155	6,625	154	4,740	110	4,084	128	6,303	208	Dec.		
34,326	949	8,096	280	5,542	155	6,074	154	4,469	110	3,691	129	5,627	208	Jan. 2017		
32,953	954	7,852	284	5,275	156	5,944	157	4,433	111	3,559	129	5,718	210	Feb.		
35,569	963	8,319	285	5,248	156	5,813	158	4,452	111	3,880	130	6,034	211	Mar.		
35,839	971	8,252	284	5,613	156	6,175	160	4,869	112	3,903	130	6,035	210	Apr.		
37,496	973	8,556	285	5,561	155	6,385	160	4,902	113	4,097	130	6,170	210	May		
37,091	979	8,633	286	5,790	158	6,693	160	4,968	113	3,997	129	6,141	212	Jun.		
38,833	977	9,153	286	6,083	158	6,841	159	5,267	113	4,280	132	6,551	213	Jul.		
36,395	978	9,273	286	6,291	159	6,980	159	5,345	115	4,123	132	6,662	215	Aug.		
35,636	982	8,451	288	5,834	157	6,492	160	5,016	116	3,894	134	6,096	215	Sep.		
36,531	982	8,532	288	5,810	160	6,382	163	4,873	115	3,980	135	6,250	220	Oct.		
36,968	981	8,497	290	5,859	158	6,320	164	4,900	115	3,952	137	6,288	220	Nov.		
41,595	986	9,694	294	6,444	156	6,976	163	5,496	116	4,463	137	7,082	222	Dec.		
4.6	1.9	5.4	2.7	7.4	0.0	6.8	0.7	8.7	▲1.0	4.5	10.2	5.0	5.8	C.Y. 2015		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5	2016		
3.8	4.2	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7	2017		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2014		
6.9	2.9	9.8	2.7	10.1	▲1.9	7.9	0.0	8.9	3.0	8.3	10.9	8.9	1.6	2015		
2.4	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7	2016		
1.4	3.7	5.4	3.7	5.2	1.3	9.8	4.1	21.1	10.0	3.1	▲1.5	6.2	3.5	Q4 2016		
0.0	4.6	4.9	5.9	2.4	2.6	▲0.7	4.6	▲3.7	8.8	2.1	▲1.5	4.9	7.7	Q1 2017		
3.9	5.0	5.0	5.5	2.9	3.9	3.5	6.0	9.7	8.7	5.1	0.0	8.4	4.4	Q2		
4.7	5.4	7.6	5.5	8.3	1.9	7.2	4.6	15.5	8.4	6.7	4.7	10.0	4.9	Q3		
6.5	4.2	5.8	5.4	7.3	0.6	4.0	5.8	13.4	5.5	6.4	7.0	11.4	6.7	Q4		
▲0.1	3.3	8.1	3.8	8.4	1.3	13.8	3.4	23.0	7.0	4.2	▲1.5	7.7	3.5	Oct. 2016		
2.5	4.1	5.2	3.7	4.1	0.7	8.6	4.1	21.9	9.0	3.0	▲1.5	6.1	3.5	Nov.		
1.7	3.7	3.2	3.7	3.5	1.3	7.4	4.1	18.8	10.0	2.0	▲1.5	5.0	3.5	Dec.		
3.0	4.1	5.7	3.3	6.2	0.6	1.3	0.7	▲6.2	8.9	3.4	▲0.8	4.3	4.0	Jan. 2017		
▲2.5	3.7	4.5	4.8	2.5	2.0	0.5	4.7	▲2.3	9.9	▲0.0	▲0.8	5.3	5.0	Feb.		
▲0.3	4.6	4.7	5.9	▲1.5	2.6	▲3.9	4.6	▲2.5	8.8	2.8	▲1.5	5.0	7.7	Mar.		
3.2	4.1	5.1	5.6	2.0	2.0	▲0.8	4.6	7.3	8.7	2.6	▲0.8	7.8	4.0	Apr.		
3.4	4.3	5.1	5.2	3.8	1.3	5.6	6.0	12.3	9.7	6.1	0.8	8.8	4.0	May		
5.3	5.0	4.8	5.5	3.0	3.9	5.9	6.0	9.6	8.7	6.6	0.0	8.6	4.4	Jun.		
4.7	4.3	7.0	5.1	7.7	3.3	9.0	4.6	15.4	7.6	7.7	2.3	9.6	4.9	Jul.		
2.4	4.6	9.1	4.4	7.9	3.9	5.2	4.6	14.5	8.5	4.8	1.5	10.2	5.4	Aug.		
7.1	5.4	6.6	5.5	9.5	1.9	7.6	4.6	16.8	8.4	7.8	4.7	10.2	4.9	Sep.		
5.5	4.7	4.2	4.7	5.6	3.9	3.2	5.8	12.7	7.5	2.5	4.7	11.3	6.8	Oct.		
6.7	4.0	6.6	3.9	7.9	2.6	3.4	6.5	11.3	5.5	7.4	7.0	10.5	6.3	Nov.		
7.3	4.2	6.6	5.4	8.4	0.6	5.3	5.8	15.9	5.5	9.3	7.0	12.4	6.7	Dec.		

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka		
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
販売額(百万円) ・ 店舗数(店)	平成 27年	107,196	289	217,203	449	326,162	785	60,318	197	55,377	162	82,962	251	344,383	826
	28	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859
	29	140,180	394	240,374	466	368,537	912	71,724	222	64,087	184	98,724	281	402,760	903
	平成 26年度	102,613	275	205,090	448	306,706	764	55,586	182	51,301	155	77,981	247	306,404	803
	27	110,425	309	221,081	445	333,095	786	62,180	198	56,547	164	85,025	253	355,114	848
	28	129,423	367	229,571	449	356,472	865	67,316	207	60,424	177	91,360	269	376,618	880
	平成 28年10~12月	33,999	360	58,976	448	93,535	848	17,217	203	15,777	177	23,668	264	95,560	859
	平成 29年1~3月	31,562	367	56,525	449	85,540	865	16,813	207	14,737	177	22,526	269	92,024	880
	4~6	35,177	376	60,041	457	92,733	881	18,149	210	16,177	179	24,801	273	101,502	884
	7~9	36,389	386	61,122	457	93,917	897	18,002	220	16,240	182	25,038	277	103,070	896
	10~12	37,052	394	62,686	466	96,347	912	18,760	222	16,933	184	26,359	281	106,164	903
	平成 28年10月	10,981	352	18,892	440	30,562	839	5,583	198	5,124	170	7,530	255	30,946	851
	11	10,851	357	18,469	444	29,075	841	5,376	201	4,934	173	7,418	260	30,270	854
	12	12,167	360	21,615	448	33,898	848	6,258	203	5,719	177	8,720	264	34,344	859
	平成 29年1月	10,405	362	18,782	448	28,701	851	5,588	202	4,885	176	7,284	265	29,705	864
	2	10,101	365	17,827	446	27,343	857	5,372	204	4,731	177	7,288	267	30,007	868
	3	11,056	367	19,916	449	29,496	865	5,853	207	5,121	177	7,954	269	32,312	880
	4	11,551	376	19,670	457	30,209	870	5,989	210	5,308	177	8,096	272	33,820	884
	5	11,860	374	20,391	457	31,393	875	6,108	210	5,494	179	8,449	273	33,891	880
	6	11,766	376	19,980	457	31,131	881	6,052	210	5,375	179	8,256	273	33,791	884
	7	12,516	381	21,272	457	32,628	884	6,181	210	5,608	179	8,719	274	35,786	884
	8	12,170	382	20,577	457	31,147	891	5,976	211	5,428	181	8,343	275	33,819	889
	9	11,703	386	19,273	457	30,142	897	5,845	220	5,204	182	7,976	277	33,465	896
	10	11,846	390	19,970	463	30,905	903	5,965	219	5,428	183	8,410	280	33,848	893
	11	11,746	391	19,694	466	30,284	907	5,977	221	5,305	182	8,426	281	34,014	902
	12	13,460	394	23,022	466	35,158	912	6,818	222	6,200	184	9,523	281	38,302	903
	前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成 27年	3.5	7.4	4.2	0.2	4.1	3.2	6.3	8.2	7.9	5.9	9.0	2.9	14.8
28		19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0
29		9.8	9.4	5.5	4.0	4.1	7.5	7.8	9.4	7.2	4.0	9.9	6.4	7.6	5.1
平成 26年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27		7.6	12.4	7.8	▲0.7	8.8	2.9	12.2	8.8	10.2	5.8	10.6	2.4	15.1	5.6
28		17.2	18.8	3.8	0.9	7.0	10.1	8.3	4.5	6.9	7.9	7.5	6.3	6.1	3.8
平成 28年10~12月		25.5	24.6	3.1	▲0.2	10.4	8.0	9.5	3.0	9.0	9.3	7.5	5.2	4.9	4.0
平成 29年1~3月		5.7	18.8	3.3	0.9	3.1	10.1	4.8	4.5	4.6	7.9	7.2	6.3	2.7	3.8
4~6		11.3	16.0	6.4	1.8	4.9	10.3	8.2	6.6	9.5	8.5	11.3	7.1	6.4	3.6
7~9		12.8	14.5	6.1	3.6	5.6	10.7	9.0	11.7	7.3	7.7	9.4	7.8	10.1	4.7
10~12		9.0	9.4	6.3	4.0	3.0	7.5	9.0	9.4	7.3	4.0	11.4	6.4	11.1	5.1
平成 28年10月		27.2	23.9	2.0	▲1.3	9.9	8.0	10.2	2.6	8.7	5.6	4.5	1.6	3.6	3.5
11		25.7	24.0	2.6	▲0.7	10.3	7.4	9.9	3.6	8.4	6.8	7.9	3.6	5.6	3.8
12		24.0	24.6	4.6	▲0.2	11.0	8.0	8.5	3.0	9.8	9.3	9.9	5.2	5.4	4.0
平成 29年1月		10.1	21.9	4.4	0.2	8.9	8.1	8.9	2.5	8.4	8.6	9.1	5.2	4.5	3.1
2		3.4	20.5	▲0.0	▲0.2	1.5	9.2	2.1	3.6	3.1	8.6	5.5	5.1	1.0	3.3
3		3.9	18.8	5.3	0.9	▲0.7	10.1	3.4	4.5	2.4	7.9	7.2	6.3	2.7	3.8
4		12.0	19.4	7.0	2.2	4.8	9.8	9.8	6.6	11.2	7.3	12.0	8.4	5.1	3.4
5		11.9	16.9	6.5	2.0	5.0	9.8	7.7	6.1	9.9	8.5	11.2	6.6	6.9	3.8
6		9.9	16.0	5.6	1.8	4.7	10.3	7.3	6.6	7.5	8.5	10.8	7.1	7.1	3.6
7		11.6	15.8	5.2	2.0	3.7	10.2	6.9	7.7	5.0	6.5	6.9	6.6	8.3	3.6
8		11.9	14.7	4.8	2.0	5.4	10.5	8.2	7.1	7.8	8.4	9.0	6.6	9.5	4.2
9		15.3	14.5	8.5	3.6	7.9	10.7	12.2	11.7	9.2	7.7	12.6	7.8	12.9	4.7
10		7.9	10.8	5.7	5.2	1.1	7.6	6.8	10.6	5.9	7.6	11.7	9.8	9.4	4.9
11		8.2	9.5	6.6	5.0	4.2	7.8	11.2	10.0	7.5	5.2	13.6	8.1	12.4	5.6
12		10.6	9.4	6.5	4.0	3.7	7.5	8.9	9.4	8.4	4.0	9.2	6.4	11.5	5.1

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
207,877	553	32,558	101	16,290	71	18,083	55	26,005	59	65,676	151	95,771	252	C.Y. 2015
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274	2016
222,629	586	41,100	111	21,268	78	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287	2017
193,125	542	31,333	95	14,419	69	16,119	51	24,383	55	62,234	149	88,750	243	F.Y. 2014
209,914	554	32,978	100	16,753	70	18,773	56	26,508	60	66,445	155	97,407	256	2015
215,631	565	36,145	104	19,005	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276	2016
55,867	566	9,407	101	4,761	73	5,414	60	7,195	63	18,608	164	27,089	274	Q4 2016
51,374	565	9,095	104	4,961	75	5,174	62	6,951	65	17,437	166	25,992	276	Q1 2017
55,758	573	10,583	109	5,714	77	5,677	63	7,516	65	19,236	170	27,460	276	Q2
57,076	578	10,504	110	5,237	76	5,887	64	7,730	65	18,961	170	29,185	281	Q3
58,421	586	10,918	111	5,356	78	5,834	63	7,613	67	20,101	176	30,168	287	Q4
18,202	562	3,060	101	1,538	73	1,766	60	2,331	63	6,114	163	8,587	269	Oct. 2016
17,461	562	2,899	101	1,504	74	1,650	60	2,179	63	5,757	163	8,186	270	Nov.
20,204	566	3,448	101	1,719	73	1,998	60	2,685	63	6,737	164	10,316	274	Dec.
16,991	568	2,946	102	1,627	73	1,669	61	2,268	64	5,859	164	8,314	274	Jan. 2017
16,455	566	2,893	103	1,581	73	1,636	61	2,164	64	5,487	166	8,161	277	Feb.
17,928	565	3,256	104	1,753	75	1,869	62	2,519	65	6,091	166	9,517	276	Mar.
18,162	571	3,526	108	1,928	77	1,839	62	2,420	65	6,198	166	8,885	274	Apr.
18,967	576	3,627	109	1,979	77	1,961	62	2,595	65	6,674	169	9,470	276	May
18,629	573	3,430	109	1,807	77	1,877	63	2,501	65	6,364	170	9,105	276	Jun.
20,131	574	3,692	109	1,825	77	2,093	63	2,780	65	6,814	170	10,547	277	Jul.
18,928	574	3,473	109	1,759	77	1,975	63	2,582	65	6,388	170	9,563	280	Aug.
18,017	578	3,339	110	1,653	76	1,819	64	2,368	65	5,759	170	9,075	281	Sep.
18,555	579	3,433	110	1,686	76	1,959	63	2,579	65	6,585	173	9,940	283	Oct.
18,420	580	3,447	111	1,699	77	1,739	63	2,214	66	6,217	176	9,016	286	Nov.
21,446	586	4,038	111	1,971	78	2,136	63	2,820	67	7,299	176	11,212	287	Dec.
7.8	2.4	8.5	6.3	14.1	2.9	12.6	10.0	6.6	11.3	6.5	0.7	9.2	4.1	C.Y. 2015
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7	2016
3.4	3.5	16.8	9.9	15.5	6.8	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7	2017
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2014
7.5	2.2	8.6	5.3	16.2	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.4	4.0	10.4	5.3	2015
2.7	2.0	9.6	4.0	13.4	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8	2016
3.7	2.4	10.0	0.0	14.2	2.8	8.2	9.1	6.2	6.8	8.5	8.6	6.1	8.7	Q4 2016
0.6	2.0	11.6	4.0	13.6	7.1	9.9	10.7	6.5	8.3	6.6	7.1	7.0	7.8	Q1 2017
3.6	2.9	21.7	9.0	22.2	6.9	9.5	8.6	5.9	4.8	9.0	6.9	7.4	3.4	Q2
4.6	3.4	17.4	7.8	13.7	4.1	6.5	6.7	4.8	4.8	5.7	6.9	7.6	3.7	Q3
4.6	3.5	16.1	9.9	12.5	6.8	7.8	5.0	5.8	6.3	8.0	7.3	11.4	4.7	Q4
4.2	1.8	12.0	2.0	12.8	4.3	5.7	9.1	0.9	8.6	14.6	9.4	3.3	7.6	Oct. 2016
3.3	2.0	10.2	2.0	12.4	5.7	8.7	9.1	6.4	6.8	3.7	7.9	5.9	7.6	Nov.
3.6	2.4	8.1	0.0	17.1	2.8	10.1	9.1	11.0	6.8	7.6	8.6	8.7	8.7	Dec.
2.1	3.1	11.5	1.0	12.5	5.8	12.2	10.9	10.5	6.7	11.3	7.2	8.8	7.9	Jan. 2017
▲1.6	1.8	8.8	4.0	12.0	4.3	8.1	10.9	3.3	6.7	1.3	7.1	5.1	8.6	Feb.
1.2	2.0	14.3	4.0	16.0	7.1	9.6	10.7	5.8	8.3	7.3	7.1	7.1	7.8	Mar.
3.3	2.5	24.5	5.9	26.6	8.5	11.5	10.7	7.0	6.6	8.6	5.7	8.4	4.6	Apr.
2.9	2.9	21.4	9.0	24.8	6.9	9.7	6.9	4.6	4.8	10.7	5.6	8.3	4.2	May
4.5	2.9	19.1	9.0	15.4	6.9	7.3	8.6	6.1	4.8	7.6	6.9	5.4	3.4	Jun.
4.2	3.1	18.4	9.0	15.0	6.9	6.3	5.0	4.6	4.8	8.4	5.6	6.4	3.4	Jul.
3.9	2.9	16.7	5.8	17.3	5.5	6.5	5.0	3.8	4.8	3.9	5.6	7.6	4.1	Aug.
5.7	3.4	17.2	7.8	8.7	4.1	6.8	6.7	6.3	4.8	4.7	6.9	9.0	3.7	Sep.
1.9	3.0	12.2	8.9	9.6	4.1	10.9	5.0	10.6	3.2	7.7	6.1	15.8	5.2	Oct.
5.5	3.2	18.9	9.9	13.0	4.1	5.4	5.0	1.6	4.8	8.0	8.0	10.1	5.9	Nov.
6.1	3.5	17.1	9.9	14.7	6.8	6.9	5.0	5.0	6.3	8.3	7.3	8.7	4.7	Dec.

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga			
	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数	販売額 (百万円)	店舗数		
		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments	Establishments	
平成 27年		62,964	168	30,107	66	37,445	104	71,107	198	23,724	67	225,637	614	36,784	75	
	28	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84	
	29	71,666	184	32,464	73	41,836	113	79,359	214	28,660	81	257,104	670	41,009	87	
平成 26年度		57,314	158	28,375	66	35,219	99	66,334	192	21,271	63	208,343	597	33,609	71	
	27	64,585	171	30,038	67	38,155	103	72,709	198	24,404	66	229,043	616	37,230	82	
	28	69,775	181	31,641	70	39,811	104	75,148	205	26,961	78	242,595	649	39,264	84	
平成 28年 10~12月		17,963	179	8,058	71	10,137	101	19,296	204	6,975	74	62,444	647	9,938	84	
	平成 29年 1~3月	16,824	181	7,597	70	9,537	104	18,122	205	6,666	78	60,383	649	9,421	84	
	4~6	17,856	181	8,187	70	10,619	108	20,041	208	7,124	77	64,302	652	10,380	86	
	7~9	18,476	183	8,314	73	10,733	108	20,397	209	7,433	78	65,659	658	10,665	87	
平成 29年 1月	10~12	18,510	184	8,366	73	10,947	113	20,799	214	7,437	81	66,760	670	10,543	87	
	平成 28年 10月	5,806	176	2,649	70	3,344	100	6,333	201	2,272	72	20,165	639	3,248	83	
	11	5,474	177	2,542	71	3,185	101	6,076	203	2,219	72	19,659	644	3,139	84	
	12	6,683	179	2,867	71	3,608	101	6,887	204	2,484	74	22,620	647	3,551	84	
	平成 29年 1月	5,445	181	2,540	71	3,213	102	6,031	204	2,272	76	19,829	649	3,180	84	
	2	5,408	181	2,454	70	2,998	103	5,732	206	2,121	77	19,175	649	3,004	83	
	3	5,971	181	2,603	70	3,326	104	6,359	205	2,273	78	21,379	649	3,237	84	
	4	5,733	181	2,673	68	3,495	105	6,536	207	2,319	78	20,979	651	3,337	85	
	5	6,174	182	2,813	69	3,611	107	6,857	208	2,420	77	21,962	653	3,588	86	
	6	5,949	181	2,701	70	3,513	108	6,648	208	2,385	77	21,361	652	3,455	86	
	7	6,481	181	2,903	71	3,815	107	7,113	208	2,543	77	22,535	654	3,675	86	
	8	6,275	182	2,819	71	3,595	108	7,025	208	2,567	78	21,895	659	3,643	87	
9	5,720	183	2,592	73	3,323	108	6,259	209	2,323	78	21,229	658	3,347	87		
10	5,933	183	2,697	72	3,438	108	6,661	211	2,397	78	21,848	660	3,441	87		
11	5,686	184	2,645	73	3,468	112	6,566	214	2,361	80	21,014	666	3,280	87		
12	6,891	184	3,024	73	4,041	113	7,572	214	2,679	81	23,898	670	3,822	87		
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成 27年	7.3	9.8	5.3	3.1	6.4	5.1	5.3	3.1	11.9	8.1	5.3	2.7	4.0	7.1	
	28	9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0	
	29	3.8	2.8	3.9	2.8	5.7	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.7	3.6	5.4	3.6	
	平成 26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	10.5	8.2	4.7	1.5	8.8	4.0	8.5	3.1	14.7	4.8	7.3	3.2	6.0	15.5	
	28	8.0	5.8	5.3	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	5.9	5.4	5.5	2.4	
	平成 28年 10~12月	7.1	6.5	6.6	7.6	3.4	▲2.9	3.9	3.0	10.8	10.4	7.1	5.4	6.9	12.0	
	平成 29年 1~3月	4.7	5.8	5.3	4.5	2.3	1.0	1.6	3.5	10.0	18.2	7.0	5.4	3.9	2.4	
	4~6	4.0	5.2	3.4	2.9	6.4	5.9	7.3	4.5	11.0	11.6	8.9	3.0	5.4	4.9	
	7~9	3.7	4.6	3.0	5.8	5.7	8.0	7.1	4.0	7.7	9.9	8.1	2.8	6.0	4.8	
	10~12	3.0	2.8	3.8	2.8	8.0	11.9	7.8	4.9	6.6	9.5	6.9	3.6	6.1	3.6	
	平成 28年 10月	3.7	6.0	6.0	6.1	8.3	▲2.9	7.5	1.5	11.3	9.1	5.0	5.3	5.7	10.7	
11	8.1	6.0	6.8	7.6	1.5	▲1.9	3.3	3.0	10.1	9.1	8.2	5.4	8.3	12.0		
12	9.4	6.5	6.8	7.6	0.8	▲2.9	1.5	3.0	10.9	10.4	8.0	5.4	6.7	12.0		
平成 29年 1月	6.3	7.1	7.8	6.0	2.7	0.0	3.1	3.0	12.4	13.4	9.3	5.4	9.1	5.0		
2	3.6	6.5	2.9	4.5	0.9	2.0	▲0.3	5.1	7.3	14.9	4.4	5.7	1.7	2.5		
3	4.2	5.8	5.2	4.5	3.3	1.0	2.0	3.5	10.3	18.2	7.3	5.4	1.3	2.4		
4	3.2	5.8	5.2	3.0	7.5	2.9	7.7	3.5	12.5	16.4	7.6	4.7	3.0	3.7		
5	4.4	5.8	2.4	3.0	5.2	4.9	7.2	5.1	11.8	13.2	10.2	4.0	7.1	4.9		
6	4.3	5.2	2.7	2.9	6.5	5.9	7.0	4.5	8.8	11.6	9.0	3.0	6.2	4.9		
7	1.7	4.6	2.4	4.4	5.0	4.9	6.2	4.5	6.9	8.5	7.8	3.2	5.2	4.9		
8	5.4	5.2	3.2	4.4	5.6	5.9	8.1	4.0	7.6	9.9	7.3	3.5	6.0	6.1		
9	4.1	4.6	3.6	5.8	6.7	8.0	6.9	4.0	8.8	9.9	9.3	2.8	6.9	4.8		
10	2.2	4.0	1.8	2.9	2.8	8.0	5.2	5.0	5.5	8.3	8.3	3.3	5.9	4.8		
11	3.9	4.0	4.1	2.8	8.9	10.9	8.1	5.4	6.4	11.1	6.9	3.4	4.5	3.6		
12	3.1	2.8	5.5	2.8	12.0	11.9	9.9	4.9	7.9	9.5	5.6	3.6	7.6	3.6		

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumanoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51	C.Y.	2015
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55		2016
55,236	117	83,435	172	58,723	119	59,362	121	77,034	189	24,712	62		2017
42,547	106	69,526	148	46,942	100	51,682	120	65,711	176	16,998	50	F.Y.	2014
49,943	111	75,538	158	53,033	107	55,826	119	69,254	179	21,505	53		2015
53,907	116	81,370	165	56,671	115	58,345	122	73,730	182	22,556	57		2016
13,771	116	20,685	162	14,244	111	14,970	121	18,681	184	5,625	55	Q4	2016
12,888	116	19,424	165	13,742	115	13,956	122	17,699	182	5,312	57	Q1	2017
13,942	116	21,184	169	14,860	117	14,806	120	19,322	185	5,998	58	Q2	
14,325	116	21,497	171	15,112	120	15,306	122	19,994	188	6,617	60	Q3	
14,081	117	21,330	172	15,009	119	15,294	121	20,019	189	6,785	62	Q4	
4,469	114	6,798	161	4,680	110	4,850	120	6,141	182	1,917	54	Oct.	2016
4,300	116	6,414	161	4,443	111	4,675	122	5,861	182	1,835	54	Nov.	
5,002	116	7,473	162	5,121	111	5,445	121	6,679	184	1,873	55	Dec.	
4,318	116	6,500	163	4,564	112	4,737	121	5,920	185	1,746	56	Jan.	2017
4,151	116	6,174	164	4,396	113	4,429	121	5,699	183	1,773	57	Feb.	
4,419	116	6,750	165	4,782	115	4,790	122	6,080	182	1,793	57	Mar.	
4,543	116	6,920	167	4,840	115	4,853	122	6,225	184	1,940	58	Apr.	
4,769	116	7,288	168	5,124	116	5,079	121	6,658	185	1,989	58	May	
4,630	116	6,976	169	4,896	117	4,874	120	6,439	185	2,069	58	Jun.	
4,984	116	7,430	171	5,200	118	5,245	119	6,838	186	2,194	59	Jul.	
4,910	116	7,308	171	5,194	118	5,245	120	6,799	186	2,239	60	Aug.	
4,431	116	6,759	171	4,718	120	4,816	122	6,357	188	2,184	60	Sep.	
4,588	116	6,971	171	4,870	119	4,930	119	6,589	188	2,225	61	Oct.	
4,351	116	6,603	172	4,679	120	4,734	119	6,270	189	2,246	62	Nov.	
5,142	117	7,756	172	5,460	119	5,630	121	7,160	189	2,314	62	Dec.	
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5	C.Y.	2015
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8		2016
3.6	0.9	3.5	6.2	4.8	7.2	2.2	0.0	5.5	2.7	7.9	12.7		2017
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2014
15.1	4.7	7.6	6.8	10.5	7.0	5.8	▲0.8	3.5	1.7	26.2	6.0		2015
7.9	4.5	7.7	4.4	6.9	7.5	4.5	2.5	6.5	1.7	4.9	7.5		2016
6.3	4.5	7.2	3.8	4.3	5.7	4.9	0.0	5.8	5.7	4.2	7.8	Q4	2016
4.9	4.5	3.9	4.4	5.0	7.5	2.0	2.5	4.0	1.7	▲6.0	7.5	Q1	2017
3.7	2.7	4.9	9.0	4.5	8.3	2.5	1.7	5.1	3.4	▲0.9	7.4	Q2	
3.7	2.7	2.1	6.9	4.5	10.1	2.3	1.7	5.4	3.3	18.9	13.2	Q3	
2.3	0.9	3.1	6.2	5.4	7.2	2.2	0.0	7.2	2.7	20.6	12.7	Q4	
4.9	5.6	7.5	5.2	4.8	5.8	3.4	▲0.8	4.9	3.4	6.4	8.0	Oct.	2016
6.1	4.5	7.3	4.5	4.5	5.7	6.0	0.8	5.7	5.2	2.2	5.9	Nov.	
7.7	4.5	6.8	3.8	3.6	5.7	5.3	0.0	6.9	5.7	3.8	7.8	Dec.	
8.6	6.4	6.8	3.2	6.9	6.7	5.9	0.8	6.4	4.5	▲4.4	7.7	Jan.	2017
4.3	6.4	1.4	3.8	3.8	7.6	▲0.7	1.7	2.1	3.4	▲6.2	7.5	Feb.	
2.0	4.5	3.7	4.4	4.5	7.5	1.0	2.5	3.6	1.7	▲7.4	7.5	Mar.	
3.6	3.6	6.1	5.7	2.6	7.5	1.1	4.3	3.8	3.4	2.4	9.4	Apr.	
3.7	2.7	5.4	7.0	6.6	7.4	3.8	3.4	6.1	3.4	▲5.0	7.4	May	
3.9	2.7	3.2	9.0	4.3	8.3	2.4	1.7	5.5	3.4	0.1	7.4	Jun.	
3.9	2.7	2.7	8.9	4.3	8.3	2.0	0.8	5.7	3.9	21.1	11.3	Jul.	
3.7	2.7	2.0	8.9	4.7	8.3	2.9	2.6	5.3	3.9	17.7	13.2	Aug.	
3.7	2.7	1.4	6.9	4.4	10.1	1.8	1.7	5.1	3.3	17.9	13.2	Sep.	
2.7	1.8	2.5	6.2	4.1	8.2	1.6	▲0.8	7.3	3.3	16.1	13.0	Oct.	
1.2	0.0	2.9	6.8	5.3	8.1	1.3	▲2.5	7.0	3.8	22.4	14.8	Nov.	
2.8	0.9	3.8	6.2	6.6	7.2	3.4	0.0	7.2	2.7	23.5	12.7	Dec.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

## 第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month					
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	O T C 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others						
商品手持額	手持額 (百万円)	平成 28 年 12 月	812,002	34,729	131,029	54,860	35,043	207,408	78,317	112,405	135,728	22,483	Q4 2016	Value (million yen)	Commodity stocks		
		平成 29 年 3 月	821,439	34,153	128,378	53,933	36,970	231,031	78,420	109,595	126,878	22,081	Q1 2017				
		6	840,199	36,340	134,901	55,025	36,201	227,692	80,379	114,874	133,887	20,900	Q2				
		9	817,008	35,755	130,356	54,272	33,955	224,604	78,896	108,817	129,483	20,870	Q3				
		12	890,669	39,483	139,882	60,487	35,738	236,483	84,178	126,988	145,049	22,381	Q4				
	前年同期末比増減率 (%)	平成 28 年 12 月	7.7	▲3.3	7.2	7.4	6.6	5.8	6.5	12.9	10.5	12.0	Q4 2016			Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
		平成 29 年 3 月	12.6	2.4	10.1	7.4	14.2	18.9	10.9	15.3	8.0	14.6	Q1 2017				
		6	13.5	11.8	14.1	11.3	8.7	16.8	9.8	16.7	10.7	9.3	Q2				
		9	10.6	10.6	9.3	10.2	1.2	15.1	11.4	11.0	7.6	6.2	Q3				
		12	9.7	13.7	6.8	10.3	2.0	14.0	7.5	13.0	6.9	▲0.5	Q4				
商品在庫率	在庫率 (%)	平成 28 年 12 月	153.7	106.3	169.5	146.9	203.5	256.8	154.8	133.8	100.6	168.0	Q4 2016	Inventory ratio (%)	Inventory ratio		
		平成 29 年 3 月	169.3	105.5	177.4	155.3	219.5	319.2	168.8	155.4	98.6	202.1	Q1 2017				
		6	165.9	112.6	190.9	162.8	202.2	293.2	164.6	146.7	98.6	187.4	Q2				
		9	165.9	110.0	189.9	165.4	200.1	306.0	168.2	143.3	96.7	186.0	Q3				
		12	158.1	111.0	176.5	151.7	198.6	270.9	158.1	144.7	97.7	158.5	Q4				
	前年同期末比増減率 (%)	平成 28 年 12 月	1.9	0.6	1.5	5.4	2.2	1.2	4.3	5.1	▲0.1	6.0	Q4 2016			Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio
		平成 29 年 3 月	10.1	14.1	9.7	8.4	8.9	14.3	8.1	12.0	1.5	12.5	Q1 2017				
		6	7.5	5.8	8.8	6.9	2.4	8.3	8.7	12.2	2.4	8.4	Q2				
		9	2.7	▲0.3	2.5	1.3	▲5.5	6.2	6.3	5.7	▲2.0	2.2	Q3				
		12	2.9	4.4	4.1	3.3	▲2.4	5.5	2.1	8.1	▲2.9	▲5.7	Q4				

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

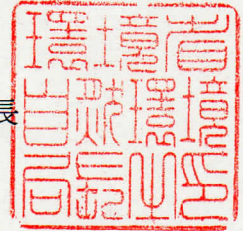


29 消安第 5381 号  
環自総発第 1802141 号  
平成 30 年 3 月 1 日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

環境省自然環境局総務課長



愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年農林水産省令・環境省令第 2 号。以下、「改正省令」という。）が平成 30 年 3 月 1 日付けで公布、施行されました。本改正の内容は、下記のとおりですので、その内容について留意の上、貴会傘下の会員に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

#### 記

#### 第 1 改正の内容

##### 1 省令様式の改正

省令様式第 1 のイからニにおいて、氏名を直筆する場合においては、押印を省略できる旨の規定が定められました。

##### 2 その他の改正について

常用漢字の見直しに伴う表記の適正化が行われました。

#### 第 2 施行期日

改正省令は、平成 30 年 3 月 1 日から施行されます。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則

平成21年5月18日農林水産省令・環境省令第2号

改正 平成30年3月1日農林水産省令・環境省令第2号

(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与に準ずるもの)

第一条 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第六条第一号の農林水産省令・環境省令で定める授与は、特定の者に対する授与であつて、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- 一 当該授与に係る愛玩動物用飼料が販売の用に供されるものであること。
- 二 当該授与に係る愛玩動物用飼料が不特定又は多数の者に販売以外の方法により授与されるものであること。

(製造業者等の届出)

第二条 法第九条第一項から第三項まで及び第五項の規定による届出は、様式第一による届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出してしなければならない。

(届出義務の適用除外)

第三条 法第九条第一項の農林水産省令・環境省令で定める者は、販売（法第六条第一号に規定する販売をいう。）を目的としない製造を業とする製造業者又は輸入を業とする輸入業者とする。

(製造業者等の届出事項)

第四条 法第九条第一項第四号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 製造又は輸入に係る愛玩動物用飼料が使用される愛玩動物の種類
- 二 当該愛玩動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日
- 三 輸出入として製造又は輸入する愛玩動物用飼料については、その旨

(製造業者等の帳簿の記載事項等)

第五条 法第十条第一項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 愛玩動物用飼料の製造年月日又は輸入年月日
- 二 製造業者にあつては、次に掲げる事項

イ 愛玩動物用飼料の製造に用いた原材料の名称及び数量

ロ 愛玩動物用飼料の製造に用いた原材料が譲り受けたものであるときは、譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称

三 輸入業者にあつては、次に掲げる事項

イ 愛玩動物用飼料の輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称

ロ 輸入した愛玩動物用飼料の荷姿

ハ 輸入した愛玩動物用飼料が製造された国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原材料の名称

2 法第十条第二項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 愛玩動物用飼料の譲渡しの年月日

二 譲り渡した愛玩動物用飼料の荷姿

3 法第十条に規定する帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して二年間保存しなければならない。

(身分を示す証明書の様式)

第六条 法第十二条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第二による。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

様式第1 (第2条関係)

イ

愛玩動物用飼料 (製造) (輸入) 業者届	
年 月 日	
農林水産大臣 殿 環境大臣 殿	住所 氏名 <span style="float: right;">印</span>
<p>下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項(第2項)の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</li><li>2 製造業者にあつては、愛玩動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地</li><li>3 販売業務を行う事業場及び愛玩動物用飼料を保管する施設の所在地</li><li>4 製造又は輸入に係る愛玩動物用飼料が使用される愛玩動物の種類</li><li>5 愛玩動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日</li><li>6 輸出用として製造又は輸入する愛玩動物用飼料については、その旨</li></ol> <p>備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	

(日本工業規格 A4)

ロ

愛玩動物用飼料 (製造) (輸入) 業者届出事項変更届	
年 月 日	
農林水産大臣 殿 環境大臣 殿	住所 氏名 <span style="float: right;">印</span>
<p>さきに 年 月 日付けて愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項(第2項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 変更した事項</li><li>2 変更した年月日</li></ol> <p>備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	

(日本工業規格 A4)

ハ

愛玩動物用飼料 (製造) 業者事業廃止届  
(輸入)

年 月 日

農林水産大臣 殿  
環境大臣 殿

住所  
氏名

印

さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項(第2項)の規定により愛玩動物用飼料 (製造) 業者の届出をしたが、 年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。  
備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(日本工業規格 A4)

ニ

愛玩動物用飼料 (製造) 業者事業承継届  
(輸入)

年 月 日

農林水産大臣 殿  
環境大臣 殿

住所  
氏名

印

さきに 年 月 日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項(第2項)の規定により届出がなされていた (製造) 業者の地位を承継したので、同条第5項の規定により届け出ます。

- 1 承継年月日
- 2 被承継者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 3 承継の原因

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(日本工業規格 A4)

様式第 2 (第 6 条関係)

(表)

(裏)

第 号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第  
12条第 2 項の身分証明書

写  真	官職及び氏名			
	生年月日	年	月	日
		年	月	日発行

身分証明書 発行者名 印

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (抄)

第12条 農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取（以下「立入検査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4・5 (略)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第12条第1項又は第13条第1項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。



29 福保健薬第4144号

平成30年2月22日

日本チェーンドラッグストア協会

会長 青木 桂生 様

東京都福祉保健局長健康安全部長

高橋 博 則



東京都薬局機能情報提供システム「t-薬局いんふお」のホームページの  
リニューアルについて（周知）

平素より東京都の薬事行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、東京都では東京都薬局機能情報提供システム「t-薬局いんふお」のホームページをリニューアルいたします。

リニューアルにより、本ホームページのURLが下記のとおり変更になりますので、お知らせいたします。

記

1 ホームページ

東京都薬局機能情報提供システム「t-薬局いんふお」

変更前のURL <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq/qq13tomlt.asp>

変更後のURL <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

※引き続き、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」と同一URLになります。

なお、リニューアル後は、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」と東京都薬局機能情報提供システム「t-薬局いんふお」を統合したトップ画面となります。

2 リニューアル日時

平成30年2月28日（水曜日）16時（予定）

3 リンク

本ホームページへのリンクは、原則自由です。貴会のホームページ等にリンクを掲載いただける場合に、手続きは必要ありません。

問合せ先

担当：東京都福祉保健局健康安全部

薬務課薬事調整担当 大島、五十嵐

電話：03-5320-4511（直通）

平成30年2月27日

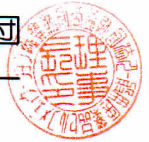
関係者 各位

平成30年度助成募集開始のお知らせ

公益財団法人

一般用医薬品セルフメディケーション振興財団

理事長 佐藤 誠



謹啓

向春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

本財団は、設立後13年目を迎える公益財団法人でございます。

設立以来、多くの人々に安全で使い易い一般用医薬品を供給するための調査・研究や啓発事業に対して、また、一般用医薬品の適正使用を推進するための調査・研究や啓発事業に対して助成を行っておりますが、今年も3月1日～4月30日の間で、平成30年度の助成募集を実施することになりました。

本財団の助成は、今年で13回目となり、毎年多数の方が応募されております。

つきましては、皆様からのご応募を心よりお待ちしておりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| 1. 募集期間      | 平成30年3月1日～4月30日迄   |
| 2. 採否決定      | 平成30年6月中（決定後本人に通知） |
| 3. 助成金交付月    | 平成30年8月と11月（分割支給）  |
| 4. 成果報告書提出期限 | 平成31年4月30日（期限厳守）   |

同封書類等

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 1. 平成30年度助成募集ポスター  |                         |
| 2. 平成30年度助成の募集について | 1部（ホームページからダウンロードできます。） |
| 3. 調査・研究応募書類       | 1部（ホームページからダウンロードできます。） |
| 4. 啓発事業等応募書類       | 1部（ホームページからダウンロードできます。） |

\*応募課題に沿ってご応募いただきますので、必ずホームページ（URL：[www.otc-spf.jp](http://www.otc-spf.jp)）をご覧ください。又、ご質問等ございましたら、事務局 日西（ひにし）宛ご連絡ください。

TEL 03-3501-5492 FAX 03-3501-2301

E-mail: shigeto.hinishi@sato-seiyaku.co.jp



## 協会ホームページについて

- 「ながら筋トレ体操」のご案内を掲載しました！！YouTubeにもアップしましたのでぜひご覧ください。

## 事務局だより

- ・第34回ブロック総会が終了しました。今回は2月19日(月)の東日本ブロックを皮切りに、20日(火)中部ブロック、22日(木)西日本ブロック、23日(金)九州ブロックというスケジュールでした。今年のJACDSの活動内容をお伝えするとともに、全国4カ所における、地域の正会員と賛助会員との交流の場でもありました。総会の前には支部長会も行われ、薬務課訪問の報告などがなされました。
- ・第8回のJACDS上場企業意見交換会(トップ会)と常任理事会の合同会議が2月に行われました。JACDS会員企業の上場企業のトップの方に集まっていただき、業界動向、課題、問題点などを共有し、意見交換する場です。ドラッグストア業界には、課題が山積しており、その解決に向けては、一層活発な活動が必要であり、上場企業がもっと、協会活動を支援しないといけないのではないかという意見が出されました。大変、心強い発言であり、具体的活動への期待が高まりました。
- ・第18回JAPANDラッグストアショーが間近に迫りました。富山浩樹実行委員長のもと、青年部会の委員の方々の積極的なプロモート活動があり、過去、最大規模での開催となりました。本年も趣向を凝らしたブースが多く展開されることになると思います。また、各委員会からのセミナー、イベントも盛りだくさんとなり、ドラッグストア業界に身を置く方にはぜひ、ご来場いただきたいと思います。
- ・電子タグ(RFID)に関する新聞報道がありました。経済産業省と日本チェーンドラッグストア協会が共同して、電子タグ(RFID)の導入研究を始めるという内容です。詳しい内容は、JAPANDラッグストアショーの初日に、共同宣言として発表されます。人手不足解消は10兆円産業化を目指すドラッグストア業界にとっては今から着手しなければならない大きな課題の一つです。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。
- ・第13回セルフ Medikation Awardのグランプリ受賞作品のスペシャルイベントもJAPANDラッグストアショーと同時開催されます。3月16日の13時から幕張メッセです。よろしくお願い致します。

発行日	平成30年3月13日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: <a href="http://www.jacds.gr.jp">http://www.jacds.gr.jp</a>	e-mail: <a href="mailto:sec@jacds.gr.jp">sec@jacds.gr.jp</a>